

# 諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査

平成 1 6 年 9 月

内閣府国民生活局

## 目次

### - 現地調査日程表

第1章 本調査報告書の概要	1
第1節 EU 諸国における消費者団体訴訟制度	2
第2節 アメリカにおけるクラスアクション制度	20
第2章 欧州委員会(EU)調査報告書	24
1. EUにおける消費者保護政策の流れ	25
2. 「消費者契約における不公正条項に関する指令」	28
3. 「消費者の利益を保護するための差止め命令に関する指令」	31
4. EUレベルでの消費者団体の活動	33
5. 今後の方向性	34
添付資料	
1.93年EC指令93/13/EC	
2.98年EC指令98/27/EC	
3.EU有資格団体リスト	
第3章 ドイツ調査報告書	35
1. 歴史	36
2. 現行法制度	38
3. 制度の背景	44
4. 登録制度の運用の実情	48
5. 訴権行使の実態	50
別稿	
「ドイツにおける団体訴訟の新展開 - 法律相談法上の消費者団体訴訟」	
添付資料	
1.不正競争防止法(仮訳)	
2.不作為訴訟法(仮訳)	
3.民法305条以下(仮訳)	
4.書籍価格拘束法(訳)	
5.法律相談法(仮訳)	
6.消費者団体登録申込書(仮訳)	

<b>第4章 フランス調査報告書</b> . . . . .	<b>56</b>
1. 歴史 . . . . .	57
2. 現行法制度 . . . . .	59
3. 制度の背景 . . . . .	67
4. 認可制度の運用の実情 . . . . .	68
5. 訴権行使の実態 . . . . .	71
添付資料	
1.消費法典(消費者団体訴訟制度関連部分抜粋 - 仮訳)	
2.消費者法典(規則部分コンセイユデータのデクレ - 仮訳)	
3.消費者保護団体の認可に関して(1988年6月21日のアレテ - 仮訳)	
4.フランス消費者法典における刑罰規定	
<b>第5章 オランダ調査報告書</b> . . . . .	<b>80</b>
1. 歴史 . . . . .	81
2. 現行法制度 . . . . .	82
3. 制度の背景 . . . . .	88
4. 登録制度の運用の実情 . . . . .	90
5. 98年EU指令との関係 . . . . .	90
6. 訴権行使の実態 . . . . .	91
添付資料	
1.民法典第3編第305a条～305c条	
他者の利益保護を目的とした特定法人の提訴権限に関する条文(仮訳)	
2.民法典第6編231条～247条 約款関連条文(仮訳)	
<b>第6章 イギリス調査報告書</b> . . . . .	<b>100</b>
1. 歴史 . . . . .	101
2. 現行法制度 . . . . .	103
3. 制度の背景 . . . . .	109
4. 指定制度等の運用の実情 . . . . .	110
5. 訴権行使の実情 . . . . .	112
添付資料	
1.英国 Enterprise Act 2002 消費者関連部分(仮訳)	
2.1999年消費者契約における不公正条項規則(仮訳)	

<b>第7章 イタリア調査報告書</b> . . . . .	<b>118</b>
1. 歴史 . . . . .	119
2. 現行法制度 . . . . .	121
3. 制度の背景 . . . . .	127
3. 登録制度の運用の実情 . . . . .	129
4. 訴権行使を行う消費者団体の実情 . . . . .	130
添付資料	
1.消費者及び使用者の権利に関する規律(仮訳)	
2.国レベルの消費者及び使用者を代表する団体として登録するための基準を定める規則(仮訳)	
 <b>第8章 アメリカにおけるクラスアクション制度</b> . . . . .	 <b>137</b>
1. 制度の概要 . . . . .	138
2. 現行法制度 . . . . .	141
3. 制度の背景 . . . . .	149
4. 訴権行使の実態 . . . . .	151
添付資料	
1.連邦民事訴訟規則 Rule23 クラスアクションに関する条文(仮訳)	

## 現地調査日程表

(2004年1月4日～1月23日)

日 時	訪問先
<b>フランス</b>	
<b>1月5日(月)</b>	
09:00～12:45	DGCCRF (経済財政工業省・消費者保護総局)
16:00～18:30	UNAF(全国家族協会連合)
<b>1月6日(火)</b>	
9:00～11:30	CLCV(消費・住居・生活の枠組み連合)
15:00～16:30	司法省内パリ市検察局
<b>1月7日(水)</b>	
09:30～11:30	INC(国立消費研究所)
13:00～15:00	MEDEF(フランス企業運動)
<b>イギリス</b>	
<b>1月8日(木)</b>	
09:00～11:30	DTI(通商産業省)
13:00～16:00	OFT(公正取引庁)
<b>1月9日(金)</b>	
09:30～12:00	Consumer Association (消費者協会)
13:00～14:30	LCCI(ロンドン商工会議所)
16:00～18:00	Consumer International (CI)
<b>1月13日(火)</b>	
<b>ドイツ</b>	
<b>1月12日(月)</b>	
09:00～11:30	Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft (消費者保護・食糧・農業省)
14:00～15:30	VZBV(ドイツ消費者保護団体連盟)
19:00～23:30	ドイツ連邦司法省
<b>1月13日(水)</b>	
09:00～11:00	BDI(ドイツ産業団体全国連合会)

<b>ベルギー</b>	
<b>1月16日(金)</b>	
10:00 ~ 12:30	COFACE(欧州家族協会連合)
15:00 ~ 16:30	欧州委員会、保健・消費者保護総局
<b>オランダ</b>	
<b>1月19日(月)</b>	
13:00 ~ 15:00	経済省・競争局/司法省合同会議
<b>1月20日(火)</b>	
09:30 ~ 11:30	コンスメンテンボンド ( Consumentenbond )
12:30 ~ 14:00	オランダ産業連盟 ( VNO-NCW )
<b>イタリア</b>	
<b>1月22日(木)</b>	
09:30 ~ 12:00	生活活動省・市場調和保護総局 ( CNCU )
<b>1月23日(金)</b>	
10:00 ~ 12:00	銀行/金融/郵便サービス利用者協会 ( ADUSBEP )
13:00 ~ 15:00	消費者全国ユニオン ( UNC )
16:00 ~ 17:00	イタリア産業総連盟 ( CONFINDUSTRIA )

## 本調査報告の概要

## 第1章 本調査報告の概要

### 第1節 EU諸国における消費者団体訴訟制度

#### 第1．EUにおける消費者保護政策および消費者団体訴訟制度に関する指令

##### 1．経緯

1972年10月、加盟国の首脳による会談において、欧州委員会は市民に対して、より利用しやすい実効的な市場環境を整備し、その生活水準を改善すべきであることが確認された。それ以降、多くの指令が採択された。最も重要なものは以下のようなものである。

比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令（Council directive 84/450/EEC）

訪問販売に関する指令（Council directive 85/577/EEC）

瑕疵ある製造物に対する責任に関する指令（Council directive 85/374/EEC）

その後、1992年のマーストリヒト条約(1993年発効)では、129a条において、(1)欧州内部の統一市場の構築にあたって消費者の利益を守らなければならないこと、(2)消費者の健康、安全性、経済利益を守り、消費者に相応の情報を提供するために、EUの政策として加盟国の政策を支援し、補足する行動をとる、という二つの視点から、消費者保護の重要性を指摘している。

この条文は、アムステルダム条約において153条に改番され、経済社会の変化に応じて、消費者の利益は守られるべきとして、下記の3点を柱に大きく内容が充実された。

消費者利益を促進し、消費者保護を高いレベルで実現するために、共同体は、消費者の健康、安全、経済利益を守ると共に、情報を知り、教育を受ける権利、自らの利益を守るために組織化する権利を支援する

他のEUの政策や活動を定め、遂行する際に、消費者保護の要請を考慮することを義務とする

加盟国は、域内市場が完成する過程において、95条（科学的事実に基づく発展を考慮し、健康、安全、環境保護、消費者保護を高水準に保つ）に準拠した施策を採り、共同体は、加盟各国によって準拠された政策を監視、保管、支援する施策を採る。

EUの消費者保護施策のうち、消費者の経済利益の保護を対象とした指令には、下記のものがある。

- ・ 93年「消費者契約における不公正契約条項に関する指令」(93/13/EC)（2．参照）
- ・ 98年「消費者利益の保護を目的とする差止請求に関する指令」(98/27/EC)
- ・ 98年指令で対象とされた9指令（3．参照）
- ・ 99年「商品販売に関する指令」(99/44/EC)  
域内市場を横断する消費者の権利の最低限の保障
- ・ 2000年「電子商取引に関する指令」(2000/31/EC)

## 2. 「消費者契約における不公正条項に関する指令」93/13/EEC (1993年4月5日)

### (1) 概要

1993年4月5日、EC閣僚理事会は「消費者契約における不公正条項に関する指令」(以下「93年EC指令」)を採択した。

この93年EC指令は、物及びサービスの取得者を売主又は提供者の力の濫用から保護するために、不公正条項に関する統一的な法の準則を採用しようとするものであり(序文9)この準則は、売主又は提供者と消費者の間で締結される全ての契約に適用される(序文10)

### (2) 指令の各国政策への影響

国別に国内法化のための法改正等がなされた時期は以下のとおりである。

ギリシャ(1991、1994年)、スウェーデン(1994年)、フィンランド(1994年)、イギリス(1994年、1999年)、フランス(1995年)、イタリア(1994年)、ポルトガル(1995年)、ドイツ(1996年)、オーストリア(1996年)

## 3. 「消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令」98/27/EC(1998年5月19日)

### (1) 概要

1998年5月19日、欧州議会及び欧州理事会において、「消費者の利益を保護するための差止命令に関するEU指令」(以下「98年EU指令」)が採択された。同指令において、以下に列挙する指令に違反する行為で、かつ、消費者の集団的利益を損なう行為の差止の権利が適格者に与えられることになった。

比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令(84/450/EEC)

訪問販売に関する指令(85/577/EEC)

消費者金融に関する指令(87/102/EEC)

たばこ等についてのテレビ広告の禁止・制限に関する指令(89/552/EEC)

パック旅行に関する指令(90/314/EEC)

人に使用する医薬品広告に関する指令(92/28/EEC)

消費者契約における不公正条項に関する指令(93/13/EEC)

期間限定の不動産利用権に関する指令(94/47/EC)

通信販売に関する指令(97/7/EC)

消費動産などに関する指令(99/44/EC)

電子商取引に関する指令(2000/31/EC)

通信による消費者金融取引等に関する指令(2002/65/EC)

さらに本指令は、加盟国の自国内で発生した「違反行為」が他の加盟国の消費者の集団

的利益に影響を与えている場合には、その他国の「適格者」が自国において本指令に規定する訴訟手続を行えるようにすることを加盟各国に求めている(第4条第1項)。

#### (2) 指令の各国政策への影響

98年EU指令の条文上は、指令の発効日から30日以内に必要な国内法化をすることとなっている(8条1項)。また、欧州委員会は発効後5年を目処として指令の実施状況を報告することとされている。

ドイツ、フランス、オランダ、イギリス、イタリア、スペインでは、国内法化の作業が一段落している。ルクセンブルグやポルトガルは遅れており、両国ともに、まだ適格団体のリストがEUに提出されていない。

#### (3) 98年EU指令に基づく登録消費者団体の概況

98年EU指令第4条に基づいて、各国の消費者団体からの要請に基づき、各国で適格指定、あるいは認定を受けた「適格者」の名前が各国の権限ある機関によってEUに通知されている。EUでは、その通知を受けて毎年2回、6月と12月に保健・消費者保護総局が適格団体のリストに掲載する。

#### 4. EUレベルでの消費者団体の活動

90年代初頭まで、消費者分野では僅か4つの団体(労働組合、EURUCO、BEUC、COFACE)しかなかった。

現在では、欧州レベルで補助金の対象として欧州委員会が認めている消費者団体は、消費者問題に限定して活動しているBEUCのみである。

欧州委員会は、補助金支給の条件として、少なくとも加盟25ヶ国の半分以上の国において消費者団体として認証された団体が傘下に加盟していなければならないとしている。

#### 5. 今後の方向性

EUでは、消費者保護政策を実行するに当たって、国際間の訴権行使の執行が課題となっている。そのため、現在、国境を越えた各国行政機関同士の相互協力の枠組み作り着手しているが、難航している。

消費者団体に損害賠償請求権を与えるという方向性について、欧州委員会保健・消費者保護総局は現在のところ、積極的な取り組みをしておらず、まず、現在の制度の定着に主眼を置いている。

さらに、商取引について、欧州全体の共通の枠組みや標準契約用語など、契約法や民事訴訟法の調和化が課題となってくると考えられている。

## 第2 EU各国における消費者団体訴訟制度の概略

### 1. ドイツ

#### (1) 現行法制度

##### 1) 訴権の内容

不正競争防止法による差止請求

新不正競争防止法 8 条 1 項により、不正競争防止法違反行為に対する除去ないし差止請求権が認められている。

差止訴訟法による差止請求

##### a 普通取引約款についての差止め及び撤回請求権（同法 1 条）

普通取引約款中に、民法 307 条ないし 309 条により無効な条項を使用し、又は推奨する者に対しては差止、推奨の場合には撤回も請求しうる。

##### b 消費者保護法規違反行為の際の差止請求権（同法 2 条）

普通取引約款の使用又は推奨以外の方法により、消費者保護法規に違反する者に対しては消費者保護の利益のため差止を請求することができる。

書籍価格拘束法による差止請求

書籍価格拘束法 9 条により、書籍出版者の最終販売価格設定義務（同法 5 条）や最終販売者の価格維持義務（同法 3 条 1 項）等の書籍価格拘束法の規定に違反する者に対して、その差止を請求することができる（同法 9 条）。

法律相談法による損害賠償請求

一定の消費者団体が、消費者の損害賠償請求権の譲渡を受けて事業者に請求することができる。

不正競争防止法による利益剥奪請求

不正競争防止法に故意に違反し、これによって購入者の大多数の負担で利益を獲得した者に対して、その利益を国庫へ返還するよう請求しうる権利である（新 10 条 1 項）

#### 2) 適格団体の要件

提訴権を有する消費者団体の要件は、以下のとおりである（差止訴訟法 4 条）。不正競争防止法・書籍価格拘束法においても、この要件が準用されている。

消費者の利益を、啓発助言を通じて、営業としてでなく、かつ単に一時的にではなく、擁護することがその定款上の任務に属すること

法人格を有すること

の任務のもとで活動している団体もしくは75名以上の自然人構成員を有すること  
1年間以上の存続

その従前の活動に基づき適切な任務履行の保証

上記条件を満たして連邦管理庁のリストに記載された団体

ただし、公的資金援助を受けている団体は無条件で登録される(差止訴訟法4条2項)。

なお、法律相談法による債権譲渡を受けうる消費者団体の要件は、「公の資金」により援助を受けていることである(法律相談法1条3項8号)。

### 3) 判決の効力

#### 主観的範囲

現行条文の解釈及び通説判例によれば、団体に固有の実体的差止請求権があるとされている。この考え方に立てば、異なる団体の訴訟の訴訟物は別個であり、判決の効力はあくまで当事者限りに及ぶのみである。

ただし、不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するときは、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる(差止訴訟法11条)。

#### 判決違反に対する制裁

事業者が差止を命ずる判決に従わない場合、消費者団体が行政裁判所に申し立てることにより、事業者は秩序金の支払を命じられる(ドイツ民訴法890条)。

### 4) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の団体が同一案件について同時に提訴することは、理論上は可能である。ただし、実際には、そのような事態はほとんどあり得ないという。

### 5) 判決の公表

差止請求が認容される場合、勝訴当事者は、判決で、判決の命令部分を敗訴当事者の負担において一定期間内に公表させる権限を認められる(新不正競争防止法12条3項、差止訴訟法7条)。

## (2) 登録制度の運用の実情

登録の審査は連邦管理庁が担当している。申請に際しては、連邦管理庁に定型の申請書・質問状が準備されている。団体はこれに回答し、定款、メンバーリスト、活動の証明等を提出する。連邦管理庁では、書類が適切であるかをチェックし、団体の目的、過去に実施した消費者保護活動について審査をした結果、登録の可否を決定する。審査期間は、およそ3~4週間で、基本的には書類審査である。

適格指定の申請が却下された場合、団体は行政裁判所に不服申立てができる。

登録に有効期限はないが、定期的なチェックがなされる。適格要件が満たされなくなった団体に関しては、原則として登録が取り消される。

現在リストに登録されている団体の総数は 69 団体である。

### (3) 訴権行使の実態

#### 1) ドイツにおける消費者団体の現状

ドイツでは、消費者保護組織が州ごとに組織されている。16 の州には必ず消費者センターがあり、連邦レベルの団体として VZBV (ドイツ消費者センター総連盟) がある。この他にも小さな団体が存在する。

#### 2) VZBV における訴権行使の実情

VZBV と各州の消費者センターとは役割分担をしており、各地の消費者センターが消費者個人を対象とした法務相談を行い、VZBV は、これらの地方組織の相談による事例の発見により団体訴権の行使を行う。

具体的にアクションを起こすことになったケースについては、正式な訴訟手続きに入る前に事業者に警告を発し、不当行為を止めるという事業者の宣言と、その約束を破った場合の違約金支払いの約束を取り付ける。ほとんどのケースは和解に至っているという。企業が警告を拒否すれば訴訟が提起される。

取扱件数は、不正競争防止法に関しては、1967 年から現在までに年平均 500 から 600 件程度警告書を送付している。訴訟に発展したものはおよそ 60 件程度である。不当条項に関しては、年間 100 ~ 150 件程度警告を送付している。このうち訴訟に発展するものは年間 40 件ほどである。

#### 3) 消費者団体に対する支援

##### 日常の活動に対する行政の財政的支援

消費者団体に対する補助金は、連邦レベルの VZBV には消費者保護省が、それ以外の消費者団体については州レベルの消費者保護局が支給している。

消費者保護省が 2003 年に VZBV に拠出した補助金額は 870 万ユーロとなっている。このような用途を定めない補助金のほか、消費者保護省ではプロジェクト補助金として 1,500 万ユーロの別途予算が計上されている。

##### 訴訟活動に対する支援

政府は、基本的には、個別訴訟に対する支援を行うことはせず、消費者団体の自主性に任せている。なお、適格消費者団体は、一定要件の下で、通信事業者等に対して、加入者等の名前や住所の情報提供を求めることができる (差止訴訟法 13 条)。

#### 4) 濫訴問題に対する対応

不正競争防止法による差止請求、消費者保護法規違反行為に対する差止請求それぞれにつき、濫用的訴訟の禁止が明記されている。不当約款の差止請求については、そのような規定はない。また、消費者団体の提訴資格要件のうち、人数要件（75人）については不当な目的を持って訴訟を行う団体を排除する目的がある。

### 3. フランス

#### (1) 現行法制度

##### 1) 訴権の内容

民事訴権（*action civile*、L421-1条。以下、Lと付した条文は消費法典の条文）

認可を受けた消費者団体は、消費者全体に直接または間接に損害をもたらす事件につき、民事訴権当事者に認められる権利を行使することができる。

この民事訴権とは、刑事事件の被害者がその事件によって生じた損害の賠償を求める訴権である。L421-1条は、この刑事事件の被害者に認められた権利を、消費者の集団的利益を侵害する刑事事件に限り、認可を受けた消費者団体に対しても認めるものである。フランスにおいては、消費者の利益を保護するための規制の多くに刑事罰の規定があるため、この消費者団体に対する民事訴権の承認により、事業者による消費者保護法規違反のかなりの部分について訴権を行使することが可能となっている。

しかも、民事訴権は損害賠償請求が原則であるが、認可消費者団体に対しては、違法な行為の差止を命ずるよう裁判所に求める権利も認められている（L421-1条）。

なお、この民事訴権により消費者団体が請求する損害賠償は消費者の集団的利益に対する賠償であり、消費者個々に発生する被害とは異なる性質のものとされる。

不正行為差止訴権（*Action en cessation d'agissements illicites*、L421-6条）

1988年に認められた不当条項削除訴権の流れをくむ訴権であるが、98年EU指令に対応させるため、不当条項だけでなく98年EU指令第1条で指定された指令を国内法化した規定に関するあらゆる不正行為の差止を求めることが可能となった。また、明文はないものの、判例により損害賠償（これも消費者個人の損害ではなく、消費者集団の利益に対する損害の賠償を求めるもの）を求めることも認められている。

消費者個人による損害賠償請求訴訟への参加（*Interventions en justice*、L421-7条）

これは、刑事罰の科されない消費者保護法規違反であっても、消費者による損害賠償請求訴訟が先行して提起されている場合には、この訴訟に認可を受けた消費者団体が訴訟参加して、損害賠償請求（消費者集団に対する賠償）や差止請求をなすことを認めるものである。

### 共同代理訴訟（Action en représentation conjointe、L422-1条）

同一の事件により被害を受けた二人以上の消費者から書面による委任を受けることを条件として、認可を受けた消費者団体が彼らの損害賠償請求権を代理して行使することを認める制度である。

#### 2) 認可消費者団体の要件

フランスにおける消費者団体訴訟制度の特徴は、前記の訴権行使が行政による認可を受けた消費者団体によってなされる点にある。具体的要件は、以下のとおりである。

全国ないし地方レベルでの代表資格を有すると評価されること

具体的には、(a)1年以上の存続、(b)消費者利益の保護活動、(c)全国レベルの団体については1万人以上の会員が求められる。

あらゆる事業者活動から独立していること。生活協同組合については、例外とされる。

社団として適法に設立の届出がなされていること

消費者の利益保護を社団の目的として定款に明示していること

なお、家族・社会援助法により設立された団体については、認可不要とされている。

#### 3) 判決の効力

判決の効力が及ぶ主観的な範囲は、その訴訟当事者限りである。

判決に従わない事業者に対しては、消費者団体の申立により罰金が科せられる罰金強制という制度がある。この罰金は国庫に納付される。

#### 4) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の消費者団体が、同一事業者かつ同一事件に関して、同時に訴訟を提起することは可能である。法制度上も、複数の訴訟が同時に提起されうることを前提としている。これは、差止請求、損害賠償請求のいずれであっても区別はない。

#### 5) 判決の公表

共同代理訴訟以外の消費者団体訴訟においては、裁判所は、判決についての情報を、あらゆる適切な手段によって、公に報道するよう命ずることができるとされている。この公表にかかる費用は、敗訴当事者が負担することとなっている。

### (2) 認可制度の運用の実情

認可は、全国レベルの団体については消費問題担当大臣と法務大臣の共同のアレテにより、地方レベルの団体については県知事のアレテによりなされる。また、認可をなすかどうかにあたっては、その団体の本店が所在する地の検事局の意見を聞く。

認可を希望する団体は、定款・活動報告書・財政報告書等の必要書類を提出する。提出受付機関での書類審査のあと、検事局により実質的審査が行われる。必要に応じ行政調査もなされる。最終的に、法務大臣と消費問題担当大臣とが共に認可を可とするときは、その共同のデクレにより官報に掲載される。これらの手続は 6 ヶ月以内になされる必要があり、期間を徒過した場合は、認可は認められたものとみなされることになっている。

認可を認めない決定に対して不服がある場合には、国レベルであればconseil・デタ、地方レベルであれば地方の行政裁判所に対して、不服申立が可能である。

認可の有効期間は 5 年である。認可の更新に際しては、基本的には最初の認可と同様の審査が行われる。認可の要件を欠くに至った場合は、認可が取り消される。

認可団体数は全国レベルで 18、地方レベル 824 である。

### (3) 訴権行使の実態

#### 1) 消費者団体による訴権行使の現状

現在、訴権行使のための認可を取得している全国レベルの団体は 18 団体存在するが、比較的、訴訟活動を活発に行っているのは、UFC、CLCV、UFCS、Famille Rurales である。特に、UFC と CLCV については、財政規模も大きく、訴訟件数も多い。UNAF に関しては、地方組織である UDAF が訴訟や交渉に取り組んでいる。各団体とも、いきなり訴訟を提起するのではなく、事業者との交渉を最初に行うのが通常であり、多くの案件が交渉段階で解決するという。

フランス全土における消費者団体訴訟の件数については、公式にはそのような分類で統計が取られていないため、不明であるが、UFC-Que Choisir には、平均して約 100 件の訴訟が係属しており、CLCV では約 30 件の訴訟が係属していた。消費者団体が提起する訴訟の類型としては、民事訴権が多い。不当条項削除請求についても、比較的行使されている。一方、共同代理訴訟は、制度の使いにくさもあり、ほとんど活用されていない。

人的資源の面で見ると、団体訴訟を積極的に行っている団体においては、いずれも団体内部に相談の専門家や法律素養のある人材が確保されており、訴訟提起の場面を除いては弁護士の助力がなくとも相談受付や事業者との交渉を行いうる体制が整えられている。

#### 2) 消費者団体に対する支援

消費者団体に対する補助金は、DGCCRF (競争・消費及び詐欺防止総局) により支給される。ただし、認可の有無は補助金の支給の条件にはなっていない。フランス政府としては、消費者団体は重要な存在であると認識されており、補助金の支給はむしろ不可欠であると考えられている。

全国レベルの 18 の認可団体のうち、政府の補助金に頼らなくても活動が可能な団体は 2 団体 (UFC-Que Choisir、CLCV) 程度であり、それ以外の団体は政府の補助金が活動に不可欠となっている。

### 3) 濫訴問題に対する対応

フランスにおいては、ドイツのような不当な目的による訴訟を禁じるような直接的な規定はない。明らかな不当訴訟については、名誉毀損や不法行為の一般法理により損害賠償が命じられることになる。また、民事訴権の行使においては、検察官の公訴が先行していない場合に裁判所に供託金を預ける必要がある。

## 3. オランダ

### (2) 現行法制度

#### 1) 訴権の内容

##### 民法典第3編第305a条~305c条による訴権

1994年4月の改正で導入された民法典第3編第305a条によれば、団体による訴訟は、「完全な権利能力を有する財団または社団は、その定款で当該利益の促進が定められているかぎり、他者の同種の利益(*gelijksoortige belangen van andere personen*)を保護するために訴訟を行うことができる。」とされている。

また、第3編305c条では、EU指令に対応して他国の団体も同様に他者の利益のための訴訟を起こすことができるとしている。

##### 民法典第6編債権総則、約款規制条項による差止請求

1992年施行の民法典第6編第231条~247条によって、一定の不当約款条項を無効とする規定と共に、これら不当約款条項の使用・推奨の差止めを消費者団体が請求しうる旨の規定がおかれた。この規定は、第3編305a条との関係で特則として位置づけられるものである。なお、この不当約款条項の差止請求に関しては、判例により、現に被害が生じていない段階での予防的な訴訟追行も可能とされている。

##### 消費者団体が損害賠償を求めて事業者と交渉する権利を認める動き

現在、オランダ司法省では、第3編305a条で認められていない損害賠償請求の枠組みを整備し、集団的損害(*damages of mass harms*)につき、団体に損害賠償請求を目的とした交渉権を付与する制度の導入について、検討を行っている。

##### 訴訟代理権および債権取立て代行による損害賠償訴訟

消費者団体は、団体訴訟の枠外で訴訟代理人として、あるいは、被害者から取立委任を受け代理権に基づいて、損害賠償訴訟を進行することが可能である。

#### 2) 適格団体の要件

完全な権利能力を有する財団または社団であれば、適格審査・認可などは不要とされる。その財団又は社団の定款上の目的に合致する限り、第三者の利益を保護するための訴訟を提起することが可能である。

さらに、第3編305b条では、「民法第2編第1条に記載された法人は、・・・他者の利益保護を目的とする訴訟を行なうことができる。」としており、行政機関や自治体、行政外郭機関も他者の利益保護を目的とする訴訟を起こすことが可能と定めている。

第3編305c条では98年EU指令に対応して、EUのリストに登録された他国の消費者団体もオランダ国内にて団体訴訟の提起が可能であると明示している。

### 3) 判決の効力

#### 主観的範囲

判決の既判力が及ぶ範囲は、訴訟の当事者である利益団体と被告に限られる。しかし、この判決の効力の影響を受けうる個人は、判決の効力に異議を唱えることによって、訴訟の結果を拒否することができる（民法典第3編305a条第4項）。

なお、不当約款の差止請求については、民法典第6編243条により、「約款条項の使用を禁止されたものにより、その禁止に反して契約に採用された約款条項は、無効とすることができる。」とされており、いわゆる援用制度が採用されている。

#### 判決違反に関する制裁

判決や裁判所の命令に従わない場合、民事執行法に基づいて、判決の執行官の権限のもとに、事業者の全ての銀行口座の凍結と、全活動の停止を命じることができる。

### 4) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の団体が、同一事件に関して同時に訴訟を提起することは、制度上可能である。ただし、現実には裁判官の判断によって訴訟が併合される可能性が大きい。

### 5) 判決の公表

民法典第6編第241条第3項c号および第3編第305a条に基づいて、原告は、被告に対して全国紙に判決の公表を求めることができる。ただし、実際の運営においては、判決の公表が社会的利益に資する場合に限られている。

### 6) 事前協議

民法典第3編第305a条第2項によれば、団体は基本的に、まず被告との協議によって要求内容の実現に努めなくてはならない、という条件があるが、これは提訴資格を満たすための重要な要件である。

## (2) 登録制度の運用の実情

オランダ国内においては、完全な権利能力を有する財団又は社団であれば、一般に訴訟提起が可能であるため、適格団体を登録するというような制度は存在しない。

98年EU指令に基づく、他国での訴訟追行が可能とされる団体のリストへの登録については、団体が法務省にリストへの掲載を申請することにより、同省がEUに通知し、登録されることになっている。現在までに登録された団体は、コンスメンテンボンド（Consumentebond）のみである。

### （3）訴権行使の実態

#### 1）オランダの消費者団体の現状

オランダでは、コンスメンテンボンドが全消費者分野をカバーする唯一の消費者団体とされている。これ以外には、特定分野に特化した小規模な消費者団体がある。

#### 2）コンスメンテンボンドにおける訴権行使の実情

まず、電話やインターネットなどでの相談、機関紙への投稿などから収集される情報の中から数多くの被害が生じている問題についてタスク・チームを結成し、会員全体の利益に関わる問題だと判断した場合、その問題の実態を社会に知らせるために、キャンペーンを実施する。被害の全体像、法的な問題点を総合的に勘案し、団体として訴訟提起が妥当と判断した場合、団体訴訟を起こす。

団体訴訟の提起を決めた場合、先ず企業との交渉を行う。交渉プロセスを経て、裁判に持ち込む十分な理由があると判断した場合、裁判所で戦うこととなる。

社会的影響力も大きく、裁判の規模も大きい場合、訴訟費用については消費者からの寄付によって集めた特別基金を創設し、取り組むことがある。

#### 3）消費者団体に対する支援

##### 日常の活動に対する行政の財政的支援

行政からの財政的支援は行っていない。コンスメンテンボンドについては、94年まで補助金の支給があったが、政府の財政事情が逼迫していることと、同団体がより独立性の高い運営を行うために辞退したことにより、補助金支給は打ち切られている。

ただし、政府は、消費者保護政策に関するプロジェクトの一部を委託に出しており、予算の一部をプロジェクト実施団体に支払っている。

##### 訴訟活動に対する支援

政府は恒常的な財政赤字に直面しており、国庫からの補助金は、広域の医療被害(薬害)があった時など、ケースによって極めて限定されている。従って、消費者団体の訴訟活動に関する行政の訴訟費用支援は基本的にないと言ってもよい。

#### 4) 濫訴問題に対する対応

権利の濫用に関する一般的な条項が、民法第3編第13条にあるが、どのような状況を具体的に濫訴と定義するかは明示されていない。なお、団体訴訟の提起にあたっては事業者と事前協議が求められているが、これは濫訴抑制に必要なプロセスであるという意識が、行政、消費者団体双方にある。

## 4 イギリス

### (1) 現行法制度

#### 1) 訴権の内容

##### 差止請求

##### 1999年不公正条項規則による差止請求

規則の付属書に記載された適格者(qualifying body)は、消費者契約において一般的に使用するために作成された不公正条項を使用し、またはその使用を推奨している者に対して差止命令を裁判所に求めることができる(12条第1項)。

##### Enterprise Act 2002, Part 8による差止請求

##### a) 国内違反(domestic infringements)に対する差止請求

国内違反とは、国務大臣の命令により定められたものであって、かつ一定の条件を満たす、事業の過程でなされた作為ないし不作為で、イギリス国内における消費者の集団的利益を侵害するものをいう(211条1項)。

この国内違反に対しては、一般的執行者(general enforcer)及び指定執行者(designated enforcer)が差止命令を請求できる(215条)。

##### b) 共同体違反(Community infringements)に対する差止請求

共同体違反とは、EU加盟国において別表によって指定された指令を国内法化した法規に違反する行為で、消費者の集団的利益を侵害するものをいう(212条(1))。この共同体違反に対しては、一般的執行者及び指定執行者、共同体執行者(Community enforcer)が差止命令を請求できる(215条)。

##### Super-complaints

Enterprise Act 2002, Part 1に規定されている。団体訴訟制度そのものではないが、団体訴訟制度を補完するものとして位置づけられている制度である。

市場の構造、あるいは事業者による行為が相当に消費者の利益を害するとされる場合において、国務大臣による指定を受けた消費者組織が公正取引庁に対して申し立てを行う権限が認められる。公正取引庁は、90日以内に理由を付した回答を出す義務を負う。

##### 損害賠償請求

消費者団体による損害賠償請求権の行使については、Enterprise Act 2002, Part2により消費者代理請求( Claims on behalf of consumers )という制度が導入された。

国務大臣の指定を受けた組織は、最低2人以上の個人を代表して、消費者の有する損害賠償請求権を、競争不服申立特別裁判所( the Competition Appeal Tribunal )において行使することができる(19条)。ただし、対象となる損害賠償請求権は、事業者の反競争的合意や支配的地位の濫用の禁止に違反する行為によって生じたものに限られる。

## 2) 差止請求権を行使しうる団体となるための要件

### 1999年不公正条項規則による差止請求権

1999年不公正条項規則による差止請求権を行使しうるのは、同規則の付属書に適格者として記載された組織でなければならない。

### Enterprise Act 2002, Part8による差止請求権

Enterprise Act 2002, Part8による差止請求権を行使しうるのは、一般的執行者、指定執行者、共同体執行者である。

一般的執行者については、公正取引庁等が法律に明記されている(213条(1))。

指定執行者とは、国務大臣によって、目的の一つに消費者の集团的利益の保護があると判断される個人あるいは組織であって、国務大臣の指定を受けたものである。国務大臣の命令によって、組織構成・独立性・活動実態・専門能力・行政との協力体制等、詳細な基準が定められている。

共同体執行者とは、98年EU指令に基づくリストに掲載されている組織であって、一般的執行者でも指定執行者でもないものをいう。

## 3) 判決の効力

判決の効力の主観的範囲については、原則として、訴訟の当事者限りである。ただし、差止命令を受けた法人が企業グループを構成するような場合には、裁判所はグループ全体に判決の効力が及ぶよう、命ずることができる。また、法人が差止命令を受けた場合には、一定の条件のもとで法人の代表者個人等に対しても、裁判所は差止命令を出すことができる。

差止を命ずる判決に事業者が従わない場合には、裁判所は法廷侮辱とみなし、罰金や自由刑を課すことができる。

## 4) 複数団体による同時提訴の可否等

複数の団体が同一案件につき同時に提訴をすることは、理論上可能である。しかし、差止命令の申立に先だって、公正取引庁に通知を行うこと、ないし公正取引庁と協議を行うことが適格者等には義務づけられており、その通知ないし協議

の中で、複数の訴訟が同時に進行することの防止が図られている。

#### 5) 判決の公表

1999年不公正条項規則にあっては、適格者による訴訟も含めて、全ての情報が公正取引庁に集約され、公正取引庁から一般消費者に対して公表がなされる。Enterprise Act 2002, Part 8 においても同様の制度があるほか、裁判所による公表命令の規定もある。

### (2) 指定制度等の運用の実情

#### 1) 1999年不公正条項規則

一般の消費者団体が同規則による差止請求権を行使するためには、規則の付属書に適格者として記載されなければならないため、規則制定者である国務大臣による規則の改正が必要となる。2004年1月現在、適格者として記載されているのは主に公的機関ないしその長官であり、民間組織では消費者協会(CA)のみである。

#### 2) Enterprise Act 2002, Part 8

Enterprise Act 2002, Part 8 における指定執行者となるためには、国務大臣による指定を受けなければならない。指定の要件の審査は、通産省において行う。基本的に、書類審査である。審査の結果に対しては、裁判所に不服申立が可能である。

一旦指定されると、特に有効期間の定めはないが、定期的な見直しがなされる。当該団体が基準を満たさないことが判明した場合、国務大臣は指定を取り消す。

2004年1月現在、一般の消費者団体で Enterprise Act 2002, Part 8 の指定執行者に指定された団体はないが、申請中の団体がいくつか存在する。

### (3) 訴権行使の実情

#### 1) 消費者協会

イギリスにおける消費者団体の中では、消費者協会(CA)が最も重要である。

現在、消費者協会は、1999年不公正条項規則における適格者として指定されているが、Enterprise Act 2002, Part 8 による差止請求、Super-complaints、Enterprise Act 2002, Part 2 による損害賠償請求については、指定組織となるための申請手続中である。

不当条項の被害事例については、会員に対する相談業務から把握することが多い。不当条項が発見された場合、まず、相手事業者と直接交渉を行なう。交渉が奏功しない場合、不公正条項規則の規定に従って公正取引庁に通知を行う。公正取引庁においても通知に対応して調査が行われ、その調査の結果、公正取引庁が自ら訴訟提起などの対応する場合も有れば、消費者協会に対して訴訟を提起するよう指示する場合も有る。

2003年の不当条項の交渉件数は約10件である。

## 2) 消費者団体に対する支援

行政が公的支援を行なっているのは、全国消費者協議会（NCC、独立行政法人）をはじめとする公的機関、ないし準公的機関のみである。2003年度で合計2500万ポンドの支援がなされた。しかし、消費者協会をはじめとする民間の消費者団体には一切補助金が支給されていない。これは、出版をはじめとする活動により、十分な資金を得ているためである。また、個別の訴訟活動に対する行政の支援は特に行われていない。

## 3) 濫訴問題に対する対応

消費者団体による警告や訴訟提起にあたって、公正取引庁への通知や協議を義務づけられているが、このような公正取引庁のコントロールは、複数の団体による同時提訴などの不適切な訴訟をスクリーニングするためである。

また、Enterprise Act 2002, Part8による差止命令の申立前には、公正取引庁との協議だけでなく、相手方事業者との協議も行うことが義務づけられている。

## 5. イタリア

### (1) 現行法制度

#### 1) 訴権の内容

##### 消費者権利法に基づく訴権

消費者権利法第5条1項において、適格団体には、下記を目的とする集団的利益を擁護する活動が法的に認められている。

- a) 消費者の利益を侵害する活動や行為を防止すること
- b) 当該の侵害の不利な影響を正し、もしくは取り除くために必要な手段を講じること
- c) 対策の公表が、該当する侵害の影響を正し、もしくは除去することに寄与する可能性がある場合、一つないしは複数の全国紙もしくは地方日刊紙において対策の公表を命令すること。

##### 民法1469ノ6条に基づく差止訴権

93年EC指令に基づいて、1994年7月1日に民法が改正され、新たに1469ノ6条が挿入された。同条文において、消費者団体は「消費者の利益を害する普通取引約款の不正条項について、使用差止を求めるために訴権を行使することができる」としている。

## 2) 適格団体の要件

イタリアにおける国レベルの適格団体の要件は、消費者権利法第5条「全国規模で活動している消費者団体リスト」および「1999年1月20日省令20号、国レベルの消費者および使用者を代表する団体として登録するための基準を定める規則」によって定められている。主要な要件は、以下のとおりである。

### 3年以上の活動実績

民主的に運営され、消費者と利用者の権利保護のみを目的とし、非営利で活動することを定めた定款を有すること

メンバーリストの保管（毎年更新され、公認目的のために団体に直接支払われる金額の総額の証拠となるものである）

少なくとも全国の人口各1,000人当たりの会員が0.5人、また少なくとも5つの地域もしくは自治州の領域に存在し、これらの地域の居住者各1,000人当たりの会員が0.2人いる団体であること

## 3) 判決の効力

### 1) 主観的範囲

判決の効果が及ぶ主観的な範囲は、民事訴訟法に基づいて、訴訟当事者に限定される。判決の援用制度は特に設けられていない。

### 2) 判決違反に対する制裁

消費者団体が、消費者権利法第3条第1項に基づいて訴訟を提起し、裁判所から判決が下され、事業者が判決に従わない場合、消費者団体からの請求に基づいて、裁判所はその違反の深刻度に応じて、1日当たり、516ユーロから1032ユーロの罰金を課することができる（2002年3月1日の法律39号）。

## 4) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の消費者団体が、同一の事業者かつ同一の事件において、同時に訴訟を提起することは可能である。また、ある消費者団体が敗訴した事例につき、別の消費者団体が再度提訴することも理論上は可能であるが、訴権行使を行なう全国レベルの消費者団体はCNCUにおいて横の連絡や連携体制を持っているため、このような事例は存在しないとのことである。

## 5) 判決の公表

消費者権利法第3条1項c号では、「該当する侵害の影響を正す、もしくは除去することに寄与する可能性がある場合、一つないしは複数の全国紙もしくは地方日刊紙に、是正対策の公表を命令する」ことができる、と定めている。

また、普通取引約款における不公正条項の差止訴権に関する民法 1469 ノ 6 条によれば、「裁判所は判決を一つまたは複数の新聞に公表することを命じることができる」としており、このうち、「少なくとも一紙は全国紙であること」を規定している。

#### 6) 事前協議

消費者権利法では、消費者団体が事業者を相手に訴権を行使する前に、消費者に被害を与える行為を停止するために事前に 2 種類の試みを定めている。一つは、事業者に対して直接、当該行為の差止を要求する方法であり、もう一つは商工職農会議所の調停手続きを経る方法である。前者は訴訟提起の要件として義務づけられており、後者は任意の調停手続きである。実際には、後者の調停手続きは余り使われていないとのことである。

#### 7) 管轄、訴訟費用

裁判管轄の定めは、消費者権利法に特に定めはなく、民事訴訟法の一般原則に従うとされる。基本的には、被告の住所地における裁判所が管轄するが、不法行為の行なわれた場所で訴訟が提起されることも可能である。

民事訴訟における弁護士費用は、原則として敗訴者が負担することになっている。消費者団体による訴訟の場合、イタリア弁護士会では、弁護士は、法定された弁護士報酬の最低額を適用するという合意がある。

### (2) 訴権行使を行う消費者団体の実情

#### 1) イタリアの消費者団体の状況

イタリアの消費者団体は、主に労働組合を母体に発生したものが多く、

2004 年 1 月の時点で登録されている国レベルの団体は 14 団体である。

登録している 14 団体は、何れも団体訴訟を起こしている。

#### 2) 団体訴訟に関わる事件数、主な事件の例

消費者保護にかかわる消費者団体訴訟について、公式な統計が公表されていないため、不明である。全国レベルの消費者団体の場合、団体によって差異はあるものの、年間一件から三件程度と言われている。殆どの場合、事業者との交渉、あるいは商工会議所による仲裁によって解決されるため、訴訟件数は少ない。

#### 3) 解決に要する時間

一般的に民事訴訟における解決に要する時間は、第一審で 1 年から 3 年と言われている。控訴審、法律審まで行く場合は、さらに数年かかると言われる。

#### 4) 消費者団体に対する支援

消費者保護活動に対する行政の財政的支援

##### a. 特定プロジェクトに対する支援

制度として、消費者団体に対して特別に設けられた補助金はない。ただし、消費者団体が消費者の保護、あるいは啓蒙を目的としたプロジェクトを実施する場合は、国庫省の特別基金からプロジェクト補助金が支給される。

#### b. 出版法に基づく優遇措置

この他の優遇措置として、消費者権利法第6条では、消費者団体の出版活動に対する優遇措置が規定されており、出版法の適用による優遇金利による貸付と税額控除が認められることになっている(1981年8月5日法律416号)。

#### (3) 訴訟活動に対する行政の支援

消費者団体による訴訟活動そのものに対する行政の支援は存在しない。

#### (4) 濫訴を防止するための法的システム

イタリアには、不当な目的による訴訟を禁じるような直接的な規定はない。

明らかな不当訴訟については、名誉毀損や不法行為の一般法理により、相手方からの訴えられる可能性がある。

## 第2節 アメリカにおけるクラスアクション制度

### 1. クラスアクション制度の概要

アメリカでは、消費者の権利を守るための訴訟において、多数の集団がある事柄について利害を共有しているとき、クラスの代表者として、一人ないし複数の者が訴えるあるいは訴えられる制度である「クラスアクション」を利用するが多い。

### 2. 現行法制度

#### (1) 連邦民事訴訟規則23条(Federal Rules of Civil Procedure Rule23 Class Action)

クラスアクションを規定する連邦法は、民事訴訟における原告、被告の要件や行動規則を定めた第4部「当事者(PARTIES)」の中の「連邦民事訴訟規則23条」である。

#### (2) クラス認定の要件

23条a項では、一人もしくは複数のメンバーが、集団(クラス)の利益の代表者(representative)として原告又は被告となれるための要件を、「規模の大きさ(全メンバーの参加が困難なほど規模が大きいこと)」「争点の共通性(そのクラスに共通の法律上又は事実上の問題が存在すること)」「請求代表性(代表者の請求又は抗弁がクラスのそれを代表していること)」「代表の適切性(代表が公正かつ適切にクラスの利益を守ること)」の4点と定めている。

さらに、b項では、a項の補足として、クラスアクションを実施できるクラスとして認定される場合を、大きく3つに分類して提示している。

- 1)メンバーと被害が明確な場合、個別に訴訟を起こして生じる裁判結果の違いや、裁判の実施順序によって結果や賠償などに違いが生じるなど、不公平を避けることができる場合。
- 2)あるクラスの利益を損なう行為に関して、クラス全体に関わる適切な差し止め命令や勧告による救済を行うことができる場合。
- 3)クラス構成員の利益、訴訟の規模や性質、裁判の運営などからみた時に、クラスに関わる疑義の性質を明確にし、公平かつ効果的な判決を得るために、クラスアクションが個別訴訟など他の手法よりも優れている場合。

消費者問題においては、被害者の完全な把握や、被害者全員が全く同じ内容の被害を受けていることは極めて稀であることから、多くの場合、b項(3)を根拠に、原告がある基準に基づくクラスが存在を示し、自分達はその代表者であることを裁判所から認定されることで、クラスアクションを実施できる。ただし、b項(3)については、重要性や優位性といった価値判断が含まれているが、その判断は各裁判に委ねられている。そのため、現在の多くのクラスアクションにおいて、原告と被告の論争の重要な焦点は、クラス認定のあり方になっている。

### (3) 判決の効力

b項(1)(2)に基づいて認定されたクラスに関する判決は、裁判所がクラス構成員と定めた人全員に適用される(non-opt-class)。

b項(3)に基づいて認定されたクラスに関する判決の効力は、クラス構成員に告知した際に自らクラス構成員となることを拒否(opt-out)した人以外で、裁判所がクラス構成員と定めた人に及ぶ。

### (4) 複数の原告団による同時提訴の可否

同じ被告による被害について、同じ州、異なる州で訴訟を行うことは可能である。ただし、同じ州で提起された場合、調整などの対応をとる場合が多い。また、複数の州での訴訟があった場合、連邦裁判所への移送か、複数管轄地同時継続訴訟(MDL)の手続きを行うことも可能である。

### (5) 告知

クラス該当者に対しては、クラスアクションの開始時点で、裁判所はb項(1)(2)の下で認定されたいかなるクラスに対しても、適切な告知を指示することができる。

また、裁判所は、b項(3)の下で認定されたいかなるクラスに対しても、クラスメン

バーに対して現状で最も実践的な告知を行うよう指示しなければならない。告知には、合理的な努力を通して特定できる全てのクラス構成員に対する個別の告知を含む。

また、判決、和解などの結果が出される場合、裁判所によって、判決の効果や和解によるメリットを受けることができるクラスが改めて設定されることが多い。その場合、b項(3)に基づくクラスアクションについては、クラスメンバーに和解、取下げ、示談から opt-out を選択できるための告知が義務づけられている。

### 3. クラスアクションの現状

#### (1) 実施状況

1980年代には、医薬品や医療機器の消費者、アスベストなど毒性物質にさらされた労働者などが、大量不法行為(Mass Tort)の補償を求める手法としてクラスアクションを活用するようになった。さらに、90年代終盤から、タバコ会社、銃製造会社、マネージドケアを担う保険会社に対する大規模な集団訴訟が急速に拡大し、2001年には、いわゆるITバブル景気の破綻、エンロン事件などによって、証券クラスアクションの数が急速に拡大した。

01年10月~02年9月において、連邦裁判所に提訴された案件だけで3092件に登り、州レベルまで加えると、この数十倍が実施されていると推測される。

#### (2) クラスアクションの弁護士

クラスアクションの提起には、苦情を持つ個人(小集団)の訴訟が、弁護士の示唆によってクラスアクションへと発展する場合、個人的な不満の相談を、弁護士が過去の類似事例の経験を踏まえてクラスアクションへとする場合、弁護士自身が問題を発見し、弁護士主導でクラス構成員を募って裁判を起こす場合などがある。いずれの場合も、弁護士がクラスアクション制度の活用の主導的役割を担っている。

原告の弁護士費用は成功報酬で被告から勝ち取った金額総額の25%程度が支払われる。このため、原告弁護士の得る収入は莫大なものになることが多い。

#### (3) 企業側の対応

クラスアクション訴訟は、被告側の企業にとって莫大な補償金を払う危険性が高い制度である。しかし、クラスアクションでの和解によって、現在および将来の権利主張者に対して拘束力のあるものとする事で、将来の同種の訴訟を防ぎ、累積的な賠償額の支払いにさらされることを防ぐことが可能である。このため、被告側は、しばしばある程度額の大きい和解金であっても、審理に持ち込まれたり、他の訴訟が生じたりする前に決着を付けようとする傾向が強くなっている。

#### (4) 濫訴問題に対する対応

クラスアクションに対して、多くの州で同じテーマの訴訟が起きていること、大規模な損害賠償によって企業活動を妨害する危険性があること、かつクラスアクションの弁護士が莫大な報酬を得ていることなどから、特に産業界から批判が拡大している。

クラス認定は裁判所の裁量の余地が大きいため、過剰実現（実際以上の大量不法行為が創り出され、賠償額が巨額になる）過少実現（被告側が、少数のクラスを設定して和解し、それを賠償の上限と設定することで賠償額を小さくする）を防ぐために、様々な判例が出されている。

また、2003年の規則23条の改正においては、原告側の弁護士の独走を防ぐために、クラス弁護士の裁判所による指名制などが導入された。

#### （5）消費者団体の役割

米国の消費者団体は、消費者の権利や商品テスト情報などの情報提供業務や消費者保護政策に関する政府への働きかけに力を入れている。団体自身が訴訟を中心になって推し進める消費者団体は **Public Citizen** など専門性の高い一部の団体に限られている。

ただし、消費者団体や環境保護団体が連携して「バイオ農作物」の野外実験の規制強化を米農務省に求める集団訴訟を起こすなど、状況に応じ訴訟制度を活用している。

## 欧州委員会（EU）調査報告書

## 第2章 EU

### 1. EUにおける消費者保護政策の流れ

EUの起源は、1951年のパリ条約にてベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの6カ国によって設立された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、57年のローマ条約により設立された欧州原子力共同体（EURATOM）および欧州経済共同体（EEC）に遡る。1965年にはブリュッセル条約により、3共同体の運営機関の統合が決定され、1967年に欧州共同体（European Community - EC）が誕生した。その後、1992年のマーストリヒト条約（EU設立条約）により欧州連合（EU）が誕生し、同年末に市場統合が実現、欧州単一市場が発足した。本報告書では、1992年のマーストリヒト条約以前を欧州共同体（EC）とし、それ以後を欧州連合（EU）として記載する。尚、欧州の行政府としての役割を果たす欧州委員会（European Commission - EC）については、本文中、一貫して欧州委員会と記述することとする<sup>2</sup>。

EUにおける消費者保護政策は、EU域内の市場統合の進歩に伴って発展してきている。

EUの前身である初期段階の欧州委員会の関心事は、事業者の経済活動であった。欧州共同体（EC）を発足させた1957年のローマ条約には、ECの狙いを「調和の取れた経済活動」、「永続的かつバランスの取れた経済的な拡大」、「生活水準の加速度的な向上」、と定義づけたが、特段消費者政策に関する言及はなかった。また、1970年代までは、ECとして消費者政策に関する重要な動きもなかった。しかし、1972年10月、加盟国の政府首脳による会談において、欧州委員会は市民に対して、より利用しやすい実効的な環境を整備し、その生活水準を改善すべきであることが確認された。

この会合から10年の間に、2つの計画が欧州理事会の決議により提示された（OJC92,25.4.1975;OJC122,3.6.1981）。これらの計画は、消費者政策のための5つの目的を打ち出した。

消費者の健康及び安全の危惧からの実効的保護

消費者の経済的利益の損失からの実効的保護

助言、支援および補償のための適切な制度

消費者への情報と消費者教育

消費者利益を目指す決定を策定する場合の消費者との審議及び消費者の代表

それ以降、多くの指令が採択され、他の計画が欧州委員会によって考案された。最も重

---

<sup>1</sup> マーストリヒト条約は、1992年2月7日に欧州連合条約(Treaty on European Union:TEU)として署名され、1993年11月1日に発効した。デイヴィッド・エドワード/ロバート・レイン、庄司克宏訳『EU法の手引き』国際書院（1988年）26頁

<sup>2</sup> (財)国際金融情報センター『EU・NOW 制度と最新の動きを知る』2003年上期版、(2003年)、1頁

要なものは以下のようなものである。

比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令 ( Council directive 84/450/EEC )

訪問販売に関する指令 ( Council directive 85/577/EEC )

瑕疵ある製造物に対する責任に関する指令 ( Council directive 85/374/EEC )

このような消費者政策の流れを受けて、ローマ条約を改正する 1987 年、単一ヨーロッパ議定書 ( Single European Act 1987 ) では、100a 条に、欧州委員会は消費者保護に関して、基本的に高レベルの保護を講ずるという内容が盛り込まれた<sup>3</sup>。

その流れを汲み、マーストリヒト条約では、129a 条において、(1)欧州内部の統一市場の構築にあたって消費者の利益を守らなければならないこと、(2)消費者の健康、安全性、経済利益を守り、消費者に相応の情報を提供するために、EU の政策として加盟国の政策を支援し、補足する行動をとること、という二つの視点から、消費者保護の重要性が指摘されている<sup>4</sup>。

この条文は、アムステルダム条約において 153 条に改番され、経済社会の変化があっても、消費者の利益は変わらず守られなければならないとして、下記の 3 点を柱に大きく内容が充実された。

- ( 1 ) 消費者利益を促進し、消費者保護を高いレベルで実現するために、共同体は、消費者の健康、安全、経済利益を守ると共に、情報を知り、教育を受ける権利、自らの利益を守るために組織化する権利を支援する
- ( 2 ) 他の EU の政策や活動を定め、遂行する際に、消費者保護の要請を考慮することを義務とする
- ( 3 ) 加盟国は、域内市場の完成する過程において 95 条 ( 科学的事実に基づく発展を考慮し、健康、安全、環境保護、消費者保護を高水準に保つ ) に準拠した施策を採り、共同体は、加盟各国によって準拠された政策を監視、保管、支援する施策を採る。

この 153 条に基づき、EU の消費者政策は、

消費者の声を今まで以上に EU 全体に届ける  
EU 消費者の高レベルの健康と安全を実現する  
EU 消費者のあらゆる面の経済利益を守る

という 3 つを柱に活動が展開されてきている<sup>5</sup>。

EU の消費者保護施策の主な内容として、下記のようなものがある。

消費者の声を届ける

- ・消費者委員会の設置と影響力を高めるための提言機能の強化
- ・消費者団体向けの一般的スキルと特定トピックスに関する研修の実施

---

<sup>3</sup> イブニルイ・サージュ・原田智枝訳「消費者契約における不公正条項に関する EU 指令」国境を越える消費者法[立命館大学人文科学研究叢書第 12 輯]日本評論者(2000 年)、181 頁

<sup>4</sup> EU"Consumer Policy: Past Achievements"(1998)

<sup>5</sup> EU"Consumer Policy Action Plan 1999-2001" ( 1999 )

- ・委員会の議論への消費者代表の参加
- ・委員会の活動や既存規制の実施状況の調査に関する消費者団体との協力
- ・消費者教育における消費者団体との協力と支援

#### 健康と安全の保護に関するもの

- ・一般製品安全性指令 (92/59/EEC) 特定分野を除く、消費者製品全般の安全性確保
- ・改正指令<sup>6</sup> (2001/95/EC) 全消費者製品の安全性保護に関する規定
- ・玩具安全性指令(88/378/EEC) 14歳以下の子供が利用する商品の安全性規定
- ・化粧品指令 (76/768/EEC).
- ・ガス機器指令(90/396/EEC)
- ・低電圧指令 (73/23/EEC)
- ・CE マーキング指令(93/68/EEC) 安全性基準に従う製品にマークを付ける指令

#### 経済利益の保護

- ・ 93 年「消費者契約における不公正契約条項に関する指令」(93/13/EC) ( 2 . 参照 )
- ・ 98 年「消費者利益の保護を目的とする差止請求に関する指令」(98/27/EC)
- ・ 98 年指令で対象とされた 9 指令 ( 3 . 参照 )
- ・ 99 年「商品販売に関する指令」(99/44/EC)  
域内市場を横断する消費者の権利の最低限の保障
- ・ 2000 年「電子商取引に関する指令」(2000/31/EC)  
情報社会のサービスがサービスの自由な移動と設立の自由という域内市場の原則から利益を得るよう域内横断サービスを促進させる

現在、EU では、2002 年 5 月に定められた「Consumer Policy Strategy 2002-2006」のもと、消費者保護政策を展開している。この計画では、消費者の利益を他の EU 政策に反映させ、統一市場の消費者にとっての利益を最大化し、EU 拡大に備えることを考慮して、下記の 3 点が重視されている<sup>7</sup>。

#### 消費者保護の高い共通レベル

枠組み指令、標準、良い事例などの手段によって、調和( harmonization )の推進を、商品・サービスの安全性だけでなく、経済的、法的な利益の保護に関しても実現し、消費者が EU のどこで何を買っても安心できる状況をつくる。

#### 消費者保護ルールの効果的な執行

EU、拡大 EU を通して、消費者保護ルールが確実に執行されるように、加盟国間での行政機関の協力枠組みと消費者のための救済機構の開発を優先課題として進める。

<sup>6</sup> 一般製品安全性指令 (92/59/EEC) を改正。

<sup>7</sup> EU 「Consumer Policy Strategy 2002-2006」( 2002 )

## 消費者組織の EU 政策への適切な組み込み

消費者政策を効果的に行うために、消費者自身が自らに影響を与える政策づくりに関与する機会を持たねばならず、消費者と代表団体は、他の関与者と同様に、自らの利益を促進する能力と資源を持つべきである。そのために、消費者組織が EU 政策づくりに活発に参加でき、教育や能力開発のプロジェクトを作っていくような仕組みを再考する。

このように EU の消費者保護は、当初、理念が先行し、実施は各国の政策に任されてきていたのが、単一市場の環境が整ってきたことによって、EU レベルでの政策の統合や確実な政策の執行が重視されるようになってきている。また、消費者組織の役割が、特に、98 年 EU 指令以降、急速に重要視されるようになってきている。

このような環境の変化によって、EU における消費者組織の活動内容や規模は急速に拡大している。一方で、欧州では、消費者の問題は、消費者団体だけでなく、家族団体、女性団体など各種団体に取り組んできたが、消費者団体だけが突出するようになり、その他の活動団体の活動は停滞し始めている面もある<sup>8</sup>。これは、欧州財政の問題と直接関係があるが、特に消費者団体の活動に関しては、欧州委員会はその役割に大きな期待をかけており、補助金の削減も行なわれていない。

消費者に対する被害は、最初は小さくとも繰り返されながら大きくなっていくという特徴があるため、早期の段階で解決することが重要である。消費者問題の特徴として、被害者や死者が出るような重大なトラブルが生じて初めて幅広い国民の関心を集めることができる、というのが現状である。トラブルが生じた際に、消費者にとって身近な団体が積極的な役割を果たすことで、社会における問題の認知度が高まり、政府も行動することが期待されている<sup>9</sup>。

欧州委員会では、消費者団体による団体訴訟に多くの利点を見出しており、一消費者にとって市場で起きていることが何かおかしい、というときに、欧州の政策の中で重視されている司法へのアクセス、即ち、訴権行使が比較的容易になったことを上げている。また、消費者団体の関与によって、問題を早期かつ効果的に解決できるというメリットも大きいとしている。

## 2. 「消費者契約における不公正条項に関する指令」

### (1) 概要<sup>10</sup>

---

<sup>8</sup> COFACE ヒアリングより

<sup>9</sup> 欧州委員会保健・消費者保護総局におけるヒアリングより。

<sup>10</sup> 鹿野菜穂子「不公正条項規制における問題点(1)」立命館法学 256 号(1997 年)、1412 頁

1993年4月5日、EC閣僚理事会は「消費者契約における不公正条項に関する指令93/13/EEC(1993年4月5日)」(以下「93年EC指令」)を採択した。

この93年EC指令は、物及びサービスの取得者を売主又は提供者の力の濫用から保護するために、不公正条項に関する統一的な法の準則を採用しようとするものであり(序文9)この準則は、売主又は提供者と消費者との間で締結される全ての契約に適用される(序文10)。

93年EC指令の実体法規定は大きく三つの部分からなる。

第1の最も重要な部分は、信義則(good faith)に反する「不公正(unfair)」な条項という概念を中核にして内容規制を図るところである。すなわち、指令の3条には、個別的に交渉されていない条項は、信義誠実の要請に反し消費者の不利益において当事者の権利義務における重大な不均衡をもたらすときには不公正である、という一般条項がおかれている。この一般条項は、付表(Annex)における不公正契約条項の例示的・非網羅的リストによって補完されている。さらに、指令は、不公正性の評価における一般的指針として、とりわけ契約の目的とされた物またはサービスの性質、当該契約の他の全条項、当該契約が依拠している他の契約の全条項、及び契約締結に伴う全事情を考慮に入れるべきこととする(4条1項)。

第2は、解釈の問題に関わるところである。指令の5条は、契約条項は「平易かつ明瞭な言語(plain and intelligible language)」で表現されなければならないことを強調し、条項の解釈において「疑いある場合には作成者の不利に(in dubio contra proferentem)解釈されるべし」という準則を確認している。

第3は、「不公正」と判定された場合の法律効果に関する。すなわち、指令は、不公正な条項は消費者を拘束しないが、当該不公正な条項を欠いても契約が存続可能である限り、契約は他の条項につき消費者を拘束し続けるべきことを定める(6条1項)。そして、さらに、加盟国は不公正条項の使用を阻止するための適切かつ効果的な手段を保障しなければならないとして(7条1項)、差止や団体訴訟などを典型とする効果的手段の必要性に言及する。具体的には、「消費者保護について正当な利益を有する人又は団体に、契約上の不公正性の判定を求める資格が認められるべきこと(7条2項)」、「法的救済措置を求める際、個々の売主もしくは提供者のみならず、同一もしくは類似の約款条項を使用する多数の売主もしくは提供者、又はその使用を推奨する同業団体を相手にして、個別ならびに一括して提起できるものとする(7条3項)」が要求されている。

このため、本指令は、EUの消費者保護政策において、欧州における消費者団体訴訟の制度普及に貢献した。

## (2) 採択に至った背景<sup>11</sup>

---

<sup>11</sup> 参考：内閣府編『わが国における約款規制に関する調査』、新見育文「消費者契約におけ

不公正な内容をもつ契約条項から消費者を保護すべき必要性が、EC レベルではじめて指摘されたのは、1975 年の EC 閣僚理事会による「消費者の保護及び消費者への情報提供に関する EC の政策のための第 1 綱領」の決議においてである。同年 8 月には、消費者との契約における定型条項に関する指令準備草案が提示された。ただ、この時の議論は、EC 加盟国の立法スケジュールが過密であるという理由で一時棚上げされてしまった。

その後、ドイツ、イギリス、フランスなどで独自に不公正条項を規制する法律が制定された<sup>12</sup>こともあって一時、指令採択への動きが中断したが、1984 年に欧州委員会が「消費者と締結する契約における不公正条項 (Unfair Terms in Contracts Concluded with Consumers)」と題する報告書を公表し、再び、EC 全体で統一された不公正条項規制を行うことへの議論を喚起した。その後、事業者サイドからの反対論もあったが、1985 年及び 1986 年に欧州議会が不公正条項規制に積極的な見解を表明したこともあって、指令制定への議論が進み、1990 年 9 月、欧州委員会は、閣僚理事会に対し指令案を伝達した。さらに、事業者サイドの意向も踏まえていくつかの修正が加えられたあと、1992 年 9 月に不公正契約条項に関する指令案についての閣僚理事会の共通見解 (Common Position) が採択され、1993 年 3 月の本指令採択に至ったものである。

本指令制定の目的は、自国籍のみならず他の EU 加盟国籍の相手方との間においても、消費者が不公正な契約を結ばされることの無いようにすることによって、消費者が EU 統一市場内での取引に対する信頼を持てるようにし、EU 統一市場での商品・サービスの自由な移動を可能にしようとするところにある。

### (3) 指令の各国政策への影響<sup>13</sup>

この指令は、加盟国内部の不公正条項規制ルールの完全なる一致を目指しておらず、不公正という概念を具体化する上で重要な意味を持つ「不公正条項リストの編纂」について、加盟国に相当の自由を認めており、そもそも指令は消費者保護のための最低基準を定めたにすぎず、加盟国はこの趣旨に矛盾しない限りでより厳格な規定を採用することもできるとしている。(8条)

以下、国別に国内法化のための法改正等がなされた時期を示す。

ギリシャ(1991、1994年)、スウェーデン(1994年)、フィンランド(1994年)、イギリス(1994年、1999年)、フランス(1995年)、イタリア(1994年)、ポルトガル(1995年)、ドイツ(1996年)、オーストリア(1996年)。

なお、オランダ、ベルギーに関しては、自国の法規がすでに指令に調和しているとして特段の改正はなされていない。

---

る不公正条項に関する EC 指令の概要と課題」ジュリスト 1034 号(1993 年)、78 頁

<sup>12</sup> ドイツ：1976 年普通取引約款規制法、イギリス：1977 年不公正条項法 (Unfair Contract Terms Act)、フランス：1978 年 Scrivener)法

<sup>13</sup> 参考：鹿野菜穂子、前掲注 8 より。

### 3. 「消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令」

#### (1) 概要<sup>14</sup>

1998年5月19日、欧州議会及び欧州理事会において、「消費者の利益を保護するための差止命令に関するEU指令98/27/EC(1998年5月19日)」(以下「98年EU指令」)が採択された。

この98年EU指令では、第一に、「適格者(qualified entity)<sup>15</sup>」が「違反行為」の停止又は禁止を求める訴訟手続(裁判所もしくは行政当局による)を求めている(2条1項)。ここでいう「適格者」とは、加盟国の法律に従って適法に設立され、かつ本指令で指定される消費者保護法規の遵守につき正当な利害関係を有する機関又は組織をいう(3条、行政機関も含まれる)。「違反行為」は、下記のECないしEU指令を各加盟国において国内法化した規定に反する行為で、消費者の集団的利益(the collective interests of consumers)を損なうものをいう(1条2項)。

比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令(84/450/EEC)

訪問販売に関する指令(85/577/EEC)

消費者金融に関する指令(87/102/EEC)

たばこ等についてのテレビ広告の禁止・制限に関する指令(89/552/EEC)

パック旅行に関する指令(90/314/EEC)

人に使用する医薬品広告に関する指令(92/28/EEC)

消費者契約における不公正条項に関する指令(93/13/EEC)

期間限定の不動産利用権に関する指令(94/47/EC)

通信販売に関する指令(97/7/EC)

(以下の指令は1999年以後の修正によって追加されたものであり、原本には記載されていないが、便宜上、ここに付加するものである。)

消費用動産などに関する指令(99/44/EC)

電子商取引に関する指令(2000/31/EC)

通信による消費者金融取引等に関する指令(2002/65/EC)

さらに、本指令は加盟国の自国内で発生した「違反行為」が他の加盟国の消費者の集団的利益に影響を与えている場合には、その他国の「適格者」が自国において本指令に規定する訴訟手続を行えるようにすることを加盟各国に求めている(4条1項)。これは、国

<sup>14</sup> 参考：内閣府国民生活局『消費者団体を主体とする訴訟制度と消費者団体の役割』消費者組織に関する研究会報告書(2003年5月)

<sup>15</sup> 添付資料の98年EU指令仮訳(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『イギリスにおける消費者団体の実情』による)においては「有資格者」と訳されている。このほかにも「適格組織」等の訳が考えられるが、本報告書においては、イギリスのように行政機関の長たる個人も対象として念頭におかれていることなどに鑑み、「適格者」と記述する。

境を越えた消費者団体訴訟を可能にする規定である。この国境を越えた消費者団体訴訟における「適格性」の立証を容易にするために、欧州委員会は「適格者」のリストを作成することとされた（4条3項）。

#### （2）採択に至った背景

本指令の前文によれば、現行の加盟各国内及びEUレベルにおけるメカニズムは、消費者の集団的利益を損なう違反行為を適切な時期に停止させるには必ずしも十分ではない（前文2）、また加盟国ごとに違反行為に対する必要な措置が取られても違反行為を越境させることにより容易にその効果を減殺しうるとの認識に立ち（前文3、4）、違法行為の停止を命じるための国内規定の統一化と各加盟国の「適格者」を相互に承認する必要性が指摘されている。

#### （3）指令の各国政策への影響

98年EU指令の条文上は、指令の発効日から30日以内に必要な国内法化をすることとなっている（8条1項）。また、欧州委員会は発効後5年を目処として指令の実施状況を報告することとされている。

欧州委員会は、CELEXというシステムを通して各国による指令の国内法化についての報告をデータベース化している。CELEXによって、委員会は各国の国内法化の進捗状況をチェックし、問題がある場合は加盟条約違反として、警告を出すなど、手続きに入る。

ドイツでは2000年に約款規制法・不正競争防止法の一部改正により実現。フランスでは2001年に消費者法典の一部改正により実現。オランダでは、2001年に民法の一部改正により実現。イギリスは、2001年に差止命令規則を制定することにより実現。イタリアでは、1998年の「消費者および利用者の権利規律」の制定で対応している。スペインでは2002年に消費者保護に関する法令39号を制定し、国内法化の作業が一段落した。

イタリアとスペインでは、消費者の集団的利益の保護という概念が制度化されていなかったが、これを機に団体訴権が法制化された。

各国の国内法化のレベルはまちまちであり、ルクセンブルグやポルトガルのように遅れている国もある。ルクセンブルグでは、国内法化の作業が進んでいるが、ポルトガルでは難航している模様である。両国ともに、まだ適格者のリストがEUに提出されておらず、両国の消費者団体は1件もEUリストに掲載されていない<sup>16</sup>。

#### （4）98年EU指令に基づく登録消費者団体の概況<sup>17</sup>

---

<sup>16</sup>欧州委員会保健・消費者保護総局ヒアリングより。

<sup>17</sup>上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商争法務研究会(2001年)、1412頁。出口雅久「EU消費者保護とドイツ団体訴訟の新展開」立命館法学271・272号(2000年)、1190頁

98 年 E U 指令は、各加盟国は E U 委員会に各加盟国の国内法に基づく提訴権限機関を報告し、E U 委員会は同報告に基づいてリストを作成、かつこれを E U の官報に公表し、その他の加盟国の裁判所はこのような「適格者」を提訴権限ありとして承認するものとして  
いる(4 条)。

上記指令第 4 条は、国境を越えて行われる違反行為が、加盟国毎の制度の違いから差止を免れるという事態を解消するために、各加盟国が他国の集団的訴権<sup>18</sup>を相互に承認することを義務付けるものであり、リスト作成の趣旨は、加盟国が他国で認められている適格者の訴権を承認しなければならないことから、他国の適格者により訴訟が提起された際にその訴権の有無について、裁判所の審査の負担を軽減することにある。

上記第 4 条に基づく具体的な手続きであるが、まず、各国の「適格者」からの要請に基づき、各国で適格指定、あるいは認定を受けた「適格者」の名前が各国の権限ある機関によって EU に通知される(4 条 2 項)。EU では、その通知を受けて保健・消費者保護総局が適格団体のリストに掲載し、EU の官報に公表する。EU 官報は、加盟各国の言語で一斉に公表されるため、全ての言語に訳されるまで、一定の時間を要する。従って、各国で適格指定、あるいは認定を受けてから EU 官報に公表されるまでに時間がかかることがある。このリストは、毎年 2 回、6 月と 12 月に更新される。

現在、適格団体の最新のリスト<sup>19</sup>は 2003 年 12 月 31 日に公表されたものである(添付リスト参照)。

#### 4 . EU レベルでの消費者団体の活動

ブリュッセルでは各国の異なる消費者団体を加盟団体とした様々な団体が EU の消費者保護政策を監視しており、ロビー活動を展開している。

90 年代初頭まで、欧州レベルの NGO は非常に少なく、消費者分野では僅か 4 つ、労働組合、EURUCO、BEUC、COFACE しかなかった。90 年代に入ってからあらゆる分野、あらゆる層の民間人が欧州レベルの団体を作り出した。現在、欧州レベルの社会分野の団体は数え切れないほどある。

70 年代には、欧州委員会は消費者政策を策定するために、これらの消費者団体に補助金を支給し、同分野の調査研究、消費者評議会における討議への参加を促進していた。しかし、98 年からは、欧州委員会の財政危機で補助金支給の条件が厳しくなり、消費者問題のみを扱っている BEUC を対象としたもの以外の団体に対する補助金が打ち切られた。

欧州委員会は、補助金支給の条件として、少なくとも加盟 25 ヶ国の半分以上の国におい

---

<sup>18</sup> 団体訴権の他、イギリスの公正取引長官の訴権等もこれに該当する。

<sup>19</sup> 2003/C 321/07, Commission communication concerning Article 4(3) of Directive 98/27/EC of the European Parliament and of the Council on injunctions for the protection of consumers' interests, concerning the entities qualified to bring an action under Article 2 of this Directive.

[http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/c\\_321/c\\_32120031231en00260038.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/c_321/c_32120031231en00260038.pdf)

て消費者団体として認証された団体が傘下に加盟していなければならないとしている。

これらブラッセルにおける各種団体は、様々な分野で欧州委員会に対するロビー活動を展開しているが、消費者分野では特に BEUC が、各国に抱える傘下の消費者団体からの要望を受けて、様々な側面から欧州委員会の決定に影響を及ぼしている。また、傘下の消費者団体の育成支援、人材強化、情報提供などを行なっている。しかし、消費者団体訴権に関しては、各国の傘下の団体が各国の枠内で行使し、BEUC が欧州レベルで訴訟参加することはない。

## 5. 今後の方向性<sup>20</sup>

EU では、消費者保護の政策を実行するに当たって、国境を越える訴権行使の実現が課題となっている。そのため、現在、国境を越えた各国行政機関同士の相互協力の枠組み作り着手しているが、難航している。国境を越える訴訟が発展するには、消費者団体という民間の訴権行使者だけでなく、消費者保護のための公的な訴権行使者も必要であると考えられているためである。

英国の OFT のように、行政機関が消費者保護のための訴権行使に関して大きな権限を持っている国と、大陸法系の民事的解決手段を第一義に捉え、行政の民事不介入を貫こうとする法文化の違いが障害となっている。

民間主導のドイツやオーストリア、オランダでは、イギリスの OFT のような消費者保護のための行政機関がないため、今後、設置を求める議論が高まる可能性がある。オランダでは消費者団体が率先して行政機関の創設を求めており、それに対して行政が消極的な姿勢をとるなど、各国ではまだ対応方針が定まっていないのが現状である。

この他にも、98 年 EU 指令によって制度的には消費者団体の差止訴権行使が可能となったが、言語の問題（翻訳コスト）、国内法の相違という課題、現地の消費者団体の協力がなければ訴訟追行が困難であるという課題が残されている。

消費者団体に損害賠償請求権を与えるという方向性について、欧州委員会保健・消費者保護総局は現在のところ、積極的な取り組みをしていない。93 年 EC 指令を制定する際に、損害賠償請求も含めるかどうかの議論は、指令草案の段階からあり、現在でもあるということであるが、同総局ではまず、現在の制度の定着に主眼を置いている。米国流のクラスアクション制度を求める声も各国から寄せられていないということと、米国のように濫訴が行われることを、特に産業分野では懸念していることも背景にある。

さらに、現在、国境を越えて商取引が行われる際の法的基盤について、議論が進んでいる。欧州全体の共通の枠組みや標準契約用語など契約法や、民事訴訟法の調和化が課題となってくると考えられている。

---

<sup>20</sup>欧州委員会保健・消費者保護総局におけるヒアリングより。

## 添付資料

**1. 93年 EC 指令 93/13/EC**

松本恒夫/鈴木恵/角田美穂子、「消費者契約における不公正条項に関する EC 指令と独英の対応」、一橋論叢第 112 巻第 1 号 15pp.より転載

**2. 98年 EU 指令 98/27/EC**

日本弁護士連合会仮訳、「ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書」添付資料 3、  
2003 年 1 月

**3. EU 有資格団体リスト (2003 年 12 月 31 日)**

内閣府作成

**消費者契約における不公正条項に関する 1993 年 4 月 5 日付け EC 閣僚理事会指令**  
**(Council Directive of 5 April 1993 on Unfair Terms in Consumer Contracts, OJ No L 95/29)**  
(一橋論叢第 112 巻第 1 号 15pp. より転載)

EC 閣僚理事会は、

欧州経済共同体の設立に関する条約、とりわけその第 100a 条に基づいて、EC 委員会の提案を受け(OJ NO C73, 24. 3. 1992, p. 7)、欧州議会の協力のもとに(OJ NO C326, 16. 12. 1991, p. 108and OJ No C21, 25. 1.1993)、経済社会評議会の意見を聴き(OJ No C159, 17. 6. 1991, p.34)、以下の理由を考慮して本指令を採択した。

- (1) 1992 年 12 月 31 日までに域内市場の着実な設立を目指した措置を講じることが必要である。域内市場は、物、人、サービスおよび資本が自由に移動する、域内国境のない領域からなる。
- (2) 物の売主またはサービスの提供者と消費者との間の契約条項に関する加盟国の法は多くの相違を示しており、その結果、消費者に対する物の販売とサービスの提供についての国内市場は互いに異なり、とりわけ他の加盟国における販売および提供の際に、売主間および提供者間で競争の歪みが生じる可能性がある。
- (3) とりわけ消費者契約における不公正条項に関する加盟国の法は著しい相違を示している。
- (4) 消費者と締結された契約が不公正条項を含まない旨を保障することは、加盟国の責任である。
- (5) 一般に、消費者は、自国以外の加盟国における物またはサービスの販売のための契約に適用される法の準則を知らない。この知識の欠如のために、消費者は他の加盟国における物またはサービスの購入のための直接取引を躊躇するおそれがある。
- (6) 域内市場の設立を促進するために、また、自国以外の加盟国の法が適用される契約の下での物およびサービスの取得に際して、消費者としての市民を保護するために、これらの契約から不公正条項を除去することが重要である。
- (7) これによって、物の売主およびサービスの提供者は、自国においてもまた域内市場のどこにおいても、物の売買およびサービスの提供事業を行なうのが容易になるであろう。そして競争は刺激され、その結果、消費者としての共同体の市民のために選択の機会を増大させることに寄与するであろう。
- (8) 消費者保護および情報政策についての二つの共同体プログラム(OJ No C92, 25. 4. 1975, p.1 and OJ No C 133, 3. 6. 1981, p.1)は、不公正な契約条項に関する消費者保護の重要性を強調した。この保護は、共同体レベルで調和された法律および規則、あるいは共同体レベルで直接採用された法律および規則のいずれかによって与えられるべきである。
- (9) これらのプログラムの中の「消費者の経済的利益の保護」の表題の下で明確に述べられた原則によれば、「物およびサービスの取得者は、売主または提供者の力の濫用、とりわけ一方的

な標準契約および契約における本質的権利の不正な排除から保護されるべきである。」

- (10) 消費者のより効果的な保護は、不正条項に関する統一的な法の準則の採用によって達成することができる。これらの準則は、売主または提供者と消費者との間で締結されるすべての契約に適用されるべきである。その結果、とりわけ雇用に関する契約、相続権に関する契約、家族法の下での権利に関する契約、および会社の設立および組織または組合の合意に関する契約は、本指令から除外される。
- (11) 消費者は、口頭で締結された契約においても、書面によって締結された契約においても、後者の場合は契約条項が一つの書面に含まれるのか、それとも複数の書面に含まれるのかを問わず、等しい保護を受けられなければならない。
- (12) しかしながら、現在のところ、各国内法では部分的な調和のみが実現されているにすぎない。とりわけ、本指令は個別に交渉されていない契約条項のみを対象としている。加盟国は、欧州経済共同体の設立に関する条約を十分考慮した上で、本指令より厳格な国内規定によって消費者に一層高度の保護を与える選択権を有すべきである。
- (13) 消費者契約の条項を直接または間接に決定する加盟国の法律または規則の規定は、不正条項を含まないものと推定される。したがって、強行的性質を有する法律または規則の規定を反映した条項および加盟国または共同体を当事者とする国際条約の原則または規定を反映した条項を対象とすることは必要とは思われない。この点で、第1条第2項の「強制的性質を有する法律または規則」との用語は、別段の合意のない限り、法律によって契約当事者間に適用されることになる準則をも含む。
- (14) 本指令は、とりわけ公的性格を有する者による営業、事業、または専門職業行為にも適用されるので、加盟国は不正条項が使用されることがないように保障しなければならない。
- (15) 契約条項の不正性を評価するための基準を一般的な方法で定める必要がある。
- (16) 選択された一般的な基準に従ってなされる条項の不正性についての評価は、とりわけ利用者間の一体性を考慮に入れた集団的サービスを提供する公的性格を有する者による販売または提供活動については、関係する異なった利益を全体的に評価することによって補充されなければならない。このことが、信義誠実を要請する。信義誠実について評価するにあたっては、両当事者の交渉上の地位の強さ、消費者が当該条項につき同意する誘因を有していたのか、および物またはサービスが消費者の特別な注文に応じて販売または提供されたのかについて、特別の考慮を払わなければならない。信義誠実の要請は、売主または提供者がその正当な利益につき配慮しなければならない契約の相手方を公正かつ衡平に扱うことにより、満たすことができる。
- (17) 本指令の目的にとって、条項についての付属リストは例示的価値を有するにすぎず、最小限度を定めるという本指令の性格ゆえに、これらの条項の範囲は、加盟国が国内規定において拡張し、または限定することができる。

- (18) 物およびサービスの性質は、契約条項の不公正性の評価に際して影響を及ぼすべきである。
- (19) 本指令の目的にとって、不公正性の評価は、契約の主たる対象を記述する条項や、物または提供されるサービスの品質対価格比は、その他の条項の公正性の評価において考慮に入れることができる。その結果、とりわけ保険契約において、被保険リスクおよび保険者の責任を明確に定義又は限定する条項は、消費者の支払う保険料の算定にあたってこれらの制限が考慮されるので、不公正性の評価の対象とはならない。
- (20) 契約は、平易かつ明瞭な言葉で起草されるべきであり、消費者はすべての条項を検討するための機会を与えられるべきであり、そして、疑問のある場合には、消費者にとって最も有利な解釈が優先すべきである。
- (21) 加盟国は、消費者と売主または提供者との間で締結される契約において不公正な条項が使用されないこと、それにもかかわらずそのような条項が使用されたときはそのような条項は消費者を拘束しないこと、そして、不公正な規定なしでも契約が存続可能であれば、契約はその他の条項について当事者を拘束し続けることを保障するべきである。
- (22) ある場合においては、契約の準拠法として非加盟国の法律を指定することによって、消費者が本指令の下で与えられる保護を奪われる危険がある。それゆえ、この危険を回避するための規定が、本指令に含まれるべきである。
- (23) 人または組織は、加盟国の法律の下で当該事項について正当な利益を有すると見做されるときは、消費者との間で締結された契約において一般的に使用するために作成された契約条項、とりわけ不公正な条項に関する手続きを、裁判所、または申立について判断を下し、もしくは適当な法的手続きを開始する権限のある行政機関において、開始する便宜が与えられていなければならない、しかし、この可能性は、個々の経済分野で使用されている普通契約約款の事前確認を必要とするものではない。
- (24) 加盟国の裁判所または行政機関は、消費者契約における不公正条項の継続的使用を阻止するための適切かつ効果的な手段を自己の権限として持たなければならない。

## 第1条

- 1 本指令の目的は、売主または提供者と消費者との間で締結された契約における不公正条項に関する加盟国の法律、規則および行政規定を近似させることにある。
- 2 強行的性質を有する法律または規則を反映した条項、および加盟国または共同体を当事者とする国際条約の原則または規定を反映した条項は、とりわけ運輸分野においては、本指令の規定の適用を受けない。

## 第2条

本指令において、

- (a)「不公正条項(unfair terms)」とは、第3条により定義される契約条項をいう。
- (b)「消費者(consumer)」とは、本指令の対象とされる契約において自己の営業、事業、または専門職業外の目的で行為するすべての自然人をいう。
- (c)「売主または提供者(seller or supplier)」とは、本指令の適用を受けている契約において、公的に所有されているか、私的に所有されているかを問わず、自己の営業、事業または専門職業に関係する目的で行為するすべての自然人または法人をいう。

## 第3条

- 1 個別に交渉されなかった契約条項は、それが、信義誠実の要請に反して、契約から生じる当事者の権利義務に著しい不均衡を生じさせ、消費者に不利益をもたらす場合には、不公正なものとなされる。
- 2 条項は、それがあらかじめ作成され、そのために消費者が当該条項の内容に影響を与えることが不可能であった場合、とりわけあらかじめ作成された標準契約が使用されたという状況においては、常に、個別に交渉されなかったものとなされる。  
条項のある一定の側面またはある特定の条項について個別に交渉されたという事実があっても、契約の全体的評価から、あらかじめ作成された標準契約であることが示される場合には、契約への残部への本条の適用は妨げられない。  
売主または提供者は、標準条項が個別に交渉されたものである旨を主張する場合には、その立証責任を負担する。
- 3 付表(Annex)には、不公正とみなすことのできる条項の例示的かつ非網羅的(indicative and non-exhaustive)リストが含まれる。

## 第4条

- 1 契約条項の不公正性は、契約締結の対象とされた物またはサービスの性質を考慮し、契約締結時点において契約締結に随伴する全事情および当該契約の他の全条項または当該条項が依拠している他の契約の全条項を参照して、評価される。ただし、このことは第7条の規定には影響がない。
- 2 条項の不公正性の評価は、当該条項が平易かつ明瞭な言葉で表現されている限り、契約の主たる内容の定義や、サービスまたは物の提供の対価としての代金または報酬の妥当性とは関係しない。

## 第5条

消費者に提示される契約の全部または一部の条項が書面による場合には、それらの条項は常に平易かつ明瞭な言葉で起草されなければならない。ある条項の意味について疑問がある場合には、消費者にとって最も有利な解釈が優先する。この解釈準則は、第7条第2項で定められる手続きに関しては適用されない。

## 第6条

- 1 加盟国は、消費者と売主または提供者との間で締結された契約において使用された不公正な条項が、その国内法の定めるところに従って、消費者を拘束しないこと、および不公正な条項なしでも契約が存続可能であれば、契約はその他の条項について当事者を拘束し続けることを定めなければならない。
- 2 加盟国は、ある非加盟国が加盟国の領土と近接した関係にある場合に、契約の準拠法としてその非加盟国の法律を選択することによって、本指令により認められた保護を消費者が失うことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## 第7条

- 1 加盟国は、消費者および競争者の利益のために、消費者と売主または提供者との間で締結された契約において、不公正な条項が継続して使用されることを阻止するための適切かつ効果的な手段の存在を保障しなければならない。
- 2 第1項にいう手段には、国内法上、消費者保護について正当な利益を有する人または団体が、関連する国内法の定めるところに従って、裁判所または権限ある行政庁において、一般的に使用するために起草された契約条項が不公正であるか否かの判定を求めることができる旨の規定が含まれていなければならない。これによって、それらの人または団体は、そのような条項の継続的な使用を阻止するための適切かつ効果的な手段を用いることが可能となる。
- 3 第2項にいう法的救済措置は、国内法を十分に配慮した上で、同一の普通契約約款もしくは類似の条項を使用する同一の経済分野に属する多数の売主もしくは提供者、またはその使用を推奨するそれらの者の同業団体を相手として、個別にまたは一括して提起することができる。

## 第8条

加盟国は、消費者の保護を最大限保障するために、本指令の適用される分野における欧州経済共同体の設立に関する条約と矛盾しない限りで、最も厳格な規定を採用または維持することができる。

## 第9条

EC委員会は、遅くとも第10条第1項に定める期日から5年後には、本指令の適用に関する報告書を欧州議会および閣僚理事会に対して提出しなければならない。

## 第10条

1 加盟国は、遅くとも1994年12月31日までに、本指令に対応するのに必要な法律、規則および行政規定を施行しなければならない。加盟国は、それについて直ちにEC委員会に報告しなければならない。

それらの規定は、1994年12月31日より後に締結されるすべての契約に適用される。

2 加盟国がこれらの措置を講じた場合には、本指令についての言及がこれらの措置に含まれているか、またはその公表の際にこの旨の言及がなされなければならない。これらの言及方法は加盟国が定める。

3 加盟国は、本指令の対象となる分野で採用した国内法の主要規定をEC委員会に対し通知しなければならない。

## 第11条

本指令は加盟国を名宛人とする。

1993年 4月5日、ルクセンブルクにて

閣僚理事会の名において

議長 N. Helveg Petersen

## 付表 (Annex)

第3条3項において言及された条項

1. 以下の目的または効果を有する条項

(a) 売主または提供者の作為または不作為により、消費者に生命または身体の被害が生じた場合において、売主または提供者の責任を排除または制限すること。

(b) 売主または提供者による契約上の義務の全部もしくは一部の不履行または不完全な履行の場合において、消費者が売主又は提供者に対して有する債権と売主または提供者に対して負っている債務とを相殺する選択肢を含む、売主もしくは提供者またはその他の当事者に対して消費者が有している法的権利を不当に排除または制限すること。

(c) 売主または提供者によるサービスの提供の実現は、売主または提供者の意思しだいであるとしておきながら、消費者を拘束する合意をなすこと。

(d) 消費者が契約の締結または履行をしないことに決めた場合においては、消費者が支払った

金銭を売主または提供者が保持できるとしておきながら、売主または提供者からそれと同等額の賠償金を受領できる旨を定めないこと。

- (e) 消費者の義務の不履行の場合に、不当に高額な賠償金の支払いを要求すること。
- (f) 売主または提供者には、事由に契約を解消することが認められているのに、同様の権利が消費者には認められていないこと。または、売主もしくは提供者は、自ら契約を解消しておきながら、未だ提供されていないサービスに対して消費者が支払った代金を保持しうること。
- (g) 重大な理由がある場合は別として、売主または提供者は、期間の定めのない契約を、合理的な通知なしに終了させることができることとする。
- (h) 消費者が別段の意思を表明しない限り、期間の定めのある契約を自動的に延長するとされている場合に、消費者が契約の延長を望まない旨を表明するために設定された期限が埠頭に早く到来すること。
- (i) 契約締結前に実際に知る機会が与えられなかった条項について、消費者を拘束して、撤回不能とすること。
- (j) 売主または提供者は、契約で特定された正当な理由なしに、契約の条項を一方的に変更しうることとする。
- (k) 売主または提供者は、正当な理由なしに、供給されるべき製品またはサービスの性質を一方的に変更することができることとする。
- (l) 物の価格を引渡時に定めるものとし、あるいは物の売主またはサービスの提供者は価格を引き上げることができるとしておきながら、いずれの場合にも、最終的な価格が契約締結時に合意した価格に比して不当に高い場合に、これに対応して契約を解消する権利を消費者に与えていないこと。
- (m) 提供された物またはサービスが契約に適合しているか否かを判定する権利を売主または提供者に与えること、または契約の文言を解釈する排他的権利を売主または提供者に与えること。
- (n) 自己の代理人によりなされた約束を遵守すべき売主または提供者の義務を制限すること、または自己の約束をある一定の形式を踏んでいる場合のみ遵守することとする。
- (o) 売主または提供者がその義務を履行しない場合でも、消費者は前義務を履行しなければならないこととする。
- (p) 契約から生じる権利義務が譲渡されると、消費者にとって保証が減少するおそれがある場合に、売主または提供者は、消費者の同意なしに、その権利義務を譲渡できるとすること。
- (q) とりわけ、法規の適用に服さない仲裁でのみ紛争解決をすることを消費者に要求し、消費者の利用できる証拠を不当に制限し、または当該事案に適用できる法によれば契約の相手方にあるとされる立証責任を消費者に課すことによって、消費者が訴訟を提起し、または他の

法的救済措置を行使する権利を排除または妨害すること。

#### 1. (g)、(j)および(i)号の範囲

(a) (g)号は、金融サービスの提供者が、正当な理由がある場合に、期限の定めのない契約を通知なしに一方的に終了させる権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。ただし、この場合、提供者は、契約の相手方に遅滞なくその旨の通知をしなければならない。

(b) (j)号は、金融サービスの提供者が、正当な理由がある場合に、消費者が支払う利率または消費者に対して支払われる利率、もしくは金融サービスに対するその他の手数料の額を通知なしに変更する権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。ただし、この場合、提供者は契約の相手方に可能な限り迅速にその旨を通知しなければならず、相手方は即時に自由に契約を解消することができる。

(j)号は、また、売主または提供者が期限の定めのない契約の条件を一方的に変更する権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。ただし、この場合、売主または提供者は消費者に合理的な通知をもって知らせなければならず、消費者は自由に契約を解消することができる。

(c) (g)(j)および(1)号は、次のものには適用されない。

- ・流通性のある証券(transferable securities)、金融証書(financial instruments)、および売主又は提供者が支配しえない株式取引相場もしくは指数または金融市場の利率の変動とリンクした価格付けがなされる製品またはサービスの取引
- ・外国通貨、旅行者小切手または外国通貨建ての国際為替(international money order)の購入または販売の契約

(d) (1)号は、それが適法であるならば、物価指数条項(price-indexation clause)の使用を妨げるものではない。ただし、この場合、価格を変更する方法が明確にされていなければならない。

(松本 恒夫 一橋大学教授)

(鈴木 恵 一橋大学助手)

(角田 美穂子 一橋大学大学院修士課程)

## 1998年EU指令

(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「イギリスにおける消費者団体の実情」仮訳より、  
1999年以後の改正をUFJ総合研究所にて付加したもの)

### 398L0027号文書(統合/限定修正)

消費者の利益を保護するための差止命令に関する欧州議会と同理事会の1998年5月19日付け  
98/27/EU指令(1998年6月11日付け公報L166号、0051頁～0055頁)

### 修正

399L0044号文書による修正(1999年7月7日付け公報L171号の12頁)

399L0031号文書による修正(2000年7月17日付け公報L178号の1頁)

399L0271号文書による修正(2002年10月9日付け公報L271号の16頁)

### 指令書の前文

消費者の利益を保護するための差止命令に関する  
欧州議会と同理事会の1998年5月19日付け98/27/EU指令

### 前文

欧州連合の欧州議会と同理事会は、欧州共同体の設立に関する条約、とりわけその第100条a項の規定に基づき、(1)欧州委員会の提案を受け入れ、(2)欧州経済社会評議会の意見を徴した上で、(3)本条約の第189条b項に規定の手続きに従い、併せて下記各号に記載の事由を考慮して本指令を採択した。

- (1) 本指令書の付表に記載の各指令は、消費者の利益の保護に関する準則を定めたものである。
- (2) 国内レベルと共同体レベルの双方のレベルでこれらの各指令の遵守を確保するために利用しうる現行のメカニズムは、消費者の共同の利益を損なう違反行為を必ずしも適時に終わらせるものではない。なお、この共同の利益には、かかる違反行為によって損害を受けた個々の消費者の利益の累積としての利益は含まれない。但し、このことは、かかる違反行為によって損害を受けた個人が提起する個々の訴訟に不利益をもたらすことにはならない。
- (3) 国内の準拠規定の下では違法であるとされる慣行を停止させることを目的とするものである限り、上記の指令が要求するレベルを超えるものである場合を含めて、当該指令に代わる国内措置の有効性は、それが本条約の規定と矛盾せず、且つ当該指令によって容認される場合であっても、当該慣行が生じた国以外の条約加盟国に影響を及ぼす場合には、否定されることがあり得る。
- (4) かかる難点は、国内市場が円滑に機能することを妨げる可能性がある。何故ならそれは、違法な慣行をあらゆる形態の規制の圏外に置くためにはこの違法な慣行の源泉を他の国に移動させれば足りるとする判断を生むことになり、その結果、競争がゆがめられることになるからである。
- (5) またかかる難点は、国内市場に対する消費者の信頼を低下させるのみならず、本共同体の法律に違反する慣行による悪影響を受けることによって、消費者の共同の利益を代表する組織、または消費者の共同の利益を保護する責任を負う独立の公共機関が採り得る法的措置の範囲を制限することとなる可能性がある。
- (6) かかる慣行は、条約加盟国間の国境を越えて拡散して実施されることが多い。またかかる違法な慣行が影響を及ぼす国の如何にかかわりなく、その停止を命じるために策定された国内規定を或る程度統一することの必要性は極めて高いが、そのことは、管轄権に関して、本条約に由来する条約加盟国の一般的義務、とりわけ国内市場の円滑な機能の確保に関する義務を尊重する限り、国際私法と本条約加盟国間の現行の各種の協定に不利益をもたらすことにはならない。
- (7) 想定される措置の目的は、本共同体のみがそれを達成し得る。従って、かかる措置を講じる責任は本共同体にある。
- (8) 本条約の第3条b項の第3段落では、本共同体は本条約の目的を達成するために必要な範囲

を越えて行動してはならないと規定しており、この規定に従って、同等の効果を有する異なる選択肢から適切なものを選択する自由を各条約加盟国に付与することによって、可能な限り各国の法律制度の特徴に配慮することができるようにしなければならない。また本指令書の第 2 条に規定の手続きについて裁決する権限を有する裁判所または行政当局には、以前になされた決定の効果を審査する権限を付与すべきである。

- (9) 上記の選択肢の一つとして、単数または複数の独立の公共機関、なかでも消費者の共同の利益を保護する責任を負う公共機関に対して、本指令書に規定の行動権を行使することを要請することを加えるべきである。またもう一つの選択肢として、消費者の共同の利益を保護することを目的とする機関が国内法に規定の基準に従って上記の行動権を行使することに関する規定を設けるべきである。
- (10) 各条約加盟国は、本指令の目的を達成する資格を有する機関および(または)組織を国内レベルで指定する際に上記の二つの選択肢から何れかを選択するか、もしくは当該二つの選択肢を組み合わせることを容認されるべきである。
- (11) 本共同体内の違反行為については、上記の機関および(または)組織には相互承認の原則が適用されなければならない。また、各条約加盟国は、本指令の規定に従って自国内で訴訟を提起する資格を有する自国内の者から要請を受けた場合には、当該自国内の有資格者の名称と目的を欧州委員会に通知しなければならない。
- (12) 欧州委員会は、かかる有資格者の名簿を欧州共同体の公報に掲載して確実に公表する職責を負う。かかる名簿に名称が記載された有資格者は、その者について別段の公告がなされない限り、法的資格を有するものと見做される。
- (13) 各条約加盟国は、差止命令を求めて提訴する意向の当事者が、係争中の違法行為を停止する機会を被告に与えるために、事前協議を行なうことを要求することができるようにされるべきである。また各条約加盟国は、かかる事前協議が当該条約によって指名された独立の公的機関の参加の下に行なわれることを要求することができるようにされるべきである。
- (14) 条約加盟国がかかる事前協議を行なうことを定めた場合には、事前協議の要求を受けた日から 2 週間を当該協議の期日として設定すべきであり、この期日後も引き続き違反行為が停止されない場合には、申立人は直ちに所轄の裁判所または行政当局に提訴することができるものとすべきである。
- (15) 欧州委員会が本指令の機能状況、とりわけその範囲と事前協議の実施状況について報告することは、適切な措置である。
- (16) 本指令の適用によって、本共同体の競争に関するルールの適用が妨げられるべきではない。

## 指令

### 第 1 条 (範 囲)

1. 本指令の目的は、国内市場の円滑な機能性を確保することを目的としてなされ、且つ付表に記載の各指令書に規定の消費者の共同の利益を保護するためになされる第 2 条の差止命令を求める訴訟に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定を可及的に統一することである。
2. 本指令では違反行為とは、各条約加盟国の国内法秩序に組み入れられた形の付表に記載の各指令書の規定に反する行為で、前第 1 項にいう消費者の共同の利益を損なうものをいう。

### 第 2 条 (差止命令を求める訴訟)

1. 各条約加盟国は、第 3 条に規定の有資格者が下記各号に記載の命令等を求めて開始した訴訟手続きについて裁決する権限を有する裁判所または行政当局を指定するものとする。
  - (a) 違反行為の停止または禁止を要求する命令で、妥当であれば略式手続きの形を取ることも含めてあらゆる適切な便法を具備したもの
  - (b) 違反行為の持続的影響を排除するために妥当である場合には、適切であると見做される形式で行なわれる裁定の全部または一部の公表、および(または)その修正声明の公表
  - (c) 所轄裁判所または行政当局が指定した期日内に従わなかった場合で、関係条約加盟国の

法律制度によって容認される場合に、裁定の遵守を確保することを目的として、敗訴した被告に対して、延滞 1 日につき一定の金額、または国内法で規定の別の金額を国庫または国内法で指定の受取人に支払うことを要求する命令

2. 本指令は、準拠法に関して国際私法上の準則を適用することを妨げるものではない。従って普通は、違反行為が発生した条約加盟国の法律または違反行為が影響を及ぼした条約加盟国の法律の何れかが適用されることとなる。

### 第 3 条 (提訴資格者)

本指令では、「有資格者」とは、条約加盟国の法律に従って適法に設立され、且つ第 1 条の規定が確実に遵守されるか否かに正当な利害関係を有する機関または組織をいい、とりわけ下記各号に記載のものを指す。

- (a) 条約加盟国に在って、とりわけ第 1 条に規定の利益の保護に責任を負う単数または複数の独立の公共機関、および(または)
- (b) 国内法によって規定される基準に従って第 1 条に規定の利益を保護することを目的とする組織

### 第 4 条 (本共同体内の違反行為)

1. 各条約加盟国は、自国で違反行為が発生した場合で、他の条約加盟国の有資格者がその国で保護する利益が当該違反行為によって影響を受ける場合には、当該有資格者は本条第 3 項に規定の名簿を第 2 条に規定の裁判所または行政当局に提出することができる。当該裁判所または行政当局は、この名簿を当該有資格者の法的資格の証拠として受理するものとする。但し、当該有資格者の目的が特定の事件での提訴を正当化するものであるか否かを審査する当該裁判所または行政当局の権利は、かかる受理によって損なわれないものとする。
2. 本共同体内で違反行為が行なわれた場合で、有資格者から要請があった場合には、その者が属する条約加盟国は、その者が第 2 条に基づく訴訟を提訴する資格を有すること、並びにその者の名称および目的に関して、欧州委員会に通知するものとする。但し、この場合にも、国内法に基づいて他の者に付与された権利が損なわれることはない。
3. 欧州委員会は、前第 2 項にいう有資格者について、その者の目的を具体的に付記した名簿を作成するものとする。この名簿は、欧州共同体の公報上で公表されるものとする。この名簿に変更がある場合にも、遅滞なくそれについて公表されるものとする。この名簿の最新版は、6 か月毎に公表されなければならない。

### 第 5 条 (事前協議)

1. 各条約加盟国は、差止命令を求める当事者が、被告と協議した上で、もしくは被告と当該差止命令を求める条約加盟国の第 3 条(a)項にいう有資格者の双方と協議した上で違反行為の停止を求めて努力した後に、初めて差止命令手続きを開始することができる旨の規定を導入するか、もしくはかかる規定を有効に維持することができるものとする。差止命令を求める当事者がかかる有資格者と協議しなければならないか否かの決定は、関係条約加盟国によってなされるものとする。協議の要請を受けた日から 2 週間以内に違反行為が停止されない場合には、関係当事者は直ちに差止命令を求めて提訴することができるものとする。
2. 条約加盟国が事前協議に適用される準則を採択した場合の当該準則は、欧州委員会に通知された上で、欧州共同体の公報上で公表されるものとする。

### 第 6 条 (被 告)

1. 欧州委員会は、最初は本指令が発行した日から 5 年以内に、その後は 3 年毎に、指令の適用状況に関する報告書を欧州議会と同理事会に提出するものとする。
2. 欧州委員会は、その最初の報告書に、とりわけ下記の各事項に関する検討結果を記載しなければならない。  
商業、工業、手工業またはその他の専門的職業に従事する者の共同の利益の保護に関

する本指令の適用範囲

付表に記載の各指令書の規定に基づいて決定された本指令の適用範囲

第5条に規定の事前協議が消費者の有効な保護に寄与したか否かに関する事項  
なお、本指令の修正に関する適切な提案がある場合には、それを本報告書に添付するものとする。

#### 第7条 (更に広範な提訴に関する規定)

本指令は、条約加盟国が有資格者およびその他の関係者に対して国内レベルで更に広い範囲の提訴権を付与するための規定を採択し、もしくはその規定を有効に維持することを妨げるものではない。

#### 第8条 (実施)

1. 各条約加盟国は、本指令が発効した日から30日以内に、本指令を遵守するのに必要な法律、規則および行政規定を制定し、実施するものとする。また各条約加盟国は、そのことについて直ちに欧州委員会に通知するものとする。  
各条約加盟国は、かかる法律等を制定した場合には、当該法律等に本指令との関連を付記するか、もしくは当該法律等を公表する際にかかる付記を添付するものとする。  
またかかる付記の方法は、それぞれの条約加盟国によって決定されるものとする。
2. 各条約加盟国は、本指令の対象分野に関してそれが採択した国内法の規定を欧州委員会に通知するものとする。

#### 第9条 (発効)

本指令は、欧州共同体の公報上で公表された日から20日目に発効する。

#### 第10条 (宛先)

本指令は、各条約加盟国宛てに発せられる。

本指令書は、1998年5月19日にブリュッセルで作成された。

欧州議会

(代表者署名) 議長 J・M・ギルロプレス

欧州理事会

(代表者署名) 会長 G・ブラウン

- (1) 1996年4月13日付け広報C107号の3頁および1997年3月13日付け広報C80号の10頁
- (2) 1997年1月30日付け広報C30号の10頁
- (3) 1996年11月14日に表明された欧州議会の意見(1996年12月2日付け公報C365号の236頁)、1997年10月30日に表明された欧州理事会の一般的立場(1997年12月22日付け広報C389号の51頁)、1998年3月12日になされた欧州議会の決定(1998年4月6日付け広報C104号)および1998年4月23日になされた欧州理事会の決定

付表

第1条が対象とする指令の一覧表(1\*参照)

- 1.誤解を招く広告に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一に関する1984年9月10日付け欧州理事会指令84/450/EEC(1984年9月19日付け広報L250号の17頁)
- 2.折衝により事業対象から除外された契約に関して消費者を保護するための1985年12月20日付け欧州理事会指令85/577/EEC(1985年12月31日付け公報L372号の31頁)
- 3.消費者金融に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一のための1986年12月22日付け欧州理事会指令87/102/EEC(1987年2月12日付け公報L42号の48頁)。但

し、指令 98/7/EU によって最終的に修正されたもの(1998 年 4 月 1 日付け広報 L101 号の 17 頁)

4. テレビ放送活動の実施に関する各条約加盟国の法律、および行政規定に基づいて制定された一定の規定の調整に関する 1989 年 10 月 3 日付け欧州理事会指令 89/552/EEC(1989 年 10 月 17 日付け広報 L298 号の 23 頁)の第 10 条から第 21 条までの規定。但し、指令 97/36/EU によって修正されたもの(1997 年 7 月 30 日付け公報 L202 号の 60 頁)
5. セット旅行、セット休暇およびセット巡回旅行に関する 1990 年 6 月 13 日付け欧州理事会指令 90/314/EEC(1990 年 6 月 23 日付け公報 L158 号の 59 頁)
6. ヒト用の医薬品の公告宣伝に関する 1992 年 3 月 31 日付け欧州理事会指令 92/28/EEC(1992 年 4 月 30 日付け公報 L113 号の 13 頁)
7. 消費者契約に規定の不正な条件に関する 1993 年 4 月 5 日付け欧州理事会指令 93/13/EEC(1993 年 4 月 21 日付け広報 L95 号の 29 頁)
8. タイムシェアリング方式(訳者注:一定期間の不動産の使用を他の者と時間的に配分する方式)で不動産を使用する権利の購入に関する契約の一定の局面における購入者の保護に関する 1994 年 10 月 26 日付け欧州議会および同理事会の指令 94/47/EU(1994 年 10 月 29 日付け公報 L280 号の 83 頁)
9. 遠隔契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付け欧州議会および同理事会の指令 97/7/EU(1997 年 6 月 4 日付け公報 L144 号の 19 頁)

(以下の指令は 1999 年以後の修正によって追加されたものであり、原本には記載されていないが、便宜上、ここに付加するものである。)

10. 消費資産及び関連財の販売等の特定の状況に関する 1999 年 5 月 25 日付け欧州議会および同理事会の指令 99/44/EC(1999 年 7 月 7 日付け公報 L171 号の 12 頁)
11. 域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の状況に関する 2000 年 6 月 8 日付け欧州議会および同理事会の指令 2000/31/EC(2000 年 7 月 17 日付公報 L178 号の 1 頁)
12. 通信による消費者金融取引ならびに欧州理事会指令 90/619/EEC および 98/27/EC の改正に関する 2002 年 9 月 23 日付け欧州議会および同理事会の指令 2002/65/EC (2000 年 10 月 9 日付公報 L271 号の 16 頁)

(1\*) 指令第 1 号、同 6 号、同 7 号および 9 号には、差止命令措置に関する具体的な規定が盛り込まれている。

以上

.....  
本文書の公布日 : 1999 年 3 月 11 日

国	EU官報登録団体等	登録時期
Austria	1 Wirtschaftskammer Osterreich	2001/8/8
	2 Bundesarbeitskammer	2001/8/8
	3 Präsidentenkonferenz der Landwirtschaftskammern Osterreichs	2001/8/8
	4 Osterreichischer Gewerkschaftsbund	2001/8/8
	5 Verein für Konsumenteninformation	2001/8/8
	6 Osterreichischer Landarbeiterkammertag	2001/8/8
	7 Osterreichischer Seniorinnenrat(Bundesaltenrat Osterreichs)	2001/8/8
	8 Schutzverband gegen den unlauteren Wettbewerb	2001/8/8
Belgium	1 Association belge des consommateurs Test-Achats Belgische verbruikersunie Test-Aankoop	2003/2/6
Denmark	1 Forbrugerombudsmanden(Consumer Ombudsman)	2002/2/2
	2 Lagemiddelstyrelsen(Danish Medicines Agency)	2002/2/2
France	1 ADEIC	2003/2/6
	2 AFOC	2003/2/6
	3 ALLDC	2003/2/6
	4 ASSECO-CFDT	2003/2/6
	5 CGL	2003/2/6
	6 CLCV	2003/2/6
	7 CNAFAL	2003/2/6
	8 CNAFC	2003/2/6
	9 CNL	2003/2/6
	10 CSF	2003/2/6
	11 Familles de France	2003/2/6
	12 Familles Rurales	2003/2/6
	13 FNAUT	2003/2/6
	14 INDECOSA-CGT	2003/2/6
	15 ORGECO	2003/2/6
	16 UFC-Que Choisir	2003/2/6
	17 UFCS	2003/2/6
	18 UNAF	2003/2/6
Germany	1 Aktion Bildungsinformation e.V. (ABI)	2001/8/8
	2 Verbraucherzentrale Bundesverband e.V.	2002/2/2
	3 Berliner Mieterverein e.V.	2002/2/2
	4 Bund der Energieverbraucher e.V.	2001/8/8
	5 Bund der Versicherten e.V.	2001/8/8
	6 Bundesverband der Verbraucherzentralen und Verbraucherverbände Verbraucherverbände Bundesverband (VABV)	2002/2/2
	7 Bundesverband privater Kapitalanleger e.V.	2002/2/2
	8 Datenschutzbund Hamburg e.V.	2002/2/2
	9 Deutsche Gesellschaft für Sonnenenergie e.V.	2002/2/2
	10 Deutscher Mieterbund Kieler Mieterverein e.V.	2002/2/2
	11 Deutscher Mieterbund Landesverband Mecklenburg Vorpommern	2002/2/2
	12 Deutscher Mieterbund Landesverband der Mieterverein in Nordrhein-Westfalen e.V.	2002/2/2
	13 Deutscher Mieterbund Landesverband Schleswig-Holstein e.V.	2002/2/2
	14 Deutscher Mieterbund Rhein-Ruhr e.V.	2002/2/2
	15 Deutscher Mieterbund Mieterverein Groß- und Velbert und Umgebung	2002/2/2
	16 Deutscher Mieterbund Mieterverein Hamm und Umgebung e.V.	2002/2/2
	17 Deutscher Mieterbund Mieterverein Iserlohn e.V.	2002/2/2
	18 Deutscher Mieterbund Mieterverein Kassel und Umgebung e.V.	2001/8/8
	19 Deutscher Mieterbund Mieterverein Schwerin und Umgebung e.V.	2002/2/2
	20 Deutscher Mieterbund Mieterverein Siegerland und Umgebung e.V.	2001/8/8
	21 DMB Mieterverein Stuttgart und Umgebung e.V.	2001/8/8
	22 DMB Mieterschutzverein Frankfurt am Main e.V.	2002/2/2
	23 Deutscher Mieterbund Mieterschutzverein Wiesbaden und Umgebung e.V.	2002/2/2
	24 Deutsche Schutzvereinigung Auslandsimmobilien e.V.	2001/8/8
	25 Mieter helfen Mietern Münchner Mieterverein e.V.	2001/8/8
	26 Mieter und Pächter e.V.	2002/2/2

国		EU官報登録団体等	登録時期
Germany	27	Mieterverein Bochum, Hattingen und Umgegend e.V.	2002/2/2
	28	Mieterverein für Ludenscheid und Umgegend e.V.	2002/2/2
	29	Mieterverein Gelsenkirchen e.V. im Deutschen Mieterbund	2002/2/2
	30	Mieterverein Köln e.V.	2002/2/2
	31	Mieterverein München e.V.	2001/8/8
	32	Schutzverband für Verbraucher und Dienstleistungsnehmer e.V. Endverbraucher, Kapitalanleger, Versicherte	2001/8/8
	33	Verbraucherzentrale Baden-Württemberg e.V.	2001/8/8
	34	Verbraucherschutzverein e.V. (VSV)	2001/8/8
	35	Verbraucherzentrale Berlin e.V.	2001/8/8
	36	Verbraucher-Zentrale Brandenburg e.V.	2002/2/2
	37	Verbraucher-Zentrale des Landes Bremen e.V.	2001/8/8
	38	Verbraucher-Zentrale Hamburg e.V.	2001/8/8
	39	Verbraucher-Zentrale Hessen e.V.	2001/8/8
	40	Verbraucherzentrale Mecklenburg-Vorpommern e.V.>	2002/2/2
	41	Verbraucher-Zentrale Niedersachsen e.V.	2001/8/8
	42	Verbraucher-Zentrale Nordrhein-Westfalen Landesarbeitsgemeinschaft der Verbraucherverbände e.V.>	2001/8/8
	43	Verbraucherzentrale Rheinland-Pfalz e.V.	2001/8/8
44	Verbraucherzentrale des Saales Landesarbeitsgemeinschaft der Verbraucherverbände e.V.	2001/8/8	
45	Verbraucher-Zentrale Sachsen e.V.	2001/8/8	
46	Verbraucherzentrale Sachsen-Anhalt e.V.	2001/8/8	
47	Verbraucherzentrale Thüringen e.V.	2001/8/8	
Greece	1	Consumers' association -New consumer's institute(ΝΕΝΚΑ)	2003/12/31
	2	Consumers' protection centre of Thessaloniki(ΚΕΡΚΑ)	2003/12/31
	3	Consumers' association 'the quality of life'(ΕΚΡΟΖ)	2003/12/31
	4	Greek consumers' organisation(ΕΚΑΟ)	2003/12/31
	5	Consumers' institute(INKA) of Ioannina	2003/12/31
	6	Citizens' rights organisation	2003/12/31
	7	Consumers' institute(INKA) of Macedonia	2003/12/31
	8	Consumers' institute(INKA) of Corfu	2003/12/31
Ireland		(Director of Consumer Affairs)	2002/11/9
Italy	1	Associazione Consumatori Utenti Onlus(ACU)	2002/2/2
	2	Adiconsum	2002/2/2
	3	Associazione Difesa e Orientamento Consumatori(ADC)	2002/2/2
	4	Centro Tutela Consumatori Utenti Onlus-Verbraucherzentrale	2002/2/2
	5	Cittadinanzattiva	2002/2/2
	6	Coordinamento delle associazioni per la tutela dell'ambiente e la difesa dei diritti degli utenti e consumatori	2002/2/2
	7	Comitato Consumatori Altroconsumo	2002/2/2
	8	Confconsumatori	2002/2/2
	9	Federazione Nazionale di Consumatori e Utenti(Federconsumatori)	2002/2/2
	10	Lega Consumatori	2002/2/2
	11	Movimento Consumatori	2002/2/2
	12	Movimento Difesa del Cittadino	2002/2/2
	13	Unione Nazionale Consumatori	2002/2/2
	14	Associazione difesa utenti servizi bancari e finanziari(ADUSBE)	2003/2/6
Netherland	1	Consumentenbond	2003/7/8
Spain	1	Instituto Nacional del Consumo(National Consumer's Institute)	2003/7/8
	2	Asociación de Usuarios de la Comunicación(AUC, Association of Media Users)	2003/7/8
	3	Confederación Española de Organizaciones de Amas de Casa, Consumidores y Usuarios(CEACCU, Spanish Confederation of Organisations of Housewives, Consumers and Users)	2003/7/8
	4	Directorate-General for Consumer Affairs(Government of Aragón)	2003/12/31
	5	Directorate-General for Industry, Trade and Consumer Affairs(Government of La Rioja)	2003/12/31
	6	Directorate-General for Consumer Affairs(Government of Madrid)	2003/12/31

国	EU官報登録団体等	登録時期
Spain	7 Directorate for Consumer Affairs(Basque Government)	2003/12/31
	8 Legal Advisory Service(Catalonia Regional Government)	2003/12/31
	9 Directorate-General for Consumer Affairs(Regional Government of Castile-La Mancha)	2003/12/31
	10 Directorate-General for Consumer Affairs(Junta de Andalucía)	2003/12/31
	11 Directorate-General for Trade and Tourism(Government of Navarre)	2003/12/31
	12 Organisation of Consumers and Users(OCU)	2003/12/31
	13 Federación Union Civica de Consumidores y Amas de Hogar de España(UNAE - Spanish Civic Union Federation of Consumers and Housewives)	2003/12/31
	14 Asociación para la Defensa de los Impositores de Bancos y Cajas de Ahorro de España(ADICAE, Spanish Association for the Defence of Savers in Banks and Savings Banks)	2003/12/31
	15 Federación de Usuarios-Consumidores Independientes(FUCI, Federation of Independent Users and Consumers)	2003/12/31
16 Confederation of Consumers and Users	2003/12/31	
Suomi/Finland	1 Kuluttaja-asiamies(The Consumer Ombudsman)	2001/8/8
	2 Kuluttajat-Konsumenterna(Registered Consumer organisation)	2001/8/8
	3 Suomen Kuluttajaliitto(Finnish Consumer's Association)	2001/8/8
	4 Kuluttajavirasto(National Consumer Administration of Finland)	2001/8/8
	5 Rahoitustarkastus(Financial Inspection Authority)	2001/8/8
	6 Lääkelaitos(National Agency for Medicines)	2001/8/8
	7 Sosiaali- ja terveydenhuollon tuotevalvontakeskus(National Product Control Agency for Welfare and Health)	2001/8/8
	8 Telehallitokeskus(Telecommunications Administration Centre)	2001/8/8
Sweden	1 (Konsumentverket(National Consumer Agency))	2002/2/2
	2 (Consumer Ombudsman)	2002/2/2
United Kingdom	1 Office of Fair Trading(OFT) (Director-General of Fair Trading)	2003/7/8 (2002/2/2)
	2 The Information Commissioner	2002/2/2
	3 The Civil Aviation Authority	2002/2/2
	4 The Gas and Electricity Markets Authority	2002/2/2
	5 The Director-General of Electricity Supply for Northern Ireland	2002/2/2
	6 The Director-General of Telecommunications	2002/2/2
	7 The Director-General of Water Services	2002/2/2
	8 The Rail Regulator	2002/2/2
	9 Every weights and measures authority in Great Britain	2002/2/2
	10 The Department of Enterprise, Trade and Investment in Northern Ireland	2002/2/2

## ドイツ調査報告書

## 第3章 ドイツ

### 1. 歴史<sup>1</sup>

ドイツにおいて消費者団体に事業者に対する提訴権が認められたのは、1965年の不正競争防止法（UWG）改正<sup>2</sup>が最初である。

不正競争防止法は、1909年に制定<sup>3</sup>された事業者の不正競争行為を規制する趣旨の法律である。この不正競争防止法の特徴の一つは、不正な競争を行う事業者に対する差止請求権を、同種の営業を営む事業者のみならず、「営業上の利益の促進を目的とする団体(以下、営業利益促進団体とする)」にも認めたことである（不正競争防止法13条1項）。この「営業利益促進団体」への差止請求権の付与は、不正競争防止法の前身である1896年制定の不正競争克服法<sup>4</sup>においてもすでに導入されていたが、不正競争防止法においては、差止対象がさらに拡張された。その中でも重要なのは、一般条項<sup>5</sup>が置かれ、この違反に対する差止請求も団体訴訟の対象となったことである。これにより非常に広い範囲の競争行為を規制の対象とすることが可能となった。

このように不正競争防止法が団体訴訟と一般条項の規定を備えたことで、不正競争防止法は単に競争者相互間を規律するだけでなく、公の利益の保護をも目的とする、と考える立場が有力となり、さらに消費者の利益の保護も対象となっている、あるいは対象とすべきである、と考えられるようになった。その結果、1965年の不正競争防止法改正により消費者団体に提訴権が付与されるに至った。

一方、約款中の不当条項に対する差止請求権については、1970年代の消費者保護の機運の高まりから1976年に普通取引約款規制法（AGBG、以下「約款規制法」）が制定<sup>6</sup>され、約款中の不公正な条項に対する差止・撤回請求権が消費者団体や「営業利益促進団体」等に認められた<sup>7</sup>。

その後、濫訴防止への対応から1986年と1994年に不正競争防止法の改正が行われた<sup>8</sup>。また、1993年に93年EC指令が採択されたことに伴い、これを国内法化するため1996年

---

1 参考：上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会（2001年）

2 Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb vom 21.7.1965, BGBl. I. S. 625

3 Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb vom 7.6.1909, RGBl. S. 499

4 Gesetz zur Bekämpfung des unlauteren Wettbewerbes vom 27.5.1896, RGBl. S. 145

5 善良な風俗に反する行為

6 Gesetz zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen vom 9.12.1976, BGBl. I. S. 3317

7 約款規制法の具体的内容については、石田喜久夫編『注釈ドイツ約款規制法・改訂普及版』同文館（1999年）

8 1986年の不正競争防止法改正では13条5項が新設され、濫用目的の訴訟提起を禁じる明文規定が導入された。1994年の不正競争防止法改正では、主に営業利益促進団体による訴権濫用に対応するため、事業者や事業者団体による訴訟提起の場合には、競争に実質的な影響の及ばさない形式的な違反につき訴訟提起を認めないなどといった制限が加えられた。

に約款規制法の改正が行われた。この改正においては、約款規制法において 93 年 EC 指令を満たしていないと考えられた規定<sup>9</sup>を追加すると共に、93 年 EC 指令が要求する消費者契約の範囲に限りこれを適用するとの規定がおかれた（24a 条）。

2000 年には、1998 年に 98 年 EU 指令が採択されたことに伴う、国内法化のための不正競争防止法と約款規制法の改正が行われた。改正のポイントは、国境を越える消費者団体訴訟に対応するための提訴資格としての登録制度の導入（不正競争防止法、約款規制法 13 条(2)）、消費者保護法規違反に対する差止請求権の導入（約款規制法 22 条）である<sup>10</sup>。

さらに 2001 年には債務法現代化法<sup>11</sup>による民法の大改正があり、これにあわせて消費者団体訴訟に関わる法制度も大きく改正された。改正のポイントは、約款規制法を廃止し、約款規制法の実体法部分を民法 305 条以下に規定する一方<sup>12</sup>、約款規制法の手続法部分を独立させて差止訴訟法という新しい法律を制定<sup>13</sup>するというものであった。この差止訴訟法には、約款における不当条項に対する差止請求権（差止訴訟法 1 条）と消費者保護法規違反行為に対する差止請求権（同 2 条）が規定されており、旧約款規制法の 13 条と 22 条を移行させたものである。これにあわせて、不正競争防止法における消費者団体の提訴資格要件についても、差止訴訟法における要件を準用する形で改正<sup>14</sup>された。

この債務法現代化法には、同時に、日本における弁護士法 72 条とその例外を規定した法律等に当たる法律相談法<sup>15</sup>の改正も含まれており、一定の消費者団体が消費者の損害賠償請求権の譲渡を受けて事業者に請求することが可能となった<sup>16</sup>。

2002 年には日本における書籍再販売価格維持制度に類似する制度を規定する書籍価格拘束法<sup>17</sup>が制定され、書籍価格拘束法の規定に違反する者に対する差止請求権が、書籍販売業

---

<sup>9</sup> 消費者契約における普通取引約款については、原則として、事業者により設定されたものとみなすこと（24a 条 1 号）、「一度だけの利用」を目的とした条項であっても約款規制法を適用すること（2 号）濫用性の判断にあたっては契約締結に至る事情も考慮すること（3 号）が規定されている。石田喜久夫編『注釈ドイツ約款規制法・改訂普及版』同文館（1999 年）315 頁

<sup>10</sup> 参考：出口雅久「EU 消費者保護とドイツ団体訴訟の新展開」立命館法学 271=272 号（2000 年）1190P、総合研究開発機構・高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』商事法務研究会（2001 年）161 頁

<sup>11</sup> BGBl. I, 3138,3180

<sup>12</sup> 条文の仮訳については、添付資料参照（仮訳：鹿野菜穂子立命館大学法学部教授）

<sup>13</sup> Gesetz über Unterlassungsklagen bei Verbraucherrechts- und anderen Verstößen, BGBl. I. 2002, 3423

条文の仮訳については、添付資料 2.の高田昌宏大阪市立大学大学院法学研究科教授による仮訳を参照。なお、同教授の仮訳においては、同法を「不作為訴訟法」と略記されているが、本報告書では「差止訴訟法」との略記を用いる。

<sup>14</sup> BGBl. I. 3138

<sup>15</sup> Rechtsberatungsgesetz

<sup>16</sup> 章末添付別稿、宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開 - 法律相談法上の消費者団体訴訟」を参照のこと。

<sup>17</sup> Gesetz über die Preisbindung für Bücher: Buchpreisbindungsgesetz

者等のほか、差止訴訟法によって提訴権を有する消費者団体にも付与された（同法 9 条）。

また、2004 年 7 月には不正競争防止法の全面改正が行われ<sup>18</sup>、消費者保護が法律の目的に明示されたほか、消費者団体に対して、差止請求権だけでなく事業者の不正な利得を国庫に納付させる利益剥奪請求権が付与された。

## 2. 現行法制度

### (1) 訴権の内容

#### 不正競争防止法による差止請求

不正競争防止法上の差止請求権はドイツでもっとも歴史のある消費者団体訴権である。不正競争行為に対する差止請求権が、競業者・事業者団体だけでなく、一定の要件を満たした消費者団体にも付与されている。

この不正競争防止法は 1909 年の制定以来、再三にわたる改正がなされているが、この 2004 年 7 月にも改正が行われた<sup>19</sup>。この改正は、全面改正とも言うべき大規模なもので、目的規定を新設し、不正競争から消費者を保護することも法の目的の一つであることが明示されたほか（新 1 条）、後記の利益剥奪請求権の導入など消費者団体訴訟制度にとって重要な改正がなされている。

差止請求に関しては大きな枠組自体の変化はないものの、法律全体の改正に伴って以下のような変化があった<sup>20</sup>。

旧不正競争防止法においては、旧 13 条 2 項において、旧 1 条（一般条項）、旧 3 条（誤認表示）、旧 4 条（有利表示）、旧 7 条（特別催事）、旧 8 条（在庫一掃販売）等が差止請求の対象にあげられていた<sup>21</sup>。ただし、旧 1 条違反の場合には、消費者の本質的利益に抵触する場合に限り、差し止めを請求することができるとされていた。

これに対して、新不正競争防止法では新 8 条 1 項において、「3 条に違反したものは、除去請求及び反復の危険のある場合には差止請求をなされうる。」と規定されている。この差止対象としてあげられている新 3 条は新法における一般条項であり、旧 1 条に相当する条文である。この新 8 条の条文を見る限りでは、差止請求権の対象が一般条項だけに限定されたようにも見えるが、これは、新不正競争防止法における違反行為の規定

---

本法の概要及び条文については、宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～差止訴訟法および書籍価格拘束法制定～〔下〕」国際商事法務 31 巻 5 号（2003 年）622 頁、同「欧州委員会 2000 年 6 月 10 日決定とドイツ書籍価格拘束法制定及び GWB15 条改正」公正取引 634 号（2003 年）、98 頁を参照

<sup>18</sup> Bundesgesetzblatt Teil I 2004, S.1414(官報第1部2004年1414頁)

<sup>19</sup> 本改正草案に関する文献として、宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～不正競争防止法大改正連邦政府案～上中下」国際商事法務 31 巻 10・11・12 号 2003

<sup>20</sup> もっとも、これまでの判例等で認められていた除去請求権が明記されるなどの改正がなされている。

<sup>21</sup> 各条項の具体的内容については、添付資料の旧不正競争防止法条文を参照。

の仕方によるためであって<sup>22</sup>、差止請求権の対象が何ら限定されたということではない<sup>23</sup>。

ドイツでは事業者によるものも含めて、一般条項違反（旧 1 条）を理由とする差止請求が多くなされてきており、この法解釈を通じて、判例による柔軟な法形成がなされ、さまざまな行為が同条に反する不公正な誘引行為とされている。不公正な誘引行為かどうかについては、関係するすべての事情について生活事象全体に関する競争事業者、消費者、公共圏の各々利益を考慮して、顧客の決定が不適切な考慮によって規定されているかどうかにより判断されるという<sup>24</sup>。

### 差止訴訟法による差止請求

#### a 普通取引約款についての差止め及び撤回請求権（同法 1 条）

普通取引約款中に、民法 307 条ないし 309 条<sup>25</sup>により無効な条項を使用し、又は推奨する者に対しては差止め、推奨の場合には撤回も請求しうる。旧約款規制法 13 条に該当する。

なお、普通取引約款とは、「契約の締結に際して、一方の契約当事者（約款使用者）が、契約の相手方に設定する、多くの契約に用いるために予め定式化された全ての契約条件」をいう（民法 305 条 1 項）。用いられている書体や方式は問わない。この普通取引約款の定義からすると、ある当事者に対して「一回限りの使用」を予定したもののについては、原則として普通取引約款とはされず、内容コントロールや禁止条項を定めた民法 307 条ないし 309 条等の規定は適用されない。しかし、93 年 EC 指令と整合させるため、事業者と消費者との間の契約（消費者契約）の場合は、このような「一回限りの使用」を予定した条項であっても、消費者がその内容に影響を持ち得なかった限りにおいて、上記民法の規定が適用される（民法 310 条 3 項）。

#### b 消費者保護法規違反行為の際の差止請求権（同法 2 条）

普通取引約款の使用又は推奨以外の方法により、消費者保護に資する規定（消費者保護法規）に違反する者に対しては消費者保護の利益のため差止を請求することができる<sup>26</sup>。この規定による差止請求の場合は、不正競争防止法 1 条（一般条項）違反を根

---

<sup>22</sup> 新不正競争防止法においては、まず 3 条において「競争者、消費者又はその他の市場参加者の不利益のために競争を著しく歪曲する不正な競争行為は、違法である」と不正競争の一般条項をおいた上で、4 条以下で具体的な不正競争行為を規定すると共に、これらの不正競争行為が 3 条における不正競争行為に該当すると規定している。

<sup>23</sup> もっとも、新不正競争防止法においては、旧 7・8 条の特売関連規定が削除され、新 5 条の誤認惹起行為の範囲で規制されることとなったなどの変化はある。

<sup>24</sup> 平成 10 年度通商産業省委託調査・平成 10 年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究「規制緩和後の市場ルール重視型経済社会における競争秩序と規制の在り方に関する調査研究」25 頁以下

<sup>25</sup> 具体的内容については、添付資料の条文参照

<sup>26</sup> 同条 2 項において、消費者保護法規が具体的に例示されている。その具体的内容については、添付資料 2. の高田昌宏大阪市立大学大学院法学研究科教授の仮訳を参照。

拠として差止請求を行う場合と異なり、消費者の本質的利益に抵触することは要求されていない<sup>27</sup>。

#### 書籍価格拘束法による差止請求<sup>28</sup>

書籍価格拘束法とは、日本における書籍再販制度に類似する制度を規定した法律である<sup>29</sup>。書籍出版者の最終販売価格設定義務（同法 5 条）や最終販売者の価格維持義務（同法 3 条 1 項）などが規定されている。

書籍価格拘束法の規定に違反する者に対しては、その差し止めを請求することができる（同法 9 条）。

#### 法律相談法による損害賠償請求等

法律相談法とは、他人の法律問題の処理を一定の資格を有する者や監督官庁による許可を受けた者にのみ行わせるという法律で、日本における弁護士法 72 条とその例外を定めたものに相当する。消費者団体の一定の活動（法律問題の処理など）も禁止の例外として定められている（法律相談法 1 条 3 項 8 号）。

この法律相談法が 2001 年に改正され、公の資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体による、消費者保護の利益において要求される場合に、回収目的で消費者から譲渡された他人の債権の裁判上の回収を行うことも禁止の例外として追加された。これは、消費者団体が消費者の損害賠償請求権等の譲渡を受けて事業者に請求することを可能とするものである<sup>30</sup>。

なお、消費者から債権の譲渡を受ける際に、消費者と消費者団体との間で、回収が実現した場合における回収金の分配を合意することも可能ということである<sup>31</sup>。

#### 不正競争防止法による利益剥奪請求権<sup>32</sup>

---

<sup>27</sup> 消費者団体（VZBV）におけるヒアリングでは、差止訴訟法 2 条では「消費者の本質的利益に抵触する」という要件が課されていないため、不正競争防止法 1 条による差止請求より、訴権行使が容易になったと指摘されていた。

<sup>28</sup> 宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～差止訴訟法および書籍価格拘束法制定～〔下〕」国際商事法務 31 巻 5 号(2003 年)、622 頁参照

<sup>29</sup> ドイツにおいては、カルテル法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen.正式には競争制限防止法、GWB）14 条により再販売価格維持行為が原則として禁止されているが、従来、出版物一般の再販売価格維持行為についてはその例外として適用除外されていた（カルテル法 15 条）。ドイツ・オーストリア間の国際間書籍価格拘束契約を破棄した欧州委員会の決定（2000 年 6 月 10 日、Abl. 2000 C 162/25f.）を契機として、カルテル法 14 条の適用除外については出版物一般から新聞・雑誌に限定されることとなり、それに対応する形で書籍価格拘束法が制定されたものである。

<sup>30</sup> 具体的な条文については別添条文を参照

<sup>31</sup> 連邦司法省におけるヒアリング

<sup>32</sup> 参考：宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～不正競争防止法大改正連邦政府案

において指摘したように、不正競争防止法は2004年7月に全面的な改正がなされた。この改正において、事業者が不正競争行為により得た利益を剥奪するための新たな訴権が導入された。

この利益剥奪請求権は、不正競争防止法に故意に違反し、これによって多数の購入者の負担で利益を獲得した者に対して、その利益を国庫へ返還するよう請求しうる権利である（新10条1項）。不正競争防止法上の差止請求権を有する者（競争者を除く）に付与される（同項）。請求を行った団体は、訴訟に要した費用等を国庫に納められた利益の額を限度として連邦機関に請求することができる（新10条4項）。

#### テレコミュニケーション法上の差止請求権

テレコミュニケーション法が改正され、2004年6月26日から施行されている。

同法44条は、同法27条以下の料金規制等にかかる規定のうち、消費者の保護に資する規定の違反に対する差止請求権を消費者団体に認めている。

#### （2）適格団体の要件

現行法における提訴権を有する消費者団体の要件は、差止訴訟法4条に定められている<sup>33</sup>。不正競争防止法や書籍価格拘束法においても、この差止訴訟法4条に定める要件が準用されている（新不正競争防止法8条3項3号〔旧13条2項3号〕、書籍価格拘束法9条2項4号）。差止訴訟法4条に定める要件は以下のとおりである。

消費者の利益を、啓発助言を通じて、営業としてでなく、かつ単に一時的にではなく、擁護することがその定款上の任務に属すること<sup>34</sup>

なお、定款に従った活動を実際に行っていることについても、明文はないものの、不正競争防止法に関する連邦最高裁判例においては、必要とされている<sup>35</sup>。

連邦司法省でのヒアリングによれば、この要件が最も重要という。なお、ドイツでは、生活協同組合は事業者とされ、消費者団体としては扱われていない。

法人格を有すること

---

～上中下」国際商事法務31巻10・11・12号2003

<sup>33</sup> 一方、法律相談法による債権譲渡を受けうる消費者団体の要件は、「公の資金」により援助を受けていることである（法律相談法1条3項8号）。このような要件が課されたのは、消費者団体に対する補助金支給の可否を行政が決定する際に、その消費者団体の活動内容等を審査し、監督することが予定されているため、法律相談禁止の例外としても問題ないと考えられたようである（章末添付別稿、宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開 - 法律相談法上の消費者団体訴訟」参照）

<sup>34</sup> 「営業としてでなく、かつ単に一時的にではなく」との要件は、差止訴訟法制定の際に追加されたものである。参考：宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～差止訴訟法および書籍価格拘束法制定～上」国際商事法務31巻4号(2003年)、469頁

<sup>35</sup> 上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会(2001年)、50頁

ドイツでは非営利団体が法人格を取得することは極めて容易であり<sup>36</sup>、法人格を持たずに活動している消費者団体は、少なくとも現在はほとんど存在しないため、このような要件はあまり問題とされていない<sup>37</sup>。

の任務のもとで活動している団体もしくは 75 名以上の自然人構成員を有すること

不正競争防止法に消費者団体訴権が導入された当時の適格団体要件には人数要件は設けられていなかったが、1976 年制定の約款規制法において、不当な目的で訴訟を提起するためだけに設置されるような団体を排除するため、「少なくとも 75 人の自然人を構成員とする団体」という要件を課した<sup>38</sup>。この 75 名という人数要件は不正競争防止法においては導入されていなかったが、2000 年の登録制度導入を機に、不正競争防止法における提訴要件を約款規制法の提訴要件にあわせる形で、不正競争防止法にも人数要件が導入され、2001 年制定の差止訴訟法においてもそのまま引き継がれたものである。

連邦司法省でのヒアリングによれば、75 名という数の根拠は明らかではないものの、基本的には不当な目的を持って訴訟を起こす団体を排除するに足りるかかどうかという観点から決定されたという。

1 年間以上の存続

その従前の活動に基づき適切な任務履行の保証

この と の二つの要件は、差止訴訟法制定の際に、新たに追加されたものである。

連邦司法省でのヒアリングによれば、この要件の判断の中で、活動の継続可能性の観点から、団体の財政状況も考慮されることになるほか、事業者からの独立性もこの要件の判断にかかわるといふ。

上記条件を満たして連邦管理庁のリストに記載された団体

この登録制度は、2000 年の不正競争防止法、約款規制法改正の際に導入され、差止訴訟法にそのまま引き継がれたものである。この登録制度が導入された経緯は、98 年 EU 指令によって国境を越えた消費者団体訴訟を提起しうる適格者のリストを EU 委員会に通知する必要性が生じたことへの対応とあわせて、ドイツ国内における消費者団体による訴訟提起のための要件についても整合させたものである<sup>39</sup>。

公の資金による援助を受けている団体については無条件で登録される（差止訴訟法 4 条 2 項）。補助金支給の際の審査において登録に必要な要件もチェックされているため、登録の際に改めて審査する必要がないためだといふ<sup>40</sup>。後記の登録制度の運用面からみても、ドイツの登録制度には、濫訴防止や適格団体を監視するといった性格は薄い。連邦

<sup>36</sup> 登録社団を設立して法人格を得るための要件事項は民法（BGB）に定められている。7 人の会員を集め、その中から代表者をたて、定款を作成し、裁判所に僅かな手数料を払って申請すれば 2、3 ヶ月で法人格が取得できる。

<sup>37</sup> 連邦司法省でのヒアリング

<sup>38</sup> 上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会(2001 年)、58 頁

<sup>39</sup> Köhler/Piper, Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb, 3 Aufl. 2002, § 13, Rdn 24

<sup>40</sup> 連邦司法省でのヒアリング

司法省でのヒアリングでも、そのような意図は全くないと説明していた。

### (3) 判決の効力

#### 主観的範囲<sup>41</sup>

現行の新不正競争防止法 8 条 3 項 (旧 13 条 2 項) 並びに差止訴訟法 3 条においては、提訴権を有する団体に差止請求権が帰属することが明記されており、従前よりドイツの通説判例とされてきた団体に固有の実体的差止請求権があるという考え方に立ったものとされている<sup>42</sup>。この考え方に立てば、異なる団体の訴訟の訴訟物は別個の訴訟物であり、前訴の存在は後訴を遮断せず、一方の訴訟の判決の既判力は他方の訴訟に対して影響しない。判決の効力はあくまで当事者限りに及ぶのみである。

ただし、不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するときは、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる (差止訴訟法 11 条)。これは、既判力の例外として判決効を第三者に拡張する制度である。しかしながら、連邦司法省でのヒアリングによれば、判決の結果がマスコミによって公表されたり、事業者が自主的に是正することが多いので、実際にはこの援用制度はほとんど活用されていないという。

#### 判決違反に対する制裁<sup>43</sup>

事業者が差止を命ずる判決に従わない場合、消費者団体が行政裁判所に申し立てることにより、事業者は秩序金の支払を命じられる (ドイツ民訴法 890 条)。秩序金の金額は不当約款関係で 5,000 ~ 25 万ユーロの範囲内で決められるが、多くの場合は、5,000 ~ 1 万ユーロ程度である。

1 回違反すると秩序金が課せられ、何回も違反すると秩序金の額が上げてられていく。さらに余りに違反が続くと違反者に秩序刑が課せられることもあるようである。この場合には企業の代表者が刑務所に行くことを命じられる。

なお、事業者に差止を命ずる判決があった場合に、その後の事業者の行為が判決内容に違反しているかどうかの判断は、「核心の原則」、つまり行為の核心が同じであれば同じ行為として判断して差止の対象とするとの法理によるという。

### (4) 複数の団体による同時提訴の可否

---

<sup>41</sup> 参考：内山衛次「消費者団体訴訟の諸問題 西ドイツの議論を中心として」阪大法学 140 号(1986 年) 45 頁、石田喜久夫編『注釈ドイツ約款規制法・改訂普及版』同文館 (1999 年)、303 頁

<sup>42</sup> 総合研究開発機構・高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』商事法務研究会(2001 年)、161 頁

<sup>43</sup> 参考：大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EU における消費者団体訴訟制度の実情(中)」NBL772 号(2003 年)、59 頁

判決の主観的効力において指摘したとおり、団体に固有の実体的差止請求権があると考えられる以上、複数の団体が同一案件について同時に提訴することは、理論上は可能である。ただし、連邦司法省でのヒアリングによると、実際には、同じ領域で活動する消費者団体は何らかの訴訟を提起する場合にお互いに連絡を取り合って協力するため、そのような事態はほとんどあり得ないという。

#### (5) 判決の公表

差止請求が認容される場合、裁判所は、勝訴当事者が正当な利益を証明した場合に、そのものに、敗訴当事者の負担で、判決を公表する権限を与えることができる。公表の種類及び規模は、判決において定められる(新不正競争防止法 12 条 3 項〔旧 23 条 2 項、3 項〕、差止訴訟法 7 条)。

#### (6) 管轄、訴訟費用

不正競争防止法 による差止請求については、被告の営業所所在地、または、それが無い場合には住所、国内に営業所、住所がない場合には国内の居所の裁判所の管轄に属する。また、被告が国内に居所を有しない場合には、行為地(宣伝がなされた場所)の裁判所の管轄に属する(新不正競争防止法 14 条〔旧 24 条〕)。

差止訴訟法による差止請求については、被告の営業所、それを欠く場合には住所を管轄するラント裁判所が専属管轄を有する。被告が国内に営業所も住所も有しないときは、国内の滞在地の裁判所が管轄を有する。それもない場合には、無効な約款の使用地、消費者保護法規違反がなされた地の裁判所が管轄を有する。

訴訟物の価格があまりに高額だと、消費者団体の団体訴訟提起、追行は困難となるため、事件の性質及び規模において単純な場合、または当事者の資産状態及び所得状況にかんがみて訴額の全額の一方向的な負担は期待しえないとみられる場合には、これを減額する方向で斟酌しなければならない(新不正競争防止法 12 条 4 項〔旧 23a 条〕、差止訴訟法 5 条)。

また、一方当事者が訴訟費用の全額を負担するとその経済状態が著しく害されるであろうことを疎明した場合には、その申立により裁判所は経済状態に応じた訴額部分に基づいて当該当事者の訴訟費用を算定するよう命じることができる(差止訴訟法 5 条)。

このような規定があるため、消費者団体が提起する団体訴訟に関しては、およそ 1 万 5,000 ユーロが訴訟物の価格の平均となっている<sup>44</sup>。

### 3. 制度の背景

#### (1) 不正競争防止法において消費者団体に提訴権が付与された背景<sup>45,46</sup>

---

<sup>44</sup> VZBV におけるヒアリング

<sup>45</sup> 上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会、(2000 年)、第 1 編第 1 章

歴史においても指摘したように、ドイツにおける団体訴訟は、1896年の不正競争克服法において、競業者だけでなく「営業利益促進団体」にも差止請求権を認めたことに始まる。このように、「営業利益促進団体」にも差止請求権を認めたのは、提訴権者を個々の営業者に限定して不正競争の追及をこれら個々の営業者に任せておいたのでは不十分であるという認識が背景にあったためであった<sup>47</sup>。

この「営業利益促進団体」による差止請求権の規定は、1909年の不正競争防止法においても、基本的にそのまま引き継がれた。ただ、1909年不正競争防止法の大きな特徴は、むしろ実体規定の面にあり、差止対象となる不正競争の構成要件を規定するものとして「善良な風俗に反する行為」(同法1条)という一般条項が置かれたことである。これにより、不正競争防止法は非常に広い範囲の競争行為を規制の対象とすることが可能となり、その結果、営業者及び団体の提訴権の意義も大きなものとなるに至った。

不正競争防止法が団体訴訟及び一般条項の規定を備えたことで、不正競争防止法は単に競争者相互間を規律するだけでなく、公の利益の保護をも目的とするものである、と考える立場が有力となり、さらに消費者の利益も保護の対象となっている、あるいは対象とすべきである、考えられるようになった。その結果として、1965年に不正競争防止法が改正され、一定の消費者団体にも差止の提訴権が認められるに至った。

この際の連邦政府の提案理由の要旨は以下のとおりであった。

従来法律では競争に関する消費者の利益は十分に守ることができない。

- ・ 個々の営業者は、訴訟を嫌ったり同業者の違反を放置しておく方が自己の利益になると考えたりして、訴えの提起を差し控える傾向にある。
- ・ 営業利益促進団体も、多くは営業者を構成員としてその利益を守ることを任務としているから個人と同様に訴えの提起には消極的である。
- ・ 違反に対する刑事罰の適用にも、被害者である営業者の告訴が要件であるほか、検察官の能力に限界があることから、多くを期待できない。

そこで、消費者に独自の提訴権を与える必要があるが、個々の消費者は訴訟を行う熱意も費用も負担する資力がないのが通常である

よって、消費者の利益を効果的に追求するためには消費者団体に提訴権を与えることが必要かつ十分である。

このように、不正競争防止法において消費者団体の提訴権が認められたことの背景としては、

- ・ 不正競争の防止自体を目的とする訴訟によるコントロールが現実に有効になされる

---

<sup>46</sup> 参考：高田昌宏「消費者団体の原告適格 - 西ドイツ不正競争防止法の理論的展開を手がかりとして - 」早稲田法学 61 巻 2 号(1985 年)、75 頁、宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開 ~ 不正競争防止法大改正連邦政府案 ~ 上中下」国際商事法務 31 巻 10・11・12 号 (2003 年)

<sup>47</sup> また、ドイツにおいては、19 世紀半ばまで、営業者同士の不正競争の規制が同業組合 (Zunft) の自治に任されていたという歴史もある。

ことが重視され、そのために団体訴訟が規定された。

- ・不正競争防止法は、出発点においては、競争者相互間において競争行為の行きすぎを防ぐことを目的としていたが、その後の発展の結果、公の利益の保護、競争制度自体の保護、消費者の保護といった別の保護目的をも有していることが承認されるようになった。

という点が指摘できるであろう。

問題は、この消費者団体の提訴権によって主張されるべき消費者の利益とは、どのような性格をもつものなのかという点である。もっとも、もともとの団体訴訟導入時や1965年の不正競争防止法改正時において、立法者が一定の理論構成に基づいて立法を行ったわけではなく、法律の文言上はこの点について必ずしも明確ではない。

不正競争防止法における団体の提訴権は、団体に競争者とは別個に実体法上の差止請求権が与えられた結果、認められるものであるとするのが通説・判例である<sup>48</sup>。新不正競争防止法1条の目的規定は、明文で、公の利益(Allgemeineinteressen)の保護を同法の目的としている。しかし、以下のように、このことから直ちに、団体の提訴権が公の利益により根拠付けられることになるわけではない。団体の提訴により、集団の利益が主張された効果のひとつとして、公の利益が保護されるのであり、それにより、不正競争防止法の目的に資することになるのである。この問題を考えるにあたって、参考となるのは不正競争防止法の1994年改正である<sup>49</sup>。この改正においては、「営業利益促進団体」による濫訴を防止するため、この「営業利益促進団体」が差止請求権を行使しうる条件として、「その団体に同一の市場で同種または類似の商品もしくは営業上の役務を提供している営業者の著しく多数が属している限りで」という点を付加した(13条2項2号)。この改正の立法理由書によれば、「構成員の利益の集団的主張」が重要であり、競争団体に当該競争者の著しい数が属さないことから、そのような構成員の利益が関係し得ない場合には、競争違反の訴追のための権限は存在しないと指摘されており、不正競争により被害を受けた集団の本質的部分が団体に属することを、訴訟提起の条件としたものといえる。

このように不正競争防止法1994年改正により、「営業利益促進団体」については、その団体が集団の利益を代表している場合に限り、提訴権を有することが明確にされたことから、不正競争防止法は、団体の提訴権の根拠として公の利益ではなく集団の利益を考慮

---

<sup>48</sup> この通説に対しては、第三者の法定訴訟担当であるとする説(ハーブシャイト(Habscheid))、請求権を伴わない義務のみに基づく提訴権と考える説(ハディング(Hadding))、ヴィルト(Wirth)、ヘルプスト(Herbst)、民衆訴訟とする説(クニーパー(Knieper))などが唱えられていた。しかし、2000年の約款規制法改正の際に、「差止め及び撤回の請求は、以下の者のみが主張することができる」との文言が「差止及び撤回請求権は、…以下の者に帰属する」と改められ、条文上は通説の見解に立つことが明確になったとされる(参考:総合研究開発機構・高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』商事法務研究会(2001年)、161頁)。

<sup>49</sup> 宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開-不正競争防止法大改正連邦政府案(下)」国際商事法務31巻12号1688頁。

していると考えることが可能である。

もっとも、不正競争防止法による消費者団体の提訴権に関しては、1994年改正においても「営業利益促進団体」のような制約は加えられておらず、必ずしも「営業利益促進団体」と同じように考えることはできない。しかしながら、1998年EU指令において、消費者の集団的利益（the collective interests of consumers）の保護を目的とする訴訟制度の確立が求められ、これに対応する形で不正競争防止法や約款規制法の改正が行われたことから、近時のドイツの学説は、消費者団体の提訴権についても、「消費者の集団的利益」という概念を団体の請求権の基礎においているといわれる<sup>50</sup>。

## （2）約款規制法において消費者団体に提訴権が認められた背景<sup>51</sup>

従来、約款の内容に対する規制は、主として、裁判所が約款の使用者（通常は企業）と契約の相手方（通常は顧客、消費者）との間の訴訟において約款内容について下す付随的な判断によってなされていた。

この裁判所によるコントロールの手法にはいくつかあるが、最も重要なのは、約款の内容が不当な場合に民法の一般条項を適用してこれを無効とすることによるコントロールである。しかし、この手法は次のような点で不十分であると考えられてきた。

- ・判決の効力は訴訟の当事者間でしか及ばないため、約款使用者がある者との訴訟で約款の効力を否定されても、当該使用者及び同一の約款のほかの使用人は、ほかの者に対して約款の効力（有効性）を主張することが妨げられない。
- ・約款の使用者にとっても、約款の効力についてどのような判断がなされるか予測が困難である。

これに対する対策として、約款使用に際し行政庁の認可を義務づけるなどといった案もあったようであるが、結局は裁判所によるコントロールが最も適切なものと考えられた。しかし、前記の不十分な点が解決される必要があった。

そのためには、まず、約款の効力の有無を訴訟の直接の対象とし、しかも個々の契約から離れて約款の効力それ自体を判断することが必要である。このように抽象的に約款の効力そのものを判断の対象とする訴訟を考えるならば、この訴訟については個々の営業者、消費者の利益を超えた全体的（集会的）な利益ないし公の利益が想定されることになる。そうすると、訴訟当事者を約款の使用者や相手方に限る必然性は無くなることから、団体に提訴権を与えることが提案されるに至った。一方、個人に提訴権を与えることについては、個別に無効主張が可能であること、不正競争防止法とは異なり約款の抽象的な審査を本質とすることから民衆訴訟の禁止の観点もあって、妥当ではないと判断された。

このように約款規制法において消費者団体に提訴権が認められた経緯は、不正競争防

<sup>50</sup> 宗田貴行前掲（注45）

<sup>51</sup> 参考：上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』商事法務研究会(2000年)、第1編第2章

止法におけるそれとは若干異なるものがある。しかしながら、個々の営業者や消費者の利益を超えた全体的(集合的)な利益ないし公の利益が背景として存在するという点においては、不正競争防止法と共通する点がある。

約款規制法によって団体に付与された提訴権の理論構成については、学説は不正競争防止法に関する学説に全面的に依拠しており、団体固有の実体法上の差止請求権に基づく提訴権とするのが通説であった<sup>52</sup>。2001年に約款規制法が廃止され差止訴訟法が制定されたが、不当約款に対する差止請求権の規定は、基本的にそのまま差止訴訟法に移行しており、約款規制法における議論が、そのままあてはまるものと考えられる。

### (3) 差止訴訟法2条に基づく差止請求権が消費者団体に付与された背景<sup>53</sup>

差止訴訟法2条に基づく差止請求権の前身は、2000年の約款規制法改正の際に、98年EU指令を国内法化するために導入された約款規制法22a条である。

このように差止訴訟法2条は、98年EU指令を国内法化するために導入された規定であり、98年EU指令の目的である消費者の集団的利益の保護を背景として、広く消費者保護法規違反行為について消費者団体に提訴権が付与されたものといえることができる。

### (4) まとめ

不正競争防止法及び差止訴訟法による差止請求権の現行条文及び通説判例の考え方からは、消費者団体に固有の実体的差止請求権があるとされる。この消費者団体に固有の請求権は、争いはあるものの、消費者の集団的利益の存在を背景として、団体の目的が消費者の集団的利益の保護と合致する消費者団体に対して、立法により付与されたものと考えられることができる。

連邦司法省におけるヒアリングでも、消費者団体による訴訟は、民間主体によって提起される個別訴訟という外形を持つことから民事訴訟法的見地からは消費者団体の利益を保護するものといえるが、社会的・政治的には消費者団体は事実(de facto)として消費者を代表していることから、消費者の集団的利益の保護を目的とすると考えられると指摘されていた。

## 4. 登録制度の運用の実情<sup>54</sup>

### (1) 登録審査の担当部局

---

<sup>52</sup> 2000年に、「差止め及び撤回の請求は、以下の者のみが主張することができる」との文言が「差止め及び撤回請求権は、…以下の者に帰属する」と改められ、条文上は通説の見解に立つことが明確になったとされる(参考:総合研究開発機構・高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』商事法務研究会(2001年)、161頁)。

<sup>53</sup> 参考:宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～差止訴訟法および書籍価格拘束法制定～上」国際商事法務31号4巻(2003年)、469頁

<sup>54</sup> 基本的に連邦司法省におけるヒアリングによる

登録の審査は連邦管理庁が担当している。連邦管理庁は、いわゆる国家の総務を担当する役割を負っており、多岐にわたる業務がある。その業務の一環として適格団体のリストの管理を行なうこととなったという。リスト管理を担当する部局はケルンにあり、他の業務と並行して3人の職員がリストの管理にあっている。

## (2) 登録審査の実情

登録審査実務の詳細規定については、行政手続法に基づいて省に細則を作成する権限が与えられているものの、任意規定であり現在のところ細則は存在しない。

申請に際しては、連邦管理庁に定型の申請書・質問状<sup>55</sup>が準備されており、団体はこれに回答し、定款、設立総会の議事、管轄地の裁判所に提出された登記書類、メンバーリスト、公的補助金を受けている場合はその証明書、そして納税者証明書を併せて提出しなければならない。活動の証明については、質問状に消費者への情報提供、消費者相談、過年度の消費者相談件数、収入、収入の源泉、事務所、印刷物、配布用資料、情報誌、訴訟実績、訴訟提起に要する財源の存在等についての事項に答えることで示される。

連邦管理庁では、書類が適切であるかをチェックし、団体の目的、過去に実施した消費者保護活動について審査をした結果、登録の可否を決定する。この連邦管理庁で行なう適格団体の登録の審査にあたっては、申請団体が継続した活動を維持できるのかどうかという観点から行われる。

審査期間は、全ての書類が適切に整っていると仮定すると、およそ3~4週間かかる。提出書類が外形として整っているか、全ての要件が記載されているかが審査の対象となり、基本的に記載内容の真偽についてチェックすることはないが、疑義が生じれば追加的に情報提供を求めることになる。しかしながら、記載内容について、事実を確認するために実際の住所地に行くなど、実質的な検査までは行なわない。

## (3) 登録審査に対する不服申立

適格指定の申請が却下された場合、行政裁判所法に基づいて団体は行政裁判所に不服申立てができるが<sup>56</sup>、これまでにそのような事例はない。

## (4) 登録の有効期限等

登録に有効期限はない。しかしながら、法律に明示はないものの、毎年もしくは1年おきに連邦管理庁が行政の一般的な手続法に基づいて登録団体の適格要件をチェックしてい

---

<sup>55</sup> 実際の申請書書式については、別添資料参照

<sup>56</sup> ドイツにおいては、受益的行政行為の申請が拒否又は放置された場合には、申請にかかる行政行為の発令の義務づけを求める訴えを提起することができる（行政裁判所法42条1項）。参考：八木良一=福井章代「ドイツにおける行政裁判制度の研究」司法研究報告書第51輯第1号（1999年）、155頁以下。

る。これら定期的なチェックの他、何らかの問題が発見されれば更なる検査が行なわれ、競合企業等から何らかの訴えがあった場合には、随時、チェックを行なう。

#### (5) 登録の取消

適格要件が満たされなくなった団体に関しては、原則として登録が取り消される。ただし、団体の活動が社会に対して一定の役割を果たし、何ら社会に害を与えていない場合には、適格指定の人数要件に達しなくても、国家として積極的に登録を取り消すことはないという。

#### (6) 登録団体数

現在リストに登録されている団体の総数は 69 団体である。

### 5. 訴権行使の実態

#### (1) ドイツにおける消費者団体の現状<sup>57</sup>

ドイツでは、消費者保護組織が州ごとに組織されている。16 の州には必ず消費者センターがあり、この他に小さな団体が国中に存在する。そして、連邦レベルの団体として VZBV が一つある。この VZBV は 2000 年 11 月に全国レベルの消費者団体である VSV (消費者保護協会)、VI (消費者研究所)、AgV (消費者同盟の協議会) の 3 団体が再編されてできた団体である。VZBV にはその構成団体として全国 16 州のそれぞれにある消費者センターが加盟している。

VZBV は、政府においても消費者政策におけるパートナーとして位置付けられており、消費者団体と協議する必要がある場合は、全て VZBV を通して行なわれている<sup>58</sup>。

#### (2) VZBV における訴権行使の実情<sup>59</sup>

##### 基礎データ

設立時期	... 2000 年
活動内容	... 情報提供、相談・苦情受け付け・斡旋、団体訴権に基づく消費者の被害発生防止・救済、消費者団体職員への資格付与、海外の消費者団体設立支援、連邦政府におけるロビー活動、EU 消費者関連のプロジェクト実施
営利性	... 民法に基づく登録社団であり非営利である。
会員	... 加盟団体数 35 団体 (各州の消費者センターを含む) 個人会員無し

<sup>57</sup> 参考：VZBV におけるヒアリング、日本弁護士連合会「ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 2003 年 1 月」(以下、「日弁連欧州報告書」という)。

<sup>58</sup> 連邦消費者保護省におけるヒアリング

<sup>59</sup> 基本的に VZBV におけるヒアリングによる

常勤職員数	...約 90 名 (うち常勤 75 名)
専門家職員	...約款部門、不正競争防止法部門にそれぞれ 3 名の弁護士職員
年間予算	...約 680 万ユーロ (2001 年、日弁連欧州報告書による)
財源	...連邦政府からの補助金 85%
	情報誌発行等の収入 15%
法的基盤	...民法に基づく登録社団

#### 訴権行使の実情

VZBV と各州の消費者センターとは役割分担をしており、各地の消費者センターが消費者個人を対象とした法務相談を行い、VZBV は、これらの地方組織の相談による事例の発見により団体訴権の行使を行う。従って、VZBV では個人の消費者へのアドバイス業務は実施していない。VZBV に直接消費者からの相談があった場合は、最寄りの消費者センターを紹介している。

各地の消費者センターもそれぞれ連邦管理庁のリストに登録されており提訴権を有しているが、財政的問題と専門的人材の不足、敗訴したときの負担リスクが高いことなどの事情から、活発に訴権を行使しているのは限られたセンターのみである。主として、ノールドライン・ヴェストファーレン (Nordrhein-Westfalen)、バーデン・ヴュルテンベルク (Baden-Württemberg)、ザクセン (Sachsen) とハンブルク (Hamburg) の 4 つ。その他の州では訴権行使していてもせいぜい年 1 件程度にとどまる。

各地のセンターから寄せられたケースから具体的にアクションを起こすケースの選別基準としては、約款の例でいえば、その違反が、特に法の原則的部分にかかわるもの多くの消費者が影響を受けるもの、経済的、政策的に大きな影響があること、等である。

具体的にアクションを起こすことになったケースについては、正式な訴訟手続きに入る前に事業者に警告を発し、不当行為を止めるという事業者の宣言と、その約束を破った場合の違約金支払いの約束を取り付ける。この違約金の金額はおよそ 3,000 ~ 6,000 ユーロである。この違約金は企業が違約した場合に消費者団体に支払われ、消費者団体の活動資金の一部となる。ほとんどのケースは事業者が不当行為を止めることを宣言して和解に至っているという。

ここで約束された内容は各消費者団体に情報提供され、消費者センターなどの消費者団体が企業の違反がないか、その後監視することになる<sup>60</sup>。

警告手続までは消費者団体で行い、訴訟は外部の弁護士に依頼している。消費者団体が訴訟提起前に事業者に警告をすることは法律上は義務づけられているものではないが、警告をせずに提訴して相手が認諾すると訴訟費用が消費者団体負担となってしまう

<sup>60</sup> 大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EUにおける消費者団体訴訟制度の実情(中)」NBL772号(2003年)、57頁

のでやらざるをえないようである<sup>61</sup>。

企業が警告を拒否すれば訴訟が提起される。

法律上は本訴の他に仮処分も可能であり、その場合には早ければ申し立てた日のうちに結論が出る<sup>62</sup>。しかし、消費者団体が行う訴訟では、よほど緊急なケースでない限り、この仮処分は、あまり使われないという。VZBV によれば、請求を認めてもらうだけの証拠集めが大変だからだという。一方、企業間の不正競争防止法による差止請求では仮処分を行うのが通常である<sup>63</sup>。

取扱件数は、不正競争防止法に関しては、1967年から現在までに年平均 500 から 600 件程度警告書を送付している。訴訟に発展したものはおよそ 60 程度である。不当条項に関しては、年間 100～150 件程度警告を送付している。このうち訴訟に発展するものは年間 40 件ほどである。

審理に要する期間は、不正競争防止法については 1 審で 1 年から 1 年半。上告審まで行くと 3～5 年にかかる。不当条項の差止については第 1 審で 6 ヶ月～1 年程度である。相談受付体制<sup>64</sup>

訴権行使の実情でも述べたように、VZBV と各州の消費者センターとは役割分担をしており、各地の消費者センターが消費者個人を対象とした法務相談を行い、VZBV では個人の消費者へのアドバイス業務は実施していない。

州消費者センターが各州ごとにあり、その下部組織として各地に消費相談所（全国約 300カ所）が設けられ、消費者からの相談を受け付けている。消費者センター間では、相談事例の情報交換も行っている。

通常の苦情相談については、センター・相談所での直接対応のほか、電話、FAX、手紙、E-mail もしくはインターネット上で相談を受け付けている。消費者は居住する地区の最寄りのセンター、もしくは相談所に上記の方法でコンタクトを取る。基本的に相談は有料であり、相談内容に応じて細かく料金設定がなされている<sup>65</sup>。

相談員の職業資格は特にないという。

主なセンターにおける 2002 年の相談件数は以下のとおりである<sup>66</sup>。

---

<sup>61</sup> 大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EUにおける消費者団体訴訟制度の実情（中）」NBL772号(2003年)、58頁

<sup>62</sup> 連邦司法省におけるヒアリング

<sup>63</sup> 宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開」NBL763号(2003年)、35頁

<sup>64</sup> 参考：日弁連欧州報告書、Verbraucherzentrale-Berlin Tätigkeitsbericht 2002  
<http://www.verbraucherzentrale-berlin.de/scripte/home.php>

<sup>65</sup> ベルリン消費者センターの場合、電話による相談 = 1.86EUR/Min、手紙による相談 = 5.00~10.00EUR

<sup>66</sup> Berlin「Tätigkeitsbericht 2002」<http://www.verbraucherzentrale-berlin.de/scripte/home.php>

NRW「DAS JAHR 2002」<http://www.vz-nrw.de/UNI1079617814138204574/doc1A.html>

Baden-Württemberg「2002 Geschäftsbericht」

	センターでの相談	電話相談	文書による相談
Baden-Württemberg	69,840	80,630	68,646
Berlin	35,000	28,000	59,000
Bremen	9,811	12,120	-
Hessen	20,571	34,900	10,136
Niedersachsen	135,099	38,254	23,959
Nordrhein-Westfalen	459,831	20,408	4,017

### (3) 消費者団体に対する支援

日常の活動に対する行政の財政的支援<sup>67</sup>

消費者団体に対する補助金は、連邦レベルの消費者団体（すなわち VZBV）には連邦消費者保護省が、それ以外の消費者団体については州レベルの消費者保護局が支給している。連邦消費者保護省が 2003 年に VZBV に拠出した補助金額は 870 万ユーロとなっている。

補助金の支給を受けた消費者団体は定款に記載された目的以外に補助金を使用することは認められない（ただし、予算の枠内で流用することは認められる）。目的外の支出をした場合には、返還請求を受けるが、実際にはそのような例はない。この監督のため、VZBV は、年間予算を策定し、事業計画に基づいて年度末に支出の用途を連邦消費者保護省に報告している。

このような用途を定めない補助金のほか、連邦消費者保護省ではプロジェクト補助金として 1,500 万ユーロの別途予算が計上されている。

連邦レベルにおける補助金の支給額の決定方法については、毎年、VZBV から翌年度予算の提出を受けて連邦消費者保護省でその内容をチェックした上、VZBV が活動するに当たって絶対的に必要とされる金額を考量し、財務省と折衝の上、最終的な支給額が決定される。

VZBV としては、活動資金の大半を補助金に依存しているものの、財政的な監督はともかく、活動については独立性が保障されているので行政から活動にかかわる介入は、一切ないと考えているということであった。また、行政も、基本的に消費者団体は私法の下で民事に関わる活動に従事している訳で、積極的な介入をする必要はないと考えて

<http://www.verbraucherzentrale-bawue.de/UNIQ1079617702138064668doc1A.html>

Niedersachsen 「2002 Wir wissen weiter」<http://www.vzniedersachsen.de/>

Hessen「2002 IMMER AUF IHRER SEITE」<http://www.verbraucher.de/>

Bremen 「Jahresbericht 2002」<http://www.verbraucherzentrale-bremen.de/>

<sup>67</sup> 参考：VZBV、連邦司法省、連邦消費者保護省でのヒアリング

いるようであった。

#### 訴訟活動に対する支援

政府は、基本的には、個別訴訟に対する支援を行うことはせず、消費者団体の自主性に任せている<sup>68</sup>。

ただ、消費者団体を含む差止訴訟法上の適格団体は、差止訴訟法上の請求権を行使するために必要でありかつ他の方法によって当該情報が入手不可能な場合において、郵便、通信、マスメディア事業者に対して、加入者等の名前や住所の情報提供を求めることができる（差止訴訟法 13 条）。この規定によって、例えば、迷惑メールの発信者の情報をプロバイダに対して請求し、これを特定することが可能となる<sup>69</sup>。

#### （４）濫訴問題に対する対応

不正競争防止法に基づく差止請求においては新不正競争防止法 8 条 4 項（旧 13 条 5 項）消費者保護法規違反慣行に対する差止請求においては差止訴訟法 2 条 3 項により、それぞれ濫用的訴訟の禁止が明記されている<sup>70</sup>。不当約款の差止請求については、規定がない。

また、提訴権を有する消費者団体の要件のうち、人数要件（75 人）については不当な目的を持って訴訟を行う団体を排除する目的がある<sup>71</sup>。

なお、2004 年 6 月の不正競争防止法改正により、不正競争防止法に基づく差止請求にあたっては、相手方に対して裁判開始前に警告をするとともに、調停に付す機会を与えるべきであるとの規定が追加された（新不正競争防止法 12 条 1 項）。消費者に関わる事件において、事前の調停なく訴訟が提起された場合は、裁判所は、相手方の同意を得て、調停手続を行うよう命ずることもできる（新不正競争防止法 15 条 10 項）。この不正競争防止法に関する民事事件を扱う調停所に関する規定は旧法時代からあったが（旧不正競争防止法 27a 条）、従前はこの調停手続を行うかどうかは当事者の任意に委ねられていたところ、本改正で一定の義務化が図られたものである。

#### （５）訴権行使の実情に対する事業者側の評価

ドイツにおける経団連的組織にあたる BDI( Bundesverband der Deutschen Industrie

---

<sup>68</sup> 連邦消費者保護省でのヒアリング

<sup>69</sup> 参考：宗田貴行「ドイツにおける団体訴訟の新展開～差止訴訟法および書籍価格拘束法制定～上」国際商事法務 31 号 4 巻(2003 年)、469 頁

<sup>70</sup> ただし、不正競争防止法については消費者団体による濫訴というよりも、もっぱら営業利益促進団体による濫用を念頭に置いて制定されたとされる。角田美穂子「ドイツ不正競争防止法 仮訳 1909 年 6 月 7 日の不正競争防止法【最終改正 2002 年 7 月 23 日・2002 年 8 月 1 日施行】」亜細亜法学 37 巻 2 号(2003 年)、211 頁

<sup>71</sup> 不正競争防止法において消費者団体の団体訴訟が導入された当時、弁護士が家族などを集めて小さな消費者団体を設立し、不当な訴訟を行うという事件があり、これを受けて人数要件が導入されたという。

e.V.)によれば、消費者団体に団体訴権が付与された当時は事業者側に反対論もあったが、現行の制度自体は消費者と事業者が共に満足できるレベルにあると判断されている。提訴権を有する団体の要件についても緩やかに過ぎるということはないという。濫訴についても、導入当初はそういった事案があったが、人数要件の導入により無くなったとしている。

とはいえ、事業者側としては、さらなる消費者保護制度の強化には疑問を持っており、2004年1月のヒアリング当時において法案審議がなされていた不正競争防止法全面改正による利益剥奪請求権の導入には明確に反対の姿勢を示していた。

不正競争防止法による団体訴訟は中小企業にとっては負担であるが、反面、不正競争防止法は不当な業者に対する対抗手段として事業者によって活用されてきた面もあるという。

## 別稿

「ドイツにおける団体訴訟の新展開 法律相談法上の消費者団体訴訟」  
宗田 貴行 奈良産業大学法学部専任講師

## 一 問題の所在

現在、我が国においては、消費者契約法、景表法、独占禁止法等への団体訴訟の導入の議論がなされている。

ところで、団体訴訟の母国であるドイツにおいては、消費者個人は、例えば、無効な約款（民法 307 条）に基づき支払った金銭の返還請求権や、訪問販売契約の撤回の場合に（民法 312 条、355 条）すでに支払った金銭の返還請求権を有する<sup>1</sup>。また、民法上の不法行為により被害を受けた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する（民法 823 条 1 項・2 項）<sup>2</sup>。

しかし、第一に、消費者は、多くの場合、取引経験に乏しく、また、通常、法的知識を十分に有していない。したがって、これらの被害を受けた場合に、消費者は、当該取引について、法律相談等を受ける必要がある。たしかに、従来、法律相談法<sup>3</sup>（Rechtsberatungsgesetz）にしたがい、消費者団体は、監督官庁の許可を得て、消費者に対し法律相談を行なうことができた。しかし、1980 年には、すでに、消費者への法律相談ないし法律問題の処理の必要性は大きなものとなり、このような制度では十分ではなくなっていた。そこで、同法は、以下みるように、1980 年改正において、この許可なく、消費者センター<sup>4</sup>が、裁判外で消費者に対し法律問題の処理を行なうことを認めたのである。

---

<sup>1</sup> また、消費者には、賞金の約束（Gewinnzusagen）における民法 661 条 a に基づく支払請求権も認められている。

<sup>2</sup> 不正競争防止法 15 条、17 条、18 条、20 条、20 条 a（同法連邦政府案 16 条ないし 19 条（なお、連邦政府案の主要論点については、拙稿「ドイツにおける団体訴訟の新展開 不正競争防止法大改正連邦政府案（上）（中）（下）」国際商事法務 31 巻 10 号 1386 頁、11 号 1547 頁、12 号 1686 頁・2003 年参照。新・不正競争防止法の全条文訳は、奈良法学会雑誌第 17 巻・2004 年掲載予定。）の規定は、民法 823 条 2 項における保護法規と解する可能性がある。

<sup>3</sup> Vom 13. 12. 1935(RGBl. S. 1478)(BGBl. III 303-12); zuletzt geändert durch Art. 21 a des Gesetzes vom 21. 6. 2002(BGBl. I S. 2010). 本法の仮訳は、本報告書に掲載されている。

<sup>4</sup> ドイツにおいては、各州の全国 16 の消費者センターの他に、22 の消費者団体等があり、これらを構成員とする全国レベルの消費者センター総連盟（vzbv）がある（See <http://www.vzbv.de/go/>）。邦語の文献として、日本弁護士連合会 2003 年 1 月ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 49 頁以下。後述するように、これら消費者センターは公の資金援助を受けている。

第二に、前述した場合などに、個々の消費者に生じた損害は僅かであることから、被害を受けた消費者個人が、自ら、返還請求訴訟や損害賠償請求訴訟を提起することは現実的ではないという問題がある。そこで、近時、消費者団体は、法律相談法 2001 年改正により、被害者の返還請求権や損害賠償請求権を訴訟担当することが可能であるとされているのである<sup>5</sup>。

我が国においては、これらの点について、従来、紹介され、検討されてこなかったといえる。そこで、本稿においては、この法律相談法に基づく消費者センターによる法律相談制度及び消費者団体訴訟制度について紹介し、検討を行う。以下においては、第一に、法律相談法の概要を説明し（二）第二に、消費者センターによる法律問題の処理に関する規定の導入について（三）第三に、法律相談法 2001 年改正について（四）第四に、法律相談法に基づく消費者団体訴訟の事例について（五）紹介した上で、検討を行う（六）。

## 二 法律相談法の概要

ここでは、まず、法律相談法の概要を説明する。

### （一）本法の目的

本法の目的は、以下の 3 点にある<sup>6</sup>。すなわち、まず、消費者保護（権利を探索する者の保護）である。すなわち、誤った法的処理により、消費者が法的不利益を受けることや、法的地位を失うことを防止することを目的とする。

次に、司法の円滑性の達成である。すなわち、個人的信頼性ないし素質を有さない者は、例えば、他人の利益の主張において、現行法規を誤解するものであるため、そういった者により、裁判所における円滑かつ信頼性のある法的係争の遂行が、妨げられることを防止することを目的とする。

最後に、弁護士階層の保護である。すなわち、国家は、特別の階層に関する法律の規定及びその他の職業法上の拘束に支配されている職業階層を作り上げた場合に、その階層を、そのような拘束に支配されない職業階層の競争から保護しなければならないので

---

<sup>5</sup> 近時、不正競争防止法改正連邦政府案 10 条（拙稿「ドイツにおける団体訴訟の新展開 不正競争防止法大改正連邦政府案（上）（中）（下）」国際商事法務 31 巻 10 号 1386 頁、11 号 1547 頁、12 号 1686 頁（2003 年））において、利益剥奪請求権が認められている。これについては、別稿で論じる（「ドイツにおける団体訴訟の新展開 不正競争防止法上の利益剥奪請求権」国際商事法務 2004 年掲載予定）。

<sup>6</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. RBerG Einl., Rdnr. 3.

あり、本法は、これを行なうことを目的とするのである<sup>7</sup>。

## (二) 他人の法律問題の処理にかかる監督官庁の許可

他人の法律問題の処理は、以下のように、監督官庁の許可が必要とされる。すなわち、本法1条1項1号1文は、「他人の法律問題の処理は、法律相談及び他人の又は回収目的で譲渡された債権の回収を含めて、業務上 職業上主たる活動か従たる活動を問わず、又は、有料の活動か無料の活動を問わず 監督官庁による許可を受けた者のみにより行われうる。」とし、2文は、「この許可は、個別に各領域について、以下の者に対して与えられる。すなわち、年金相談士(Rentenberatern)、 以下の場合における被保険者に対する助言及び裁判外の代理のための保険相談士。すなわち、a 保険契約の締結、変更もしくは調査の場合、b 保険の事例での保険契約に基づく請求権の主張の場合である。 貨物計算の調査及びそこにおいて生じた貨物償還請求権の主張の場合における貨物検査士(Frachtprüfer) 競売人としての任務の主張のために必要とされる限りで、宣誓した競売人(Versteigerer) 裁判外の債権回収のための代金回収事業者(Inkassobüros) 本法の領域の法的処理にかかる外国法専門家。…」と規定する。

ここにおいて、まず、「法律問題」とは、法律効果(権利の主張、確保及び明確化)又は、権利の形成(新たな法律関係の形成又はすでに存在する法律関係の変更)に向けられている問題である。購入・賃貸・貸付契約などという経済的事象は、常に、法的側面を有することから、法律問題と経済的問題の区別は、個々の事例において、困難である。かかる区別の基準は、その活動の重点が、法的な領域にあるか、経済的領域にあるかである<sup>8</sup>。

次に、「他人性」については、法律問題を処理する者の固有の法的地位と関係せず、かつ、それにより、他人の憂慮事項となる問題は、他人性を有するとされている。他人性は、経済的視点から判断されるべきものである。法律問題の処理が、誰の経済的利益の下にあるかが重要である。したがって、親会社が子会社のために活動する場合に、親会社に固有の法律問題が存在する。なぜなら、親会社は、経済的に関係しているからで

---

<sup>7</sup> なお、この点については、2004年5月において、法律相談法に関しては、無料の法律相談について、弁護士ではない者等が行なうことを認める方向での改正法案が検討されているのであり、本法の目的の第三の点については、一定の範囲での変更がなされるようであり、注意を要する。

<sup>8</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 3, 4.

ある<sup>9</sup>。

さらに、「処理」とは、具体的な他人の法律問題の直接的な助成（Förderung）に向けられた活動である。すなわち、具体的な他人の権利を実現する又は具体的な他人の法律関係を形成又は変更するという目的を追求することである<sup>10</sup>。

また、「法律相談」とは、権利を探索する者に口頭又は書面で個々の事例での法律状態及び彼の権利の主張において把握されるべき措置について知らせることである。依頼者に対する内部関係においてのみ、その活動が行われること及び、その者に知らせることにより何が生じるべきかの判断が依頼者に委ねられる点が、法律相談概念においては、特徴的である。裁判所及び官庁への申請案、警告書案及び契約案並びに多目的の申込書案の作成も、この意味における法律相談である。助言者の活動が、以下の場合に、外部へ作用し展開することが重要である。すなわち、助言を求める者が、助言に従い、かつ、第三者に対し、その助言に従い行動するないし起案された書面に彼の署名をし、郵送する場合にである。法的処理活動の他の事例とは異なり、法律効果は全く関係しない。もっとも、1項における「法律相談」概念の解釈においては、「法的処理」概念と同義のものとして、包括的な意味において理解されるべきである、とされている<sup>11</sup>。

最後に、「監督官庁」は、原則として、法的処理がその管轄内で行なわれる地方裁判所の長官である<sup>12</sup>。そして、同項2号は、許可のための要件について、申立人の信頼性、個人的素質及び専門知識、許可の必要性であるとする<sup>13</sup>。

### （三）本法違反に対するサンクション

1 まず、許可なき法律問題の処理等に対する秩序罰に関してである。すなわち、本法1条8項は、「1号 以下の者は、秩序違反を行ったものとする。 1 他人の法律問題を業務上本条により要求される許可を有することなく処理した者、 2 7項2文による禁止に違反した者、又は、 3 権限なく『法律顧問』との職業表示又はこれと同

<sup>9</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 12.

<sup>10</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 18.

<sup>11</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 25. なお、連邦弁護士法3条により、法律相談のための権限を有する者は、第一に、弁護士であり、第二に、法律相談法旧1条（1980年改正前）によってすでに任命されている法的補助人（Rechtsbeistand）も業務として法律相談を行なえる。しかし、法的補助人制度は、法律相談法1980年改正（1981年1月1日施行）により廃止されている。

<sup>12</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 46.

<sup>13</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 48ff. 条文は、本報告書に掲載されている「法律相談法（仮訳）」参照。

種の表示をする者。 2号 秩序違反は、5000ユーロまでの過料を課されうる。」と規定しており、本法1条により要求される許可なく、業務上、他人の法律問題を処理した者は、秩序罰（過料）が課されるとされているのである。このように、本法は、適切な許可なき法律問題の処理を禁止するものである。

2 次に、本法違反の民法上上の責任については、以下のようにになっている。すなわち、まず、本法1条1項1号は、民法823条2項にいう保護法規であることから、同号違反は民法上の不法行為（民法823条2項）として差止請求の対象となり、また、不正競争防止法違反（同法旧1条・同法改正連邦政府案3条違反等）としても、差止請求の対象となる<sup>14</sup>。次に、本法違反により締結された契約が、民法上、無効となる（民法134条）ことについても、争いがない<sup>15</sup>。さらに、本法4条は、「本法1条及び2条ならびにその実現のために公布された規定の遂行は、損害賠償請求権を根拠づけない。」と規定するが、憲法34条の要請を満たす必要があるため、例えば、監督官庁が、許可の正当でない拒否を行った場合には、民法839条、憲法34条に基づき、職務上の責任の観点から、申立人に、損害賠償請求権が認められる<sup>16</sup>。

#### （四）禁止の例外

本法1条3項各号は、禁止の例外として、適法な活動について定めている。すなわち、本法1条3項は、1号 官庁、公法人<sup>17</sup>による権限内の法律相談及び法的世話（Rechtsbetreuung）、2号 公証人、弁護士、弁理士等の職業活動、3号 訴訟代理人の職業活動（民事訴訟法157条3項）、4号 法律相談手続法48条2項等にもとづく法律相談、5号 弁理士規則177、178及び182条において規定された特許・実用新案・登録意匠・地誌保護・登録商標に関する法律問題の処理、6号 強制管理人、破産管財人、又は遺産管理人の活動、並びに、類似の任務を官庁から承認された者の活動、7号 協同組合等の活動、8号 消費者センターの一定の活動（以下、詳述する）、9号 州法により破産法305条1項1号の意味での承認されるに相応しいとされる地位による、その任務範囲内での債務者の法律問題の処理、としている。ここにおける消費者センタ

<sup>14</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 72; z.B. BGH WRP2000,730.

<sup>15</sup> BGH NJW1962,2010,2011; NJW1974,1201,1202; *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 1, Rdnr. 71.

<sup>16</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 4.

<sup>17</sup> これには、地方自治体、自治体団体、商工会議所、手工業会議所、同業組合、医師会、弁護士会、大学、地方健康保険組合及び教会が含まれる（*Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr.6）。

一の一定の活動について、以下において、みていくこととする。

### 三 消費者センターに関する規定の導入

前述のように、本法 1 条 3 項各号は、1 条 1 項 1 号による禁止の例外を定めている。この消費者センターに関する法律相談法 1 条 3 項 8 号の規定は、1980 年 8 月 18 日弁護士規則改正法 2 条 6 項 2 号 5 文 (BGBl. I 1507) により、法律相談法に導入され、1981 年 1 月 1 日から施行されたものである。

導入当初の規定は、本法 1 条 3 項「以下のことは、本法に抵触しない。」...8 号「連邦州に設置され、公の資金により支援された消費者センターによるその任務範囲内での消費者の法律問題の裁判外の処理。」というものであった。

このように、連邦弁護士料金規則 (BRAGO) 改正法 2 条 6 項 2 号 2 文により、1 条 3 項 8 号において、連邦州に設置され、公の資金により支援された消費者センターによる消費者の法律問題についてのその任務内での裁判外の処理が、本法 1 条 1 項の禁止の例外とされたのである<sup>18</sup>。

ここにおいては、以下の 4 点が重要である。

#### (一) 導入の理由

第一に、導入された理由についてである。すなわち、本改正前においては、消費者センターは、消費者への法律相談のために、個別の許可が要されていた。しかし、以下のように、消費者への助言について、従来に比して大きな必要性が生じ、消費者センターの法律相談活動を活発化することの重要性が認識されるに至ったのである。すなわち、消費者に一般的に経済上および家事の問題について助言を行う場合に、ことに、それが、消費者へのサービスや保険に関するものであるときには、経済上や家事の問題と、法律問題とは切り離せないものである。そこで、社会的に弱者の立場にあり、または、取引上の経験のない消費者に対し、法律相談により、契約締結に関する危険を警告し、かつ、彼らを保護する必要性が、著しく増加したのである<sup>19</sup>。

この点について、連邦会計検査院は、1976 年 11 月 2 日の 1976 年次報告において、「法律相談のために僅かに権限を与えられた消費者センターにおいて、苦情の処理及び仲裁への参加は、すでに、消費者相談のうち、著しく大きな割合を占めている。ここで

<sup>18</sup> Reich ZRP 1981, 53; Henssler/Prütting-Weth, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 61ff; Paschke Betrieb 1982, 2389; Chemnitz/Johnigk, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 466.

<sup>19</sup> Reich ZRP 1981, 53; Henssler/Prütting-Weth, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 61.

は、事例の多くにおいて、資金面で弱者にありかつ高齢の消費者が世話されている。この支援の必要性は、法律相談問題において、明白に、可及的速やかに、消費者センター及び相談所のサービスを、従来に比し、強化することを要求しうるものである。それゆえに、連邦会計検査院は、消費者活動が、従来に比し、より多く、かつ、より包括的に、社会的にとりわけ望ましい消費者保護を達成することを推奨する。したがって、全ての消費者センターは、法律相談及び法的処理のための権限を与えられるべきである。」と述べているのである<sup>20</sup>。

## (二) 改正のメリット

第二に、第5次連邦弁護士料金規則改正法2条6項2号2文の理由書が述べているように、本改正により、「消費者センターは、非構成員に対しても、その任務範囲内において裁判外で助言を行うことが可能となった<sup>21</sup>。」のであり、この点にメリットがあるということが出来る点である。したがって、消費者センターは、構成員であるか否かを問わず、消費者に、法律の情報を提供すること、文書のやりとりをすること、警告書を作成すること、及び、契約案を作成することができる<sup>22</sup>。さらに、消費者センターは、消費者に対し、裁判外で、裁判手続開始まで、例えば、仲裁及び調停手続において、代理することができる<sup>23</sup>。

本改正から、すでに20年以上が経過しているところ、従来において、消費者センターの裁判外のこういった対応により、多数の案件が裁判外で終結している。例えば、フィットネス契約の予定よりも早い時期での解約告知の事例や、不適法なクレジット仲介手数料の返還請求の事例などが、相当数、この方法で、裁判外で解決されたのである。そこにおいては、通常、事業者は、消費者にさしあたり、全く返答しないか、返答しても申出に対し拒否の返答をするものであり、そこで、消費者団体が出した書面による通知に、ようやく反応を示し、かつ、法律部門に事件を回す、ないし、一度目の調整の提案を行うものである<sup>24</sup>。

## (三) 例外のための要件

---

<sup>20</sup> BT-Drs. 8/2124, S. 16 Ziff. 51.

<sup>21</sup> BT-Drs. 8/4277, S. 23.

<sup>22</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 62.

<sup>23</sup> *Reich* ZRP1981, S. 53f; *Paschke* DB1982, 2390. なお、低収入者への法律相談は、BHG(Rechtsberatungshilfegesetz)により行なわれるが、消費者センターは、法律相談法に基づき、相談を受ける消費者の収入と関係なく、その消費者に対し法律相談を行ないうる。

<sup>24</sup> See <http://www.vzbv.de/go/>

1 第三に、なぜ、例外的扱いを受けうる消費者センターが、州レベルで設置され、公の資金により支援されていることが要されるのかについてである。これについては、以下のように考えられる。すなわち、全ての市民は、たとえ、彼が職業上、消費可能なサービス又は商品を提供する場合にも、すべての種類の消費物の必要とされる消費者である。したがって、消費者としての特性(身分)は、国家市民としての地位を職業身分類似の地位同様に基礎づけるのである。この一般的全市民に同等の利益状態は、まさに、公法人にも消費者の助言に尽力すること、及び、消費者の助言をそれにより全市民に対する中立義務違反とされることなく、公の資金により資金援助することを可能にする<sup>25</sup>。そして、州の公的資金により支援されている団体は、その州の経済大臣の監督下に置かれ、州会計検査院の調査を受けているのである。それ故に、例外的取扱いを受けうるのは、州に設置され、公の資金を受けている消費者センターに限定されるのである。

2(1)第四に、法律問題は、消費者センターの任務の範囲内にあることが要される点である。たしかに、消費者センターは、公の資金により支援されているが、民事法上組織され、彼らは、その任務範囲を、原則的に、私的自治で決めているのである。したがって、その任務範囲は、定款により定められるものである。しかし、それは、法律相談法1条3項8号の目的から生じる限界内に留まらねばならない。すなわち、消費者センターが、理論上考えられる消費者保護についてのその定款目的を拡張することを望むとしても、業務上の法的処理の禁止からの免除は、「消費者の法律問題の処理」に限定されるのである。このように、1条3項8号の規定は、消費者センターに、消費者法の典型的な問題についての助言の場合に、許可義務を解除するものであるため、消費者センターは、その任務範囲を、この領域を超えて拡大してはならない<sup>26</sup>。

(2) 以上のように考えられるため、顧客が、展示された商品を破損させたことによる損害に基づき、小売店から損害賠償請求をなされる場合における顧客の法的利益の主張にかかる法律相談は、その任務範囲に含まれないのである<sup>27</sup>。

ケルン高等裁判所 1996年11月24日判決<sup>28</sup>は、以下のような事案であった。すなわ

---

<sup>25</sup> *Chemnitz/Johnigk*, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 469.

<sup>26</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 62.

<sup>27</sup> *Chemnitz/Johnigk*, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 470;a.A. *Reich* VuR1996,143 im Gutachten für die Verbraucherzentrale.

<sup>28</sup> OLG Köln NJW-RR 1996,634.

ち、原告は、弁護士であり、被告は州消費者センターである。ある女性（以下、A とする）が、1994 年 4 月 2 日に、ある小売店で、写真用アルバムを陳列棚から一冊取ろうとした時に、誤って、他の数冊のアルバムを床に落としてしまった。原告は、これにより生じた 43.60DM の損害の賠償を 1994 年 4 月 5 日付の書面で A に求めた。それに対し、A は、被告・州消費者センターの相談窓口を利用した後、1994 年 4 月 14 日付の書面で、陳列棚からのアルバムの落下についての予防対策を講じなかった小売店側に責任があると主張した。原告は、本件においては、法律相談法 1 条 1 項違反があり、かつ、それにより、不正競争防止法 1 条違反があるとし、再度、被告が、本件における書面での法的助言を行なうことの差止請求を求めた。本判決は、「被告の A への書面による活動は、法律相談法 1 条 3 項 8 号により許されないものである。」A と小売店との対立は、消費者保護の問題とは関係しないとし、「消費者保護の目的は、1975 年 10 月 20 日における消費者政策のための連邦政府の第 2 次報告書（BT-Drucksache 7/4181）において詳論され、それによると、消費者保護は、」「『消費者の法的地位の向上及び欺瞞、不正販売慣行及び消費者に不当な不利益を与える契約条件からの消費者の保護』を対象とする。しかし、そこには、これが、より詳細な根拠を要することなく、顧客を商品の見学において生じるべき損害の賠償請求から保護することは含まれない。包括的な消費者保護を支持するヒッペル（Verbraucherschutz, 3. Aufl., S. 23）による定義に従っても、本件において、このことは関係しない。ヒッペルによって、一方で、消費者の安全及び健康の危険から、他方で、欺瞞及び法外な対価の支払いから消費者の典型としての購入者を保護する必要性が存在するとされている（a.a.O., S. 183）。これら双方の領域は、（潜在的）購買者としての消費者であった A には明白に関係しない。『消費者保護』の概念が、とりわけ前記の方法で定義される場合に、この定義は、被告の許された活動を限界づけるものである。立法者は、1980 年 8 月 18 日の連邦弁護士料金規則第 5 次改正による法律相談法 1 条 3 項 8 号の導入の範囲においても、明言で、個別に消費者センターの任務範囲を規定することを除外した以上、消費者センターが、その『任務範囲』への許可の制限によって、まさに、消費者保護をその事案の対象としている事例においてのみ、行なうことが許されることに疑いはないのである。」とし、また、消費者センターが、幅広い範囲での法律問題について、無制限に法律相談を行なうとすることは、消費者センターの従業員が法律の資格者ではないことから、不十分な法律相談に基づく損害から一般を保護するという本法の意義と目的に反すると判示している。

最後に、消費者センターが、その任務範囲を契約及び不法行為法（消費者の法律問題がそれにより関係する限りで）の問題を超えて、公法上の問題にまで拡大することが許されるか否かについては、争いがある<sup>29</sup>。

#### 四 法律相談法 2001 年改正

##### （一）法律相談法 2001 年改正までの経緯

学識者による質問と連邦政府による回答が、2000 年に行われた<sup>30</sup>。そこにおいては、消費者保護組織による法律相談及び法的処理の可能性を拡大するべきか、という学識者による質問に対し、連邦政府は、以下のように述べている。すなわち、かかる可能性は、現行法で十分に利用されていると考えられるものの、個々の事例で、より徹底的に消費者が消費者保護組織を利用しうる可能性を認めることの検討は、必要に応じて行なわれべきであるとしている。

その後、2001 年 11 月 26 日の債務法現代化法<sup>31</sup>により、本法 1 条 3 項 8 号は改正され、2002 年 1 月 1 日から施行されているのである。

##### （二）法律相談法 2001 年改正による新规定の内容

法律相談法 2001 年改正後の現行法 1 条 3 項 8 号の条文は、以下の通りである。すなわち、本法 1 条 3 項は、「以下のことは、本法に抵触しない。」...8 号「公の資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体による、消費者の法律問題の裁判外の処理、及び、これが消費者保護の利益において要求される場合に、回収目的で消費者から譲渡された他人の債権の裁判上の回収。」と規定する。

本改正による改正点は、以下のように、第一に、「その他の消費者団体」との文言が追加された点、第二に、「連邦州に設置」との制限要件が削除された点、第三に、債権回収について追加された点である。

第一に、「その他の消費者団体」も、公の資金により支援されている限りで追加されている点である。これにより、消費者団体による活動の場が拡大されているといえることができる。たしかに、この変更の理由については、連立立法理由書( Koalitionsentwurf<sup>32</sup> )

<sup>29</sup> Reich ZRP 1981, 53 は、これを肯定し、Henssler/Prütting-Weth, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 62 は、これを否定。

<sup>30</sup> BT. Drs. 14/2564;3959.

<sup>31</sup> BGBl. I, 3138,3180.

<sup>32</sup> BT. Drs. 14/6040, S. 277.

においても、法律委員会の報告における決議の助言（*Beschlussempfehlung*<sup>33</sup>）においても明らかにされてはいないが、前述した同法上の法律相談制度の活発な利用状況及び前述した改正までの経緯からすると、消費者団体による法律問題に関する助言及び処理の拡大の必要性が認められたということが、容易に推測されうる。

第二に、2001年11月26日の債務法現代化法<sup>34</sup>により改正された本法1条3項8号においては、「連邦州に設置された」との制限がなくなっている点である。したがって、町レベル、州の一部レベルで設置された場合も含まれることとなったと考えられそうであるが、改正後も、なお、連邦州に設置されたことを要するとされている<sup>35</sup>。ここでは、なぜ、授権を受ける団体が、公の資金により支援されたことが必要であるかについてが重要であるように思われる。たしかに、これら消費者団体は、例外なく、登録された民法21条に従った私法上の非営利社団（*Idealverein* 公益社団）であるが、これら消費者団体は、規則的に、政治的に個性的な僅かな自然人のみを構成員とするか、その他には、政党の地域組織、労働組合、協会、主婦協会などを構成員とするのであり、かつ、その資金が、ほぼ完全に、当該州の公的資金からまかなわれ、さらに、通常の構成員から会費を集めるものである。この資金の利用に関し、これら消費者団体は、当該州の経済大臣の監督の下に置かれ、州会計検査院の調査を受けている<sup>36</sup>。この公権力による事実上の監督は、立法者に、州裁判所長による監督から、それら団体を自由なものとするを可能とし、それにより、立法者は、それら団体を法律相談法1条1項の禁止からの例外においたのである。同時に、立法者が、『真の』構成員社団（*Mitgliederverein*）として設置された消費者保護協会、定款上消費者保護を任務とする主婦協会などを、そもそも1条3項8号の下で、例外的取り扱いを受ける団体としなかったかが明らかとなる。したがって、この規定は、この文言を超えて拡張されえず、かつ、消費者保護を任務とする他の団体を対象としえないのである<sup>37</sup>。

第三に、本改正により、消費者の適切な債権の譲渡に従い訴訟担当者又は譲受人

---

<sup>33</sup> BT. Drs. 14/7052, S. 210.

<sup>34</sup> BGBI. I, 3138,3180.

<sup>35</sup> *Henssler/Prütting-Weth*, 2. Aufl. Art. 1 § 3 Rdnr. 61. なお、前記・連立立法理由書及び法律委員会の報告において、この点について言及はない。

<sup>36</sup> *Chemnitz/Johnigk*, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 467; Rnnen/Caliebe, Rechtsberatungsgesetz(1986), Art. 1 § 3 Rdnr. 39.

<sup>37</sup> *Chemnitz/Johnigk*, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 468.

(Zessionar)として、消費者の返還請求権や支払請求権等を裁判上主張する権限が、消費者センター及びその他の消費者団体に認められている点である。

この債権回収についての追加に関しては、債権回収は、消費者保護の利益のために行われることが要される点が、重要である。

この点について、連立法案の理由においては、以下のように述べられている。すなわち、同理由は、「法律相談法 1 条 3 項 8 号における変更は、消費者にとって、その僅かな請求額ゆえに、個々の訴訟提起のための刺激とならない場合に 消費者の支払請求権を、消費者の適切な債権の譲渡に従い訴訟担当者又は譲受人 (Zessionar) として裁判上主張する権限を認めるものである。これは、法律相談法 1 条 1 項の法律状態に反するため、消費者団体は差止訴訟のみ提起しうる<sup>38</sup>。」と述べているのである。

さらに、連邦議会法律委員会は、「この規定により意図されたことの明確化がなされるべきであると考え。その意図は、消費者センターに、悪質な代金回収の権限を与えることにはなかった。請求権の譲渡は、むしろ、消費者保護の利益において存すべきであり、かつ、消費者保護違反の条項が、具体的請求権の主張によって、取り除かれるという目的のために、いくらか行われるべきなのである。したがって、適切な制限は、受け入れられるべきであるが、法律相談法の拡大は、一般的に維持されるべきである<sup>39</sup>。」と述べ、条文上、「これが消費者保護の利益において要求される場合」との文言を、追加したのである。

このように、立法者は、消費者団体の行う消費者保護法規違反の条項の差止請求のために、個々の消費者が消費者団体に支払い請求権等を譲渡することを意図していたのである。

しかし、この点については、「これにより、消費者団体による一般的代金回収活動は、適法ではないことが明らかとなったといえるのである。むしろ、代金回収活動は、消費者保護の利益において存さねばならないのである。」という指摘がなされ、以下みるように、実際に民法 661 条 a<sup>40</sup>に関する債権回収にかかる事例も出されているのである。

なお、消費者センター総連盟は、法律相談法 2001 年改正について、「この改正によ

---

<sup>38</sup> BT. Drs. 14/6040, S. 277.

<sup>39</sup> BT. Drs. 14/7052, S. 210.

<sup>40</sup> BGB661 条 a 「消費者に、賞金の約束 (Gewinnzusagen) 又はそれと同等の通知を送付し、かつ、この送付の形成 (Gestaltung) により、消費者がある金額を獲得する印象を与えた事業者は、消費者にその金額を支払わねばならない。」

り、消費者保護が強化される。これは、僅かな請求額ゆえに、個々人の訴訟のための刺激とならない債権のために資するものである。したがって、継続して行なわれることを差止請求訴訟により止められた劣悪な競争法違反行為の事例において、事業者により強い圧力を与える可能性をも開くものである。」としている。

#### 五 法律相談法に基づく消費者団体訴訟の事例

この分野の訴訟は、比較的新しい制度であるため、その件数は、現在のところ、あまり多くはないようである。

(一) まず、州消費者センターが提訴した事例には、以下のものがある。すなわち、バーデン・ヴュルテムベルク州消費者センターの指示に従い、原告3者は、2001年夏に、新聞広告に掲載されていたクレジット会社に借入れを申し入れた。しかし、借入れの代わりに、彼らは、住居協同組合への法外な値での加入を仲介された。そして、その仲介は、そのために、仲介人がさらに不当な仲介手数料等を請求するというものであった。さらに、仲介人は、明白な法律上の規定にもかかわらず、顧客に対し、十分に撤回権について知らせなかった。そこで、前記州消費者センターは、2001年12月に、当該クレジット仲介事業者に対し、撤回権にかかる訴訟を提起し、2002年1月に請求を不当に徴収された仲介手数料等の返還請求にまで拡張した。シュトゥットガルト地方裁判所判決(Az.:20 O 564/01)は、原告の請求を認め、クレジット会社に対し、顧客への金銭の支払いを命じた。

(二) 次に、消費者センター総連盟が提起した事例には、例えば、第一に、事業者が、消費者に対し、懸賞が当たったと明記しておいて、実際には何かを買わせるという事例がある。民法661条aにより、当たったとされる金額を消費者が請求できるところ、この支払い請求権を、消費者センター総連盟は、消費者から譲渡を受けて、当該事業者に対し38000ユーロを請求する訴訟を2002年5月にベルリン地方裁判所に提起した。外国に定住する事業者に向けられたこの訴えは、2002年8月において、係属中であったとのことである<sup>41</sup>。消費者センター総連盟は、この事例には、著しいシグナル効果があり、同様の形式で賞金を約束された他の消費者も、より容易に、その請求権を主張しうるであろうとする。そして、このようにして、事業者は、その種類の広告方法を中止することを強制されるであろうとしている。

これについては、「この詐欺との境界に存する賞金の約束 しばしば隣国から行われ

るは、しばしば、そこにおいて、自称の当選者が、『ダンケシェーン注文』を行う同封された通販カタログまたは、長時間の通話により賞金を約束する者（Gewinnzusager）に高額料金をもたらす高額 0190 番号を扱うものである。賞金の約束は、引続き、自由意思により続けられるものではなく、提訴されねばならないものである。そのような信頼のおけない賞金の約束は、通常、国境付近で行なわれるため、個々の消費者の訴訟リスクは、通常、極めて高いものである。消費者団体による差止訴訟は、従来は僅かにしか生じなかった。なぜなら、営業者が、通常、新たな設立により逃れるからである<sup>42</sup>。」という指摘がなされている<sup>43</sup>。

第二に、インターネット関連の事例として、無効な条項により請求され支払った各人の有する 40 ユーロ前後の返還請求権について、消費者センター総連盟が譲渡を受けて、当該条項の差止請求に加え、総額約 180 ユーロの返還請求を求めた事例において、原告・消費者センター総連盟が勝訴している<sup>44</sup>。

このように消費者団体は、民法に違反する無効な条項の差止請求と併せて、個々人の返還請求権を訴訟担当することが可能である。

この法律相談法上の消費者団体訴訟については、たしかに、「實際上、BGB661 条 a のケースにおける代金回収活動のみが、残されている。」との指摘もあるが、前述のように、BGB661 条 a の事例の他にもいくつかの類型において、同訴訟の利用が見られているのである。

## 六 検討

本稿においては、以下の点が重要である。すなわち、第一に、前述したように、消費者への法律相談の必要性の増加から、1980 年において、法律相談法上の消費者センターによる消費者への法律問題処理活動制度が導入され、法律相談法上の監督官庁の許可なくして、無料であると有料であるとを問わず<sup>45</sup>、消費者センターが消費者への助言を

---

<sup>41</sup> See <http://www.vzbv.de/go/>

<sup>42</sup> Chemnitz/Johnigk, Rechtsberatungsgesetz Kommentar 11. Auflage(2003), Artikel 1 § 3 Rz. 471.1.

<sup>43</sup> 条約締約国の領土に定住する自然人または法人に対する民法 661 条 a の意味での賞金の約束に基づく訴えの裁判管轄は、原告消費者の住所に消費者事物のための（EuGVÜ13 条以下）又は不法行為（unerlaubten Handlung EuGVÜ5 条 3 号）のための国際裁判管轄が生じる（BGH, Urteil vom 28. November-III ZR 102/02(ZZP117Band/Heft1/2004)。

<sup>44</sup> クレフェルト区裁判所 2003 年 4 月 11 日判決（72 C 158/03）。本判決は、vzbv から E メールにて入手した。

<sup>45</sup> 「『法律問題』の概念は、無料のみならず、有料の活動も把握する（法律相談法 1 条 1 項

行うことができるようになったところ、同制度は、その後、20年以上活発に利用され、有効に機能しているといえることができる。

第二に、1980年改正後、消費者センターの法律相談活動のニーズがさらに増加したことに応じ、2001年改正により、それを行いうる主体は、消費者センターのみならず、公の資金援助を受けていることを条件として、その他の消費者団体も追加され、かかる主体の範囲が拡大されてきている点である。

第三に、法律相談法上の消費者団体訴訟のメリットについてである。すなわち、前述したように、法律相談法上の消費者団体訴訟は、消費者団体が、消費者からその請求権を譲渡される又はかかる請求権を訴訟担当するものである。そこで、これによる利点として、団体が構成員たる消費者からも構成員以外の消費者からも、譲渡や授權を受け提訴することが可能である点が挙げられる。したがって、これにより、消費者保護の強化が図られているといえることができるのである。すなわち、従来から、団体が訴訟担当者となる場合に、任意的訴訟担当の要件である担当者の利益は、定款に規定された「構成員の利益の擁護」という任務を遂行することにつき認められ<sup>46</sup>、団体は、構成員の請求権を訴訟担当することが許容されてきた<sup>47</sup>。これに対し、本改正により、消費者団体は、構成員及び非構成員の請求権を訴訟担当することが可能となったのであり、この点にメリットがあるといえることができるのである。もっとも、前述のように、いかなる場合にもこれを許容することは、濫用の観点から危険であることから、「消費者保護の利益に

---

1号)ため、消費者センターが、消費者と契約を締結する又は、民法670条に従った費用償還請求権を有することが考えられる。しかし、このような活動は、消費者センターが、公の資金を得ていることから生じる法律相談法上の許可からの免除と矛盾する。立法者により予見されなかったこのジレンマは、消費者センターに対し、公法上の賠償請求をすることによってのみ、解決されるものである。」(Reich ZRP 1981, 54.)

<sup>46</sup> BGH NJW1967,1558. 堀野出「任意的訴訟担当の意義と機能(一)」民商120巻1号(1999年)50頁。

<sup>47</sup>なお、不正競争防止法13条2項2号に基づく営業利益促進団体訴訟の場合、構成員たる競争業者の差止請求権(不正競争防止法13条2項1号)を訴訟担当することは、同法1994年の改正後は、同改正により追加された場合(同一市場の著しく多数の営業者が団体に属し、その団体が定款上の任務を遂行する現実の可能性があり、差止請求権がその市場における競争を実質的に阻害する性格をもつ行為に関する場合)には、否定され、訴訟担当が許されるのは、保護されるべき団体固有の利益の侵害があるときに限るとされている(BGH WRP1998,175;Baumbach/Hefermehl, Wettbewerbsrecht 22. Aufl.(2000), §13 Rdnr. 28b;Pastor/Ahrens/Jestaedt, 4. Aufl. Kap. 23, Rz. 45;Teplitzky, Wettbewerbsrechtliche Ansprüche und Verfahren 8. Aufl. 2002, Kap.13 Rdnr. 30g.)。また、例えば、手工業会議所は、法律相談法1条3項1号に基づき、構成員の債権回収活動を行うことは可能であるが、構成員を代理することは、ZPO79条に反し許されない。

において」という限定が付されているのである。

第四に、法律相談法上の消費者団体訴訟の限界についてである。すなわち、一般的に広く利用されている差止請求権にかかる団体訴訟が、拡散被害が生じた事例において、集団の利益の侵害に基づき団体に請求権を認めるものである<sup>48</sup>のに対し、本稿でみた法律相談法上の団体訴訟のためには、個々の消費者に生じる明確な額を伴う支払い請求権等が必要なのである。したがって、その限界として、まず、支払い請求権の額が不明確な場合や個々の被害者の損害賠償請求権が成立しえない時点では、無力であることが挙げられる。次に、授權等の手間の負担が生じる点などが挙げられる。

もっとも、法律相談法上の消費者団体訴訟は、制度ができてから、まだ日が浅いため、同制度の是非にかかる判断は、今後の展開を踏まえる必要があるように思われる。

---

<sup>48</sup> 拙稿「ドイツにおける団体訴訟の新展開 不正競争防止法大改正連邦政府案(上)(中)(下)」国際商事法務 31 巻 10 号 1386 頁、11 号 1547 頁、12 号 1686 頁(2003 年)等。

## 添付資料

1. ドイツ新不正競争防止法  
宗田貴行 奈良産業大学法学部専任講師 仮訳
2. 消費者法違反その他の違反の際の不作为の訴えに関する法律  
(不作为訴訟法)  
高田 昌宏 訳、大阪市立大学大学院法学研究科教授 仮訳
3. ドイツ民法典(305条以下)  
鹿野菜穂子 立命館大学法学部教授 仮訳
4. 書籍価格拘束法  
宗田貴行 奈良産業大学法学部専任講師 訳
5. 法律相談法  
宗田貴行 奈良産業大学法学部専任講師 仮訳
6. 消費者団体登録申込書(適格性審査書類)  
鹿野菜穂子 立命館大学法学部教授/UFJ 総合研究所 仮訳

## 第一章 一般的規定

第一条 「本法は、競争者、消費者、並びに、その他の市場参加者を、不正競争から保護することに資するものである。本法は、同時に、健全な競争における一般の利益を保護するものである。」

第二条 「本法において、

一号 『競争行為』は、その者固有または第三者たる事業者の利益のために、商品の販売または購入あるいは、不動産を含めて、役務の調達または購入を行う目的で、権利及び義務を要求する行為を意味する。

二号 『市場参加者』並びに競争者及び消費者は、商品または役務の供給者または需要者として活動する全ての者を意味する。

三号 『競争者』は、一つまたはそれ以上の事業者と商品または役務の供給者または需要者として具体的競争関係に立つ全ての事業者を意味する。」

四号 『通信』( Nachricht )は、多数の参加者間において、公開された電子通信役務により交換又は伝達される全ての情報を意味する。その通信を受け取る身元を確認する参加者又は利用者との関係し得ない限り、電子通信網によって、ラジオ放送役務の一部として、大衆に伝達される情報は、これに含まれない。」

第二項 「民法第一三条及び一四条は、消費者概念及び事業者概念に準用される。」

第三条 「競争者、消費者またはその他の市場参加者の不利益のために競争を著しく阻害する ( beeinträchtigen ) 不正な競争行為は、違法である。」

第四条 「以下の者は、第三条の意味において不正行為を行ったといえる。

一号 消費者又はその他の市場参加者の判断の自由を圧力の実施、軽蔑 ( in menschenverachtender Weise ) 又は、その他の不適切な事実在即さない影響により阻害することとなる競争行為を行う者、

二号 とりわけ子供又は未成年者の取引上の未経験、消費者の軽率さ、不安又は窮地を利用することとなる競争行動を行う者、

三号 競争行為の広告性を隠蔽する者、

四号 割引き、景品又は贈物という販売促進措置において、その利用のための条件を不明かつ一義的ではなく与える者、

五号 広告性をもつ懸賞又は宝くじにおいて、参加条件を不明かつ一義的ではなく与える者

六号 懸賞又は宝くじへの消費者の参加を、商品の購入又は役務の利用に依存させる者、但し、懸賞又は宝くじが商品又は役務と性質上関連する場合は、この限りではない。

七号 競争者の標識、商品、役務、活動又は個人的もしくは業務上の関係を誹謗又は中傷する者、

八号 商品、役務又は競争者の事業について、又は事業者又は事業者幹部構成員について、その事実が、明らかに真実ではない場合に、事業の経営又は事業者の信用に対し被害を与える事実を主張し又は流布する者、

九号 以下の場合に、競争者の商品又は役務の模倣である商品又は役務を提供する者、

- a) その者が、生産地について購入者の欺瞞を引き起こす場合
- b) その者が、模倣された商品又は役務の価値を不適切に利用する又は阻害するあるいは、
- c) その者が、模倣のために必要とされる知識又は書類を不誠実に獲得した場合

一〇号 競争者を狙い妨害した者

一一号 市場参加者の利益において、市場行動を規律する法規に違反した者」

第五条第一項 「誤認を惹起する広告をした者は、第三条の意味で不正に行動したといえる。」

第二項第一文 「ある広告が誤認を惹起しているかという問題の判断においては、特に以下の点についてのデータのほか、全ての構成要素が考慮されなければならない。

一号 商品または役務の特徴（Merkmal）、利用方法、種類、品質、構成、生産または調達の手続及び時期、利用可能性、量、状態、地理上または事業上の出所、または利用により予定されている効果または、商品または役務のテストの結果及び本質的構成部分

二号 販売の機会及び価格又は種類及び算出方法及び商品が供給され又は役務が調達される条件

三号 取引関係、とりわけ、種類、特性及び広告主の権利ならびに身元及び財産、著作権、資格又は勲章又は表彰」

第二項第二文 「事実の黙秘が欺瞞であるか否かの判断において、とりわけ、通常理解力に従った契約締結の判断のためのその意義並びに黙秘の性質が、判断への影響のために考慮されねばならない。」

第三項 「第二項におけるデータ（Angabe）は、比較広告並びに図を用いた描写及びその他そのようなデータの代わりとなるデータでもある。」

第四項 「価格が不適切な短期間のみ保障される場合に、価格の定価を広告することは、欺瞞であると推定される。その価格の実施期間について、争いがある場合には、証明責任は、価格低下を広告する者にある。」

第五項 「その商品並びに広告の形式及び配布の性質の考慮の下で、見込まれた需要

の満足のために、適切な量の在庫を有さない商品を広告することは、欺瞞である。通常の事例において、二日分の在庫が適切なものである。但し、事業者が、より少ない在庫を正当化する根拠を証明した場合は、この限りではない。第一文は、役務の広告についても適用される。」

第六条第一項 「比較広告は、以下の広告をいう。すなわち、直接又は間接に競争者又は競争者によって提供される商品又は役務を認識可能なものとする広告である。」

第二項 「その比較が、以下の各号の場合に、比較広告をした者は、第三条の意味で不正に行為したといえる。

一号 同様の必要性又は同一の目的設定のために、商品又は役務が関係しない場合、

二号 その商品又は役務の本質的かつ重要であり調査可能な典型的特性又は価格と客観的に関係しない場合、

三号 商取引において、広告者と競争者との間、又はこの提供された商品又は役務の間、又は利用された表示（**Kennzeichen**）間の混同を導く場合、

四号 競争者により利用されている表示の価値評価を不正な方法で利用する又は阻害する場合、

五号 競争者の商品、役務又は個人的又は業務上の関係を低下させる又は中傷する（**verunglimpfen**）場合、

六号 商品又は役務を保護される表示の下で販売される商品又は役務の模造品又は模倣品として提示する場合。」

第三項 「その比較が、特別価格又はその他特別条件の提供と関係する場合には、その提供の終期及びこれがまだ開始していない場合にはその始期が一義的に示されなければならない。その商品又は役務の在庫がある場合に限り、その提供が行われる場合には、そのことが証明されねばならない。」

第七条第一項 「市場参加者に受忍し得ない迷惑（**unzumutbare Belästigung**）を行った者は、第三条の意味において不正な行為を行ったといえる。」

第二項 「受忍し得ない迷惑は、とくに、以下の場合に認められる。

一号 受取人が、その広告を望んでいないことが明らかであるにもかかわらず、広告を行う場合、

二号 消費者に対しその同意なく、又は、その他の市場参加者に対し、少なくとも推測される（**mutmasslich**）同意なく、電話広告をする場合、

三号 自動電話機、ファックス機又は電子郵便の利用の下、名宛人の同意なく広告を行う場合、

四号 その任務において通信（**Nachrichten**）を伝える差出人の身元が偽られる、又は、秘匿されている場合の通信による広告または、基本料金表に従って伝達費用以外の

費用が生じることなく、受取人が、そのような通信の中止を要求しうる有効な住所がない場合の電子通信による広告である。」

第三項 「電子郵便の利用のもとでの広告の場合に、受忍し得ない迷惑は、二項三号とは関わりなく、以下の場合には存在しない。一号 事業者が、顧客からその電子郵便アドレスを商品又は役務の販売との関係で獲得した場合、 二号 事業者が、そのアドレスを固有の同様の商品又は役務のためのダイレクト・マーケティング (Direktwerbung) のために利用する場合、 三号 顧客が、この利用に反対しない場合、 四号 アドレスの収集の場合及び全ての利用の場合に、基本料金表に従い伝達費用以外の費用が生じることなく、顧客がその利用をいつでも禁止しうるものが、明白かつ明確に顧客に対し、提示された場合。」

## 第二章 法的効果

第八条第一項 「第三条に違反した者は、除去請求及び反復の危険がある場合には、差止請求をなされうる。差止請求権は、違反行為が脅かされる場合にすでに存在する。」

第二項 「事業者における違反行為が、従業員または代理人によって始められた場合、差止及び除去請求権は、その事業者の所有者に対してもまた根拠づけられる。」

第三項 「第一項に基づく請求権は、以下の者に生じる。

一号 すべての競争者

二号 営業上又は自営業上の利益を促進することを定款上の目的とする法人格ある団体。ただし、その団体に同一市場で同種または類似の商品もしくは営業上の役務を提供している事業者の著しく多数が属している限りで、かつ、団体が特にその人的、物的、資金的装備に従い営業上または自営業上の利益を促進するとの定款上の任務を現実に果たすことができる限りで、しかも、違反行為がその団体の諸構成員の利益と関係する限りで。

三号 資格ある組織で、差止訴訟法第4条による資格ある組織のリスト、または消費者の利益保護のための差止訴訟に関する1998年5月19日の欧州議会及び理事会指令第4条に基づく欧州共同体委員会のリストに登録されていることを証明した者。

四号 商工会議所または手工業会議所。」

第四項 「第一項において示された請求権の主張は、以下の場合には不適法である。すなわち、その主張が全事情を考慮して濫用的であるとき、特にその主張が、主に違反行為者に対して権利行使の必要経費または費用の賠償請求権を発生させるために行われる場合である。」

第五項 「差止訴訟法第一三条およびそこにおける規則制定権は、以下の条件で妥当する。すなわち、差止請求権の主張のために第八条第三項三号及び四号にしたがって権限を有する者が、差止訴訟法第三条第一項一号及び三号にしたがった提訴権者

( Klageberechtigten ) の代わりになり、差止請求権の主張のために第八条第三項二号にしたがって権限を有する者が、差止訴訟法第三条第一項二号に従った提訴権者の代わりになり、かつ第八条において特定された差止請求権が、差止訴訟法第一条及び二条において規定された差止請求権の代わりになることである。その他の点では、差止訴訟法は適用されない。」

第九条 「第三条に故意または過失をもって違反した者は、競争者に対し、そこから発生した損害を賠償する義務を負う。定期印刷物の責任者に対して、損害賠償請求権は、故意ある違反行為の場合にのみ主張されうる。」

第一〇条第一項 「三条に故意をもって違反し、かつ、それにより多数の購入者の負担で利益 ( Gewinn ) を獲得した者は、八条三項二号ないし四号にしたがい差止請求権の主張の権限を有する者によって、この利益の国庫への返還を請求されうる。」

第二項 「債務者が違反行為に基づいて第三者又は国家にもたらした給付は、利益に算入されねばならない。債務者がそのような給付を一項に従った請求の履行後もたらした場合に限り、権限ある連邦機関は、支払われた利益を証明された額について債務者に返還しなければならない。」

第三項 「複数の債権者により利益の請求がなされる場合には、民法四二八条ないし四三〇条の規定が適用される。」

第四項 「債権者は、権限ある連邦機関 ( Stelle ) に、一項に従った請求権の主張について情報を提供しなければならない。債権者は、権限ある機関に、その請求の主張のために要される費用の賠償を以下のときに限り要求しうる。すなわち、債権者が、債務者から清算金 ( Ausgleich ) を得られないときである。この賠償請求権は、国庫に納められた利益の額を限度とする。」

第五項 「二項及び四項の意味における権限ある機関は、司法省の専門監督下におかれる限りで、連邦行政庁である。連邦政府は、連邦参議院の同意を要さない法規則により、二項及び四項に従った任務を他の連邦官庁またはその他の公の連邦機関へ委譲する権限を与えられる。」

第一一条第一項 「第八条、九条および一二条第一項二文において示された請求権は、以下の時点から六ヶ月で時効消滅する。」

第二項 「時効期間は、 一号 請求権が発生し、かつ、二号 債権者が、請求権の根拠となる事情および債務者を認識したとき、又は、重過失なく認識するべきであったときに、開始する。」

第三項 「損害賠償請求権は、その認識又は重過失をもって認識しなかったことを考慮することなく、その発生から一〇年後に、遅くとも、損害を生じさせた行為から三〇年

後に、時効消滅する。」

第二項 「損害賠償請求権は、損害発生前において時効は開始しない。利益剥奪請求権は、その利益発生前において時効は開始しない。」

### 第三章 手続規定

第一二条第一項 「差止請求権の主張権限者は、債務者に、裁判手続の開始前に警告し、かつ、適切な違約罰により補強された差止義務の表明により、係争を調停に付す機会を債務者に与えるべきである。警告が正当である限り、必要とされた費用の賠償は、要求されうる。」

第二項 「この法律において示された差止請求権の確保のために、仮処分は、民事訴訟法第九三五及び九四〇条において示された要件の主張及び疎明なくとも、なされうる。」

第三項 「本法に基づき差止訴訟が提起される場合、裁判所は、勝訴当事者が、正当な利益を証明した場合に、その者に、敗訴当事者の負担で、判決を公表する権限を与えることができる。公表の種類及び規模は、判決において、これを定める。既判力の発生效后三ヶ月以内に利用されない場合には、その権限は消滅する。第一文に従った請求権は、暫定的な執行をなしえない。」

第四項 「第八条第一項に従った請求の訴額を算定するにあたっては、事件がその性質及び規模において単純な場合、または、当事者の資産状態及び所得状況に鑑み、訴額を一方的に全額負担することを期待し得ないと見受けられる場合には、これを減額する方向で斟酌しなければならない。」

第一三条第一項 「地方裁判所は、本法に基づく請求権が主張されている全て民事訴訟を排他的に管轄する。裁判所構成法第九五条第一項五号が、準用される。」

第二項 「州政府は、競争事件の司法、とりわけ判例の統一の確保に役立つときは、法規命令により複数の地方裁判所の区域に対して、そのうちの一つの裁判所を競争事件の裁判所と決定することができる。州政府は、本権限を州司法行政に委譲することができる。」

第一四条第一項 「本法に基づく訴えは、被告の営業所又は自営業所所在地、または、それが無い場合には、住所所在地の管轄に属する。被告が、国内に住所も有さない場合には、国内の居所が重要なものとなる。」

第二項 「本法に基づく訴えは、さらに、行為地の裁判所のみが管轄する。第一文は、被告が国内において、営業所又は自営業所も住所も有さない場合に限り、第八条第三項二号ないし四号に従った差止請求権の主張権限者により提起された訴えに、適用され

る。」

第一五条第一項 「州政府は、本法に基づく請求がなされる民事事件を調停するために、商工会議所に調停所を設置することとする（調停所）。」

第二項「調停所は、ドイツ裁判官法に基づく裁判官の資格をもつ者を主任及び委員としておかれるべきである。第八条第三項三号に従った差止請求権の主張権限ある資格組織による申立ての事例において、同数の事業者及び消費者、さもなければ、少なくとも二名の専門知識を有する事業者が、委員として活動することとする。主任は、競争法分野に精通しているべきである。委員は、主任により毎年作成される陪席委員名簿から事件毎に任命される。この任命は、当事者の了解を得て行われなければならない。調停構成員の除名及び拒絶は、民事訴訟法三一条ないし四三条及び四四条二項ないし四項が、準用される。拒絶の申請については、調停所所在地を管轄する地方裁判所（商事判決部又はそれが無い場合には民事判決部）が判断する。」

第三項 「調停所は、本法に基づき請求権が主張される民事事件の場合に、相手方が同意するときに、申し立てられうる。競争行為が、消費者と関係する限り、調停所は、当事者により事件についての相手方との話し合いのために申し立てられうる。相手方の同意は、必要ではない。」

第四項 「調停所の管轄については、第一四条を適用する。」

第五項 「調停所の主任は、当事者の本人の出席を命ずることができる。無断欠席をした当事者に対し、調停所は、秩序金を決定することができる。本人の出席の命令に対する即時抗告及び秩序金の決定に対する即時抗告が、民事訴訟法の規定に従い、調停所の所在地を管轄する地方裁判所（商事判決部又はそれが無い場合には民事判決部）で行われる。」

第六項 「調停所は、友好的な合意の成立に努めなければならない。調停所は、両当事者に対して、書面により理由を付した調停案を提示することができる。調停案とその理由は、両当事者の同意のある場合に限り、公表することができる。」

第七項 「和解が成立した場合には、特別の文書が作成されねばならず、和解成立の日時を記された上、手続に参加した調停構成員と両当事者により署名されねばならない。調停所において成立した和解については、強制執行をなすことができる。民事訴訟法第七九七条 a は、この場合に準用されるべきである。」

第八項 「調停所は、主張されている請求が、最初から理由がないものである、または、自らは管轄権を有さないと思慮する場合には、調停手続の開始を拒否することができる。」

第九項 「調停が申し立てられた場合、時効は、訴訟が提起された場合と同様に中断する。和解が成立しない場合、調停所は、手続が終了した時点を決する。主任は、これを両当事者に通知しなければならない。」

第一〇項 「第三項第二文において示された種類の訴訟が、事前に調停の申立てがないままに、係属された場合には、裁判所は、申立てにより、新たな期日を定め、その期日までに、友好的な和解を成立させるよう、調停所に申立てるよう当事者に命ずることができる。仮処分申請に対する手続において、この命令は、相手方の同意がある場合に限りなすことができるものとし、第八項は、適用されない。調停所に手続が係属しているときは、申立ての後、新たに請求権不存在の確認の訴えを求める訴訟を提起することはできないものとする。」

第一一項 「州政府は、法令により、以上の規定を遂行するため、及び、調停所の手続を規律するため、とりわけ調停所の監督、商工会議所に属さない事業者（商工会議所に関する法律を暫定的に規律するための一九五六年一月十八日の法律第二条第二項ないし第六項、連邦官報第一九部九二〇頁）の適切な参加を伴う調停所の構成、秩序違反金の執行、および秩序金の執行ならびに調停所による費用の徴収につき必要な規定を公布する権限を有する。調停所の構成については、州に設置され公的な資金援助を受けている消費者センターの提案を第二項第一文にいう消費者の決定にあたって考慮しなければならない。」

#### 第四章 刑罰規定

第一六条第一項 「特に有利であるとの外観を作出する意図をもって公示または広範囲の人々に対する通知において、真実に反する表示によって、誤認させる広告を行う者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「業務上の取引において、消費者に対し、主催者からまたは第三者から特別の利益を得るとの約束により、商品、役務または権利の購入を勧める（*veranlassen*）者は、その消費者が、他人に、この広告の種類に従い、適切な広告の同種の利益をさらなる購入者が獲得すべき同種の取引の締結を勧める場合に、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第一七条第一項 「事業者において勤労する者として、雇用関係の範囲において打ち明けられ、または知り得ることとなった業務上または経営上の秘密（*ein Geschäfts- oder Betriebsgeheimnis*）を雇用関係の継続期間中に無権限で、競争の目的をもって、自己もしくは第三者の利益のために、または、事業主に損害を与える意図をもって、他人に開示する者は、三年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「競争の目的をもって、自己もしくは第三者の利益のために、または事業主に損害を与える意図をもって、次の各号に定める行為をなす者は、前項と同様の刑に処する。

一号 業務上または経営上の秘密を

- a) 技術的手段の利用
- b) 秘密を化体する複製物の作成、もしくは

c) 秘密が化体された物の取得

により、無権限に入手または確保すること。または、

二号 第一項において示された開示の一形態、事故もしくは他人の前号が定める行為により取得し、もしくは、その他の方法により無権限に入手または確保した業務上もしくは営業上の秘密を無権限に使用し、もしくは他人に開示すること。

第三項 「本条の未遂犯は、これを罰する。」

第四項 「特に重大な事例については、五年以下の自由刑または罰金に処する。特に重大な事例は、通常、行為者が、

一号 職業上、これを行う、

二号 開示の際に、秘密が国外において用いられることを知っている、または、

三号 国外において、第二項二号にしたがった使用を自ら行う場合に存する。」

第五項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追に付特別な公共の利益を有することに基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第六項 「刑法第五条七号の規定が準用される。」

第一八条第一項 「業務上の取引において打ち明けられた原型または技術上の指図書、とりわけ図面、雛型、型番、作成方法を、競争の目的をもって、もしくは自己の為に無権限に利用し、または他人に開示する者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「本条の未遂犯は、これを罰する。」

第三項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追に付特別な公共の利益を有することに基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第四項 「刑法第五条七号の規定が、準用される。」

第一九条第一項 「競争の目的をもって、または、自己のために、他人に、第一七条ないし一八条に従った犯罪行為を行うことを誘惑する者またはそのような犯罪を教唆する者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「競争の目的をもって、または、自己のために、他人に、第一七条又は一八条に従った犯罪行為を行うことまたはそれを教唆することを申し出る、または他人の申出を受け入れる、または、他人と約束する者は、前項と同様の刑に処する。」

第三項 「刑法第三一条の規定が、準用される。」

第四項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追に付特別な公共の利益を有することに基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第五項 「刑法第五条七号の規定が、準用される。」

## 第五章 終末規定

第二〇条第一項 「二〇〇一年一〇月二九日の規則 (BGBl. I S. 2785) 第四四条により変更された一九九三年一〇月二九日の特産食品法 (Lebensmittelsspezialitätengesetz) (BGBl. I S. 1814) 第三条は、以下のように、変更される。すなわち、

一号 第一項において、『第一三条第二項』との文言は、『第八条第三項』との文言に置き換えられる。

二号 第四項第二文において、『第八五二条第二項』との文言は、『第二〇三条』との文言に置き換えられる。」

第二項 「二〇〇二年八月二二日法 (BGBl. I S. 3390) 第二条により変更された一九七五年五月九日告示の裁判所構成法 (BGBl. I S. 1077) 第九五条第一項五号における『双方向的商行為が第一項一号に従い生じない限りで、不正競争防止法第一三 a 条に基づき最終消費者の請求権を除いて、』との文言は削除される。」

第三項 「二〇〇二年一〇月一日法 (BGBl. I S. 3970) 第六条により変更された一九八七年四月七日告示の刑事訴訟法 (BGBl. I S. 1074, 1319) 第三七四条第一項七号における『第四条、六 c 条、一五条、一七条、一八条及び二〇条』との文言は、『第一六条ないし一九条』との文言に置き換えられる。」

第四項 「二〇〇二年八月二七日告示の差止訴訟法 (BGBl. I S. 3422, 4346) は、以下のように変更される。

一号 第三条第一項において二号は、以下ようになる。『二号 営業上又は自営業上の利益を促進することを定款上の目的とする法人格ある団体。ただし、その団体が、特にその人的、物的、資金的装備に従い営業上または自営業上の利益を促進すると定款上の任務を現実に果たすことができる限りで、かつ第二条に従った訴えの場合には、その団体に同一市場で同種または類似の商品もしくは営業上の役務を提供している事業者の著しく多数が属している限りで、しかも、その請求権がその団体の諸構成員の利益に関連する行為に関係し、その行為が競争を著しく歪曲するかぎりで。』

二号 第五条における『第二三 a 条、二三 b 条および二五条』の文言は、『第一二条第一項、二項および四項』となる。

三号 第九条において二号における『利用』の文言の後に『または推奨』を、三号における『利用』の文言の後に「または推奨」に挿入する。

四号 第一二条における『第二七 a 条』との文言は、『第一五条』との文言に変更される。

五号 第一三 a 条二文において、『一三条七項』との文言は、『八条五項一文』との文言に変更される。」

第五項 「二〇〇二年七月二三日法 (BGBl. I S. 2850) 第五条により変更された一九九四年一〇月二五日の商標法は、以下のように変更される。すなわち、

一号 第五五条第二項三号、第一二八条第一項及び一三五条第一項において、『第一三条二項』との文言は、『第八条三項』との文言に置き換えられる。

二号 第一四一条において、『第二四条』との文言は、『第一四条』との文言に置き換えられる。」

第六項 「二〇〇二年八月二二日法 (BGBl. I S. 3390) 第一条により改正された一九九八年十一月三日告示の刑法第三〇一条第二項において、『第一三条第二項一号、二号及び四号』との文言は、『第八条第三項一号、二号及び四号』との文言に置き換えられる。」

第七項 「二〇〇一年一〇月二九日規則 (BGBl. I S. 2785) 第一九九条第五項により改正された一九九八年二月二六日告示の牛肉エチケツト法 (BGBl. S. 380) 第九条は、以下のように変更される。すなわち、

一号 第一項における『第一三条第二項』との文言は、『第八条第三項』との文言に置き換えられる。

二号 第四項第二文における『第八五二条第二項』との文言は、『第二〇三条』との文言に置き換えられる。」

第八項 「二〇〇二年七月三日の差止訴訟規則 (BGBl. S. 2565) 第一条における『第一三条第七項』との文言は、『第八条第五項第一文』との文言に置き換えられる。」

第九項 「二〇〇二年一〇月一八日公示の価格表示規則 (BGBl. I S. 4197) は、以下のように変更される。すなわち、一号 一条は、以下のように変更される。一項一文において、『割引の許可に依存することなく』との文言は、削除される。二項二文及び三文は、以下のようになる。『追加的供給及び配送費用が生じる場合には、その額が示されねばならない。この費用の事前の表示が、特定の事例において、不可能な場合に限り、消費者がそれに基づきその額が容易に算出されうる計算のさらなる詳細が示されねばならない。』 二号 二条一項一文において、『割引の許可に依存することなく』とのおんごんは、削除される。 三号 5条一項一文において、『一条二項』との文言は、『一条三項』との文言に変更される。 四号 六条一項において、『(一条四項)』との文言は、『(一条五項)』との文言に変更される。 五号 七条四項は、以下のようになる。『四項 レストラン及び宿泊営業において、遠距離通信設備が利用される場合に、その利用に要される分毎又は利用毎の料金は、遠距離通信設備付近に表示されねばならない。』 六号 九条は、以下のように変更される。二項は、以下のようになる。『二項 一条一項及び二項は、単発的割引並びに暦に従った時間的に限定され、かつ広告により一般的に告知された割引には、適用されてはならない。』 五項一号は、削除され、従来  
の二号、三号及び四号は、新たに、一号、二号、三号となる。 七号 一一条は、削除される。」

第二一条 「本法第二〇条第八項及び第九項において指摘されている規則の当該部分は、法令規則による当該権限に基づき、変更されうる。」

第二二条 「この法律は、公布された翌日に施行される。同時に、二〇〇二年七月二三日法第六条により改正された、連邦官報第三部分類番号四三一において公表された不正競争防止法は失効する。」

#### 後記

本翻訳は、BT-Drucksache 15/2795 及び BR-Drucksache 288/04 に掲載されているドイツ新不正競争防止法の翻訳である。同法は、2004年6月16日に、連邦議会により可決、成立し、同年7月7日に BGBl. I S. 1414 に掲載・公布され、その翌日の同年7月8日から施行されている。

**消費者法違反その他の違反の際の不作为の訴えに関する法律 \*  
(不作为訴訟法 \*\*)**

2001年11月26日公布 (BGBL .S. 3138, 3173)

(高田 昌宏 大阪市立大学大学院法学研究科教授 仮訳)

\* 本法の名称は、原語では次のとおりである。Gesetz über Unterlassungsklagen bei Verbraucherrechts-und anderen Verstößen

\*\* 本法は、簡略に「不作为訴訟法 (Unterlassungsklagengesetz)」と称することができる。略記に際しては、UKlaG と表記される。

【解説】以下、Dauner-Lieb/ Heidel/Lepa/Ring(hrsg.), *Anwaltkommentar Schuldrecht*, Deutscher Anwalt Verlag, 2002, S.901 ff の解説を意識した。

1. 従来の普通取引約款規則法と不作为訴訟法

不作为訴訟法は、約款規制法 (AGBG) の手続法規定を継承する法律である。AGBG の実体法規定(AGBG1 条 11 条)は、幾つかの他の民事特別法と一緒に民法典に統合された (BGB 新 305 条 310 条)。AGBG27 条、27a 条に含まれている、法規命令の発令権限の授与は、民法施行法(EGBGB)新 243 条、244 条の対象となった。とくに AGBG 第 2 章および第 3 章の手続法規定(13 条 - 22 条)ならびに AGBG29 条は、新たに体系化され、本質的な変更なく不作为訴訟法に統合された。

2. 独立の手続法としての不作为訴訟法

不作为訴訟法では、手続法が問題となっている。それにもかかわらず、民事訴訟法典に統合されていない。この法律が請求権に関する第 1 章(1 条 4 条)に実体法の部分を含んでいることが、不統合を支持する。そのうえ、法政策的な関連においては、不作为訴訟を幾つかの近隣国の法にしたがって他の権利保護目標(利益の吸上げ、損害賠償)を伴う集団的手続と、争訟的な民事訴訟からの離反の増大へと発展することが不可能でないように思われる。これは、固有の法律における方が、民訴法典内におけるよりも容易に実現できるかもしれない。

3. 不作为訴訟法の内容

請求権に関する第 1 章(1 条 4 条)では、まず、無効な普通取引約款の場合の実体的不作为請求権および撤回請求権(1 条)と、消費者保護法規違反行為の場合の不作为請求権(2 条)が規定されている。3 条は、誰がこれらの請求権の主体たりうるかを定める。これにより

請求権を有する団体の申請および登録に関する手続は、4条の対象である。

第2章(5条 13条)において、同法は、「手続規定」の見出しのもとに、従来のAGBG13条 22条及び29条に相当する規定を含んでいる。これにより、民事訴訟法典の規定が原則的に適用される(5条)。事物管轄および土地管轄(6条)、判決主文の公表(7条)、訴えの申立ての必要的な内容および監督官庁の審尋(8条)、判決主文の内容(9条)、不作為判決後になされた異なる裁判(判例変更)の主張(10条)、不作為判決の効力の主観的範囲(11条)、ならびに裁判外の調停所手続の可能性について(12条)、特別の規律が存在する。第2章の最後で、13条が、さらに、郵便・遠距離通信・電話・メディア企業に対して、各サービスに関わる者の名前および送達可能な住所の告知を求める団体の実体的情報請求権を定める。

第3章において、14条は、信用機関の振替取引にもとづく紛争の場合の調停所の設置を規定する。第4章(15条)では、労働法が、不作為訴訟法の適用範囲から除外されている。第5章における幾つかの経過規定(15条)により同法は締め括られる。

#### 4. 不作為訴訟法の意義

同法は、無効な約款の使用および推奨ならびに消費者法規違反行為からの消費者の保護に奉仕する。個別訴訟の可能性を超える保護は、2つの特別性によって達せられる。第1に、本法により、団体が提訴権を付与されている(3条)。それゆえ、消費者保護は、未経験なことが多い消費者の訴え提起の覚悟 それは、たいていは訴訟リスクのために欠けているが にもはや依存しない。第2に、不作為訴訟法による手続における判決は、波及効を有する。すなわち、判決は、訴訟当事者間だけでなく、手続に関与していない約款使用者の契約相手方の有利にも作用する(11条)。本法による団体訴訟は、抽象的コントロール手続として特徴づけられる。具体的事例における約款の使用または推奨に拘束されないからである。

#### 【試訳】

### 第1章 消費者法その他の違反の際の請求権

#### 第1条【普通取引約款の際の不作為及び撤回請求権】\*

普通取引約款中に、民法第307条ないし309条により無効である条項を使用し、又は法律行為による取引のために推奨する者に対しては、不作為を、推奨の場合には撤回をも請求することができる。

\*旧AGBG13条1項に相当する。

#### 第2条【消費者保護法規違反慣行の際の不作為請求権】\*

(1) 普通取引約款の使用又は推奨以外の方法により、消費者保護に奉仕する規定(消費

者保護法規)に違反する者には、消費者保護の利益において不作為を請求することができる。違反が取引業務において従業員又は受任者によりなされるときは、事業主に対する不作為請求権も根拠づけられる。

(2) 本規定の意味における消費者保護法規とは、とくに、以下のものをいう。

1. 消費財の売買、訪問販売、通信販売契約、期間限定居住権契約、旅行契約、消費者消費貸借契約ならびに融資、分割給付契約及び、事業者と消費者の間の消費貸借仲介契約に適用される民法の規定

2. 域内市場における情報化社会サービス、とくに電子商取引契約の一定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日のヨーロッパ議会及び評議会指令 2000/31/EG(「電子商取引に関する指令」、AB1. EG. Nr. L178 S.1) の第 5 条、第 10 条及び第 11 条の国内法化のための規定

3. 通信教育保護法

4. テレビ活動の実施に関する構成国の一定の法規定及び行政規則の調整のための 1989 年 10 月 3 日の評議会指令 89/552/EWG の変更のための 1997 年 6 月 30 日のヨーロッパ議会及び評議会指令 97/36/EG によって変更された、テレビ活動の実施に関する構成国の一定の法規定及び行政規則の調整のための 1989 年 10 月 3 日の評議会指令 89/552/EWG(AB1. EG Nr.L298 S.23)第 10 条ないし第 21 条の国内法化のための連邦法及びラント法の規定

5. 薬事法の対応する規定及び医療制度の分野における広告に関する法律の第 1 項目第 3 条ないし 13 条

6. 投資会社に関する法律第 23 条ならびに外国投資法第 11 条及び第 15h 条

(3) 不作為請求権は、その主張が全事情を考慮して濫用的であるとき、とくに、その主張が専ら違反者に対して権利追行の負担又は費用の償還請求権を生じさせるのに役立つときは、これを主張することができない。

\* 旧 AGBG22 条に相当する

### 第 3 条【請求権を有する機関】\*

(1) 第 1 条及び第 2 条に定めた不作為及び撤回請求権は、以下のものに帰属する。

1. 第 4 条による有資格の組織のリスト、又は、消費者利益の保護のための不作為の訴えに関する 1998 年 5 月 19 日のヨーロッパ議会及び評議会指令 98/27/EG(AB1. EG. Nr. L166 S.51) 第 4 条によるヨーロッパ共同体委員会の名簿にそれぞれ有効な形式で登録されていることを証明する有資格の組織

2. 営業利益の促進のための法人格ある団体で、同種の若しくは類似の種類の商品又は営業上の役務を販売する相当数の営業者がそれに属し、特にその人的、物的及び財政的設備により、営業上の利益の追行というその定款上の任務を実際に追行することができるも

ので、第 2 条による訴えの場合には、請求が当該市場での競争を著しく侵害しうる行為に関わるとき。

### 3. 商工会議所又は手工業会議所

この請求権は、第 1 文の意味における機関にのみ譲渡することができる。

(2) 第 1 項第 1 号に掲げた組織は、普通取引約款が事業者(民法第 14 条)に対して使用される時、又は普通取引約款が事業者間の排他的使用のために推奨されるときは、第 1 条による不作為及び撤回請求権を主張することはできない。

\*旧 AGBG13 条 2 項に相当する

## 第 4 条【有資格の組織】\*

(1) 連邦管理局は、有資格のリストを管理する。当該リストは、毎年 1 月 1 日の状況をもって連邦官報において公告され、ヨーロッパ共同体委員会に、消費者利益の保護のための不作為の訴えに関する 1998 年 5 月 19 日のヨーロッパ議会及び評議会指令 98/27/EG(AB1, EG Nr. L166 S.51) 第 4 条第 2 項に従い送付される。

(2) リストには、啓発及び助言を通じて、営業としてではなく、また単に一時的にではなく消費者の利益を擁護することが、その定款上の任務に属する法人格ある団体で、当該任務領域において活動する団体又は 75 名以上の自然人を構成員として有し、少なくとも 1 年間存続し、その従前の活動にもとづき適切な任務遂行の保証を提供するものは、申立てに基づき登録される。消費者センター及び、公的資金の助成を受けるその他の消費者団体は、本要件を充足するものと、反論の余地なく推定される。リストへの登録は、名称、住所、登録裁判所、登録番号及び定款上の目的を表示して行なう。登録は、以下の場合には、将来に対する効力をもって抹消される。

1. 当該団体がそれを申し立てるとき

2. 登録の要件が存在しなかった又は欠落したとき

事実上の手がかりに基づき、第 4 文により登録が抹消され、又は撤回されなければならないことが見込まれるときは、連邦管理局は、3 ヶ月を超えない一定の期間、登録の休止を命じなければならない。第 5 文の場合においては、異議、及び取り消しの訴えは、停止的効力を有しない。

(3) 登録に関する裁判は、決定をもってなし、その決定は申立人に送達しなければならない。連邦管理局は、申立てに基づき、団体に、リストへの当該団体の登録に関する証明書を付与する。管理局は、申立てに基づき、リストへの団体の登録が抹消されたことを、それに法的利益を有する第三者に証明する。

(4) 訴訟において、登録された組織につき第 2 項による要件の存在に関して理由ある疑いが現れるときは、裁判所は、連邦管理局に登録の再審査を要請し、その判断がなされるまで審理を中止することができる。

(5) 連邦管理局は、本条に定められた任務の遂行の際に、連邦司法省の専門監督下に置かれる。

(6) 連邦司法省は、連邦参議院の賛成を要しない法規命令によって、登録手続の細目、とくに登録要件の審査に必要な調査、ならびにリストの管理の細目を規律する権限を授与される。

\*旧 AGBG22a 条に相当する。

## 第 2 章 手続規定

### 第 1 節 総則規定

#### 第 5 条【民事訴訟法及びその他の規定の適用】\*

手続には、本法から別段の事柄が現れないかぎり、民事訴訟法の規定ならびに不正競争防止法第 23a 条、23b 条、及び 25 条を適用する。

\*旧 AGBG 15 条 1 項に相当する。

#### 第 6 条【管轄】\*

(1) 本法による訴えについては、管轄区域内に被告が営業所又は、それを欠くときはその住所を有するラント裁判所が、専属管轄を有する。被告が国内に営業所も住所も有しないときは、国内の居所の裁判所が、それを欠くときは、管轄区域内で民法第 307 条ないし第 309 条により無効な普通取引約款中の条項が使用された又は消費者保護法規に対する違反がなされた裁判所が管轄を有する。

(2) ラント政府は、手続きの適切な促進又はより迅速な処理のために、法規命令により、複数のラント裁判所の管轄区域において 1 つのラント裁判所に本法による訴訟を割り当てる権限を付与される。ラント政府は、法規命令によって、権限付与をラント司法行政に委ねることができる。

(3) 裁判所の裁判に対して控訴が提起されるときは、両当事者は、控訴裁判所の面前で、第 2 項による規律がなければ控訴を裁判すべきである上級ラント裁判所で許可を受けた弁護士によって代理してもらうこともできる。当事者の一方が第 1 文により受訴裁判所で許可されていない弁護士によって代理されることにもとづきその当事者に現れる超過費用は、償還されない。

(4) 第 1 項ないし第 3 項は、第 13 条に掲げる種類の請求権を対象にする訴えには適用しない。

\*旧 AGB14 条に相当する。

#### 第 7 条【公表権限】\*

訴えが請求認容されるときは、原告に、申立てにより、敗訴した被告の表示とともに判決主文を、被告の費用で連邦官報に、連邦官報以外には自己の費用で公表する権能を認めることができる。裁判所は、その権能の行使期間を制限することができる。

\*旧 AGBG18 条に相当する。

## 第 2 節 第 1 条による訴えのための特別規定

### 第 8 条【訴えの申立て及び審尋】\*

(1) 第 1 条による訴えの場合、訴えの申立てには、次のことも含まれていなければならない。

1. 普通取引約款中の、異議を申立てられた条項の文言
2. 当該条項が異議を申し立てられた法律行為の種類を表示

(2) 裁判所は、第 1 条による訴えに関する裁判の前に以下のものを審尋しなければならない。

1. 訴えの対象が普通保険約款における条項である場合は、保険制度に対する所轄監督官庁
2. 訴えの対象が建築貯蓄銀行に関する法律、投資会社に関する法律、抵当銀行法又は船舶抵当証券銀行に関する法律に従い、連邦信用制度監督局が認可しなければならない普通取引約款中の条項である場合は、当該監督局。

\* 第 1 項は、旧 AGBG15 条 2 項に相当する。

\* 第 2 項は、旧 AGBG16 条に相当する。

### 第 9 条【判決主文の特殊性】\*

裁判所が第 1 条による訴えを理由ありと認めるときは、判決主文には、以下の事項も記載する。

1. 異議を申し立てられた普通取引約款条項の文言
2. 不作為請求権を根拠づける普通取引約款条項が使用されてはならない法律行為の種類を表示
3. 普通取引約款における同一内容の条項の使用をしない旨の命令
4. 撤回を命ずる判決の場合につき、推奨が広められたのと同じの方法で判決を周知させる旨の命令

\* 旧 AGBG17 条に相当する。

### 第 10 条【判例変更を理由とする異議】\*

ある条項の使用が禁止された使用者は、同種の法律行為における当該条項の使用を禁止

しない連邦通常裁判所又は連邦最上級裁判所連合部の裁判がその後なされたこと、及び、自分に対する判決に基づく強制執行が自らの事業経営に受忍できない侵害を与えるであろうことを、民事訴訟法第 767 条による訴えの方法で異議として主張することができる。

\* 旧 AGBG19 条に相当する。

#### 第 11 条【判決の効力】\*

不作為判決を受けた使用者が第 1 条に基づく不作為命令に違反するときは、影響を受ける契約相手方が不作為判決の効力を援用するかぎり、普通取引約款におけるその条項は無効とみなされる。ただし、その者は、不作為判決を受けた使用者が不作為判決に対して第 10 条による訴えを提起しうるときには、不作為判決の効力を援用することができない。

\* 旧 AGBG21 条に相当する。

### 第 3 節 第 2 条による訴えのための特別規定

#### 第 12 条【調停所】

第 2 条による訴えには、不正競争防止法第 27a 条及びそこに含まれている命令授權を準用する。

#### 第 13 条【名称及び送達可能な住所の通知を求める請求権】

(1) 業務上、郵便、遠距離通信、電話もしくはマスメディアのサービスを提供する又は、その種のサービスの提供に関与する者は、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により請求権を付与された機関または競争団体が書面により次の 2 つのことを保証するときは、その求めに基づき、郵便、遠距離通信、電話またはマスメディアのサービス取引に関与する者の名前及び送達の可能な住所をその機関および競争団体に通知しなければならない。

1. これらの情報が第 1 条または第 2 条による請求権の実現に必要とされること

2. これらの情報がそのほかの方法で調達できないこと

(2) 本請求権は、報告がもっぱら報告義務者のところに存在する手持ちデータによって付与することが可能なかぎりでのみ、存在する。自己の表示を通知されるべき関係人が報告を承諾しないという理由で、報告を拒絶することは許されない。

(3) 競争団体は、第 3 条第 1 項第 2 号により請求権を付与された他の機関が第 1 項に定められた形式で、かつそこに定められた内容を伴う保証を提出する場合には、その定めに基づき、第 1 項により取得された情報をその機関に引き渡さなければならない。

(4) 報告義務者は、請求権者に対し、報告の付与のために相当な補償を要求することができる。関係人は、自分に対してなされる第 1 条または第 2 条による請求が理由を具備するときは、請求権者に、支払われた補償を弁償しなければならない。

(5) 競争団体とは、以下のものである。

1. 不正競争防止センター

2. 第3条第1項に掲げられた種類の団体で、事業部門を越えてまたは広域に渡って活動するもの

第1文第2号に掲げられた団体は、連邦参議院の同意を要しない連邦司法省の法規命令によって、本規定の目的のために定められる。

### 第3章 顧客苦情申立ての取り扱い

第14条【顧客苦情申立て】\*

(1) 民法第676a条ないし第676条および第676h条の適用に基づく争訟の際には、関係人は、自己の、裁判所に訴えを提起する権利に関わりなく、ドイツ連邦銀行に設置されるべき調停所に申立てをすることができる。ドイツ連邦銀行は、複数の調停所を設置することができる。同銀行は、自己の事務所のいずれかに調停所が設置されるかを定める。

(2) 連邦司法省は、法規命令によって、第1項により設置されうる機関の手続の細目を以下の原則に従い定める。

1. 組織の独立性を通じて公平な行為が担保されていないなければならない。

2. 手続規則は、利害関係者にとって入手可能でなければならない。

3. 関係人は、事実および評価を提出することができ、そして法的審問を受けなければならない。

4. 手続は、権利の実現に合わせられたものでなければならない。

法規命令は、信用制度に関する法第51条に従って、信用機関が手続費用に協力する義務をも定める。

(3) 連邦司法省は、連邦財務省および連邦経済科学技術省と協調して、連邦参議院の同意を得て法規命令により、第1項による調停任務が1つまたは複数の適当な私的機関において、より合目的に処理されうる場合には、調停任務をその機関に委ねる権限を有する。

\*旧AGBG29条に相当する。

### 第4章 適用範囲

第15条【労働法のための例外】

本法は、労働法にはこれを適用しない。

### 第5章 経過規定

第 16 条【普通取引約款規制法の廃止のための経過規定】

(1) 2002 年 1 月 1 日の時点で、2000 年 6 月 29 日公布の版における AGBG による手続が係属しているかぎり、当該手続は、同法の規定により終結される。

(2) 連邦カルテル庁に登録された AGBG20 条による裁判登録は、2004 年 12 月 31 日を経過するまでは、2001 年 12 月 31 日を経過するまで通用する要件の下で、閲覧に供される。登録簿に登録されている裁判は、登録簿へのその登録後 20 年、遅くとも 2004 年 12 月 31 日の経過をもって消去される。

(3) 従来 AGBG 第 29 条第 1 項に基づいて設置された機関も第 14 条 1 項の意味における調停所である。

(4) AGBG 第 22a 条により設置された有資格組織のリストは、第 4 条により引き継がれる。2001 年 12 月 31 日の経過までに登録された団体は、第 4 条第 2 項第 1 文の 1 年の期間を遵守することを要しない。

以上

ドイツ民法典  
(立命館大学法学部 鹿野菜穂子教授 仮訳)

第2編 債務関係法

第2章 普通取引約款による法律行為上の債務関係の形成

第305条(普通取引約款の契約への組み入れ)

(1) 普通取引約款とは、契約の締結に際して、一方の契約当事者(約款使用者)が、契約相手方に設定する、多くの契約に用いるために予め定式化された全ての契約条件をいう。約款の諸規定が、外見上分離された契約の構成部分をなすか、契約書自体の中に取り込まれているか、いかなる範囲に及ぶものであるか、いかなる書体で記載されているか、および契約がいかなる方式をとっているかは、これを問わない。契約条件が契約当事者間において個別に交渉された結果である限りで、普通取引約款は存在しない。

(2) 普通取引約款は、約款使用者が契約締結に際して次の各号を満たした場合にのみ、契約の構成部分となる。

1 約款使用者が、契約相手方に対して、明示的に、又は、明示の指示が契約締結の態様により著しく困難であるときには契約締結の場所における明確に確認できるような掲示によって、普通取引約款を示し、且つ、

2 約款使用者に認識しうる契約相手方の物理的障害をも適切に考慮に入れた期待可能な方法で、約款使用者が、契約相手方に対し、その内容を知る可能性を与えた場合。

(3) 契約当事者は、第2項所定の要件に従い、特定の種類の法律行為について、特定の普通取引約款の適用を予め合意することができる。

第305a条(特別の場合における組み入れ)

第305条第2項第1号および第2号所定の要件が満たされない場合であっても、次のものは、契約相手方がその適用に同意した場合には組み入れられる。

1 所轄の交通局の認可により又は国際協定に基づいて公布された鉄道の運賃表および施行規程、ならびに旅客運送法の基準によって認可された、路面電車、トロリーバスおよび定期運行自動車の運送条件は、運送契約に組み入れられる。

2 郵便およびテレコミュニケーションの監督局の官報において公表され、約款使用者の営業所に用意された普通取引約款は、以下の契約に組み入れられる。

a) 営業地外において郵便物をポストに投函することによって締結される運送契約。

b) 遠隔通信手段を用いることにより直接的に、且つ、テレコミュニケーションのサービス提供がなされている間に1回だけもたらされる、テレコミュニケーション、情報およびその他のサービス供給に関する契約であって、著しい困難を伴ってしか当該普通取引約

款を契約締結前に契約相手方に入手させることができない場合。

#### 第305b条（個別取決めの優先）

個別の契約取り決めは、普通取引約款に優先する。

#### 第305c条（不意打ち条項と多義的条項）

(1) 普通取引約款中の条項で、当該諸事情とりわけ当該契約の外観によれば、約款使用者の相手方がそれを予期する必要がないほどに異例なものは、契約の構成部分とならない。

(2) 普通取引約款の解釈における疑義は、約款使用者の負担に帰する。

#### 第306条（組み入れられない場合と無効の場合の法律効果）

(1) 普通取引約款の全部又は一部が契約の構成部分とならず又は無効な場合でも、契約はその他の部分においてなお有効である。

(2) 条項が契約の構成部分とならず又は無効な範囲において、契約の内容は、法律の規定により定まる。

(3) 第2項に規定された変更を考慮しても、契約に拘束することが一方の契約当事者にとって期待できないほどに苛酷であると認められる場合には、契約は無効となる。

#### 第306a条（回避の禁止）

本章の規定は、それがほかの形によって回避されている場合でも適用される。

#### 第307条（内容コントロール）

(1) 普通取引約款中の条項は、それが信義誠実の命ずるところに反して約款使用者の契約相手方に不当に不利益を与える場合には無効である。不当な不利益は、当該条項が不明瞭又は分かりにくいということからも生じうる。

(2) 不当な不利益は、疑わしいときには、条項が次の各号に該当する場合に認められる。

1 法規定と異なる条項が、その法規定の本質的基本理念と相容れないとき、又は、

2 条項が、契約の性質から生ずる本質的な権利又は義務を、契約目的の達成が危殆化されるほどに制限するとき。

(3) 本条第1項および第2項、ならびに、第308条および第309条の規定は、法規定と異なり又は法規定を補充する規律が合意されている普通取引約款中の条項にのみ適用される。その他の条項は、本条第1項第1文と結びついた同第2文によって無効となりうる。

#### 第308条（評価の余地を伴う禁止条項）

普通取引約款において、とりわけ次の条項は無効とする。

#### 1 (承諾の期間および給付の期間)

約款使用者が、申込の承諾もしくは拒絶又は給付の実現について、不当に長い期間又は十分に特定されていない期間を留保する条項。ただし、第355条第1項及び第2項ならびに第356条による撤回期間又は返還期間の経過後にはじめて給付する旨の留保はこの限りではない。

#### 2 (猶予期間)

約款使用者が、自己によって実現されるべき給付のために、法規定と異なり、不当に長い猶予期間又は十分に特定されていない猶予期間を留保する条項。

#### 3 (解除の留保)

実質的に正当で且つ契約中に明示された理由なく、約款使用者が自己の給付義務を免れうる旨の約款使用者の権利についての合意。ただし、継続的債務関係についてはこの限りではない。

#### 4 (変更の留保)

約款使用者の、約束した給付を変更し又はそれに相違する権利についての合意で、当該変更又は相違についての合意が、約款使用者の利益を考慮しても契約相手方にとって期待可能なものでない場合。

#### 5 (意思表示の擬制)

一定の行為が行われ又は行われないうちに、約款使用者の契約相手方の意思表示がなされ又はなされなかったものとみなす条項。ただし、以下に該当する場合はこの限りではない。

a) 契約相手方に、明示の意思表示をなすための相当な期間が与えられており、且つ、

b) 約款使用者が、その期間の開始にあたり契約相手方に対して、当該行為の予定された意味を特に指摘する義務を負うものとされている場合。

本号の規定は、建築請負工事規程のB編が全て組み込まれた契約には適用されない。

#### 6 (到達の擬制)

特別な意味をもつ約款使用者の意思表示が契約相手方に到達したものとみなす条項。

#### 7 (契約の解消)

契約当事者の一方が契約を解除し又は解約告知する場合に、約款使用者に、次のことを認める条項。

a) 物の使用、権利の行使もしくは行われた給付に対して、不当に高い代価を請求すること、又は、

b) 不当に高い費用の償還を請求すること。

#### 8 (給付の処分不可能)

第3号では許容されるものであっても、給付が処分不可能な場合に契約の履行義務から免れうる旨の約款使用者の権利の留保に関する合意であって、約款使用者に次の義務が負わされていない場合。

- a) 処分不可能なことについて契約相手方に遅滞なく通知し、且つ、
- b) 契約相手方の反対給付を遅滞なく返還する義務。

### 第309条（評価の余地を伴わない禁止条項）

法規定と異なる定めが許される場合であっても、普通取引約款中の次の各号に該当する条項は無効とする。

#### 1（短期間の価格引き上げ）

契約締結後4ヶ月以内に引き渡されるべき商品又は提供されるべき給付につき、対価の引き上げを予定する条項。ただし、継続的債務関係の中で引き渡される商品又は提供される給付についてはこの限りではない。

#### 2（同時履行の抗弁権）

a) 第320条により約款使用者の契約相手方に認められている同時履行の抗弁権を排除又は制限する条項、又は、

b) 約款使用者の契約相手方の留置権が同一の契約関係に基づくものである場合において、その留置権を排除又は制限し、特に留置権を約款使用者による瑕疵の承認に依拠させる条項。

#### 3（相殺禁止）

約款使用者の契約相手方から、争いのない債権又は既判力をもって確定された債権によって相殺する権限を奪う条項。

#### 4（催告、期間の指定）

約款使用者を、その契約相手方に対して催告し又は給付もしくは追完の期間を定める法律上の責務から免れさせる条項。

#### 5（損害賠償請求権の包括的予定）

約款使用者の損害賠償請求権又は減価賠償請求権を包括的に予定する条項で、以下のいずれかに該当する場合。

a) 予定額が、約款で定められた場合における事物の通常の経過によって予期されるべき損害又は通常生ずる減価を越える場合、又は、

b) 契約相手方に、損害又は減価がおよそ発生せず又は予定額より著しく低いことの証明の可能性が、明示的に認められてはいない場合。

#### 6（違約金）

[契約相手方による]給付の不受領もしくは受領遅滞又は支払遅滞の場合、又は契約相手方が契約を解消する場合につき、約款使用者への違約金の支払いを約させる条項。

#### 7（生命・身体・健康の侵害の場合および重大な帰責事由がある場合における免責）

##### a)（生命、身体、健康の侵害）

約款使用者の過失による義務違反又は約款使用者の法定代理人もしくは履行補助者の故意もしくは過失による義務違反に基づく、生命、身体又は健康の侵害から生じた損害に

対する責任の免除又は制限。

**b) (重大な帰責事由)**

約款使用者の重過失による義務違反、又は、約款使用者の法定代理人もしくは履行補助者の故意もしくは重過失による義務違反に基づく、その他の損害に対する責任の免除又は制限。

ただし、旅客運送法の基準によって認可された路面電車、トロリーバスおよび定期運行自動車の運送条件および違約金条項については、1970年2月27日の「路面電車、トロリーバスおよび定期運行自動車についての普通取引約款に関する政令」と、旅客に不利な形で異なるものでない限り、a)およびb)の規定は適用されない。b)の規定は、国の認可を得た宝くじ契約および賭博契約についての責任制限には適用されない。

**8 (義務違反におけるその他の免責)**

**a) (契約解除権の排除)**

売買目的物又は仕事の瑕疵に存するのではない、約款使用者の責に帰すべき義務違反の場合に、契約相手方の契約を解消する権利を排除し又は制限する条項。ただし、第7号に掲げる運送条件および違約金条項については、同号所定の要件の下で、この規定は適用されない。

**b) (瑕疵)**

新しく製造される物の引渡に関する契約および請負仕事に関する契約において、以下に該当する条項。

**(aa) ([権利の] 排除および第三者への [権利行使の] 指示)**

約款使用者に対する瑕疵に基づく請求権を、全部又は一部につき排除し、第三者に対する請求権の付与に限定し、又は、先に第三者に対して裁判上の権利行使をしたことに依拠させる条項。

**(bb) (追完への限定)**

約款使用者に対する請求権を全部又は部分的に追完請求権に限定する条項で、契約相手方に、追完が失敗に終わった場合における減額請求権、又は瑕疵担保責任の対象が建築給付ではない場合において契約相手方の選択により契約を解除する権利を、明示的には留保していない場合。

**(cc) (追完における費用)**

追完のために要する費用、特に運送費、道路通行費、作業費、材料費などを負担すべき約款使用者の義務を、免除し又は制限する条項。

**(dd) (追完の留保)**

約款使用者の追完を、完全な対価の事前の支払、又は、瑕疵を考慮すれば不相当に高い割合の対価の事前の支払にかからしめる条項。

**(ee) (瑕疵の通知の期間)**

約款使用者が、契約相手方に、隠れた瑕疵の通知につき次の(ff)によって許容される期

間より短い期間を指定する条項。

(ff) (消滅時効の緩和)

第438条第1項第2号および第634a条第1項第2号の場合における、瑕疵に基づく約款使用者に対する請求権の消滅時効の成立を緩和し、又は、その他の場合において、法定の時効起算点から1年より短い消滅時効期間を定める条項。ただし、建設請負工事規程のB編が全て取り込まれた契約については、この限りではない。

9 (継続的債務関係における存続期間)

約款使用者による商品の定期的な供給又は労務もしくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係における以下の定め。

- a) 契約相手方を2年を越えて拘束する契約存続期間、
- b) その都度1年を越えて相手方当事者を拘束する契約関係の黙示の更新、又は、
- c) 契約相手方の負担において、当初予定された契約存続期間又は黙示に更新された契約存続期間の満了時の3ヶ月以上前に行うべきものとする告知期間。

ただし、一体として売却された物の引渡に関する契約、保険契約、ならびに、著作権法上の権利および請求権の保持者と「著作権および著作隣接権の保護に関する法律」の意味における著作権利用会社(Verwendungsgesellschaft)との間における契約については、本号は適用されない。

10 (契約当事者の交替)

売買、雇用、又は請負契約において、第三者が約款使用者に代わって当該契約から生じる権利および義務を承継もしくは承継することができることとする条項。但し、次の場合はこの限りではない。

- a) その条項に当該第三者の名前が記載され、又は、
- b) 契約相手方に契約を解消する権利が与えられている場合。

11 (契約締結代理人の責任)

約款使用者が、契約相手方のために契約を締結する代理人に対して、次のことを課す条項。

- a) その旨の明示かつ個別の表示なく、固有の責任もしくは保証義務を課し、又は、
- b) 無権代理の場合に第179条を越える責任を課す条項。

12 (証明責任)

約款使用者が証明責任を契約相手方の不利に変更する条項。特に次のような形で変更する条項はこれに該当する。

- a) 契約相手方に約款使用者の責任領域に属する事情についての証明責任を課すこと、又は、
- b) 契約相手方に一定の事実について確認させること。

bの規定は、個別に署名され又は個別に認証された電子署名を付した受領確認には適用されない。

### 13 (通知と表示の方式)

約款使用者又は第三者に対して行われるべき通知又は表示につき、書面方式より厳格な方式又は特別の到達要件を課す条項。

#### 第310条(適用範囲)

(1) 第305条第2項および第3項ならびに第308条および第309条は、事業者、公法上の法人、および公法上の特別財団に対して用いられる普通取引約款には適用されない。第307条第1項および第2項は、本項第1文の場合においても、それによって第308条および第309条に掲げられた契約条項の無効が導かれる限りで、適用される。商取引において妥当している慣行および慣習には、適切な顧慮が払われなければならない。

(2) 第308条および第309条は、当該供給約款が、料金表による顧客への電気エネルギー、ガス、遠隔暖房〔遠隔の暖房装置から供給される暖房=訳者注〕および水の供給についての普通取引約款に関する政令と、消費者に不利益な形で異なる限り、電気、ガス、遠隔暖房および水の供給業者による、供給網からの電気エネルギー、ガス、遠隔暖房および水の個別消費者への供給に関する契約には適用されない。本項第1文は、下水の処理に関する契約に準用される。

(3) 事業者と消費者との間の契約(消費者契約)の場合には、本章の規定は以下の基準によって適用される。

1 普通取引約款は、事業者によって設定されたものとみなされる。ただし、当該普通取引約款が消費者によって契約の中に入れられたときはこの限りではない。

2 本法第305c条第2項、第306条、および第307条ないし第309条、ならびに民法施行法第29a条は、予め作成された契約条件が1回限りの使用を予定している場合であっても、その事前の作成の故に消費者がその内容に影響を持ちえなかった限りで、その契約条件に適用される。

3 第307条第1項および第2項にいう不当な不利益の判断においては、契約締結に付随する諸事情も顧慮されなければならない。

(4) 本章は、相続法、家族法および会社法の分野における契約、ならびに労働協約、経営体内の合意および勤務所内の合意には適用されない。労働契約への適用に際しては、労働法において妥当している特殊性が適切に考慮されなければならない。〔労働契約には〕第305条第2項および第3項は適用されない。労働協約、経営体内の合意および勤務所内の合意は、第307条第3項にいう法規定と同視される。

[ 経営体内の合意 (Betriebsvereinbarung) = 経営体の使用者と経営協議会との合意又はその合意によって成立した経営体の規則。経営体規則法 (Betriebsverfassungsgesetz) 77 条 2 項, 4 項, 5 項参照 = 訳者注 ]

[ 勤務所内の合意 (Dienstvereinbarung) = 連邦議員代表法

(Bundespersönalvertretungsgesetz)64 条によって認められている ,職員協議会と勤務書の  
長との共同決定 = 訳者注 ]

「ドイツ書籍価格拘束法（Gesetz über die Preisbindung für Bücher<sup>1</sup>）翻訳」

奈良産業大学法学部専任講師 宗田貴行

1 条「本法は、文化財書籍の保護を目的とする。最終購入者への販売における拘束価格の設定は、広範囲の書籍提供の維持を確実なものとする。同時に、この法律は、大多数の販売所の存在が要求される広範囲の公開のために広範囲の書籍提供を保障する。」

2 条 1 項「本法にいう書籍とは、以下のものもいう。1 楽譜、2 地図、3 書籍、楽譜又は地図製品の再生産品等、4 組合せ製品」

2 条 2 項「外国語書籍は、以下の場合にのみ、この法律の適用がある。すなわち、それらの大多数がドイツ国内における販売（Absatz）に特定されている場合である。」

2 条 3 項「この法律において最終購入者とは、再販売以外の目的で書籍を入手する者をいう。」

3 条「最終購入者に営業上又は商売上書籍を販売する者は、5 条に従った設定価格を維持しなければならない。このことは、古本販売には妥当しない。」

4 条 1 項「欧州経済域内における国境を越える書籍の販売について価格拘束は効力を有しない。」

4 条 2 項「この法律による規制を回避するために、再輸入する目的で輸出する場合には、5 条により設定された最終価格は、欧州経済域内における国境を越える書籍の販売に適用されねばならない。」

5 条 1 項「書籍を出版又は輸入する者は、その書籍の刊行のための最終購入者への販売における最終価格（Endpreis）を設定しかつ、適切な方法で公開しなければならない。これは、最終価格の変更の場合にも同様に妥当する。」

5 条 2 項「書籍を輸入する者は、最終価格の確定のため、出版国の出版者（Verleger）によりドイツ向けに推奨された最終購入者価格をドイツにおける消費税（Mehrwertsteuer）を含めて、下回って販売してはならない。出版者がドイツ向けの価格を推奨しない場合には、輸入業者は、最終価格の確定のため、出版国で設定され又は推奨された出版者の最終購入者のための正味価格（Nettopreis）に消費税を加えた額を下回って販売してはならない。」

5 条 3 項「輸入業者として書籍を協定国において欧州経済地域内の購入国における通常の購入価格よりも低い購入価格で購入する者は、2 項に従い確定された最終価格を、購入国における通常の購入価格と獲得した取引上の利点との比較において適切な割合で、値引きすることができる。この場合に、専門的数量割引及び販売条件は、通常の購入価格の構成部分となる。」

5 条 4 項「出版者（Verleger）又は輸入業者は、以下の最終価格を設定することができる。1 シリーズ価格、2 大量販売価格、3 予約注文価格、4 個々の特定の出版工場の生産に

---

<sup>1</sup> Buchpreisbindungsgesetz. BGBl. I S. 3448. これについては、拙稿「欧州委員会 2000 年 6 月 10 日決定とドイツ書籍価格拘束法制定及び GWB15 条改正」公正取引 634 号 98 頁（2003 年）及び同「ドイツにおける団体訴訟の新展開 差止訴訟法および書籍価格拘束法制定」国際商事法務 31 巻 4 号 467 頁・5 号 628 頁（2004 年）参照。

において契約上工場の状態のために決定的に影響を及ぼす組織のための特別価格、 5 その雑誌の編集者が執筆又は編集した書籍購入における雑誌の定期講読のための特別価格、 6 分割支払いのための割増料金」

5 条 5 項「出版者又は輸入業者又はそのライセンシーによる特定のタイトルのための異なる最終価格は、これが客観的に正当化される場合にのみ適法である。」

6 条 1 項「出版社（Verlage）は、販売店に対するその販売価格及びその他の販売条件の設定に際して、比較的小規模な書籍店による交付金（Beitrag）を書籍ならびに書籍販売店サービスの包括的な供給のために適切に考慮しなければならない。」

6 条 2 項「出版社は、専門外の販売店に書籍店に対するよりも低い価格又は有利な条件で供給してはならない。」

6 条 3 項「出版社は、取次書籍商に対して、直接供給する最終販売店に対するよりも、高い価格又は不利な条件を設定してはならない。」

7 条 1 項 3 条は、以下の書籍の販売においては適用されない。 1 号 書籍の出版者（Verleger）又は輸入業者、書籍店又はその従業員及び自営業のための従業員への販売、 2 号 自費出版の著者への販売、 3 号 授業における利用の検査目的での教師への販売、 4 号 落丁ないし乱丁本の販売」

7 条 2 項「書籍の販売において、その学問分野に携る者が入館可能な学術図書館は、5%まで、誰でも入館可能な地方自治体の図書館、州立図書館、学校図書館並びに宗教図書館及び連邦国防軍及び連邦国境警備隊の軍隊図書館は、10%までの割引を保障されうる。」

7 条 3 項 1 文「その大部分が国家により融資される小学校授業のための書籍の一括注文において、販売者は、以下の割引を保障する。1 号 申立てにより、25000 ユーロまでの総合価値の書籍について、10 冊以上の場合には 8%の割引、25 冊以上の場合には 10%の割引、100 冊以上の場合には 12%の割引、500 冊以上の場合には 13%の割引、 2 号 申立てにより、25000 ユーロ以上の総合価値の書籍については 13%の割引、38000 ユーロ以上の書籍の場合には 14%の割引、50000 ユーロ以上の書籍の場合には 15%の割引」 2 文「学校用図書が、固有の予算の範囲内において小学生により購入される限り、全ての一括注文において 12%の一般的割引が保障されねばならない。」

7 条 4 項「最終販売者は、以下の場合には、3 条にしたがった義務に違反しない。最終販売者が、書籍の販売に際し、 1 号 微少な価値の商品又は購入された書籍の価値に関し経済的に重要ではない商品を販売する場合、 2 号 販売店への訪問するための最終購入者の微少な費用を負担する場合、 3 号 配送又は特別調達費用を負担する場合、 4 号 商取引上、通常の他の付随給付を行う場合」

8 条 1 項「出版者（Verleger）又は輸入業者は、18 ヶ月以上前に出版された書籍について、価格拘束を終了させることができる」

8 条 2 項「18 ヶ月以内の間隔で繰り返し刊行される又は特定のデータ又は事件の伝達を伴ったその内容の価値が著しく失われる書籍の場合には、価格拘束の終了は、出版者又は輸入業者に

より1項に従った期間に配慮することなく、刊行後、適切な期間を経過した後に可能である。」

9条1項「この法律の規定に違反した者は、差止めを請求されうる。故意又は過失がある場合には、その違反により生じた損害を賠償する義務がある。」

9条2項「差止請求権は、以下の者からのみ主張されうる。1 書籍を販売する営業者、2 営業利益を促進する法人格ある団体。ただし、その団体に同一の市場で同種又は関連する商品又はサービスを提供している営業者の著しく多数が属している限りで、かつ、団体がとくにその人的、物的、資金的装備に従い営業上の利益を促進するとの定款上の任務を現実に果たすことができる限りで、しかも、その行為がこの市場における競争を実質的に阻害する性格をもつ限りにおいて。3 出版者、輸入業者又は最終購入者へ販売する事業者により、その価格拘束を監督するために受託者として全面的に委任された弁護士（価格拘束受託者）、4 資格ある組織で、差止訴訟法4条による資格ある組織のリスト、又は消費者の利益保護のための差止訴訟に関する1998年5月19日の欧州議会及び理事会指令4条に基づく欧州共同体委員会のリストに登録されていることを証明した者。1文4号による団体等は、差止請求権が最終購入者の重要な利益に関わる行為に係る限りにおいてのみ、これを主張することができる。」

9条3項「2項1号ないし3号による請求権限の場合には、その手続については、不正競争防止法上の規定が、2項4号による団体の場合には、差止訴訟法の規定が適用される。」

10条1項「ある事業者が3条に違反していることについて根拠ある疑いがある場合に限り、書籍を同様に販売する営業者（Gewerbetreibender）は、その事業者が、職業上守秘義務のある経済又は租税専門家の構成員（Angehörigen）にその帳簿及び取引文書の閲覧を保障することを要求することができる。調査員は、明らかになった本法の規定違反に関してのみ、報告することができる。」

10条2項「違反行為が存在する場合には、営業者は、違反事業者に帳簿調査の必要経費の支払いを要求することができる。」

11条「2002年10月1日付けで出版者または輸入業者により契約上設定された書籍の最終価格は、5条1項の意味での価格とみなされる。」

## 「法律相談法<sup>1</sup>（仮訳）」

奈良産業大学法学部 専任講師 宗田貴行

### 法律相談法 1 条 1 項 1 号

「他人の法律問題の処理は、法律相談及び他人の又は回収目的で譲渡された債権の回収を含めて、業務上 職業上主たる活動に従たる活動を問わず、又は、有料の活動か無料の活動を問わず 監督官庁による許可を受けた者のみにより行われうる。この許可は、個別に各領域について、以下の者に対して与えられる。

年金相談士(Rentenberatern)、

以下の場合における被保険者に対する助言及び裁判外の代理のための保険相談士。

a 保険契約の締結、変更もしくは調査の場合、

b 保険の事例での保険契約に基づく請求権の主張の場合。

貨物計算の調査及びそこにおいて生じた貨物償還請求権の主張の場合における貨物検査士 (Frachtprüfer )

競売人としての任務の主張のために必要とされる限りで、宣誓した競売人 ( Versteigerer )

裁判外の債権回収のための代金回収事業者 ( Inkassobüros )

本法の領域の法的処理にかかる外国法専門家。EU 加盟国法のために与えられた許可は、欧州共同体法に關係する。

これらの者は、許可に相応しい職業表示の下でのみ、活動することが許される。」

### 法律相談法 1 条 1 項 2 号

「許可は、申立人が、その職業のために要求される信頼性及び個人的素質ならびに十分な専門知識を有し、かつ、許可の必要性が認められるときにのみ、与えられる。…」

### 法律相談法 1 条 1 項 3 号

「1 項 2 文 に従い、1994 年 9 月 10 日以前に与えられた許可が、欧州共同体法にも關係する場合に、その許可は、外国法の領域についての法律相談に限定される。このことは、外国法が、EU 加盟国法である場合には、適用しない。専門知識に基づき欧州共同体法の領域に関する法律相談のための個々の許可が許可所持者に与えられている場合には、この許可は、取消されえない。」

### 法律相談法 1 条 1 項 4 号

「権限ある官庁は、職権で事案を調査する。権限ある官庁は、義務的裁量に従い、必

---

<sup>1</sup> Vom 13. 12. 1935(RGBl. S. 1478)(BGBl. III303-12); zuletzt geändert durch Art. 21 a des Gesetzes vom 21. 6. 2002(BGBl. I S. 2010).

要とみなされる証拠方法を用いる。手続に参加した申立人又は許可の所持者は、事案の調査において協力するべきであり、かつ、申立人に要される限りで、証拠方法の利用についての彼の同意を表明するべきである。事案の協力の拒絶の結果、十分には事案が解明されない場合には、法的利益の保障の彼の申立ては、却下される。申立人は、この法律効果を指摘されうる。」

#### 法律相談法 1 条 1 項 5 号

「裁判所及び官庁は、許可の取下げ又は取消のため、または、通知機関の観点に基づく権限ある官庁に決定のために通知する通知手続の開始のために必要とされる人的データをこれにより、当事者の保護に値する利益を阻害しない又は公の利益が関係人の秘密保持の利益に勝る限りで、取扱うことが許される。この通知は、とくに、法律上の行政規律に反する場合に行われる。」

#### 法律相談法 1 条 1 項 a

「1 号 許可の所持者が、死亡した場合、又はその許可を取消した場合に、許可の権限ある地方裁判所又は区裁判所の裁判所長は、清算人を任命することができる。

2 号 清算人は、弁護士でなければならず、または、許可所持者と同一の専門分野のための許可を有しなければならない。…彼は未確定の法律問題を清算し、すでに行われた任務を継続して行なう。…

3 号 清算人の任命は、重要な根拠に基づいてのみ拒絶されうる。任命は、取消されうる。清算人は、固有の責任で、しかし、許可の所持者の利益及び費用負担において、活動する。

4 号 民法 666 条、667 条、670 条が適用される。清算人は、実務領域を代表し、かつ、実務に属する目的物を獲得し、要求し、処分する権限を有する。

5 号 清算人は、許可の所持者の指示に拘束されない。許可の所持者は、清算人の活動を阻害してはならず、かつ、事情により要求される場合に、清算人に適切な料金を支払わねばならない。関係人が、料金について合意し得ない場合に、清算人を任命した裁判所長は、それについて、決定を行なう。

6 号 清算人は、権限を有するが、費用確定手続の範囲を超えて、許可の所持者の費用請求権 (Kostenforderungen) を固有の名において、その負担で主張する義務を負わない。」

#### 法律相談法 1 条 2 項

「学識ある鑑定人の報告及び仲裁裁判官としての活動の引継ぎは、1 項に従った許可を要さない。」

#### 法律相談法 1 条 3 項

「以下のことは、本法に抵触しない。

- 1 号 官庁、公法人による権限内の法律相談及び法的世話 ( *Rechtsbetreuung* )
- 2 号 公証人及び公官庁に従事するその他の者、弁護士、弁理士、並びにその権限の範囲で活動する者により活動する弁護士組合及び弁理士組合 ( *Rechtsanwaltsgesellschaften und Patentanwaltsgesellschaften* ) の職業活動、
- 3 号 訴訟代理人の職業活動 ( 民事訴訟法 157 条 3 項 )
- 4 号 法律相談手続法 48 条 2 項等にもとづく法律問題の処理、
- 5 号 弁理士規則 177、178 及び 182 条において規定された特許・実用新案・登録意匠・地誌保護・登録商標に関する法律問題の処理、
- 6 号 強制管理人、破産管財人、又は遺産管理人の活動、並びに、類似の任務を官庁から承認された者の活動、
- 7 号 協同組合、組合的調査団体及びその上位団体並びに組合的信託及び類似の組合的地位 ( *Stelle* ) の活動。但し、それらが、その任務範囲において、その構成員又はその者の属する組合的組織又は構成員又はそれに属する協同組合の組織を世話する限りで。
- 8 号 公の資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体による、消費者の法律問題の裁判外の処理、及び、これが消費者保護の利益において要求される場合に、回収目的で消費者から譲渡された他人の債権の裁判上の回収、
- 9 号 州法により破産法 305 条 1 項 1 号の意味での承認されるに相応しいとされる地位にある者による、その任務範囲内での債務者の法律問題の処理。」

#### 法律相談法 1 条 4 項

「1 号 1 項に従った許可は、以下の場合に、業務上の援助権限を保障しない。

- 1 それが、連邦会計検査院により、又は、州会計検査院により、管理される限りで、連邦法、欧州共同体法、又は欧州経済区域の協定締約国法により規定された租税及び還付 ( *Vergütung* ) に関する問題
  - 2 対物税又は土地取得税 ( *Grunderwerbsteuer* ) に関する問題
  - 3 州法により、又は州法上の権限に基づき規定された租税に関する問題
  - 4 独占事物
  - 5 これについて連邦又は州の租税法により可能性が認められている限りで、連邦会計検査院又は、州会計検査院により管理されているその他の問題。
- 2 号 1 項において示された問題のために、租税相談法が基準となる。
  - 3 号 1 項において示された領域についての援助のための権限は、その他の問題において、法律相談のためにその権限は認められない。

#### 法律相談法 1 条 5 項

「本法の規定は、以下のことに反しない。

1 号 商人的又はその他営業的事業者が、その顧客のために、その営業所の取引と直接関係する法律問題を処理すること。

2 号 公に任命された経済監査士及び宣誓した帳簿監査士並びに租税相談士及び租税代理人が、職業上把握する問題において、法的処理をも行なうこと。但し、その法的処理が、経済監査士、帳簿監査士、租税相談士又は租税代理人の任務と直接関係し、かつ、この任務が法律相談なく適切に処理されえない限りで。

3 号 財産管理人、家屋管理人及び同様の者が、その管理と直接に關係する法律問題を処理すること。

4 号 商人的に、又はその他営業的事業者が、営業所の範囲で、譲渡された債権を回収すること。

#### 法律相談法 1 条 6 項

「1 号 本法の規定は、以下のことに反しない。

1 従業員が、雇用者の法律問題を処理すること

2 1・3・5 項において示された種類の者又は地位において活動する従業員が、その雇用関係の範囲で法律問題を処理すること。

2 号 従業員関係の法的形式は、許可の強制を迂回するために濫用されてはならない。」

#### 法律相談法 1 条 7 項

「職業階級又はそれと類似の根拠に基づき設立された団体 ( Vereinigung ) 又は地位 ( Stelle ) は、その任務範囲において、その構成員に対し、法律問題における助言及び援助を行なうときに、許可は要されない。しかし、この活動は、禁止されうる。...」

#### 法律相談法 1 条 8 項

「1 号 以下の者は、秩序違反を行ったものとする。

1 他人の法律問題を業務上本条により要求される許可を有することなく処理した者

2 7 項 2 文による禁止に違反した者、又は、

3 権限なく『法律顧問』との職業表示又はこれと同種の表示をする者。

2 号 秩序違反は、5000 ユーロまでの過料を課されうる。」

#### 法律相談法 2 条 削除

#### 法律相談法 3 条 削除

法律相談法 3a 条 省略

法律相談法 4 条

「本法 1 条及び 2 条ならびにその実現のために公布された規定の遂行は、損害賠償請求権を根拠づけない。」

法律相談法 5 条 省略

法律相談法 6 条

「本法は、公布の翌日から施行される。」

**Überprüfung der Qualifizierung von Verbänden und Vereinen in die beim Bundesverwaltungsamt nach § 4 des Gesetzes über Unterlassungsklagen bei Verbraucherrechts- und anderen Verstößen vom 26.11.2001 geführte Liste**

**消費者法違反およびその他の違反における差止訴訟に関する法律（2001年11月26日）第4条により連邦管理庁において管理されるリストへの団体および連合団体の適格性の審査**

(Unterlassungsklagengesetz – UKlaG - Art.3 des Gesetzes zur Modernisierung des Schuldrechts – BGBl. I, Seite 3173)

Name des Vereins

団体名

Anschrift

住所

Telefon, Fax

電話・F A X

Web-Adresse

ホームページアドレス

Registergericht, VR-Nummer

登記裁判所、登記番号

Datum der Eintragung

登記の年月日

Datum der Gründung

設立年月日

Datum der tatsächlichen Aufnahme der Vereinstätigkeit

実際の団体活動開始年月日

Vorstand Vorsitzender

理事長

Anschrift

住所

Telefon

電話番号

weitere Vorstandsmitglieder

その他の理事

Funktion

役職

Funktion

Funktion

Anschrift

住所

Anschrift

Anschrift

Telefon

電話番号

Telefon

Telefon

Geschäftsführer

事務局長

Anschrift

住所

Telefon

電話番号

aktuelle Anzahl der Vereinsmitglieder

団体構成員の実数

**Hinweis:** Falls die Mitglieder nicht selbst Verbände in diesem Aufgabenbereich sind müssen 75 natürliche Personen als Mitglieder nachgewiesen werden; der ausgefüllte Vordruck „Liste der Vereinsmitglieder“ muß dann zwingend vorgelegt werden. Bei Mitgliedsverbänden sind deren Satzungen vorzulegen.

**注意:** 構成者がそれ自体当該任務領域における団体ではない場合には、75人の自然人が構成員として示されなければならない。この場合には必ず、記入した「団体の構成員名簿」の書式が提出されなければならない。団体が構成員の場合には、その団体の規約(定款)が提出されなければならない。

→ 2

Seite 2

**Tätigkeitsgebiet** (Schwerpunkt der Aufklärungs- und Beratungstätigkeit für Verbraucher, Anzahl der Beratungen im abgelaufenen Jahr)

**活動分野** (消費者に対する啓発および相談活動で力を入れている点、過去の一年間の相談数)

**Geltendmachung von Unterlassungsansprüchen nach § 2 UKlaG 「差止訴訟法」第2条による差止請求権の行使**

Es wurden in den letzten zwölf Monaten in 過去 12 ヶ月以内に

\_\_\_\_\_ Fällen Unterlassungsansprüchen geltend gemacht ( )件について差止請求権が行使された

\_\_\_\_\_ Fällen Unterlassungserklärungen vorgelegt ( )件について差止請求に従う意思表示を受けた

**Finanzielle Verhältnisse** (Einnahmen aus Mitgliedsbeiträgen, Beratungsgebühren usw. jeweils gesondert aufzuführen; Ausgaben für haupt- und ehrenamtliche Mitarbeiter/innen, Miete für Geschäfts- und Beratungsstellen, Druckkosten für Beratungsschriften usw.)

**財務関連** (収入: 会員の会費、相談料など、それぞれ個別に記載されたい。支出: 常勤および名誉職の職員に対する支給、事務所および相談所の賃料、相談・助言パンフレットの印刷費など)

**Höhe der Abmahnpauschale**

(bitte geben Sie genau an, aus welchen Kosten verursachenden Bestandteilen Sie die Höhe Ihrer Abmahnpauschale berechnen)

**警告費用の総額**

(出費を生ずるいかなる項目から警告費用の額を算出したかを正確に記してください)

- Der Verein oder ein Mitgliedsverband erhält Förderung aus öffentlichen Mitteln. 当該団体または加盟団体は、公費による補助を受けている。  
Der aktuelle Bescheid über die institutionelle Förderung ist beigelegt. 公的補助に関する最新の決定書が添付されている。
- Der Verein dient gemeinnützigen Zwecken im Sinne der §§ 51 ff der Abgabenordnung (AO) 当該団体は租税公課法第 51 条以下の規定の意味における公益目的に貢献している。  
Die Bescheinigung des zuständigen Finanzamtes ist beigelegt. 管轄税務署による証明書が添付されている。

**Personelle und sachliche Ausstattung**

Anzahl und Qualifikation der Berater (z.B. erlernter oder ausgeübter Beruf, sonstige Vor- oder Ausbildung)

**人的・物的資源**

相談員の人数と資格(例えば習得しあるいは経験した職業、その他の準備教育または職業訓練)

---

→ Seite 3

Seite 3

**Personelle und sachliche Ausstattung (Fortsetzung)**

Anzahl und Lage der Geschäfts- und Beratungsstelle(n)

**人的・物的資源 ( 続き )**

事務所及び相談所の数と住所

---

Öffnungs- und Beratungszeiten (ggf. aufgeschlüsselt nach mehreren Beratungsstellen, falls vorhanden)

**営業時間および相談受付時間 ( 複数存在する場合にはそれぞれについて )**

---

**Druckschriften des Vereins** (Beratungsbroschüren, Vereinsmitteilungen an die Mitglieder usw.)

**団体の印刷物 ( 相談所のパンフレット、加盟団体への団体の会報など )**

---

Uns ist bekannt, daß 留意事項

- die Tätigkeit des Vereins nicht gewerbsmäßig erfolgen darf,  
団体の活動は営利を目的としてはならない。
- die Anzahl der Mitglieder als natürliche Personen mindestens 75 betragen muß,  
自然人としての構成員の数は、最低 75 人存在しなければならない。
- der Verein weiterhin die Gewähr für eine sachgerechte Aufgabenerfüllung bieten muß,  
団体はさらに、適切な任務遂行の保証を提供しなければならない。

- die Aufnahme in die Liste der qualifizierten Einrichtungen aufzuheben ist, wenn die Voraussetzungen für die Eintragung nicht vorliegen oder weggefallen sind,   
 登録のための要件が存在しなかったかまたは脱落した場合には、適格団体リストへの登録は抹消されなければならない。
- das Bundesverwaltungsamt das Ruhen der Eintragung für längstens drei Monate anordnen kann, wenn auf Grund tatsächlicher Anhaltspunkte damit zu rechnen ist, daß die Eintragung nach § 4 UKlaG zurückzunehmen oder aufzuheben ist. Widerspruch und Anfechtungsklage haben in diesem Fall keine aufschiebende Wirkung.   
 Der Verein wird während der Zeit des Ruhens oder nach Aufhebung der Eintragung keine Unterlassungsansprüche gem. § 2 UKlaG geltend machen.   
 実質的な根拠に基づいて、差止訴訟法第 4 条に従って登録を取消し、または抹消することが考慮されるべき場合には、連邦管理庁は、3 ヶ月以下の期間につき、登録の停止を命ずることができる。異議申立て及び取消しの訴えは、この場合、執行停止の効果を持たない。   
 団体は、停止期間中または登録抹消後は、差止訴訟法第 2 条による差止請求権を行使することはできない。

**Änderungen des Satzungszweckes und relevante Veränderungen des Mitgliederbestandes sind dem Bundesverwaltungsamt umgehend mitzuteilen.**

定款の目的の変更および構成員の状態の大きな変更については、連邦管理庁に直ちに報告しなければならない。

→ Seite 4

Seite 4

Als Anlage sind beigefügt: 添付書類

- die Vereinssatzung, (nur erforderlich, falls seit der Aufnahme in die Liste Änderungen eingetreten sind)   
 団体規約 (リストへの登録以後変更が生じた場合のみ必要)
- Vereinsregisterauszug (nur erforderlich, falls seit der Aufnahme in die Liste Änderungen eingetreten sind)   
 団体登記抄本 (リストへの登録以後変更が生じた場合のみ必要)
- die Liste der Vereinsmitglieder (nur erforderlich, falls seit der Aufnahme in die Liste Änderungen eingetreten sind)   
 団体の構成員名簿 (リストへの登録以後変更が生じた場合のみ必要)

Das Bundesverwaltungsamt ist jederzeit befugt, das Vorliegen der Voraussetzungen für eine Eintragung in die Liste nach § 4 UKlaG zu überprüfen.

連邦行政機関はいつでも、差止訴訟法第 4 条によるリストへの登録の要件の存在を審査する権限を有する。

Ort, Datum  
場所、日付

Ort, Datum  
場所、日付

-----  
Vorsitzender 理事長

-----  
Mitglied des Vorstandes 理事会役員

---

Bundesverwaltungsamt  
Referat II B 5

50728 Köln

## フランス調査報告書

## 第4章 フランス

### 1. 歴史

消費者の集団的利益を保護するための訴訟を提起する権限を、消費者団体に対して認められた最初の法律は、1973年12月27日の法律<sup>1</sup>（以下「1973年法」という。）である。

この1973年法は、消費者の集団的利益を直接または間接的に侵害する事実につき、全ての裁判所において「*action civile*」を提起する権利を、公の認可を受けた消費者団体に対して承認するものであった（46条）<sup>2</sup>。

この消費者団体に対して認められた「*action civile*」の解釈については、当時、争いがあり、広く民事訴訟一般を提起することを承認したものとする立場と、刑事法規違反の行為につき刑事事件被害者に認められる民事訴権<sup>3</sup>を意味するという立場があった。前者によれば、消費者団体は、その団体の目的である消費者保護のために、民事訴訟も含めて広く訴訟を提起しようということになるが、後者の立場に立つと、消費者団体が訴訟を提起するためには、事業者の行為により消費者の集団的利益が侵害されたというだけでは足りず、事業者の行為が刑事法規に違反していることが必要となる。

フランスの裁判所は、1985年の破棄院判決<sup>4</sup>により、この問題につき後者の立場に立つことを明らかにした。この判決により、消費者団体の訴訟提起に一定の歯止めがかけられた。もっとも、フランスにおいては、消費者を保護するための法規のかなりの部分において刑事罰が科されることとなっており、消費者団体が全く訴訟を提起できなくなったということではない。とはいえ、1978年1月10日の法律<sup>5</sup>（以下「1978年法」という。）によって導入された消費者契約における不当条項規制において刑事罰が導入されなかったように、消費者保護にとって重要な規定であっても刑事罰の科されないものも少なくなかった。

そこで、1988年1月5日の法律<sup>6</sup>（以下「1988年法」という。）が制定され、1973年法における解釈が不明確な部分を明確にすると共に、消費者団体に与えられる訴権の拡充が

---

<sup>1</sup>Loi n° 73-1193 du 27 décembre 1973, Loi d'orientation du commerce et de l'artisanat（「商業および職業の方向付けに関する法律」。「Royer ロワイエ」法とも呼ばれる）

<sup>2</sup>平野裕之「フランス消費法典草案（二）」法律論叢 65 巻 1 号(1992 年)、115 頁

<sup>3</sup>私訴権と訳されるときもある。民事訴権の具体的内容については、後記 2.(1)の 民事訴権の項を参照されたい。

<sup>4</sup>Civ. 1<sup>re</sup>, 16 janv. 1985 (D. 1985.J.317, note Aubert; JCP 1985. .20484, note Calais-Auloy)（1985 年 1 月 16 日破棄院第一民事部判決）

<sup>5</sup>Loi n° 78-23 du 10 janvier 1978 sur la protection et l'information des consommateurs de produits et de services（「製品及びサービスに係る消費者保護及び消費者情報に関する 1978 年 1 月 10 日の法律」。「Scrivener スクリプナ」法と呼ばれる）

<sup>6</sup>Loi n° 88-14 du 5 janvier 1988, Loi relative aux actions en justice des associations agréées de consommateurs et à l'information des consommateurs（「認可された消費者団体の訴権及び消費者情報に関する法律」。「Arthuis」法と呼ばれる）

行われた。すなわち、1973年法における認可を受けた消費者団体による訴権の意義を民事訴権であると明確化する一方（この点では判例に従ったことになる）、それによって民事訴権の対象外であることが明確となった事業者による不当条項の使用につき、認可を受けた消費者団体に差止訴訟を提起する権利を認めた。

さらに、1988年法では、認可を受けた消費者団体が、消費者個人による損害賠償請求訴訟に参加して、損害賠償や差止を求める権利も認められた。また、1992年1月18日の法律<sup>7</sup>（以下「1992年法」という。）により、共同代理訴訟（Action en représentation conjointe）の制度が導入された。

1993年に、それまでいろいろな法律にまたがっていた消費者保護関連の規定を一つにとりまとめた「消費法典(Code de la Consommation)」が制定された。この消費法典の制定により1978年法の不当条項規定や1988年法の不当条項排除訴権規定等は、いずれも消費法典の中に取り込まれた。

この消費法典は、基本的には、それまでの消費者保護関連の規定をとりまとめたばかりであり、同法典制定時には内容自体の改正までは行われなかった。しかし、同じく1993年、93年EC指令が採択され、フランスにおいても、この指令への対応を迫られた結果、1995年に消費法典の改正がなされた<sup>8</sup>。この1995年改正では、EU指令に適合するよう、不当条項の要件が修正されるなどしたが<sup>9</sup>、訴権の内容については特に変化はなかった。

しかし、2001年8月、1998年に出された98年EU指令に対応するため、消費法典を改正するオルドナンス<sup>10</sup>が制定された。この改正により、不当条項削除訴権が拡張されて不正行為差止訴権（Action en cessation d'agissements illicites）となったほか、この不正行為差止訴権については認可された消費者団体だけでなくEUのリストに掲載された団体等に対しても訴権が付与されることとなった。

---

<sup>7</sup>Loi n° 92-60 du 18 janvier 1992 renforçant la protection des consommateurs（「消費者保護を強化する1992年1月18日の法律」）。

<sup>8</sup>Loi n° 95-96 du 1 février 1995 concernant les clauses abusives et la présentation des contrats et régissant diverses activités d'ordre économique et commercial（「不当条項および契約上の表示ならびに各種経済活動に関する1995年2月1日の法律」）による改正。

<sup>9</sup>具体的には、「事業者の経済力の濫用による強制」という要件が削除され、「事業者が過度の利益を得ている場合」という要件が「権利義務の重大な不均衡」と改められた。野澤正充「諸外国における消費者契約法の影響とその対応に関する緊急調査・フランスにおける消費者契約法制」商事法務研究会(1992年)、42頁

<sup>10</sup>Ordonnance n° 2001-741 du 23 août 2001 portant transposition de directives communautaires et adaptation au droit communautaire en matière de droit de la consommation.

<sup>11</sup>オルドナンス（Ordonnance）とは、政府が法律の領域に属する事項について国会の許可を得て行う行為（中村紘一他監訳 Termes Juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典（第2版）』三省堂2002年）。フランス憲法38条に規定がある。要するに、フランスでは、特定の事項につき、国会が行政に対して立法権を白紙委任することが認められており、これに基づいて行政が行う立法である。オルドナンス制定後、一定の期間内に追認の法律を国会に提出しない場合には、失効する。

## 2. 現行法制度

### (1) 訴権の内容

現在、フランスにおける消費者団体による訴訟は、以下の4類型が認められている。

民事訴権 (action civile、L421-1条。以下、Lと記載した条文は消費法典の条文)

1973年法により消費者団体に認められた訴権の流れをくむものである。認可を受けた消費者団体は、消費者全体に直接または間接に損害をもたらす事件につき、民事訴権当事者に認められた権利を行使することができる。

民事訴権とは、刑事事件の被害者がその事件によって生じた損害の賠償を加害者に求める訴権である<sup>12</sup>。この民事訴権は、民事裁判所において独立して行使するだけでなく、刑事裁判所において検察が提起した公訴(すなわち刑事裁判)への参加という形で行使すること(いわゆる付帯私訴)が可能ならば、検察による公訴が行われていなくとも、被害者が独自に刑事裁判所で行使することが可能である。最後の例のように被害者が独自に刑事裁判所で民事訴権を行使する場合には、検察も公訴権の行使を原則として義務づけられるので、被害者による犯罪の訴追権が事実上認められる結果となる<sup>13</sup>。

L421-1条は、この刑事事件の被害者に認められた権利を、消費者の集団的利益を侵害する刑事事件に限り、認可を受けた消費者団体に対しても認めるものである。フランスにおいては、消費者の利益を保護するための規制の多くに刑事罰の規定があり<sup>14</sup>、この消費者団体に対する民事訴権の承認により、事業者による消費者保護法規違反のかなりの部分について訴権を行使することが可能となる。

しかも、民事訴権はその由来からも明らかなように損害賠償請求が原則であるにもかかわらず、歴史において指摘したように、1988年法以来、認可を受けた消費者団体に対しては、民事訴権による訴えの中で、損害賠償請求だけでなく、違法な行為の差止を命ずるよう裁判所に求める権利も認められている(L421-1条)。

なお、認可を受けた消費者団体による民事訴権の行使により認められる損害賠償請求は、被害を受けた消費者個々に生じた損害の賠償を求めるものではなく、この消費者個々に生じた損害とは異なる性質を有する消費者の集団的利益に対して生じた損害の賠償を求めるものとされている。このため、民事訴権の行使により得た損害賠償金は、勝訴した消費者団体が独自に得ることができ、個別の消費者に還元する必要はない性質のものとされる。

---

<sup>12</sup> 参考：白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法雑誌.29巻2号(1988年)、316頁、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続 - フランスの付帯私訴 - 」法学新報.98巻3・4号(1991年)、217頁、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』法曹会(1993年)、220頁

<sup>13</sup> ただし、検察による公訴が先行していない場合には、被害者は裁判所に対して一定の供託金を積む必要があり、濫用にたいする制約となっている(後記2.(6)及び5.(5)参照)。

<sup>14</sup> 消費法典において刑事罰の科される行為については、添付資料参照

この集团的利益に対する損害額の認定は、破棄院の判例によって裁判官の完全な裁量に委ねられることとされているため、事件を担当した裁判官の価値判断に左右され、名目的な賠償額しか認めなかったケース（典型的には 1 フラン）から多額の賠償が認定されたケースまで様々である<sup>15</sup>。なお、DGCCRF<sup>16</sup>によると、2002 年の 1 年間に認可消費者団体に対して裁判所において認容された民事訴権に基づく損害賠償額の合計は 37 万 1337 ユーロ（1 ユーロ = 130 円として 4827 万 3810 円）であったという。

以下、名目的な賠償を認定したケースと、比較的多額の賠償を認定したケースをそれぞれ紹介する<sup>17</sup>。

〔名目的損害賠償しか認められなかった事例〕

〔事件概要〕

「巨額の再値下げ」についての虚偽広告につき、地方団体であるメッサン消費者団体がゲーゲンハイム広告会社を訴えた。

〔メッツ軽罪裁判所 1982 年 5 月 27 日判決<sup>18</sup>〕

本件の虚偽広告は、通常の消費者の注意は喚起するもの（通常的能力をもった消費者であれば見破ることができるもの）であり、そのような通常の消費者にまで影響を与えるものではない。ここで保護が求められているのは、そのような通常の自立した消費者ではなく、愚かな消費者のみである。しかし本来「法はそのような愚かなものを保護すべきではない」（というプラニオルの言葉を引用する。「買主注意せよ」に近い趣旨か）。

結論として、1 フランの損害賠償及び刑事訴訟法典 475 条<sup>19</sup>に基づく 250 フランの賠

---

<sup>15</sup> UNAF ( Union Nationale des Associations Familiales、全国家族組合連合 )、CLCV ( Consommation Logement et Cadre de Vie、消費・住居・生活の枠組み連合 ) におけるヒアリングによると、消費者の集团的損害の発生とその損害額については消費者団体側で立証する必要があるため、消費者団体としては、訴訟に要した費用、事業者の違法性を消費者に宣伝する費用、商品テスト等を行う費用など、比較的立証が容易な、ある程度具体化された費用の請求を行うことが多いという。

なぜ、このような費用が消費者の集团的利益に対する損害となるかについては、事業者の不法な行為があるが故に、消費者団体が消費者集団の利益を守るためにテストや宣伝といった活動をする必要が生じるのであるから、これらのテストや宣伝に要する費用は消費者集団に生じた損害となると UNAF では説明していた。

<sup>16</sup> Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes、競争・消費及び詐欺防止総局

<sup>17</sup> 多額の賠償が認められるケースとしては、事業者が「不当に得た利益」を損害算定の考慮に入れられたような場合などがある。Gérard CAS, Didier FERRIER, *supra* note 2, p.158. 「不当に得た利益」が算定の考慮に入れられた例として、Colmar, 12 janvier 1982, Trib.corr.Lons-le-Saunier, 18 mai 1977, cite par A. Morin, *L'action civile des associations de consommateurs*, INC (éd.), 1983, p.145. (本論文未入手につき詳細は不明)。他方、Aix-en-Provence, 19 juin 1979, inédit においては、ワインの量をボトル上に多めに記載した欺瞞行為につき、2つの消費者団体が「不当に得た利益」として 1380 万フランの損害賠償を請求したが、裁判所は「原則的な損害しか賠償できない」としてこれを棄却、各団体に 2 万フランの賠償を認めている。なお、この事例については、UNAF でも紹介を受けた。

<sup>18</sup> Trib. corr. Metz, 27 mai 1982, D.1983, jurispr.p.422.

償のみ認容。

〔比較的多額の賠償が認容された事例〕

〔事件概要〕

フランス商業銀行が当座預金契約に顧客の事前の同意なく一方的に付け加えた費用加重条項につき、UFC が条項の無効と損害賠償を求めた。具体的には、顧客2名に対し、事前に提示された預金契約にはない150フラン×3か月分を請求したことが問題になった。

〔訴訟経過〕

一審であるパリ大審裁判所1989年10月25日判決<sup>20</sup>は、条項を濫用的であるとして無効とし、10万6,000フラン（当時のレートで約241万円）の損害賠償を命じた。これに対してフランス商業銀行が判決の無効を求めて上訴。一方、UFC側は新民事訴訟法700条に基づき<sup>21</sup>、上訴にかかる訴訟費用として、さらに7,000フランを請求。

〔パリ控訴院1990年12月17日判決<sup>22</sup>〕

契約成立のためには、すべての必要不可欠な要素についての意思の合致が必要であると、本件のような預金運用に関する条項（これを判決はその管理費用や訴訟費用には及ばないとする）はあらかじめ同意されていたものではなかったとした。

結論として裁判所は一審判決を有効とした。さらに、上訴に伴い生じた費用をUFC側に負担させることは不公平であるとして、新民事訴訟法700条に基づき、UFCに5,000フラン、当事者2名にそれぞれ1,000フランを支払うよう、フランス商業銀行に対して命じた。

不正行為差止訴権（Action en cessation d'agissements illicites、L421-6条）

1988年法により認められた不当条項削除訴権の流れをくむ訴権である。

歴史でも触れたとおり、1973年法によって認可を受けた消費者団体に対して認められ

---

<sup>19</sup> 刑事訴訟法典475条は、被告が有罪とされた場合において、私訴原告人に生じた付帯私訴の手續費用を被告に負担させる旨を規定する。すなわち、付帯私訴における訴訟費用の敗訴者負担の規定である。なお、同475条は1993年に改正され、現在は475-1条となっている。現行の475-1条の規定は以下のとおり。「裁判所は、犯罪を犯した者が私訴原告人に対し、国家によって負担されない費用として、裁判所が定める額を支払うべき旨を命ずる。裁判所は、公平性又は刑の言渡しを受けた者の経済状態を考慮に入れる。裁判所は、これらの事情を考慮して、職権により、費用の支払を負担させないこともできる。」（法務大臣官房司法法制調査部編『フランス刑事訴訟法典』法曹会(1999年)）

<sup>20</sup> TGI Paris, 1<sup>re</sup> ch., 25 oct. 1989

<sup>21</sup> 新民事訴訟法700条については、後記2.(6)参照

<sup>22</sup> CA Paris 17 decembre 1990, D.1991, jurispr. p.350.

た訴権は、判例により民事訴権であるとされ、刑事罰の科されない消費者保護法規に対する事業者の違反行為に対しては、消費者団体が訴訟を提起することは認められないとされていた。

フランスでも不当条項規制が1978年法により導入されたものの、事業者側の反対もあって、不当条項を一般的に規制するのではなく、不当条項類型のうち行政のデクレ<sup>23</sup>によって禁止されたもののみを無効とする方式をとったほか、不当条項を使用した事業者に対する刑事罰の規定もないというものとどまったために、事業者の不当条項の使用に対して民事訴権を活用して消費者団体から積極的に訴訟を提起することが制度上困難な状況にあった<sup>24</sup>。

このため、1988年法では、1973年法における認可を受けた消費者団体による訴権の意義を民事訴権であると明確化する一方（この点では判例に従ったことになる）、それによって原則として民事訴権の対象外であることが明確となった事業者による不当条項の使用につき、別途、認可を受けた消費者団体に差止訴訟を提起する権利を認めた。すなわち、デクレによって使用が禁止されている違法条項でなくとも、不当条項であれば差止の対象とされたのである。

この1988年法によって認められた不当条項削除訴権は、1993年の消費法典制定により、L421-6条にそのまま組み込まれたが、98年EU指令に対応させるため、2001年のオルドナンスにより改正され、不当条項だけでなく98年EU指令第1条で指定された指令を国内法化した規定に関するあらゆる不正行為の差止を求めることも可能となった。この98年EU指令第1条に掲げられた指令の中には不当条項規制に関する93年EC指令も含まれているので、この2001年改正によって創設された不正行為差止訴権の中には当然に不当条項の差止も含まれていることになるが<sup>25</sup>、この点を明確化するために、不正行為差止訴権によって不当条項削除訴権を行使しうることが付記されている<sup>26</sup>。

この改正により、認可を受けた消費者団体は、刑事罰の科されない消費者保護法規に違反する行為であっても、消費者団体のイニシアティブにより差止を求めることが可能となった。

なお、L421-6条の法文上においては、認可を受けた消費者団体が請求できるのは不正行為の差止（不当条項の削除を含む）だけであり、損害賠償請求を可能とする文言はない。しかし、不当条項削除訴権の時代ではあるが、1999年の破棄院判決<sup>27</sup>により事業者

---

<sup>23</sup>デクレ(Décret)：共和国大統領または首相によって制定される、一般的又は個別的効力を有する執行的決定（前掲『フランス法律用語辞典〔第2版〕』）

<sup>24</sup> 参考：平野裕之「フランス消費者法典草案（三）」法律論叢65巻3・4号(1992年)、123頁

<sup>25</sup> フランスにおける不当条項規制は、消費法典L132-1条以下に規定されている。

<sup>26</sup> さらに、この改正により、不正行為差止訴権に関しては、EUのリストに「正当に登録された」団体に対しても訴権が認められた。

<sup>27</sup> Civ. 1<sup>re</sup>, 5 oct. 1999(D. *aff.* 2000. J. 110, note Paisant)

の不当条項の使用に対しても消費者の集団的損害への損害賠償請求が認められた。2001年の不正行為差止訴権導入後においても、不当条項に関して損害賠償請求を認めた判決があり<sup>28</sup>、学者も不当条項に限らず不正行為一般について損害賠償請求が認められるべきであるとしている<sup>29</sup>。

また、フランスにおいては、93年 EC 指令の対象となっている「個別に交渉されなかった条項」に限らず、「事業者と非事業者または消費者との間で締結された」全ての契約条項が、不当条項規制の対象となっており（L132-1条）いわゆる「約款」中の不当条項のみが差止対象となるものではないとされている。

消費者個人による損害賠償請求訴訟への参加（Interventions en justice、L421-7条）

これは、刑事罰の科されない消費者保護法規に対する事業者の違反であっても、消費者による損害賠償請求訴訟が先行して提起されている場合には、この訴訟に認可を受けた消費者団体が訴訟参加して、当該事業者に対して損害賠償請求（これも消費者個人の損害ではなく、消費者集団の利益に対する損害の賠償を求めるもの）や差止請求をなすことを認めるものである。

この規定は、1988年法により認められた権利がそのまま消費法典に組み込まれたものである。民事訴権の項で指摘したように1973年法によって認可を受けた消費者団体に認められた訴権の対象は、刑事罰の科される消費者保護法規違反に限られていた。この不十分さを補うために1988年法により不当条項削除訴権が導入されたことは前記のとおりであるが、これとあわせて、不当条項以外の刑事罰の科されない消費者保護法規に対する違反であっても一定の要件のもとで消費者団体による訴訟を可能とするものである。

本条によって消費者団体が損害賠償請求や差止請求を求める場合には、消費者による訴訟が先行している必要があるので、消費者団体のイニシアティブにより訴訟を提起することができないデメリットがある。2001年の不正行為差止訴権の導入により、不当条項以外の刑事罰の科されない消費者保護法規違反についても消費者団体のイニシアティブで訴訟を提起することが可能になったため、本条の果たす役割は相対的に小さくなると思われる<sup>30</sup>。

共同代理訴訟（Action en représentation conjointe、L422-1条）

---

<sup>28</sup> ナンテール大審裁判所2003年9月3日判決(TGI de Nanterre, jugement n° 02/03296 du 10/9/03)は、UFCが携帯電話会社の使用する約款条項が不当であるとして不当条項の削除と10万ユーロの賠償等を求めたのに対して、不当条項の削除のほか7500ユーロの賠償請求等を認めた。

<sup>29</sup> Jean Calais-Auloy "Droit de la consommation 6<sup>e</sup> edition 2003" p. 557

<sup>30</sup> とはいえ、98年EU指令の対象外であって、かつ刑事罰の科されない消費者保護法規違反について消費者団体が訴訟を提起するような場合には、依然として本条の規定によるしかない。

同一の事件により被害を受けた二人以上の消費者から書面による委任を受けることを条件として、認可を受けた消費者団体が彼らの損害賠償請求権を代理して行使することを認める制度である。1992年法により認められた制度が、そのまま消費法典に取り込まれたものである。ただし、消費者団体がマスコミ等を通じて不特定多数の被害者に呼びかけることは禁止されているほか、委任を受けうるのは全国レベルの認可団体に限られるなど、制約も多い。

## (2) 認可消費者団体の要件

フランスにおける消費者団体訴訟制度の特徴は、前記の訴権行使が行政による認可を受けた消費者団体によってなされるという点にある。この認可の具体的要件については、消費法典及びデクレに規定がある。

まず、消費法典により定められている要件は、以下のとおりである。

全国ないし地方レベルでの代表資格を有すると評価されること (L411-1 条)

あらゆる事業者活動から独立していること (L412-1 条)

ただし、生活協同組合については、理論的には会社組織であって消費者団体ではないが、消費者の利益を守っているため<sup>31</sup>、例外とされる。なお、フランスでは生協の数は減少傾向にあるという。

事業者からの独立が要件として要求されているのは、認可団体には事業者に対する訴権行使という強力な権限が付与されることから、事業者が競業者に対する不正な攻撃のために利用することを防ぐためであるという<sup>32</sup>。

社団として適法に設立の届出がなされていること (L421-1 条)

消費者の利益保護を社団の目的として定款に明示していること (L421-1 条)

の代表資格の具体的な評価要件は消費法典のデクレ(以下、条文の前に R と記す)411-1 条に定めがある。これによると、以下の要件が規定されている。

### (a) 1年以上の存続

活動の実態を確認するために必要な期間とされる<sup>33</sup>

### (b) 情報収集及び公表、相談業務を中心とする消費者利益の保護活動を実際に行っていること

### (c) 全国レベルの団体については 1 万人以上の会員、地方レベルの団体についてはその地方の実情に応じた数の会員がいること、ただし、下部組織がある場合はその下部組織の会員数を加算できる。

全国レベルか地方レベルかの違いは、会員が 1 万人いるかどうかだけである。DGCCRF によると、なぜ、全国レベルの団体の要件として、1 万人という数が決まった経緯ははっ

<sup>31</sup> DGCCRF におけるヒアリング

<sup>32</sup> パリ市検察局 (Bureau du Procureur de la République) におけるヒアリング

<sup>33</sup> パリ市検察局 (Bureau du Procureur de la République) におけるヒアリング

きりしないものの、会員を集めることの困難さと代表性を勘案したのであろうということであった。なお、地方レベルについては、その地方の実情に応じた会員の数とされ、具体的な人数は決まっていないが、代表性の観点から、あまりにも少数（例えば 2 人とか）な場合には認められないという。

なお、家族・社会援助法により設立された団体については、上記の認可を得ることは不要とされている（L421-1 条）。この家族・社会援助法により設立された UNAF の説明によると、家族・社会援助法に基づいて設立されたことによって、すでに利益の代表性が認められたことになるので、別途、代表資格を審査する必要がないということであった。

### （ 3 ） 判決の効果

判決の効果が及ぶ主観的な範囲は、その訴訟当事者限りである。不当条項についてドイツのような援用制度は特に設けられていないが、事業者が判決に従うことにより事実上第三者にも効果が及ぶという<sup>34</sup>。

判決に従わない事業者に対しては、消費者団体の申立により、罰金が科せられる罰金強制という制度がある。この罰金は国庫に納付される。金額はかなり高額という<sup>35</sup>。

### （ 4 ） 複数の団体による同時提訴の可否

複数の消費者団体が、同一事業者かつ同一事件に関して、同時に訴訟を提起することは可能である。法制度上も、例えば、L421-5 条は、同一の事実について複数の民事訴権による訴えが提起された場合における罰金強制の特則を定めており、複数の訴訟が同時に提起されうることを前提としている。これは、差止請求、損害賠償請求のいずれであっても区別はなく、損害賠償請求においては、それぞれの団体に対して、各自賠償額が認定される（一定の賠償額を各団体で分割するのではない）。また、DGCCRF によると、ある消費者団体が敗訴した事例につき、別の消費者団体が再度提訴することも理論上は可能ということであるが、勝訴の可能性がほとんどないので、実際にそのような訴訟が提起されることはフランスでは考えられないということであった。

なお、UNAF では、実際に、複数の団体が同時に訴訟を提起した事例として以下のような事例の紹介を受けた。

〔モランジュ社のタルカムパウダー訴訟〕

〔事件概要〕

1973 年、モランジュ社製のタルカムパウダーの中に非常に有害な保存剤が多量に検出され、これにより 10 人以上の乳児が死亡したほか、多数の重症患者が発生するという事件があった。この事件は 1980 年に訴訟に発展し、UNAF と UFC が共同して訴訟

<sup>34</sup> DGCCRF におけるヒアリング

<sup>35</sup>大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EUにおける消費者団体訴訟制度の実情(上)」NBL771号(2003年)、48頁

を提起し、民事訴権による損害賠償を請求した。会社の有罪は当然認められたが、損害額の認定が争点となった。UNAF と UFC は、集团的損害に対する賠償として、それぞれ以下の請求を行った。

UFC ...化粧品の商品テストにかかった費用として 10 万フランの賠償を請求。

UNAF... 特に消費者安全に影響を及ぼす事件についてはみせしめ的な損害賠償（懲罰的損害賠償）が妥当  
有害な製品の販売費用と賠償額との間の「不均衡」を是正すべき  
として、500 万フランの賠償を請求。

〔判決概要<sup>36</sup>〕

1 審：ポントワーズ裁判所 1980 年 2 月 11 日判決

まず、団体の人的損害の概念を広く捉えた（消費者の安全に対する侵害を道徳的損害としてとらえるだけでなく、「深刻な実質的（物的）損害」であるとした）。次に、団体がモランジュ・パウダーに対処するため、技術的調査、出版・ラジオ・テレビによる情報提供などによる出費を余儀なくされたことに着目。

結論として、UFC、UNAF に対してそれぞれ 10 万フランの賠償と新民事訴訟法 700 条<sup>37</sup>に基づく訴訟費用として 1 万フランが認められた。

2 審：ベルサイユ控訴院 1980 年 12 月 5 日判決

団体はその社会的目的の範囲内でしか賠償を得ることができないということを前提とし、UNAF と UFC は流通に付されたすべての製品の予防的管理を目的としていないとした（これは INC : Institut National de la Consommation、国立消費研究所の役割であるという）。

これらの団体の損害は道徳的損害（日常生活において家庭に安全に対する不安をもたらしたというもの）に限られる。

結論として、UFC と UNAF に対してそれぞれ 4 万フランの賠償が認められた（新民事訴訟法 700 条の適用は認められなかった）。

#### （5）判決の公表

共同代理訴訟以外の消費者団体訴訟においては、裁判所は、判決についての情報を、あらゆる適切な手段によって、公に報道するよう命ずることができるとされている（L421-9 条）。この公表にかかる費用は、敗訴当事者が負担することとなっている。

INC によると、この判決の公表は、（何らの申立がなくとも）裁判所の職権によって命ずることも可能であるが、まれであり、多くは消費者団体の要請によって命ぜられる。公表

<sup>36</sup> Tribunal de Pontoise du 11 févr. 1980. ; CA Versailles 5 dec. 1980(supra D. 1981, chron. p.87) (V. à ce sujet, Nguyen Thanh Bourgeais, La sécurité des consommateurs, D. 1981, chron. p.87).

<sup>37</sup> 新民事訴訟法 700 条については、後記(6)管轄、訴訟費用の項を参照

に用いる媒体は裁判所が指定する。公表にかかる費用は事業者の負担となるが、事業者に負担能力のない場合など、消費者団体が最終的に負担する場合も多いという<sup>38</sup>。

#### (6) 管轄、訴訟費用

管轄の定めは、消費法典に特に定めはなく、民事刑事の訴訟法の原則に従う。民事訴権を規定する刑事訴訟法によると、犯罪地ないし被告の居住地等の裁判所が管轄裁判所となる(刑事訴訟法 382 条等)。

民事訴訟における訴訟費用は、原則として、敗訴当事者の負担である(新民事訴訟法 696 条)。例外的に、敗訴者に負担させないこともできる<sup>39</sup>。

弁護士費用については、代理人としての職務<sup>40</sup>に対する報酬に相当する額(一定の基準により計算される)は、原則敗訴者負担の対象となる法定訴訟費用に含まれる(新民事訴訟法 695 条)。しかし、補佐人として弁論をする職務<sup>41</sup>に対する報酬は、この法定訴訟費用には含まれないので、敗訴者が負担する必要はない。

しかし、この法定訴訟費用に含まれない弁護士費用であっても、新民事訴訟法 700 条により、敗訴当事者が負担させられることがある<sup>42</sup>。

また、民事訴権を刑事裁判所において行使した場合においては、原告が敗訴した(すなわち、被告が無罪となった)場合には、原告は被告より損害賠償請求を受けうるものとされ、提訴時の供託金がこれに充当される<sup>43</sup>。

### 3. 制度の背景<sup>44</sup>

---

<sup>38</sup> 前掲注(27)のナンテール大審裁判所 2003 年 9 月 10 日判決では、被告に対して、被告の費用をもって判決の内容をル・モンド、ル・フィガロ、リベラシオン紙及び被告の HP で公表するよう命じている。

<sup>39</sup> 参考：司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』法曹会(1993 年)、45 頁、日本弁護士連合会弁護士報酬敗訴者負担問題欧州調査団『弁護士報酬の敗訴者負担制度調査報告 欧州における制度と運用 2003 年 10 月 30 日』

<sup>40</sup> かつて弁護士二元制の下で、代訴士(avoué)が担当していた職務

<sup>41</sup> かつて弁護士二元制の下で、弁護士(avocat)が担当していた職務

<sup>42</sup> 新民事訴訟法 700 条は、「すべての訴訟手続において、裁判官は、訴訟費用を負担すべき当事者、又は、そのような当事者がいない場合には、敗訴した当事者に対し、訴訟費用以外で訴訟に費やされた費用として、裁判官が定める金額を、他方当事者に対し支払うよう命じるものとする。裁判官は、衡平準則、又は、支払を命じられる当事者の経済的事情を考慮するものとする。裁判官は、職権で、同様の配慮に基づいた理由のため、そのような支払命令をしなないと宣言することもできる。」と定める。

フランスではほとんどの民事事件において、双方当事者が同条に基づく申立てを行うのが通例であり、裁判所が事件の勝敗等を考慮して双方の負担すべき費用を決定する。

<sup>43</sup> 参考：白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法雑誌. 29 巻 2 号(1988 年)、316 頁、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続 - フランスの付帯私訴 - 」法学新報. 98 巻 3・4 号(1991 年)、217 頁

<sup>44</sup> 参考：荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟について」本郷法政紀要 10 号(2001 年)

フランスで消費者団体に対して一定の訴権が認められているのは、消費者の集団的利益を保護するためである。現在のフランスにおいては、消費者保護の分野に限らず一定の分野において、個人の利益と公益の中間的な利益である集団的な利益の存在を認め、それを担う存在として非営利団体を積極的に位置づけている。

まず、最初に集団的利益に基づく訴権の行使が認められたのは職業組合に代表される各種職能団体であった。職能団体については、20世紀初頭から、職業の利益を直接あるいは間接に損害を与える行為に対して、職業全体の利益を守るために民事訴権を行使することが判例により認められ、1920年には立法<sup>45</sup>によりこの権利が明記された。もっとも、このような集団的利益に基づく訴え（民事訴権など）を職能団体以外の非営利団体が一般的に行使すること自体については、判例は原則的に否定的な立場を取っており、特別に民事訴権の資格を認める立法がなされていない限り、非営利団体がその団体の目的に関連する事件に関して一般的に民事訴権を行使することは認められなかった。

ところが、1970年代以後、現代社会に特有の様々な問題が顕在化し始めると、かかる判例の原則的立場を前提としながらも、立法により様々な分野の非営利団体にその分野に関する集団的利益に基づく民事訴権の行使が承認されるようになった。このような流れの中で、消費者団体側の強い要望もあって、1973年法により、消費者団体に民事訴権が付与されるに至ったものである。1988年法により消費者団体の訴権が拡充された後は、非営利団体に対する民事訴権の付与の立法はさらに増加する傾向にある。

かかるフランスの団体訴権の発展に関する歴史的経緯からすると、個人の利益と公益の間に存在する中間的利益としての集団的利益の存在を積極的に承認するという社会的背景があるとはいえ、フランスにおいて消費者団体に認められた訴権は、消費者団体が本来的に有している権利というよりは、消費者団体が消費者の集団的利益を代表していると行政により評価されるという条件の下で、立法により特に付与されたものと解するのが自然であろう。

なお、このような歴史的背景もあって、裁判官の中には、現在もなお、一般的に集団的利益を積極的に承認することに躊躇を覚える者が少なくないという<sup>46</sup>。このことは、民事訴権により損害賠償を請求しても、認められるのは名目的賠償にとどまることが多い原因であるとされる。

#### 4．認可制度の運用の実情

##### (1) 認可及び審査を行う機関

認可は、全国レベルの団体については消費問題担当大臣と法務大臣の共同のアレテによ

---

37頁、杉原丈史「フランスにおける集団的利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学. 72巻2号(1997年)、93頁

<sup>45</sup> La loi du 12 mars 1920

<sup>46</sup> UNAFにおけるヒアリング

り、地方レベルの団体については県知事のアレテによりなされる。また、認可をなすかどうかにあたっては、その団体の本店が所在する地の検事局の意見を聞くことになっている（R411-2条）。

## （２）審査の手順及びその実際<sup>47</sup>

認可を受けることを希望する全国レベルの団体については、まず必要書類を団体の本部所在地にある県レベルの DDCCRF（Les Directions Départementales de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes、県競争・消費・詐欺防止総局）に提出する必要がある。必要書類は、1988年6月21日のアレテ<sup>48</sup>に定めがあり、以下のとおりである（説明文については、フランス法務省のHP<sup>49</sup>に記載されていたものの内閣府仮訳）。

団体の代表によって署名された認可の申請書

団体を紹介する文書には、特に加入者の人数が示される。

この文書には、必要に応じ、前年度及び今年度における、すべての出版物及び公への流布を目的として作成または公表された文書が各1部付される。

1901年7月1日の法律<sup>50</sup>にいう掲載を含む官報1部、あるいはその原本と相違ないことを証明された写し1部

最新の定款

組合契約に関する1901年7月1日の法律第5条の規定に適合した、団体の幹部メンバーのリスト

団体の直近の総会の際に承認された倫理報告書及び財政報告書。

財政報告書には団体の資金および金銭的負債を示した目録を含まなくてはならない。それ（報告書）は団体のメンバーに対して請求された会費の合計、および当該年度における会費の収益について明示しなくてはならない。

これらの書類を受け付けた DDCCRF では、主に書類審査により、必要な書類がそろっているか、消費者保護の観点からの要件を満たしているかをチェックしたあと、最寄りの検事局に書類を回付する。

書類回付を受けた検事局では、消費者団体から提出を受けた書類に基づき、法令の要件を満たし認可を付与するに適切かどうかの意見を検討する。この検討にあたっては、書類記載事項の真実性を確認するため必要があれば、検事局から警察に対して行政調査の依頼を行うこともある。この調査では、定款等のチェックから、場合によっては団体の事務所

---

<sup>47</sup> DGCCRF 及びパリ検事局でのヒアリングによる

<sup>48</sup> Arrêté du 21 juin 1988 relatif à l'agrément des organisations de défense de consommateurs（消費者保護団体の認可に関する1988年6月21日のアレテ）

<sup>49</sup> <http://www.justice.gouv.fr/>

<sup>50</sup> Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association（組合契約に関する1901年7月1日の法律）

を訪問して記録の閲覧やメンバーからの聴き取りなども行う。司法上の捜査権限に基づくものではなく、あくまで行政調査であるため、強制的な調査権限はないが、正当な理由なく調査を拒否すれば認可の可否の判断に当然影響があるので、事実上、拒否することは困難である。

こうして作成された検事局の意見は法務省に伝えられ、法務省の所見とともに、消費問題担当大臣に伝達される。

最終的に、法務大臣と消費問題担当大臣とが共に認可を可とするときは、その共同のデクレにより、官報に掲載される。DGCCRFによれば、双方の意見が異なることは、ほとんどないという。申請をした消費者団体に対しては、本店所在地の県知事を通じて通知される（R411-2条）。一方、認可が不可となった場合には、法務大臣と消費問題担当大臣が連署した理由を付記された決定書が団体に送付される（R411-5条）

これらの手続は、DDCCRFにおける正式な書類受理から6ヶ月以内になされる必要があり、この期間を徒過した場合は、認可は認められたものとみなされることになっている（R411-5条）

地方レベルの団体として認可を希望する場合であっても、基本的な審査手続きは同様である。最終的な決定権者が県知事となる点で異なるだけである。

### （3）不認可決定に対する不服申立方法<sup>51</sup>

認可を認めない決定に対して不服がある場合には、国レベルであればコンセイユ・デタ「Conseil d'Etat」<sup>52</sup>、地方レベルであれば地方の行政裁判所（tribunal administratif）に対して、不服申立が可能である。

### （4）認可の有効期間と更新

認可の有効期間は5年である（R411-1）。

消費者団体が更新を希望する場合は、認可有効期限満了日の8ヶ月前に申し立てる必要がある。その際には、最初の認可申請の際に提出した資料の最新版を提出する必要がある（1988年6月21日のアレテ第3条）。

DGCCRF及びパリ検事局におけるヒアリングによると、基本的には最初の認可と同様の審査が行われるが、ある程度簡略化はされる。主に、当該団体の5年間における変動や活動状況等が調査対象となる。

---

<sup>51</sup> DGCCRFにおけるヒアリング

<sup>52</sup> 裁判権限と行政権限を合わせもつ行政系統の最高裁判所（前掲『フランス法律用語辞典』（第2版））。フランスにおいては、行政事件は、通常の司法裁判所ではなく行政裁判所が管轄する。コンセイユ・デタはこの行政事件に関する上告審裁判所である。ただ、一定の行政事件に関しては例外的に第1審かつ終審としての管轄権限を有する。行政権限に関しては、日本における内閣法制局的役割やデクレの審議等を担う。（参考：滝沢正『フランス法（第2版）』三省堂（2002年）197頁以下）

#### (5) 取消制度

R411-7 条は、以下の条件の一つでも満たす場合は、検事局の意見を聞いた上で、認可が取り消されると規定している。条文上、取消権者は明記されていないが、認可権限者と同ーと理解される。

- 1 団体がもはや必要な加盟者数を有していないこと
- 2 団体がもはや消費者の利益保護の観点から効果的および公的な活動を行っているとは認められないこと
- 3 団体がもはや事業者活動のあらゆる形態から独立していないこと（L412-1 条が対象としている協同組合から生じた団体は除く）

パリ検事局によると、活動実態がほとんどなくなった地方レベルの団体であればともかく、全国レベルで認可が取り消された事例はないという。

#### (6) 認可団体数

全国レベル 18

地方レベル 824<sup>53</sup>

ただし、地方レベルの団体については、全国レベル団体の地方組織が別個に認可を受けている場合が多く<sup>54</sup>、純粋な地方の消費者組織で認可を得ているところは少ない。

#### (7) 認可制度に対する消費者団体側の意見

フランスの認可制度は、一見すると要件及び審査が厳格であるように思われるが、認可を受けている消費者団体のヒアリングによるかぎり、消費者団体側は必ずしもそのようには感じていないようであった。

CLCV によると、消費者の集団的利益のために訴権を行使するためには、団体の消費者利益の代表性が不可欠であり、個人の利益追求と区別するためにも、現行のような要件が厳しすぎると感じてはいないということであった。また、認可制度についても、訴えを受ける事業者側の利益や問題のある消費者団体が訴権を行使することによる消費者団体全体に対するイメージダウンなどを考えると、必要な制度と考えているということであった。また、行政による認可審査の在り方も、形式的な調査にとどまる事が多いとのことで、それほど厳しいものとは捉えていないようであった。

### 5. 訴権行使の実態

---

<sup>53</sup> 大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EUにおける消費者団体訴訟制度の実情（上）」NBL771号（2003年）47頁のデータ

<sup>54</sup> 地方レベルの認可消費者団体の一覧については、[http://www.finances.gouv.fr/DGCCRF/06\\_infospratiques/asslocales/](http://www.finances.gouv.fr/DGCCRF/06_infospratiques/asslocales/)にある。

## (1) フランスにおける消費者団体の現状

現在、訴権行使のための認可を取得している全国レベルの団体は18団体存在するが、その成り立ちや活動内容から4つのグループに分類される。

労働組合が創設したもので INDECOSA-CGT(L'association pour l'INformation et la DEFense des COnsommateurs SALariés- Confédération Générale du Travail, 給与生活消費者の情報提供及び保護のための協会 - 労働総同盟)などが代表的である。

家族団体から発展したもので、UNAF、CNAFAL(Conseil National des Associations Familiales Laïques、一般家庭協会全国評議会)、CNAFC ( la Confédération Nationale des Associations Familiales Catholiques、カトリック家族協会全国同盟 )、Familles de France ( フランスの家庭 )、Familles Rurales ( 農村の家庭 ) などである。

純粋な消費者団体で、特定の専門分野に限定して活動している団体である。例えば、住居問題を取り扱うものとして CGL ( La Confédération Générale du Logement、住居総同盟 )、公共交通機関に関わる問題を取り扱うものとして FNAUT ( Fédération nationale des associations d'usagers des transports、交通利用者協会全国同盟 ) がある。

純粋な消費者団体で、あらゆる分野で活動し政策的なロビー活動も行っている団体である。CLCV や UFC-Que Choisir がそれにあたる。

地方レベルの団体は、全国レベルの団体の下部組織である場合が多い。

## (2) 消費者団体による訴権行使の実情<sup>55</sup>

全国レベルの団体のうち、比較的、訴訟活動を活発に行っているのは、UFC、CLCV、UFCS、Famille Rurales である<sup>56</sup>。特に、UFC と CLCV については、財政規模も大きく、訴訟件数も多い。UNAF に関しては、地方組織である UDAF が訴訟や交渉に取り組んでおり、中央組織である UNAF は地方組織の指導やロビー活動を中心に行っている。

各団体とも、いきなり訴訟を提起するのではなく、訴訟費用や立証の問題もあるので、事業者との交渉を最初に行うのが通常である。また、多くの案件が交渉段階で解決すると複数の消費者団体が指摘していた。ただ、虚偽広告や食品の問題など放置すると消費者に重大な損害が生じるような案件については、交渉抜きで訴訟を提起することもあるという。

フランス全土における消費者団体訴訟の件数については、公式にはそのような分類で統計が取られていないため、不明である。INC によると、認可団体ごとの訴訟件数のデータは、活動に関する情報として DGCCRF に集約されている。DGCCRF によると、2002 年の1年間に認可消費者団体により提起された民事訴権による事件数は、464 件であったという。

<sup>55</sup> 参考：日本弁護士連合会『ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 2003年1月』、及び各団体 (UNAF、CLCV) のヒアリング

<sup>56</sup> INC におけるヒアリング

消費者団体が提起する訴訟の類型としては、民事訴権が多い<sup>57</sup>。これは、制度上、法律違反の事実については検察官に立証してもらえるため、消費者団体としては損害額だけ立証すればよく、消費者団体の負担が比較的少ないという事情がある。不当条項削除訴権についても、比較的行使されている。

一方、利用されていない類型としては、共同代理訴訟があげられる。消費者団体の共通の意見としては、消費者からの委任を受けるのが面倒である、消費者に対して（勝訴敗訴の）責任が生じる、といった事情から利用しにくいということであった。

また、消費者団体のイニシアティブで訴訟を提起するだけでなく、消費者個人のトラブル案件について、事業者との交渉をしたり、訴訟提起をサポートすることも活発に行われている。政府や事業者が設立した ADR 機関も、この解決のための手法として最近活用されている。典型的には、携帯電話や住居問題などがある。

体制面で見ると、消費者団体訴訟を積極的に行っている団体においては、いずれも団体内部に相談の専門家や法律素養のある人材が確保されており、訴訟提起の場面を除いては弁護士の助力がなくとも相談受付や事業者との交渉を行いうる体制が整えられている。

### （３）主な消費者団体の実情

CLCV（Consommation Logement et Cadre de Vie、消費・住居・生活の枠組み連合）<sup>58</sup>

#### ・基礎データ

設立時期 ...1952 年。1998 年に現在の名称へ

活動内容 ...消費、居住、環境、教育、健康、食品など日常生活に関するすべてを扱う消費者保護団体。電話相談窓口（SOS consommateurs）やガイドブック、雑誌などの出版物による情報提供、常設窓口による紛争解決

営利性 ...あらゆる政治団体、事業者団体から独立した非政府団体。

団体会員 ...400 の地方団体および 70 の県・地域団体

構成団体の延べ個人会員...3 万人（会費年間 30 ユーロ）

団体の活動は 80 万世帯以上に影響を与えうる。

常勤職員数...CLCV 本部に 18 名。全国で約 150 名（うち 50 人が大卒以上）

年間予算 ...180 万ユーロ

財源 ...会員の分担金（3 分の 1）

サービスによる利益、出版物の売上金（3 分の 1）

政府の補助金等（3 分の 1）

法的基盤 ...国家消費者団体、公的教育団体、国家賃借人代表団体としての認可を得ている。

歴史 ...1952 年に「国家家族団体連合（Confederation nationale des associations

<sup>57</sup> INC におけるヒアリング

<sup>58</sup> CLCV におけるヒアリング、HP（<http://www.clcv.org/>）上の情報による。

populaires familiales)として設立。1975年に国家消費者団体の1つとして認可を受け、その後、1978年に「生活組合連合(Confederation syndicale du cadre de vie)」(CSCV)となるが、さらに1998年に現在の名称となる。

・ 訴権行使の実情

日々の相談受付を通じて得られるトラブル案件の中から、交渉等によって解決に至らなかった案件が訴訟に移行する。およそ8割の案件は交渉段階で解決されており、最終的に訴訟に至るケースは1~2割である。個人のクレームだと対応しない企業でも、消費者団体からの交渉申し入れだと対応するケースが多いという。

調査時で約30件の訴訟が継続中であった。このうち、不当条項に関する訴訟は比較的少なく、年間数件である。

不当条項の情報収集は、消費者からの相談や自主的な調査によっている。自主的な調査については、毎年テーマを決めて行っている。携帯電話はインターネットなど新しいサービスについては、特にチェックを行っている。2003年は、不動産に関して15程度の契約書をチェックし、2件につき訴訟を提起したという。

また、分野を問わず訴訟の結果については、メディアを通じて消費者に広く情報提供することが重要と考えられている。

・ 相談受付体制

CLCV本部では週3回、午前中に電話相談のみを受け付けている。相談担当者は2名で、それぞれ消費者問題と住宅問題が専門である。

地方組織では、地方の実情(組織体制や需要等)に応じて違いがあり、毎日相談を受け付けているところから、1ヶ月に1~2回というところまでである。また、受付方法も電話だけでなく、来訪による相談を受け付けるところもある。

相談担当者は、法律の素養を持った有給の法律専門家(弁護士ではない)とボランティアがいる。ボランティアについては、人材育成機関もあるが、主に日々の相談対応の中でトレーニングを積んでゆく。普段の相談においては、弁護士に委託したり、アドバイスを求めるようなことはない。地方組織などで対応しきれない相談があった場合には、本部総務部においてサポートを行う。

消費者が相談を受けるためには、会員になる必要がある。会員になるための要件としては、個人であることと事業者のためといった不当な目的のないことである。会員になった場合には、相談が受けられることの他に、CLCVの発行する雑誌を購読できるメリットがある。

UFC-Que Choisir (Union Fédérale des Consommateurs-Que Choisir、消費者連盟)<sup>59</sup>

<sup>59</sup> 参考:大高友一=佐々木幸孝=二之宮義人「EUにおける消費者団体訴訟制度の実情(上)」NBL771号(2003年)、日本生活協同組合連合会『生協の消費者組織政策研究会 欧州消費

## ・基礎データ

設立時期 ...1951年

定款上の目的... 消費者、利用者、納税者への情報提供、保護、代理。

裁判所において、行政機関・事業者に対し、消費者の集団的利益を代表する。

消費者を結集し、あらゆる権力から独立して消費者運動を支援する。

活動内容 ...消費者の個人訴訟・団体訴訟を支援。消費者問題を消費者に有利に解決する。情報提供、比較テスト、消費者教育を行う。裁判所において消費者の利益を代理する。月刊雑誌「Que Choisir」を発行。

営利性 ...あらゆる政治団体、事業者団体から独立した非政府団体。

団体会員 ...180の地域組織の連合体（規模は30~5000人）

個人会員 ...傘下の団体における個人会員総数は約8万人  
（会費は年間30ユーロが標準）

職員 ...95名（UFC-Que Choisir本部）

内訳、法務部8名、発展・広報部10名等

年間予算 ...1900万ユーロ

財源 ...「Que Choisir」購読料 95%

会費収入 約4%

政府からの補助金等 1~2%

損害賠償による収入 年間6万4000ユーロ

法的基盤 ...1901年法<sup>60</sup>に基づく非営利団体（association）。1976年に認可消費者団体となる。また、傘下団体のうち約100団体が認可を得ている。

歴史 ...1951年設立

## ・訴権行使の実情

地方組織の日々の相談受付を通じて得られる情報を元に、事業者との交渉を開始する。およそ5割の案件は交渉段階で解決されているが、交渉で解決しない案件が訴訟提起に至る。なお、虚偽広告などの案件では、消費者への被害を防ぐため、交渉無しで訴訟を提起することもある。

UFC-Que Choisirには、平均して約100件の訴訟が継続する。地方組織にも、さらに多くの訴訟がなされている。不当条項に関する訴訟は比較的少なく、年間5~6件である（1988年から2002年までで88件）。

訴訟に要する時間は、1審で1~2年くらいであり、破棄院（最高裁）までいくと5年はかかる。

---

者組織調査 報告書 2003年12月、UFCのHPアドレスは、<http://www.quechoisir.org/>。

<sup>60</sup> Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association（組合契約に関する1901年7月1日の法律）

・相談受付体制

主に相談を受け付けるのは、UFC-Que Choisir の地方組織である。年間 11~12 万件ほどの相談を受け付ける。UFC 本部でも電話による問い合わせには応じている。

日常的な相談において弁護士の助力を得ることはないが、訴訟においては各分野ごとに精通した弁護士を選び、訴訟手続を依頼をしている。

・他団体との連携

UFC-Que Choisir は、独自路線を歩んでおり、他団体との連携は少ない。EU レベルの団体 (BEUC) には加盟している。

UNAF ( Union Nationale des Associations Familiales、全国家族組合連合 )<sup>61</sup>

・基礎データ

設立時期 ...1945 年

定款上の目的 ( 設立目的 ) ... 公的機関に対し、フランスに合法的に生活しているフランス人および外国人の家族を公的に代表。家族が直面する日常的な問題 ( 教育、居住、健康、雇用、環境、消費 ) の解決。

活動内容 ... 情報提供、調査サービス、出版物の発行、( フランス人であれ外国人であれ ) さまざまな家族の代表となり、家族の道徳的・物質的利益のために訴権を行使したり、公的機関へ意見を述べる。仲裁を行う。また消費者団体でもある。

団体会員 ... UDAF ( 100 の県家族団体連合 ) と URAF ( 22 の地域家族団体連合 ) があ  
る。また、約 8000 の家族団体と連携

構成団体の延べ個人会員... 85~90 万人

常勤職員数...80 人 ( 消費者問題担当 4~5 名、法務担当 1 名 )

非常勤職員数... ボランティア 25000 人以上 ( UDAF と合わせて )

常勤専門家数... 弁護士ではないが 5~6 名の法律素養のある職員がいる。

年間予算 ...3200 万フラン ( UNAF )

1 億 4500 万フラン ( UDAF ) いずれも 1998 年

UNAF、UDAF とともに特別な基金によってまかなわれている。法律により、消費家族関係予算の 0.1% が基金に当てられる事になっている。

法的基盤 ...1901 年法に基づく非営利団体 ( association )、UNAF、UDAF 共に家族・社会援助法により設立された団体であるので、消費者団体訴訟のために独自に認可を得ることは不要。

歴史 ...1945 年 3 月 3 日のオルドナンス<sup>62</sup>で設立され、1975 年 7 月 11 日の法律<sup>63</sup>

<sup>61</sup> UNAF におけるヒアリング、HP ( <http://www.unaf.fr/> ) の情報による。

<sup>62</sup> L'ordonnance n° 45-323 du 3 mars 1945 relative aux associations familiales et

によって公的な代表としての役割が認められ、任務が強化された。

・ 訴権行使の実情

消費者からの相談受付や事業者との交渉、訴訟活動などは地方組織である UDAF が行い、UNAF は政府に対するロビー活動や訴権行使のサポートなどを行う。ただ、すべての UDAF が消費者関連の訴訟を行うわけではなく、20 団体ほどである。

訴権行使が認められた当初は、活発に訴訟を提起していたが、最近は交渉を中心に据えるようにしている。大部分の案件は、交渉段階で解決する。現在の年間訴訟件数は約 40 件。ただし、不当条項削除請求については行っていない。家族問題に直接関わらないためである。

訴訟に要する時間は、破棄院（最高裁）まで争うと 6 年はかかる。

・ 相談受付体制

各地方の UDAF の規模、人的体制により頻度や体制は異なるが、電話や手紙、情報誌に対する質問受付、窓口相談などが行われている。

たとえば、Union des Associations Familiales de la Mayenne (UDAF 53、マイエンヌ県の UDAF) では、電話による相談を水曜日午前 8 時半から 12 時半まで、面会による相談を木曜日午前 8 時半から 12 時までまで受け付けている<sup>64</sup>。

また、Union départementale des Associations Familiales du Pas-de-Calais (UDAF62、パ・ド・カレー県の UDAF) では、家族の連帯に関わる相談を受け付け、解決するための 24 時間電話相談窓口をもうけている<sup>65</sup>。パ・ド・カレー県内の家族であれば相談は無料であり、匿名による相談も受け付けている。

(4) 消費者団体に対する支援

日常の活動に対する行政の財政的支援<sup>66</sup>

消費者団体に対する補助金は、DGCCRF により支給される。活動の有無など支給条件の有無は、県レベルの DDCCRF が調査を行う<sup>67</sup>。補助金の支給基準としては、全国レベルの団体についていえば、地方ネットワークの存在や全国レベルでの活動、EU 等国際機

---

constatant la nullité de l'acte dit loi du 29 dec. 1942. (家族団体に関する、及び 1942 年 12 月 29 日の法律にいう行為の無効の確認に関する 1945 年 3 月 3 日のオルドナンス)。

<sup>63</sup> Loi n°75-629 du 11 juillet 1975 portant modification des articles 1<sup>er</sup> à 16 du code de la famille et de l'aide sociale( 家族・社会扶助法典第 1 条から第 16 条の修正をもたらす 1975 年 7 月 11 日の法律第 75-629 号)。

<sup>64</sup> HP 上の情報。 <http://www.udaf53.free.fr/>

<sup>65</sup> HP 上の情報。 <http://www.udaf62.fr/index.php>

<sup>66</sup> 参考：日本弁護士連合会『ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 2003 年 1 月』、DGCCRF、UNAF、CLCV におけるヒアリング

<sup>67</sup> DGCCRF によると、実際に相談窓口で電話をかけてみて、相談窓口が現実に機能しているかといった調査も行うという。

関での代表性などが考慮されるという<sup>68</sup>。しかし、行政側も消費者団体側も、認可の有無が補助金の支給の条件にはなっていないとの認識であった。

DGCCRF によると、フランス政府としては、地方レベルにおける消費者教育の実施、民事訴訟等における消費者への情報提供、市場での競争促進等の役割、効果から、消費者団体の存在は重要であると認識しており、補助金の支給はむしろ不可欠であると考えられている。

全国レベルの 18 の認可団体のうち、政府の補助金に頼らなくても活動が可能な団体は 2 団体 (UFC-Que Choisir、CLCV) 程度であり、それ以外の団体は政府の補助金か活動に不可欠となっている<sup>69</sup>。

補助金を受けた消費者団体は、年 1 回の事業報告書と収支報告書の提出が義務づけられ、補助金が適正に使用されているかどうかのチェックがなされるが、人事や活動内容について政府が何らかの干渉をすることはないという。この点については、行政側 (DGCCRF)・消費者団体側 (UNAF) 共に認識が一致していた。

また、補助金の受給に対する消費者団体側の受け止め方についても、UNAF は、法律により予算の一定額を基金として拠出することが明記されているため、補助金支給のために活動内容に制約を受けることはないとしていた。また、財政力が豊かな 2 団体 (UFC、CLCV) は、補助金が団体の活動の存続に不可欠ではないので、補助金の支給により、政府からの束縛を受けることはないということであった。

#### 訴訟活動に対する行政の支援<sup>70</sup>

DGCCRF が直接消費者団体に情報を提供するようなことはないようである。しかしながら、政府が設立している INC という消費者のための調査、研究機関 (日本における国民生活センターに近い組織) があり、そこでなされた商品テスト等のデータが消費者団体に提供されるなどしている<sup>71</sup>。また、消費者団体が主に行使している民事訴権においては、基本的には刑事手続であることから、違法行為の事実については検察官が立証するため、消費者団体としては、立証の負担が軽減されることになる。

#### (5) 濫訴問題に対する対応

フランスにおいては、ドイツのような不当な目的による訴訟を禁じるような直接的な規定はない。しかし、前記 2.(6)で指摘したように、一定の弁護士費用を含む訴訟費用が敗訴当事者の負担となっているほか、新民事訴訟法 700 条により、相手方が負担した法

<sup>68</sup> CLCV におけるヒアリング

<sup>69</sup> 日本弁護士連合会『ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 2003 年 1 月』のデータでは、2001 年の認可消費者団体に対する支給額合計が約 700~800 万ユーロである。内訳は、全国レベルの消費者団体に対し約 320 万ユーロ、地方レベルの団体に対し約 200 万ユーロ、さらに消費者団体の連合体 (CTRC) に対して約 200 万ユーロである。

<sup>70</sup> 参考：日本弁護士連合会『ヨーロッパ消費者団体訴訟制度調査報告書 2003 年 1 月』

<sup>71</sup> INC におけるヒアリング

定訴訟費用以外の費用の負担をも、原則として命ぜられることになっており、訴訟提起に対する一定の制約となっている。さらに、まともな証拠や法律的論拠がほとんどないような明らかな不当訴訟については、この新民事訴訟法 700 条による請求とは別個に、不当訴訟を理由とする損害賠償請求が認容されることもある<sup>72</sup>。

一方、民事訴権の行使においては、検察官の公訴が先行していない場合に裁判所に供託金を預ける必要がある。この供託金の金額の決定に際しては、請求の根拠や証拠がどれだけ明白かどうかも一つの判断基準となるということであり<sup>73</sup>、濫訴に対する一定の制約となる。また、この供託金は原告である消費者団体が敗訴した場合に被告に対する賠償金に充当される。

パリ検事局によると、実際に、消費者団体が敗訴して事業者に対する賠償や謝罪広告を命じられた事例もあるということである。

#### (6) 訴権行使の実情に対する事業者側の認識

フランスにおける経団連的存在である MEDEF によれば、現在のフランスにおける消費者保護のシステムについては、良いシステムであり、満足しているという。また、訴訟の数も濫訴というほど多いとは感じていないということであった。

DGCCRF やパリ検事局においても、これまでの 10 年以上にわたる消費者団体訴訟の歴史において、訴権濫用といえるような事実はなかったと指摘されていた。

---

<sup>72</sup> 司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』法曹会(1993年)、238頁以下。

<sup>73</sup> パリ検事局におけるヒアリング

## 添付資料

1. 消費法典（消費者団体訴訟制度関連部分抜粋）  
鹿野菜穂子 立命館大学法学部教授 / 内閣府 仮訳
2. 消費法典（規則部分 コンセイユデータのデクレ）  
内閣府仮訳
3. 1988年6月21のアレテ(消費者保護団体の認可に関して)  
内閣府仮訳
4. フランス消費者法典における刑罰規定  
内閣府作成

# 消費法典

## 消費者団体訴訟制度関連部分抜粋

(鹿野菜穂子立命館大学法学部教授 / 内閣府 仮訳)

### 第 1 部 消費者の情報及び契約の締結

#### 第 3 編 契約の一般条件

##### 第 2 章 不当条項

#### 第 1 節：不当条項からの消費者の保護

#### L132-1 条

(1995 年 2 月 1 日の法律第 95-96 号第 1 条、1995 年 2 月 2 日の官報)

(2001 年 8 月 23 日のオールドナンス第 2001-741 号 16 条、2001 年 8 月 25 日の官報)

事業者と消費者また非事業者との間で締結された契約における、消費者または非事業者を犠牲にして、契約当事者の権利と義務の間に重大な不均衡を生じさせようとするまたは生じさせる結果となる条項は、不当なものである。

132 - 2 条により設置された委員会に答申の上、コンセイユ・デタのデクレは、第 1 項の意味において不当と考えられるべきタイプの条項を決定することができる。

本法典の付録には、第 1 項の要件を充たすならば不当と考えることの可能な条項の例示的であり網羅的ではないリストが掲げられる。そのような不当な条項を含む契約について争いが生じた場合には、原告はその条項の不当性についての証明をなすことを免れない。

これらの規定は、契約の形式や媒体がいかなるものであれ適用される。特に、注文書、請求書、保証書、伝票または引渡証書、ピエあるいはチケも、自由に交渉されたか否かを問わず、条項や事前に規定された約款の参照を含む限り同様である。

民法 1156 条から 1161 条、1163 条および 1164 条の予定する解釈準則を損なうことなく、条項の不当性は、契約の締結時点における締結をとりまく一切の事情、契約のそれ以外の条項を参照して評価される。条項の不当性はまた、ある二つの契約の履行または締結が法的に依存関係にある限り、他方の契約に含まれる条項も考慮して評価される。

前項の条項は規定されていないものとみなす。

第 1 項の意味における条項の不当性の評価は、契約の主たる目的の定義、売却物または提供される役務の代金または報酬の適切性には係わらない。

不当と判断された条項を除いても、存続が可能なものであれば、契約は一切の規定について適用可能である。

本条の規定は公の秩序をなす。

#### 付録：132-1 条の 3 段の対象となる条項

1. 以下の目的および効果を有する条項：

- a) 事業者の作為ないしは不作為によって消費者の死亡、あるいは身体的損害が生じた場合に、事業者の法的責任を免除あるいは制限するもの；
- b) 事業者による不履行あるいは一部履行あるいは瑕疵ある履行の際に、不適切な方法によって消費者の事業者ないしは第三者に対する法的権利を免除あるいは制限するもの。そのような法的権利には、事業者に対する負債を信用によって相殺する権利を含む。；
- c) 事業者が契約の履行をするか否かは事業者の意思にかからしめるにもかかわらず、消費者を合意に拘束するもの；
- d) 事業者が契約の締結または履行を破棄したときには、消費者は支払った金額と同額の賠償金を受け取ることができるということを定めることなしに、消費者がそれを破棄した場合に支払われた金額の保持を事業者に許すこと；
- e) 義務を履行しない消費者に対し、並外れに高額な賠償金を課すこと；
- f) 事業者に対し消費者に認められていないような自由裁量によって契約を解除する権限を与え、および、契約を解除したのが事業者である場合であっても、まだ実現していない給付の名の下に金額を保持することを事業者に認めること；
- g) 事業者に対し、期間の定められた契約において、重大な動機の場合は別として、合理的な予告もなく契約を終了する権限を与えるもの；
- h) 契約終了日から不当に早く到来する日が消費者の契約を延長しない旨の意思を示すべき期間として定められているにもかかわらず、期間の定められた契約を消費者の反対の明示なしに自動的に延長するもの；
- i) 消費者が契約締結前に実効的に認識していない規定への消費者の同意を反論できないようなやり方で認めること；
- j) 事業者に対し、契約で定められた有効かつ特殊な理由なしに契約の文言を一方的に修正する権限を与えること；
- k) 事業者に対し、有効な理由なく、引き渡されるべき製品あるいは提供されるべき役務の性質を一方的に変更する権限を与えるもの；
- l) 物の値段が引き渡し時に決定される旨定め、あるいは製品の売主あるいは役務提供者に対して価格を引き上げる権利を与えておきながら、いずれの場合においても、最終的な価格が契約締結時に合意された価格に比べて著しく高額になった場合に消費者に契約解約権を認めないもの；
- m) 引き渡された物もしくは提供された役務が契約条項に合致しているかどうかについて決定する権利を事業者に認めるもの、またはある契約条項を解釈する排他的権利を事業者に与えるもの；
- n) 事業者の受任者によって発生させられた義務を遵守すべき事業者の義務を制限するもの、または受任者によって発生させられる義務を一定の形式の下での遵守にかからしめるもの；
- o) 事業者が自己の債務を履行していない場合であっても、消費者に債務の履行を義務付け

るもの；

p) 消費者のための担保の減少を生じさせる可能性がある場合に、消費者の同意なしに事業者が契約の譲渡を認めるもの；

q) 消費者が訴訟を提起することもしくは救済措置を求めることを妨げまたは禁止するもの、とりわけ、もっぱら法律の適用に服さない調停に伏すことを消費者に義務づけ、または消費者の利用できる証拠方法を不当に制限し、または当該事案に適用される法律によれば通常相手方当事者が証明すべき事柄について消費者に証明責任を負わせるもの。

2. 以下は前項 (g) (j) (1) に及ぶ。：

a) (g) は、金融サービスの提供者が期限の定めのない契約を合理的な理由に基づき予告なしに解除する権利を留保する旨の条項を妨げない。但しこの場合事業者には契約相手方に迅速に通知する義務が課されなくてはならない。；

b) (j) は、金融サービス提供者が合理的な理由に基づき予告なしに、消費者が負うべき利率または消費者に対して支払われるべき利率、ないし金融サービス提供者に対して支払われるその他すべての負担の総額を変更する権利を留保することを妨げない。但しこの場合事業者には可能な限り迅速に契約相手方に対して通知する義務が課され、かつ契約相手方は契約をすぐに自由に解除できる。

(j) は事業者が期間の定めのない契約の条件を一方的に修正する権利を留保する条項を妨げない。但しこの場合、事業者には、消費者に合理的な通知をもって知らせる義務が課され、かつ消費者は自由に契約を解除できる。；

c) (g) (j) (1) は、以下のものには適用されない：

- 価格が事業者のコントロールの及ばない株式市場、株価指数もしくは市場金利の変動に結びついている有価証券取引、金融証券取引、その他全ての製品ないし役務に関する取引；
- 外国為替取引、外国為替上作成された国際的な旅行ないし郵便為替小切手の取引；

d) (1) はそれが適法で、および価格の変動の手段が明らかに描写されている限りで、価格のスライド条項をさまたげない。

## 第2節：不当条項委員会

### L132-2 条

不当条項委員会は、消費担当大臣の下におかれ、事業者によって通常非事業者・消費者たる契約相手方に対して提案される契約ひな型について、審査する権限を有する。その契約文書が濫用的でありうる条項を含んでいる場合にも調査する。

### L132-3 条

委員会に対しては、消費担当大臣、消費者保護団体、利害関係を有する事業者により、審査が申し立てられる。委員会は、職権によっても審査を行うことができる。

#### L132-4 条

委員会は、濫用的な条項の削除ないしは修正を勧告できる。消費担当大臣は、職権あるいは委員会の要求により、勧告を、個人が特定できるような表現を含めないことによって、公表することができる。

#### L132-5 条

委員会は毎年その活動報告書を出し、また、場合によっては望ましいと思われる法律または規則の修正を提案する。この報告書は、官報に公示される。

### 第 3 章 契約の解釈および形式

#### L133-1 条

(1995 年 2 月 1 日の法律第 95-96 号第 2 条、1995 年 2 月 2 日の官報)

事業者または消費者のための情報を確保するために、第 132-1 条に規定されるデクレは、同条の適用される契約を記載した書面の提示を命ずることができる。

#### 133-2 条

(1995 年 2 月 1 日の法律第 95-96 号第 3 条、1995 年 2 月 2 日の官報によって追加)

事業者により消費者または非事業者に提案される契約の条項は、明確かつわかりやすい体裁そして文章でなければならない。

前項の条項は、疑問が生じた場合には消費者または非事業者側に最も有利に解釈される。しかしながら、前項の条項は 421-6 条に基づいて開始された過程には適用されない。

### 第 4 章：契約書の配布

#### L134-1 条

事業者である売主あるいは役務提供者は提案した契約書面をすべての利害関係者に配布しなくてはならない。

### 第 5 章：不当条項についての法の抵触

#### L135-1 条

(1995 年 2 月 1 日の法律第 95-96 号第 5 条、6 条、1995 年 2 月 2 日の官報により追加)

反対の規定があろうとも、契約を律する法がEUの加盟国以外のものである場合であっても、消費者または非事業者がEU加盟国の領域に住所を有し、そこで契約が提案、締結または履行されたならば、132-1条の規定は適用される。

#### 第4部 消費者団体

##### 第1編 団体の公認

###### 第1章：団体

###### L411-1条

全国レベル又は地方レベルにおける代表性を考慮し検察官の意見を経た上での消費者保護団体が認可され得るための要件、およびその認可の取り消しの要件は、デクレによって定められる。

###### 第2章：消費者共同団体

###### L412-1条

公認は、あらゆる事業者活動から独立した団体によってしかなされえない。しかしながら、消費者共同団体から生じ、社会共同信用およびその文言について定めた1917年5月7日の法律によって規制された団体は、それがL411-1条で定める条件を満たす場合は、公認される。

##### 第2編 団体の訴訟活動

###### 第1章

###### 消費者の共通の利益のために行使される訴訟

###### 第1節：民事訴権

###### L421-1条

適法に設立の届出をした団体で消費者の利益の保護を定款上の明示的な目的とするものは、そのための認可を得た場合には、消費者全体に直接または間接に損害をもたらす事件につき、民事訴権当事者に認められる権利を行使することができる。

家族・社会援助法典第2条に定める団体は、本条に定める条件において訴訟を提起するにつき、認可を得ることを要しない。

###### L421-2条

第421-1条に規定され、かつ、同条の定める条件において訴訟を提起する消費者団体は、民事訴権につき判決を下す民事裁判所または民事訴権につき判決を下す刑事裁判所に対し

て、必要がある場合には罰金強制(astreinte)のもとに、違法な行為を差止め、又は消費者に提案される契約又は契約ひな形から違法な条項を削除させるためのあらゆる措置を、被告または被告人に命ずるよう求めることができる。

#### L421-3 条

第 421-1 条の定める条件において訴訟を受理した刑事裁判所は、被告人の有罪を宣告した後、当該被告人に対し、必要がある場合には罰金強制のもとで、違法な行為を差止め、又は消費者に提案される契約または契約ひな形から違法な条項を削除させることを目的として当該裁判所が定める命令に、一定期間内に応ずるよう被告人に命ずることによって、刑の宣告を延期することができる。

刑事裁判所は、刑の宣告の延期に罰金強制を付加する場合には、罰金強制の利率およびその起算日を定めなければならない。刑の宣告延期は、1 回にかぎって行なうことができ、被告人本人が出頭しない場合であっても、これを命ずることができる。裁判官は、差止判決の仮執行を命ずることができる。

#### L421-4 条

裁判所は、遅くとも延期判決の日から 1 年の期間内に行なわれるべき延期公判において、刑を言い渡し、かつ、罰金強制のある場合には、その額を確定する。裁判所は、必要のある場合には、罰金強制を免除し、または減額することができる。罰金強制は、国庫の会計官によって、刑事上の罰金として徴収される。罰金強制は、身体拘束の根拠となりえない。

#### L421-5 条

同一の犯罪事実について複数の訴えが提起された場合において、関係当事者が一方の刑事裁判官によって罰金強制のもとに命じられた差止判決に応じたことが証明されたときは常に、他方の裁判官による罰金強制は法律上当然に排除される。

### 第 2 節：不正行為差止訴権

#### L421-6 条

(1995 年 2 月 1 日の法律第 95-125 号第 29、33 条 1995 年 2 月 9 日の官報 1995 年 8 月 1 日より現行法)

(2001 年 8 月 23 日の法律第 741 号 19 条、20 条 2001 年 8 月 25 日の官報)

第 421-1 条に定める団体、および、消費者利益の保護を目的とする差止請求に関するヨーロッパ議会および委員会の指令 (98 / 27 / EC) 第 4 条の適用によって EC 官報に掲載されたリストに正当に登録された団体は、民事裁判所において、同指令第 1 条に掲げられた指令を国内法化した規定に関するあらゆる不正行為の中止ないしは禁止を請求することがで

きる。

判事はこの権限によって、必要な場合には罰金強制のもとに、消費者に提示され又は予定されたあらゆる契約ないし標準契約において違法または濫用的な条項の削除を命令できる。

### 第 3 節：訴訟参加

#### L421-7 条

第 421-1 条に定める団体は、主たる請求が、犯罪を構成しない行為によって一人又は複数の消費者がこうむった損害の賠償を目的としているときは、民事裁判所における訴訟に参加することができ、かつ、特に第 421-2 条に定める措置の適用を求めることができる。

### 第 4 節：共通規定

#### L421-8 条

検察官は、これに反する法律の規定にもかかわらず、その保持する調書又は報告書で、その提出が争訟の解決に有益なものを、受訴裁判所に提出することができる。

#### L421-9 条

(1992 年 12 月 16 日の法律第 92-1336 号第 331 条 1992 年 12 月 23 日の官報  
1994 年 3 月 1 日より現行法)

受訴裁判は、判決についての情報を、あらゆる適切な手段によって、公に報道するよう命ずることができる。受訴裁判所が本項の適用によって情報の掲示を命ずるときは、刑法典第 131-35 条によって定められる条件及び刑罰のもとに、掲示が実施される。

この報道は、敗訴当事者若しくは有罪判決を受けた被告人又はそのイニシアチブによって開始されて敗訴に終わった民事訴権当事者たる団体の費用によって行われる。

### 第 2 章：共同代理訴訟

#### L422-1 条

複数の特定された自然人である消費者が、同一の事業者の行為によって生じた共通の原因に基づく個人的損害を受けたときは、本法典第 1 章の規定の適用によって認可され、かつ、全国レベルでの代表性を認められたすべての団体は、少なくとも 2 名の関係消費者の委任を受けた場合には、すべての裁判所において、それらの消費者の名において損害賠償の訴えを提起することができる。

この委任は、テレビ又はラジオによる公的な呼びかけの方法によっても、広告、チラシ

又は個人宛の書状の方法によっても、要請されることができない。委任は、書面により各消費者から与えられなければならない。

#### L422-2 条

第 422-1 条の定める条件のもとで刑事裁判所における訴権の行使に同意を与えた消費者は全て、その事件において、刑事訴訟法典の適用によって民事訴権当事者に認められる権利を行使するものとみなされる。ただし、消費者に関する通知及び通告は、団体に宛てて発せられる。

#### L422-3 条

第 422-1 条及び第 422-2 条の規定の適用によって訴権を行使する団体は、係争中の企業の本店所在地又は、それが無い場合には、最初の犯罪の場所を管轄する予審判事又は判決裁判所において、民事訴権当事者の資格を有する。

### 第 5 部 組織

#### 第 3 編 国立消費研究所

##### 第 1 章：行政組織

#### L531-1 条

国立消費研究所は、中央公共機関であるが、消費者問題に関する調査、情報、研究の中心組織である。

コンセイク・データのデクレは本条の適用条件、とりわけ公的施設の組織および機能の方式について定める。

## 消費法典(規則部分 コンセイクデタのデクレ)

(内閣府仮訳)

### 第1節 : 団体

#### R411-1 条

本法典法律部分第 4 編第 1 章所定の団体の認可は、以下の[要件を満たす]すべての団体に認められうる：

- 1 . 認可申請日において、その[設立の]宣言の日から数えて 1 年の存続を証明する団体；
- 2 . この存続期間において、消費者利益の保護を目的とする有効な公共活動を証明する団体、[このような活動は]特に情報集積の公表および窓口[業務]の実行および普及に応じて評価される；
- 3 . 認可申請日において：
  - a) 全国[レベルの]団体の場合には、少なくとも 10,000 人に相当する数の個別会員を有する団体、ただしこの条件は、科学的性格に関する研究分析活動に従事する団体には要求されえない；
  - b) 地方の、県の、または州の団体の場合には、その活動の属地的枠組みを考慮して十分な数の個別会員を有する団体。

団体が連盟または連合構造をとる場合には、当該構造を構成する団体のすべての会員の数が考慮に容れられる。

#### R411-2 条

全国[レベルの]団体の認可は、消費者保護担当大臣および法務大臣の共同によるアレテ<sup>1</sup>によって認められる。これは、フランス共和国官報に公刊される。

地方の、県の、または州の団体の認可は、当該団体の本店所在地のある県知事のアレテによって認められる。これは、行政行為集 (Recueil des actes administratifs) に公刊される。

L411-1 条に規定された検察官の意見は、団体の本店所在地の管区の控訴院の検事長によって与えられる。

---

<sup>1</sup> [訳注]  
arrêté: アレテ

認可は、5年間認められる。認可は、最初の認可と同一の要件において更新されうる。

#### R411-3 条

複数の団体で、そのうちの少なくとも一団体が認可されている場合で、[ それら団体が ]一つの団体に統合される際には、認可は新たに請願されねばならない。この場合、R411-1 条所定の[1 年の]年限要件は、必要とされない。

#### R411-4 条

認可および更新の要求は、団体の本店所在地のある県の競争・消費・詐欺防止管理局を対象とする。

一件書類の構成および事前手続 ( instruction ) の態様は、消費者保護担当大臣および法務大臣の共同によるアレテによって定められる。

行政への一件書類の提出が完了したとき、確認書が交付される。

#### R411-5 条

認可または [ 認可 ] 拒絶の決定は、確認書の交付時から 6 月の期間内に通知される。この期間を徒過した場合、認可は認められたものと見なされる。

[ 認可 ] 拒絶の決定は、理由を付されねばならない。

#### R411-6 条

団体は、R411-4 条所定の形式でなされるアレテに定められた態様にしたがって、その活動を毎年報告する。

#### R411-7 条

団体が認可に必要な加入者数を有しない場合、団体が R411-1 条に定義された活動を証明しえない場合、または団体が、L412-1 条の対象となる協同組合による事業活動を除き、すべての事業活動から独立していないことが確認される場合、認可は、検事長の意見に基づき取り消される。この意見は、事前に当該団体へ直接提示されねばならない。

---

[各省大臣および行政機関の]命令、処分、規則の総称 ( 山口俊夫編『フランス法辞典』(2002)36 頁参照 )。

1988年6月21日のアレテ  
消費者保護団体の認可に関して  
(内閣府仮訳、消費法典 R411-1 条以下参照)

第1条 1988年5月6日のデクレ第4条(消費法典 R411-4 条)に定められた書類は以下のものから構成される。:

1. 団体の代表によって署名された認可の請求

団体を紹介する文書には、特に加入者の人数が示される。

この文書には同様に、すべての出版物の見本及び公への流布を目的として団体の職務の間および職務の進行中に作成し出版された文書が付される。

2. 官報上、原本に相違なきことが証明された見本ないしコピーで、組合契約に関する 1901年7月1日の法律第5条にいう掲載を満たしたもの。

日付どおりの規則の見本(コピー)

組合契約に関する 1901年7月1日の法律第5条の規定に適合した、団体の幹部メンバーのリスト

3. 団体の一般会合の際に承認された倫理報告書及び財政報告書。財政報告書には団体の資金および金銭的負債を示した目録を含まなくてはならない。それ(報告書)は団体のメンバーに対して請求された会費の合計、および検討された活動のための会費の収益について明示しなくてはならない。

この書類は3部で構成される。

そのうち1つは県消費・競争・詐欺防止局によって共和国検事に移送され、共和国検事は同様に認可ないし(認可の)拒否の決定の伝達を受ける。

第2条. 上述した 1988年5月6日のデクレ第6条が適用される場合、認可された団体は毎年加盟の請求が申し立てられた最寄の県消費・競争・詐欺防止局に対し、倫理報告書及び財政報告書を3部送付する。報告書は前1条(2号)の規定に適合していなくてはならない。

第3条. 認可の更新の請求は現在進行中の認可の期限が切れる日から遡って8ヶ月の間に申し立てられなくてはならない。申し立ての際には、最初の請求の申し立て文書の改訂版を含んでいなくてはならない。

第4条. 1974年5月17日のアレテは廃止される。

第4条-1 (1996年12月10日のアレテ第10条)現在のアレテは海外自治領においても、地方団体ないし自治区団体に適用される。

第4条 - 2 . (1996年12月10日のアレテ第10条) 海外自治領において、認可請求文書の複本を共和国検事に送付し、認可された団体の倫理報告書および財政報告書を受け取る権限は、もし団体の社会的本拠地がニューカレドニアにある場合には経済取引局にあり、もし団体の社会的本拠地がフランス領ポリネシアにある場合には、法律規制・管理局にあり、もし団体の社会的本拠地がワリス - エ - フトゥナ島にある場合には経済取引・開発事務局にある。共和国検事は、同様に認可ないし拒否の決定の伝達を受け取る。

# フランス消費法典における刑罰規定

## 第1部 消費者の情報及び契約の締結

### 第1編 消費者の情報

#### 第5章 製品及び役務の価値維持

##### 第1節 原産地の名称

###### 第4款 軽罪訴権

L115-16条	<p><b>売買の実行あるいはその目的で、自然製品あるいは加工製品に、誤った原産地名称を加え、差し引きあるいは変造し、それらを貼り、表に出した者は、L213-1条に定める刑罰を科される。</b></p> <p><b>統制原産地名称を享受する製品であると信じさせ、あるいは信じさせるような本質を持つ提示方法を用いた者も同様の刑罰を科される。</b></p> <p>裁判所は、それが表示された場所における判決の掲示、及び全面的な掲示、あるいはそれが引用された雑誌の写しによる犯された詐欺のすべての掲示を命じることができる。</p> <p><b>不正確な原産地名称を含む自然製品あるいは加工製品を売買、流通に付した者にも、同様の刑罰が科される。</b></p>
L213-1条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L115-18条	<p><b>L115-16条に定められた刑罰およびL115-17条の規定は、L115-3およびL115-9によって禁止されている文言が用いられた場合にも適用される。</b></p> <p><b>L115-16条の刑罰は、農事法典L641-2条4項で禁止されたあらゆる文言の利用についても同様に適用される。</b></p> <p>L115-25条の規定は、本章第1節に適用される。</p>
L115-3条	<p>L115-2条にいうデクレは、原産地名称の利益を享受するもの以外の製品あるいはそれらを含む包装、ラベル、商業手形、およびそれらを見ることができる請求書について、製品の原産地名称に関する混乱を招きうるあらゆる表示を表現させることを禁止することができる。</p>
L115-9条	<p>L115-8条の名によって行使された訴権の受訴裁判所は、原産地名称を享受するもの以外の製品あるいはそれらを含む包装、ラベル、商業手形、およびそれを見ることができる請求書について、原産地名称に関する混乱を招きうるあらゆる表示を表現させることを禁止するような訴訟を認めることができる。</p> <p>この訴訟は、製品の地理的エリアがL115-8条からL115-15条の適用によって最終的に境界を定められた場合にのみ特別に提訴の道が開かれている。</p>
L115-16条	<p><b>売買の実行あるいはその目的で、自然製品あるいは加工製品に、誤った原産地名称を加え、差し引きあるいは変造し、それらを貼り、表に出した者は、L213-1条に定める刑罰を科される。</b></p> <p><b>統制原産地名称を享受する製品であると信じさせ、あるいは信じさせるような本質を持つ提示方法を用いた者も同様の刑罰を科される。</b></p> <p>裁判所は、それが表示された場所における判決の掲示、及び全面的な掲示、あるいはそれが引用された雑誌の写しによる犯された詐欺のすべての掲示を命じることができる。</p> <p><b>不正確な原産地名称を含む自然製品あるいは加工製品を売買、流通に付した者にも、同様の刑罰が科される。</b></p>
L115-17条	<p>L115-8条1項の対象となる者、職業組合、組合で、L115-16条違反によって権利を侵害されたと主張する者は、<b>刑事訴訟法典</b>に従って訴訟当事者となることができる。</p>
L213-1条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>

###### 第4節 役務及び食品以外の製品の確実性

L115-30条	<p><b>以下の行為はL213-1条に定める刑罰が科される。：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あらゆる製品ないしは役務の広告、札、提示、また、それと関係があるあらゆる本質の商業文書において、L115-27条及びL115-28条に定められた条件が実行されていない証明を参照する行為；</li> <li>2. L115-27条及びL115-28条に違反して、製品ないしは役務が証明の対象となっているいくつかの特徴を示しているということを保証する権利、証明書およびその他すべての文書を付する行為。；</li> <li>3. 組織がL115-27条及びL115-28条に定める条件を満たしていると誤信させるような本質をもつあらゆる手段を用いる行為；</li> <li>4. 消費者ないしは利用者に対し、製品ないしは役務が証明の対象となったことを誤信させるような本質をもつあらゆる手段を用いる行為；</li> <li>5. 証明の対象となっている製品ないしは役務が、国家ないしは公的組織によって保証されたものであるかのごとく表示するあらゆる行為。</li> </ol>
L115-27条	<p>それが商業目的か否かを問わず、製造業者、輸入業者、販売業者または役務提供者により検査の対象とされた一定の特質を有することを証明するものは、本節に規定する製品ないしは役務の証明書とみなす。</p> <p>その照合は、製品ないしは役務を示すべき特徴、および、製品ないしは役務がその特徴に一致しているかを管理する方法を定義した技術的文書である。</p>

L115-28 条	<p>製品ないし役務に関する品質証明書は、行政官庁のもとでその活動およびその内容、とりわけその公平さおよび能力を保証する目的の手段に関するすべての必要な情報に関する宣言を委託された組織のみが、これを交付することができる。</p> <p>公権力によってその結果をすぐに知らされた信用を享受する組織は、前述の情報を提供することを免れる。</p> <p>広告、札、ないしあらゆる製品ないし役務に関する表示、および関係する商業文書に関するすべての品質証明書は、製品の特質および広さに関する確かな情報をそなえてなくてはならない。</p> <p>証明書の存在は、フランス官報の記載の対象である。その証明書の照会は、証明機関のもとで無償でなされ、ある場合は請求者の費用でコピーが引き渡される。</p> <p>証明機関は、登録の集団的な商標、製品、商業、役務に関する法律に適合する商標、場合によっては証明を伴い、実質化する商標を登録する。</p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>

第2編 取引慣行

第1章 規制される取引慣行

第1節 広告

L121-6条	<p><b>121-1条違反は、L213-1条に定めるところにより処罰される。</b></p> <p>同条に定められた<b>罰金の限度額は、違法行為を構成する広告費用の50%におよぶる。</b></p> <p><b>法人の刑事責任を定めた213-6条の規定は、当該違反にも適用される。</b></p>
L121-1 条	<p>いかなる形式であれ、誤ったないし誤解を生じさせる性質の引用、表示または提示を含む広告は、それが次の1つあるいはそれ以上の要素 - 存在、本質、成分、実質的な品質、有用な成分の含有量、原産地、量、製造方法・年月日、所有権、広告の対象となっている動産売買および役務の価格および条件、売買および役務提供の動機・方法、広告主によってなされた約束の範囲、製造業者、小売業者、開発者、あるいは提供者の質および能力 - について及んでいるものであればすべて禁止される。</p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L213-6 条	<p>法人は、L213-1 条からL213-4 条に定める違反について、<b>刑法典121-2条に定める要件によって、刑事責任</b>を確認される。法人が受ける刑罰は、：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>刑事法典131-38条に定める要件に基づく罰金</b>；</li> <li>2. <b>刑事法典131-39条に定められた刑罰</b>である。</li> </ol> <p>刑法典131-39 条2 項にいう禁止は履行あるいは違反が犯された履行の機会における活動にも及ぶ。</p>
L121-7条	<p>L121-6条の適用にあたって、裁判所は当事者に対し、すべての有益な文書の伝達を知らせよう求めることができる。拒否された場合、裁判官は、その資料の差押または適切なすべての措置を命じうる。さらに裁判官は、それらの資料の作成に要した期間を考慮して、<b>遅滞1日につき4500ユーロまで履行強制のための罰金</b>を課すことができる。</p> <p><b>L121-6条第1項に定められた罰則は、広告の停止もしくは取消を命じる決定に反する場合、または、猶予された期間内での訂正広告の不履行の場合と同様、L121-2条に定められた条件の下で求められた正当化要素、同意要素または配布された広告に関する報告を拒否する場合</b>にも適用される。</p>
L121-6 条	<p>121-1 条違反は、<b>L213-1条に定めるところ</b>により処罰される。</p> <p>同条に定められた<b>罰金の限度額は、違法行為を構成する広告費用の50%におよぶる。</b></p> <p><b>法人の刑事責任を定めた213-6条の規定は、当該違反にも適用される。</b></p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L121-2 条	<p>競争、消費者、詐欺抑止を一般的に監視する捜査官、農業省食料一般監視捜査官、産業省計測サービス捜査官は、調査によって、121-1 条違反を認める資格を有する。同捜査官は、広告主に対して、その広告にかかる引用、表示または提示を根拠づけるための要素を提出するよう求めることができる。同様に同捜査官は、広告主、広告代理人、媒体責任者に対し、流された広告のメッセージを提出するよう求めることができる。</p> <p>前条の適用によって作成された調査は、大審裁判所検事正に渡される。</p>
L121-14条	<p>民法典1382条が適用される場合は別として、<b>L121-8条からL121-12条の規定違反は、場合によっては、L121-1条からL121-7条に定める罰金、あるいは、刑法典422条、423条に定める罰金</b>が科せられる。</p> <p>コンセユ・デタのデクレは、必要な場合は、L121-8条からL121-13条の適用方法について定める。</p>
L121-8 条	<p>製品あるいは役務に関する比較広告は、それが明示的なものであるか否かを問わず、以下の場合にのみ有効である。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. それが消費者を錯誤に導かない場合；</li> <li>2. 同一条件で販売され、あるいは同様の製品または役務に関するものである場合；</li> <li>3. 必要不可欠で、有意義で、関連性を有し、かつ検証可能な市場における同一の性質についてのものであり、その値段が属する製品ないしは役務を代表したものであること。</li> </ol> <p>特別な提供態様に関する比較広告は、その提供態様が自由な在庫品との競争で限られた期間のものである場合、および特別な条件が適用される場合には、その日付を明確に記載しなくてはならない。</p>
L121-9 条	<p>比較広告において、次の行為はしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品、取引ないし役務の商標、商事名称、その他競争を目的とする記号ないし原産地名、および競争する製品の保護された地理的指示に付随する利益を引き出すことを目的とすること；</li> <li>2. 商標、商事名称、はっきりしたその他の記号、物、役務、競争活動および状況の不評判ないし中傷を引き出すこと；</li> <li>3. 広告主および競争の間ないし商標間の混乱、商事名称、その他のはっきりした記号、広告主の物ないし役務および競争のそれを発生させること；</li> <li>4. 保護された商標ないし商事名称を享受する物ないし役務の模倣品ないし複製品として物ないし役務を示すこと。</li> </ol>

L121-10 条	原産地名ないし保護された地理的表示を付した製品については、比較は同一の表示ないし指示を付した製品についてしか行えない。
L121-11 条	包装、勘定書、運送証書、支払方法または劇場または公共の場所への入場券に関するL121-8条およびL121-9条の定義にあるような比較広告は禁止される。
L121-12 条	L121-2 条の規定は別として、広告主は、放送させる比較広告に関して、広告に含まれる言明、表示、定時の実質的な正確さについて短期間内に証明できる状態になければならない。
L121-6 条	121 - 1 条違反は、 <b>L213-1条に定めるところ</b> により処罰される。 同条に定められた <b>罰金の限度額は、違法行為を構成する広告費用の50%におよぶ</b> 。 <b>法人の刑事責任を定めた213-6条の規定</b> は、当該違反にも適用される。
L121-7 条	L121-6 条の適用にあたって、裁判所は当事者に対し、すべての有益な文書の伝達を知らせよう求めることができる。拒否された場合、裁判官は、その資料の差押または適切なすべての措置を命じる。さらに裁判官は、それらの資料の作成に要した期間を考慮して、 <b>滞滞1日につき4500ユーロまで履行強制のための罰金</b> を課することができる。 <b>L121-6条第1項に定められた罰則</b> は、広告の停止もしくは取消を命じる決定に反する場合、または、猶予された期間内での訂正広告の不履行の場合と同様、L121-2 条に定められた条件の下で求められた正当化要素、同定要素または配布された広告に関する報告を拒否する場合にも適用される。
L121-15 条	さらに、以下のような点に関する広告はすべて禁止される： 1 . 商工業の発展および促進に関する1996年7月5日の法律第603号26条、27条、28条、29条および30条、あるいは商工業の方向付けに関する1973年12月27日の法律第1193号29条および32条、あるいは定期市およびサロンに関する1945年9月11日のオルドナンス第2088号の名の下での承認にしたがった商事取引に関するもの、およびその承認を対象としていないもの； 2 . その実現にあたって労働法典第2部第2 編第1章の名における承認を要求する勤労者の雇用を必要とし、およびこの承認を予め獲得することなく実現する商事取引、ないしモーゼル、パ・ラン県、オー・ラン県に適用される職業法典の41条a、41条b、105条から105条に違反する商事操作； 3 . 労働法典L221-17条規定違反によって実現されたいしかつて実現された商事取引にかんするもの。 <b>前項で禁止された広告を実行しないし実行させたすべての広告主</b> には、 <b>37500ユーロの罰金刑</b> が科される。 <b>罰金刑の最高額は不法な広告に割かれた支出の50パーセントにおよぶ</b> 。裁判所は、前項違反を犯した者の費用で、広告の中止を命じることができる。

## 第2節 隔地者間動産売買及び役務提供

L121-20-8条	有聲ラジオないしテレビのサービスの権利ないし事実の指導者の責任に関する規定は、以下に転載される「電気通信による購入」と言われる売上の提供を伴うテレビでの促進操作に関する1988年1月6日の法律第21号3条 によって定義される： 「 . . . <b>同条によって定められた規定違反の放送を番組に組み込みおよび放送、配信させた、本法 2条で定義された有聲ラジオないしテレビのサービスの権利ないし事実の指導者</b> は、 <b>500000フランの罰金</b> を科せられる。再犯の場合、違反者には1000000フランの罰金が科せられる。」 注 - 1988年1月6日の法律第21号3条は、2000年8月2日の官報に掲載された2000年8月1日の法律第719号25条によって廃止された。
L121-20-10条	<b>L121-18、L121-19、及びL121-20-5の規定違反、および、売主のL121-20-1条に定められた条件における購入者による返品についての返金の拒絶</b> は、 <b>商事法典L450-1条1項および3項、L450-2、L450-3、L450-4、L450-7、L450-8、L470-1条及びL470-5条に定められた条件にしたがって確認及び訴追</b> される。
L121-18 条	L214-1 条の適用によるもの同様L111-1 からL113-3 条に定められた情報は別として、契約の申し込みにあたっては以下の情報が提供されなければならない： 1 . 製品売主あるいは役務提供者の氏名、電話番号、住所、および法人の場合はその本社、およびそれが異なる場合は、申し込み責任を負う施設の住所； 2 . 万一の場合は、引渡し費用； 3 . 支払、引渡し、履行の方法； 4 . 前節の規定がこの権利を排除している場合を除き、取消権の存在； 5 . 申し込みの有効期間およびその価格； 6 . 基本料金の照合によって計算できない場合の隔地通信技術の利用費用； 7 . 場合によっては、契約が物ないしは役務に関する継続的あるいは提供を目的としている場合は、提供された契約の最小期間。 これらの情報は、その商事特徴がいまいであるとはならないが、消費者に対して、利用された隔地通信技術に適合するあらゆる手段による、明白およびわかりやすい方法で伝達される。 電話その他類似の技術による訪問販売の場合、事業者は会話の最初において、彼の身分及び提供される商事特徴を明らかに示さなくてはならない。
L121-19 条	. 消費者は、適切な時および遅くとも引渡しの時に、書面あるいは他のその地位を継続的に支える手段で、以下の点について受信しなくてはならない： 1 . 事業者が契約締結前の情報提供義務を果たさない限り、L121-18 条第1 項から4 項にいう情報の確認、および、L214-1 条の適用による情報の確認； 2 . 取消権の行使の条件及び方法に関する情報； 3 . 消費者が苦情をいうことができる提供者の組織の住所； 4 . 売買後役務及び商事保証に関する情報； 5 . 期限が定められていないあるいは1 年以上の契約の場合には、その契約の解除の条件。 . 本条の規定は、隔地通信技術手段によってわずか一度しか提供されていない役務、及び3 をのぞく技術オペレーターによって請求書が作成された役務には適用されない。
L121-20-5 条	事業者の、電話に対して受領の同意を表現しない消費者に対する、自動ダイヤルあるいはファックスによる直接の探査は禁止される。 それが個人的な情報伝達を認めている場合、前項を除いた隔地情報伝達技術は、消費者が彼の反対の意思を表明しない場合にしか用いられることはできない。 消費者が1 項に述べられた呼びかけを受領する旨の同意を表明する条件、事業者がその反対の意思および反対の登録を行う可能性について消費者に提供すべき情報は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

L121-20-1 条	取消権が行使された場合、事業者は直ちに、および、遅くともこの権利が行使されてから30日以内に返金しなくてはならない。それ以上に、支払うべき合計金額には、合法的に現行法の法定利息を付する。
-------------	---

### 第3節 訪問販売

L121-28条	<b>L121-23、L121-24、L121-25およびL121-26の規定の違反</b> はすべて、 <b>1年の禁固および3750ユーロの罰金、あるいはこのどちらかが1つ</b> が科される。
L121-23 条	121-21 条に定められた取引（訪問販売）は、書面による契約でありその写しが契約締結の際に顧客に渡される契約でなくてはならず、また、無効とならないためには、以下の記載がなければならない。 (1) 給付者および訪問販売員の氏名； (2) 給付者の住所； (3) 契約が署名された場所の住所； (4) 申し出られている物または役務の性質ないし特徴の明記； (5) 契約の履行条件、特に物の引渡または役務の提供の方法および日付； (6) 支払うべき金額および支払方法；分割払いによる売買あるいは信用売買の場合は、313-1 条によって定められた通常利率および実際の利率と同様、信用売買に関する規則に従って必要とされている手続； (7) 121-25 条に定められた撤回権、およびその行使条件、およびより明確な手段で121-23、121-24、121-25、121-26 に書かれた文言。
L121-24 条	121-23 条の対象となる契約には、121-25 条に定められた撤回権の行使を容易にするために、取り外し可能な申し込み用紙を備えていなければならない。この申し込み用紙の記載については、コンセイユ・デタのデクレで定める。 この契約は、撤回権を割り当てることができる条項をも備えることができない。契約の写しはすべて、顧客によって直接署名され日付を備えてなくてはならない。
L121-25 条	注文および購入の約束から数えて祝日を含めた7日間、顧客は、受取証を伴った書留便によって撤回権を行使することができる。もし、期限が土曜、日曜、祝日、休業日に切れる場合には、期限は次の平日まで延長される。 顧客に注文および購入の約束を撤回する権利を放棄させるような契約条項はすべて無効である。 本条は、121-27 条の条件のもとで締結された契約には適用されない。
L121-26 条	L121-25 条に定める取消期限が切れる前には、何人も、直接的にあるいは間接的に、いかなる権利や形態に基づいて、消費者に対して費用を請求したり、消費者から費用を受け取ったり、あるいはその約束をしてはならない。 しかしながら、租税法典39 条の2の意味での日常のおよび類似の広告の予約への住居での申し込みは、消費者が経過中の予約期間に比例した総額の返済のみあって、違約金も費用もなく、15 日以内に継続的に取消権を利用する場合には、前項の規定に従わない。 その上、支払の約束ないし命令はL121-25 条に定められた期間の満了前には実行されてはならないし、取消後15 日以内に消費者に転じられてはならない。
L121-30条	<b>本節（第3節 訪問販売）の規定の違反は、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオールドナンス1243号の45条、46条1項および3項、47条、52条によって定められた要件に従って確認、訴追</b> される。
L121-33条	訪問販売がその特別な文言によってその目的ゆえに禁止されているような役務提供と同様の必要性に応じる傾向がある文書ないしは物品の売買、賃貸借、ローン方式による買取契約を申し出るために、自然人の住所、居所または勤務地に行くことは禁止される。 <b>本条の規定の違反</b> はすべて、同意の無効に加えて、 <b>L121-28条に定めるサンクション</b> が適用される。 アシスタントおよび教育学なしの自由な見習い期間に当てられた外国語の知識の実質的なサポートで、その提供が学校教育のレベル、教育活動、学校教育の成功、形式、免状の獲得、事業者の状況を参照していないようなものは、前条の対象とならない。この場合において、7日間の熟慮期間は、顧客によって支払い目的でこの製品を返品させるために製品が受領された後15日の期限が切れる補足期間として延長される。この返品権を行使する場合、設備は売主に無償あるいは再発送費用以外の補償金なしに返還される。L121-23条に定める契約は、注文の実現の能力に関する本条の文書を再度作成しなくてはならない。 独立した第三者の管理の下で売主あるいは製造者によってなされた言語の方法の採用の能力のテストの結果は、消費者に対して契約締結前に伝えられなくてはならない。
L121-28 条	L121-23、L121-24、L121-25 およびL121-26 の規定の違反はすべて、 <b>1年の禁固および3750ユーロの罰金、あるいはこのどちらかが1つ</b> が科される。

### 第6節 宝くじ広告

L121-40条	<b>本節の規定の違反は、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオールドナンス1243号の45条、46条1項および3項、47条、52条によって定められた要件に従って確認、訴追</b> される。
L121-41条	<b>L121-36条1項に定められた操作の主催者で本節（第6節 宝くじ広告）に定められた条件を遵守しない者</b> には、 <b>37500ユーロの罰金</b> が科せられる。裁判所は違反者の費用で、あらゆる適切な手段による決定の公開を命じることができる。特に違反が重大な場合は、当該操作によって要請されたすべての人に対し発送を命じることができる。掲示を命じる場合、それは刑事法典131-35条に定められた条件及び刑罰の下で実行される。
L121-36 条	いかなる形のくじ引きによろうと、参加者に利益の獲得の期待を抱かせる書面によってなされた広告操作は、参加者に経済的対価も、いかなる形であれ費用も負担させない場合にのみ行うことができる。 この取引への参加の受領証は、物または役務の注文証と明確に区別されなければならない。

### 第9節 時分割不動産用益契約

L121-70条	<b>以下の行為</b> には、 <b>15000ユーロの罰金</b> が科せられる： 1. あらゆる事業者によって、消費者を、書面によらず、L121-61条に列挙された文言を含まず、L121-63条からL121-68条に定めたより特徴的な規定に従っていない、L121-60条の契約あるいは契約の集団の締結を目的とした申込に従わせること； 2. あらゆる広告主による、L121-69条の規定に従っていない広告の彼の計算による普及。
----------	---

L121-61 条	<p>契約の申込は、書面によってなされ、次の点が表示されなくてはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者の身分および住居、事業者が法人である場合には、その名称、その法的形態、およびその本社；もし関係がある場合には、その所有権者およびその仲介者、彼らの法的関係；</li> <li>2. 名称、および、その場所および環境およびそれを決めている要素を正確にした見取り図、および、不動産が建築中の場合は、物件の履行期限、多様な組織網、完成保証あるいは不履行の場合の償還、建築許可に関する必要不可欠な表示；</li> <li>3. 不動産の管理に関する必要不可欠な表示；</li> <li>4. 契約の目的、消費者がその場所において享受する権利の法的性質、その権利の期間、効力発生日およびそれを果たす際の表示とともに行使する法的条件；</li> <li>5. もし申込が予約の形態をとる場合は、最終的な行動を実行する期日およびその条件；</li> <li>6. 権利享受の単位となる期間の長さおよび頻度；</li> <li>7. 占有日、あるいは、必要なときは、その占有する場所の決定方法同様固定方法；</li> <li>8. 消費者が事由に使える共有の設備、施設、および、付随して提供される役務、および、その設備・施設のアクセス方法そのアクセスにかかる費用の見積もり条件；</li> <li>9. 入会金、期間の合計の詳細な金額あるいはその決定要素同様、雑費用；申し込み時から3年ごとの期間の費用の合計にかかる税金、あるいは、もしこれらの情報が入手できない場合には、増加するリスクを警告する文言； 申込日から支払う税金、納付金の総額あるいは決定要素；</li> <li>10. 金額の支払方法、および、必要な場合は、クレジットの利用；</li> <li>11. 事業者の貿易給費への加盟の有無、および、その消費者への加入の提供の可能性、特に金融業者の場合は、その加入に必要な条件および効果；</li> <li>12. 費用、チャージ、契約の本質からくる義務の列挙の限界の特徴。</li> </ol> <p>申し込みにあたっては、事業者の署名が必要である。その際、その日付および発行地が表示されなくてはならない。申し込みにあたって必要な文言は、アレテによって定める。</p>
L121-63 条	<p>消費者の身分および住所の記載によって補われた申込は、消費者に対し2部送付され、それらにはL121-64条に定められている取消権の行使を容易にする切り離し可能なクーポンが含まれる。このクーポンは、事業者の身分、住所あるいは本社の記載について触れる。</p> <p>申込は、消費者が受領してから少なくとも7日間は、効力を有する。受領日の証明は事業者が行なわなくてはならない。</p>
L121-68 条	<p>消費者がフランスに居住している場合、あるいは、不動産の全部あるいは一部がフランス領域に存在する場合は、申込はフランス語で作成される。</p> <p>他方、消費者が選択した場合には、ヨーロッパ共同体の公式言語のうち、消費者が居住しあるいは所属している共同体メンバーの言語によって作成される。</p> <p>本条の適用によって申込を2つの言語で作成した場合は、消費者は、その選択によって、そのどちらかの版にサインする。</p> <p>もし不動産の全部あるいは一部がフランス以外のヨーロッパ共同体のメンバー国に所在し、契約が本条の適用による共同体の言葉で作成されていない場合には、この言語で書かれた翻訳が消費者に配布される。</p>
L121-60 条	<p>事業者から消費者に対して、直接的にあるいは間接的に、1ないしは複数の不動産を、期限を定めあるいは定めず、具体的には少なくとも3年あるいは無期限で、居住目的で享受させることを目的として有償で締結されるすべての契約ないし契約の集団は、本節の規定に従う。時分割での不動産分配団体に関する1986年1月6日の法律第18号によって定められた時分割での不動産用益団体の会社の持分または株式の引き受けあるいは譲渡契約も本節の規定に従う。</p>
L121-69 条	<p>L121-60条の対象となるすべての契約あるいは契約の集団に関する広告はすべて、提供された申込文書の獲得可能性およびそれが取り出されうる場所の住所について示さなくてはならない。</p>
L121-71 条	<p>事業者が、<b>L121-64条に定める取消期限が切れる前にもかかわらず、消費者から、直接的にあるいは間接的に、いかなる権利および形態のもので、支払を要求・受領しあるいは支払の約束をさせた場合</b>には、<b>3000ユーロの罰金</b>が科せられる。</p>
L121-64 条	<p>申込の承諾は、日付および場所の手書きの記載を伴った、受領する旨の要求を記載した書留郵便で事業者に送られ、あるいはそれが無い場合には、発送した日がわかるのに十分な保証を示したすべての方法によって送られた、消費者の署名によって効力を生じる。</p> <p>同様の形態において、消費者は、事業者に対して承諾の通知を送った日から数えて10日以内であれば、契約に必要な費用を除いた補償金および費用の返還なく、契約を取り消すことができる。</p>
L121-72 条	<p>法人は、<b>L121-70条およびL121-71条に定める違反</b>について、刑事法典121-2条に定める要件によって、刑事責任を宣告される。法人が受ける刑罰は、：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>刑事法典131-38条に定める要件に基づく罰金</b>；</li> <li>2. <b>刑事法典131-39条に定められた刑罰</b>である。</li> </ol>

#### 第10節 製パン業の名称及び製パン業者の看板

L121-82 条	<p><b>L121-80条およびL121-81条の規定違反</b>の搜索および確認は、L121-2条に定める要件のもとで行なわれ、<b>L213-1条に定める罰金、場合によっては、L121-6条2項に定める罰金</b>が科される。</p>
L121-80 条	<p>自分自身で、最初に選ばれた原料をもとにして、パンを焼くことはもとより、パン生地をこねること、その発酵およびその型作りを末端消費者の販売場所において保証できない事業者は、末端消費者に対するパンの販売場所、あるいは事業者のみの利用のための商事書類を除いた広告において、「製パン業」の名称および「製パン業」の看板、あるいは混乱をもたらす余地がある名称を用いることができない。；製品は生産あるいは冷凍されあるいは冷凍保存されて販売されるいかなる段階でもありえない。</p>
L121-81 条	<p>これらの名称は、パンがL121-80条に定めた要件を満たす事業者あるいはその責任の下で移動販売された場合にも同様に用いられる。</p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L121-6 条	<p>121 - 1条違反は、<b>L213-1条に定めるところ</b>により処罰される。 同条に定められた <b>罰金の限度額は、違法行為を構成する広告費用の50%におよぶ</b>。</p> <p>法人の刑事責任を定めた213-6条の規定は、当該違反にも適用される。</p>

第2章 違法な取引慣行

第2節 予め注文を得ないでする売買

L122-2条	<b>刑事法典R635-2条違反は、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオールドナンス1243号の45条、46条1項および3項、47条、52条によって定められた要件に従って確認、訴追される。</b>
---------	--

第3節 「マルチ商法」的売買および役務提供

L122-7条	必要な場合には <b>刑法典313-1条、313-7条および313-8条に定められた刑罰</b> の適用は妨げられず、 <b>本節（第3節「マルチ商法」的売買および役務提供）のすべての違反</b> に対しては、 <b>4500ユーロの罰金及び1年の禁固</b> が科される。 他方、軽犯罪者は、商品を獲得した者に対して頼ることができる場合は別として、彼らによって注がれた金額を満足させられなかった顧客に対する費用の返還を命じられる。
L122-6条	次の行為は禁止される。 1. 「雪だるま式」と呼ばれる方法により、あるいは、無料または実際の価格より低い金額で商品が獲得できるものと期待させ、ないしは、金券やチケットの投資目的売買や入会・登録募集目的売買に従わせる方法による売買。 ; 2. 募集するないし登録する者の数が幾何数列的に増加することにより経済的利益が得られることを期待させて、ある者に会員を集めることないし名簿に登録することを申し出ること。 入会あるいは加盟のチェーン状の募集によって構成された売買ネットワークにおいて、入会あるいは加盟に基づいて入会権に応じた費用の支払を受けること、あるいは、教育的な適正に関する製品あるいはサービス、教育、実演、売買、その他すべての類似した物質あるいは役務を受け取ることは、その支払が支払あるいは入会・加盟者の1人あるいはそれ以上に利益を与えるものである場合には、禁止される。 他方、同様のネットワークにおいて、入会あるいは加盟者から、再販売目的の商品の在庫を、購入の条件で返品する保証なく、値段の10パーセントを超えない価格で割引することは禁止される。この返品保証は、購入後1年間に限定される。

第4節 弱さの濫用

L122-8条	<b>住居訪問によって、即金での義務負担またはいかなる信用形式での義務負担をもなさしめるために、人の弱さまたは無知を濫用する者は、</b> 引き受けた義務範囲を被害者が判断できる状態になかった旨が状況により示された場合、義務負担をなさしめるために用いられた術策または詭計を被害者が見抜くことができる状態になかった旨が状況により示された場合、あるいは状況により被害者が強制に従ったものと判明した場合には、 <b>5年の拘禁刑、9,000ユーロの罰金の双方またはいずれか</b> が科されるものとする。
L122-9条	122-8条は、 <b>同条と同一の要件において、以下のような義務へも適用</b> される： 1. 電話またはファックスによる訪問販売の結果獲得された義務； 2. 個人を対象とする勧誘の結果獲得された義務、ただし当該勧誘が、売買場所に赴くにつき指名され、住居で行われ、かつ特別利益提供が付された場合にはこの限りではない。 ; 3. 違反行為者によって、または違反行為者の利益のために、組織された集会または小旅行の際に獲得された義務； 4. 取引が、提示される財またはサービスのために予定されたものではない市場において為された場合、あるいは見本市または展示会の一環として為された場合に獲得された義務； 5. 違反〔行為〕の被害者が一または複数の資格ある職業人、第三者の意見を聴くこと、または契約書面を調べることで不可能であるような緊急状況において、取引が締結された場合に獲得された義務。
L122-11条	<b>本節諸規定への違反は、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオールドナンス第1243号第45条1項および3項、第46条、第47条、によって確認、訴追される。</b>

第2部 製品及び役務の適合性及び安全性

第1編 適合性

第3章 詐欺及び偽造

第1節 欺瞞

L213-1条	<b>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、</b> 彼が契約当事者であろうとなかろうと、 <b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b> により罰せられる。 ; 1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、 ; 2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ ; 3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。
L213-2条	<b>以下の場合、L213-1条に定める刑罰が二重に科せられる。 ;</b> 1. 前条（L213-1条）に定める違反によって当該商品の使用が、人ないしは動物の健康にとって危険になった場合 ; 2. 前条（L213-1条）に定める違反または違反未遂が、次に掲げる手段によってなされた場合 ; a) 偽りのまたは不正確な重量、寸法およびその他の器具 ; b) 内容分析、用量決定、計測の操作をくわせようとする手段・方法、または、これらの操作以前であれ、当該商品の組成、重量、体積を変更しようとする手段、方法 ; c) 以前のおよび正確な操作を信じさせるような詐欺的な表示。

第2節 偽造及び密接な違反

L213-3条	<p><b>以下の者はL213-1条によって罰せられる。：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人または動物の糧食に供する物、医薬物および販売すべき農産物または自然の産物の成分に違法な変更を加えた者；</li> <li>2. 人または動物の糧食に供する物、飲料および成分に違法な変更を加えるか、または、腐敗したもしくは有毒の農産物または自然の産物を陳列し、発売しまたは販売する者；</li> <li>3. 成分に違法な変更を加えた医薬物を陳列し、発売しまたは販売する者；</li> <li>4. 人または動物の糧食に供する物、飲料または農産物もしくは自然の産物の成分に違法な変更を加えるためにのみ使用する製品、物件または装置を、その用途を知らず、陳列し、発売しまたは販売する者、ならびに、パンフレット、回状、内容見本、掲示、広告またはなんらかの指示という手段により前掲の製品、物件または装置の使用を教唆した者。</li> </ol> <p><b>成分に違法な変更を加えた物もしくは腐敗した物または成分に違法な変更を加えた医薬物が人または動物の健康に有害である場合には、4年以下の懲役および75000ユーロ以下の罰金の双方を科す。</b>この刑罰は、成分に違法な変更を加えたところが有害であることが買手または消費者の知るところとなった場合にも適用する。</p> <p>本条の規定は、青果物が発酵または腐敗している場合にはこれを適用しない。</p>
L213-1条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁固および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L213-4条	<p>すべての製造、生産、包装、貯蔵、あるいは売買の場、商品の輸送の為に用いられる自動車、及び人ないし動物の食に供する動物を飼育あるいは屠殺する場所において、以下の物を正当な理由なく保持しているとされた者は、<b>4500ユーロの罰金及び3ヶ月以上の禁固あるいはそのいずれか</b>が科せられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品の計量あるいは測定に対して出された誤った量ないし程度、あるいはその他の不正確な装置；</li> <li>2. 人ないし動物の食用として出された食料品、飲み物、農業製品、自然製品で、偽造であるとされたもの；</li> <li>3. 偽造された薬用の物質；</li> <li>4. 人ないし動物の食用として出された食料品、飲み物、農業製品ないし自然製品の偽造を実行するのに適した製品、物ないし装置。</li> </ol> <p><b>もし食用の物質が偽造ないし腐敗され、ないし偽造された薬用の物質が人ないし動物の健康に有害であるときは、その場合に課される懲役は2年であり罰金は37500ユーロである。</b></p> <p>本条の規定は生の果物および生の、発酵されないし腐敗した野菜には適用されない。</p> <p><b>飲み物の準備ないし保護目的の製品の売主ないし保持者で、その採用が現行法の法規則によって限られた含有量しか認められていない要素の組成および比率に入る要素の指示ラベルを持たない者</b>はすべて、L214-2条で定められた刑罰を科される。</p>
L214-2条	<p>コンセイユ・データのデクレ、L214-1、L141-1、L215-1の最終項、L215-4条違反でL213-1条からL213-4条およびL214-1条に定めたいかなる詐欺ないしは偽造違反と混同しない違反者は、<b>第3級の違警罪</b>として処罰される。</p> <p>進行中の行政管理の結果を待つことなく、管理の結果としての司法調査の結果詐欺的ないし偽造であると決定された物であれば何であれ、詐欺ないしは偽造者に対する集中的な訴追は別として、市場に物を売り出す者も同様に処罰される。</p>

第3節 法的な再犯

L213-6条	<p>法人は、<b>L213-1条からL213-4条に定める違反</b>について、<b>刑法典121-2条に定める要件によって、刑事責任を</b>確認される。法人が受ける刑罰は、：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>刑事法典131-38条に定める要件に基づく罰金</b>；</li> <li>2. <b>刑事法典131-39条に定められた刑罰</b>である。</li> </ol> <p>刑法典131-39条2項にいう禁止は履行あるいは違反が犯された履行の機会における活動にも及び。</p>
---------	---

第4章 適用手段

L214-2条	<p><b>コンセイユ・データのデクレ、L214-1、L141-1、L215-1の最終項、L215-4条違反でL213-1条からL213-4条およびL214-1条に定めたいかなる詐欺ないしは偽造違反と混同しない違反者</b>は、<b>第3級の違警罪</b>として処罰される。</p> <p><b>進行中の行政管理の結果を待つことなく、管理の結果としての司法調査の結果詐欺的ないし偽造であると決定された物であれば何であれ、詐欺ないしは偽造者に対する集中的な訴追は別として、市場に物を売り出す者も同様に処罰される。</b></p>
---------	---

L214-1 条	<p>コンセイユ・データのデクレにより、消費者の正当な期待に物または役務が適合するための要件、とりわけ以下の点について詳しく定めることができる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる商品の販売、発売、陳列、所持、無料配布、農事法典第258、259、262条に定める商品以外の商品の製造および輸入；</li> <li>商品そのものの上への、あらゆる性質の記載、包装、送り状、そのほか、とくに次にかかげる事項に関して、消費者情報および消費者保護を目的とする商業用または奨励のための文書：性質、重量、組成、有効成分、種類、原産地体積、用途、用法、公正な販売および発売を保証するために必要な提示方式、および外国へ輸出されるフランスの商品の上に、任意または強制的に貼付される特別の商標；</li> <li>あらゆる性質の商品の定義、組成、名称、適正な取り扱い、消費に適さないようにさせる性質；</li> <li>製造者、流通業者、広告業者による定義および使用条件、対象者の精神に混乱を生じさせるおそれのある広告文およびその他の表現；</li> <li>人畜の食用に供される食品であって、農事法典第258条、第259条、および第262条に定めるもの以外のものの加工、缶詰、瓶詰め等による貯蔵、発売が行われる施設および製造場所に適用される衛生条件を定めるためにとられるべき措置、ならびに、その必要があるときは、県衛生規則の規定に違反することなく、当該施設、製造所で勤労する者が遵守すべき衛生条件を定めるためにとるべき措置。；</li> <li>主務大臣が、人畜の食用に供される商品であって、農事法典第258条、第259条および第262条に定める以外のものの衛生および微生物学的基準を定める際の条件。；</li> <li>L213-4条最終項が対象とする指示が、ラベル、広告、宣伝、商業紙に関する飼い主の認識にもたされなくてはならない。</li> </ol> <p>本条に定めるデクレは、それが権限内の製品にもたらされ、あるいは健康ないし栄養上のリスクを予防する目的の規定を構成する時には、食料の公衆衛生管理機構の見解後に採択されなくてはならない。この見解は公表される。</p>
L141-1 条	<p>本法典の次の規定の違反は、のちに4段落に転載される、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオールドナンス第1243号45条1項、3項、46条及び52条に定める要件に従い確認、訴追される：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>L121-70条、L121-71条、L121-72条、L122-6条、L122-7条；</li> <li>L132-1条からL132-5条、L133-1条およびL134-1条。</li> </ol> <p>のちに4段落に転載される同オールドナンス45条から48条、51、52、54および56条に定める要件に従い、本オールドナンス45条によって権利を有する者は、本法典L113-3、L121-35、L122-1条の適用に必要な捜査を行うことができる。</p> <p>のちに4段落に転載される同オールドナンス54および56条は、本法典L113-3、L121-35、L122-1条に適用される。</p> <p>上1から3段落の規定の適用に関する規則は、オールドナンス第1243号45条から48条、51条、52条、54条、56条によって定められ、次のように修正される：</p> <p>「45条：経済担当大臣の授権を受けた公務員は、このオールドナンスを適用するために必要な調査を行なうことができる。競争評議会の報告官は、競争評議会に付託された事件について、前項と同一の権限を有する。経済担当省のA部門公務員であって、経済担当大臣の提案するところから従い法務大臣によりとくに授権を受けた者は、予審判事から共助の囑託を受けることができる。」</p> <p>「46条：調査を行なったときは調査を作成し、必要なときは報告書を作成するものとする。調査は、主管官庁にこれを提出する。調査の謄本を関係当事者に交付する。調査は、反証があるまでは証拠力を有する。」</p> <p>「47条：調査官は、職業上利用されているすべての場所、土地または運送手段の中に立ち入ることができ、帳簿、明細書、その他職業上の書類の閲覧を請求し、これを謄写し、召喚しまたはその場で情報および証拠を収集することができる。調査官は、その属する機関に対し、対審に必要な鑑定を行なうため、鑑定人の選任を請求することができる。」</p> <p>「48条：調査官は、経済担当大臣または競争評議会が請求した調査の範囲内で、かつ、立ち入るべき場所につき管轄権限を有する大審裁判所長官の命令または長官が授命する判事の命令による司法上の許可に基づくがぎりにおいて、すべての場所に立ち入り、かつ、書類を差し押さえることができる。立ち入るべき場所が、複数の裁判所の管轄にあり、かつ、それらの場所のそれぞれにおいて同時に審査することが必要なときは、権限を有する裁判所の長官のうちの1人が、単一の命令を出すことができる。</p> <p>裁判官は、提出された許可の請求が正当な理由を有するものであるかどうかを確認しなければならない。この請求には、その立ち入りを正当化するすべての情報が記載されていなければならない。立ち入りおよび差し押さえは、これを許可した裁判官の権限および監督の下で行なわれる。</p> <p>裁判官は、これらの調査に立会い、かつその進展を裁判官に知らせることを任務とする一または複数の司法警察官を指名しなければならない。調査が自己の大審裁判所長官の管轄外で行なわれる場合は、裁判官は、立ち入りが行なわれる場所を管轄する大審裁判所長官に対して、この監督権を行使するための委託裁判事務の要請を行なう。</p> <p>裁判官は、調査中にその場所に赴くことができる。裁判官は、いつでも、立ち入りの休止または中止を決定することができる。</p> <p>1項に定める命令については、刑事訴訟法典に定める規則に従い、上告のみを行なうことができる。この上告は手続を停止させない。</p> <p>立ち入りは、6時前または21時以降はこれを行なうことはできず、その場所の占有者またはその代理人の立ち会いの下にこれを行なわなければならない。</p> <p>調査官、場所の占有者またはその代理人および司法警察官にかぎり、書面および書類の差押さえに先立ってそれらを閲覧することができる。</p> <p>目録の作成および封印は、刑事訴訟法典第56条の規定に従ってこれを行なう。</p> <p>調査および目録の原本は、立ち入りを命じた裁判官にこれを引き渡すものとする。</p> <p>真実を明らかにするために必要でなくなった書面および書類は、場所の占有者にこれを返還する。</p> <p>「51条：調査官は、国その他の公共団体の部局およびそれらの公的施設が有するすべての書類または情報を入手することができ、職業上の秘密をもってこれを拒絶されることはない。」</p> <p>「52条：第45条に定める者および競争評議会報告官がこのオールドナンスに基づく職務を遂行する際に、いかなる方法であれこれを妨げる者は、2ヶ月から6ヶ月の禁錮および5000フランから50000フランの罰金またはそのいずれか一方の刑に処する。」</p> <p>「54条：このオールドナンスおよびその施行令の規定に基づき法人の幹部に言い渡される罰金の支払に関しては、裁判所は、その法人に対しても連帯してその責任を負わせることができる。」</p> <p>「56条：このオールドナンスを実施するため、経済担当大臣またはその代理人は、民事裁判所または刑事裁判所に対し、申立書を提出し、法廷において口頭でこれを陳述することができる。経済担当大臣またはその代理人は、調査の調査および報告書を提出することもできる。」</p> <p>注：1986年12月1日のオールドナンス第86-1243号45、46、47、48、51、52、および54条は、2000年9月18日のオールドナンス第912号によって廃止された。</p>

L215-1 条	<p>次の者は第2章から第4章違反の調査及び確認を行う権限を執行する資格を有する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者行政及び不正行為取り締まりの担当局職員、税関の担当局職員および租税担当局職員；</li> <li>2. 刑事訴訟法典16条に定められた条件における司法警察官、および同法典20条に定められた司法警察職員；</li> <li>3. 検査を行う獣医、農業エンジニア、農業担当サービスの専門技術者、衛生担当者、衛生技術職員、栄養保護担当エンジニアおよび技術者；</li> <li>4. 厚生省の監督薬剤師及び監督医師；</li> <li>5. 海洋開発のための調査を行うフランス研究所の職員；</li> <li>6. 産業省における度量学の職員、および産業、調査および環境の地域事務室の職員；</li> <li>7. 農業省によって承認および委託された国家職員；</li> <li>8. 1938年6月14日のデクレ法3条によって修正された1912年2月27日の金融法第65条で承認および委託された職員；</li> <li>9. 海上取引の行政官、海上取引の検査官、海上案内の安全サービスの専門技術者、技術団体の行政官および海上取引の行政官、海上取引の管理者、海上関係者の労働組合、海上取引の援助および監視を行う者、海上漁業施設の管理技術者。</li> </ol> <p>多様な公的行政官および輸送会社に対する情報要素を集める名の下で第2章から第4章違反を調査および確認する権限を有する者については、コンセイユ・データのデクレで定める。</p>
----------	---

## 第5章 捜査権限

### 第5節 共同体の適合性及び表示に関する規則

L215-18条	<p>．-その権限の限度内でおよび法が彼らにゆだねた管理を行使した場所においてなされた管理の時に、上記L215-1条および郵便電信法典40条に定められた職員は適合性の実施につき委託し要求することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ECの表示の共同体義務に従った商品、および表示のない商品；</li> <li>2. ECの表示が及ぶにもかかわらず、それが適用される表示規則と明らかに一致していない商品；</li> <li>3. 適合性ないし適合性を推定する利用の資格ないしそれが関係する規則の名によって必然的に要請と一致する旨推定する利用の資格に関するEC宣言を備えているにもかかわらず、それと適合していない商品。</li> </ol> <p>検事は無期限で委託の程度の手段の管理を行なう職員によって情報を提供される。これらの操作は委託の程度をもつ商品についての述べた商品によって確認される。この調書は24時間以内に検事に送付される。その複本は同期間のうちに利害関係者に引き渡される。</p> <p>委託された商品はその保持者の管理のもとにおかれる。<b>委託の程度に反した商品の商業化は刑事法典314-5条および314-6条</b>によって処罰される。この手段はECの表示に関する文言によって実行された証明文書が、問題の職員にそれが請求されてから15日以内に示されることができない場合にも同様に適用される。</p> <p>．-委託の程度は、完全法によって作成される：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 職員に対し、知らされた適合性を正当化するのに適したECの表示に関する文言によって実行された証明文書が職員に示された時であれ；</li> <li>b) ECの表示に関する文言の見地から商品を適合される場合であれ；</li> <li>c) 行政、流通責任者、委託された商品の所有者による、その委託された商品の保持の場所における高等裁判所の裁判長の委託の調書の期間日付から7日間における、占有権の欠如の場合であれ。</li> </ol> <p>裁判所長、ないしはこの結果を代表し、急速審理の形式で決定を下す本部の司法官は、委託の程度の解除を宣言し、あるいはその結果を宣言し、あるいは定めた期間内に適合されるまで委託を命じることができ、あるいは、もし商品が適合しない場合はその流通を禁止することができる。</p> <p>商品の適合かにあたって特別な困難が存在する場合は、高等裁判所裁判所長ないしはこの結果を代表する本部の司法官は、正当化された命令によって再び委託を更新することができる。</p> <p>もし商品の適合化が定められた期間内になされない場合は、高等裁判所裁判所長ないしこの結果を代表する本部の司法官は、その商品の市場への流通を禁止することができる。</p> <p><b>商品の委託ないし商品の流通禁止に反して商品が商業化された場合</b>は、<b>刑事法典314-5条および314-6条</b>にしたがって処罰される。</p>
----------	---

## 第6章 共通規定

L216-9条	<p><b>第2章から第6章および揭示に関する規定の刑罰、およびその履行に関するコンセイユ・データのデクレ違反</b>には、<b>肥料、ワイン、シードルおよび梨、治療の血清、バターおよびマーガリン製造の商売における詐欺の予防に関する特別法</b>が適用される。それらは、後法が前述の法律、とりわけ次の法律に差し向けられている<b>すべての場合は刑事法典423条およびの刑罰および規定</b>に取って代わられる：</p> <p>本法典L217-1条；</p> <p>ワインに関する1889年8月14日の法律7条；</p> <p>ワインの販売においてなされた詐欺に関する1891年7月11日の法律2条；</p> <p>ワインの販売においてなされた詐欺に関する1894年7月24日の法律1条；</p> <p>ワイン、シードル、梨に関する1897年4月6日の法律3条；</p> <p>肥料物質の管理および文化の支援の組織に関する1979年7月13日の法律第595号。</p> <p><b>揭示の罰則には前述の違反が適用され、1903年1月28日の法律第7条および1904年7月18日の法律第2条及び3条</b>によって処罰される。</p>
---------	---

## 第7章 特別規定

L217-1条	<p><b>製造された物に製作者以外の製造者の名前ないし当該物が製造された場所以外の製造社名ないし製造と関係がある者以外の名前を添付、追加・削除によって表示、変造する者</b>は、信頼利益を別としてL216-9条に定められた<b>刑罰</b>が科される。すべての商人、代理業者、ないし小売商は、偽りのあるいは変造された名前の表示が付された物を承知の上で売買の対象としあるいは流通された場合は、訴追を受けることとなる。</p>
---------	--

L216-9 条	<p>第2章から第6章および揭示に関する規定の刑罰、およびその履行に関するコンセイユ・データのデクレ違反には、<b>肥料、ワイン、シードルおよび梨、治療の血濁、バターおよびマーガリン製造の商売における詐欺の予防に関する特別法</b>が適用される。それらは、後法が前述の法律、とりわけ次の法律に差し向けられているすべての場合は<b>刑事法典423条およびの刑罰および規定</b>に取って代わられる：</p> <p>本法典L217-1条；          ワインに関する1889年8月14日の法律7条；          ワインの販売においてなされた詐欺に関する1891年7月11日の法律2条；          ワインの販売においてなされた詐欺に関する1894年7月24日の法律1条；          ワイン、シードル、梨に関する1897年4月6日の法律3条；          肥料物質の管理および文化の支援の組織に関する1979年7月13日の法律第595号。          揭示の罰則には前述の違反が適用され、<b>1903年1月28日の法律第7条および1904年7月18日の法律第2条及び3条</b>によって処罰される。</p>
L217-2条	<p><b>あらゆる手段で名前、署名、モノグラム、文字、数字、連番、標章、商品についての同格ないし統合の、身体的ないし電磁的手段で同一視することができるすべての性質のサインを詐欺的に削除、消去、変造ないし修正する者はすべて、L213-1条に定められた刑罰を科される。共犯者も同様に処罰される。</b></p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁錮および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L217-3条	<p><b>変造された商品をわざと売買の対象としあるいは販売した者、ないしその商業地において保持していることがわかった者は、L213-4条による刑罰を科せられる。</b></p>
L213-4 条	<p>すべての製造、生産、包装、貯蔵、あるいは売買の場、商品の輸送のために用いられる自動車、及び人ないし動物の食に供する動物を飼育あるいは屠殺する場所において、以下の物を正当な理由なく保持しているとされた者は、<b>4500ユーロの罰金及び3ヶ月以上の禁錮あるいはそのいずれか</b>が科せられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品の計量あるいは測定に対して出された誤った量ないし程度、あるいはその他の不正確な装置；</li> <li>2. 人ないし動物の食用として出された食料品、飲み物、農業製品、自然製品で、偽造であるとされたもの；</li> <li>3. 偽造された薬用の物質；</li> <li>4. 人ないし動物の食用として出された食料品、飲み物、農業製品ないし自然製品の偽造を実行するのに適した製品、物ないし装置。</li> </ol> <p>もし食用の物質が偽造ないし腐敗され、ないし偽造された薬用の物質が人ないし動物の健康に有害であるときには、その場合に課される懲役は2年であり罰金は37500ユーロである。</p> <p>本条の規定は生の果物および生の、発酵されないし腐敗した野菜には適用されない。</p> <p>飲み物の準備ないし保護目的の製品の売主ないし保持者で、その採用が現行法の法規則によって限られた含有量しか認められていない要素の組成および比率に入る要素の指示ラベルを持たない者はすべて、L214-2条に定められた刑罰を科される。</p>
L217-6条	<p><b>フランスにおける売買のために保持あるいは運搬した自然物ないしは製品、あるいは包装、ケース、包み、封筒、紐、札などに対して、外国人に対しフランス製ないしはフランス原産であるかのごとく誤認させ、およびすべての場合においてフランスあるいは外国の実際の原産地と異なるものと信じさせるような本質を有する製品あるいは商業のマーク、名前、署名ないし指示を貼付ないしはわざと用いた者は、L213-1条に定められた刑罰を科される。</b>もっとも、関係する利益は別である。</p> <p>しかしながら、この規定は、製品が外見上明らかな特徴において実際の原産地の指示をもたらず場合は、原産地の誤った指示が第1編第1部第5章第1節によって保護された地理的名称を構成しないかぎり、適用されない。</p> <p>それがフランス製品に関する場合、売主の会社名、名前、住所は必ずしも原産地の指示を構成するものではない。</p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁錮および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>
L217-7条	<p><b>追加・削除、製品に最初に及んでいた文言の変更、広告・パンフレット・流布・ちらしないしポスター、偽りの原産地の要因ないし証明書、口頭での名言、ないしその他あらゆる手段によって外国産製品をフランス産であると信じさせ、あるいはすべての製品においてフランスないし外国の実際の原産地と異なる原産地を信じさせた者は、L213-1条に定められた刑罰を科される。</b></p>
L213-1 条	<p>以下に掲げる手段、および第三者を使って、契約相手方を欺くまたは欺こうと企てる者は、彼が契約当事者であろうとなかろうと、<b>2年以上の禁錮および37500ユーロ以上の罰金、あるいはこの2つのうちどちらか</b>により罰せられる。：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の性質、種類、原産地、重要な品質、使用適性あるいは量についてであれ、；</li> <li>2. 契約の目的と定められている物以外の製品の引き渡された量あるいはその引渡しによる同一性であれ；</li> <li>3. その使用態様、製品の利用に固有のリスク、効果的な管理、使用方法および事前の注意であれ。</li> </ol>

## 第8章 人・動物の食料に関する防止

### 第3節 刑事規定

L218-7条	<p><b>L218-6条に定められた認可を持たずに食料品の電離加工を実行する行為</b>には、<b>1年の禁錮および15000ユーロの罰金</b>が科される。</p> <p>同様の行為によって、法人は<b>刑事法典121-2条に定められた条件の下で刑事責任</b>を宣告され、<b>同法典131-38条に定められた手段に従って罰金刑</b>を科されうる。</p> <p><b>本章の規定の適用によって命じられた手段を実行しない行為</b>に対しては、<b>2年の禁錮および15000ユーロの罰金</b>が科される。本条に定められた刑罰の対象となる違反は、本章5章に定められた条件においてL215-1条の職員によって確認される。</p>
L218-6 条	<p>人ないし動物の食用目的の食料の電離化による加工施設は、コンセイユ・データのデクレで定められる場合は別として、行政官庁による認可の対象となる。</p> <p>当該加工施設は消費担当大臣、農業担当大臣、産業担当大臣のアレテによって定められた条件を満たさなければならない。これらのアレテは、認可の割り当て、保留および撤回の手段についても定める。</p>

第3部 負債

第1編 信用

第1章 消費者信用

第5節 関連貸付

L311-23条	<p>代金の支払が、その全部または一部について与信を使って行われる場合には、その都度、売買契約または役務提供契約は、その旨を明示しなければならない。<b>これに違反する場合には、L311-34条に規定される罰則を適用する。</b>買主が貸主の事前申込書に承諾しない限りは、買主はいかなる義務も、売主に対して有効に負う事はない。この条件が満たされない場合には、売主はあらゆる形式において、いかなる支払も、またいかなる寄託も受けることはできない。</p>
L311-34条	<p>L311-8条からL311-13条に規定される手続きを怠り、L311-15条の適用によって与信の申込書に切取式〔撤回〕用紙を備えることを怠る貸主は、<b>刑法典第131-13条第5号が第5級違審罪について定めた罰金</b>に処せられる。 同一の刑が、その者のためにL311-4条からL311-6条の規定にしたがわない広告を配布した広告主にも適用される。違反者が法人の場合、責任はその管理者に課せられる。共犯は、一般法の条件によって処罰される。 裁判所は、有罪を宣告された者の費用で、判決の公表および広告の訂正、またこの2つのうち1つのみを命じることができる。 本条第1項に規定される罰は、L311-7条の規定に違反する売主にも同様に適用される。</p>

第7節 制裁

L311-34条	<p><b>L311-8条からL311-13条に規定される手続きを怠り、L311-15条の適用によって与信の申込書に切取式〔撤回〕用紙を備えることを怠る貸主は、刑法典第131-13条第5号が第5級違審罪について定めた罰金</b>に処せられる。 同一の刑が、<b>その者のためにL311-4条からL311-6条の規定にしたがわない広告を配布した広告主にも適用</b>される。違反者が法人の場合、責任はその管理者に課せられる。共犯は、一般法の条件によって処罰される。 裁判所は、有罪を宣告された者の費用で、判決の公表および広告の訂正、またこの2つのうち1つのみを命じることができる。 本条第1項に規定される罰は、<b>L311-7条の規定に違反する売主にも同様に適用</b>される。</p>
L311-8条	<p>L311-2条所定の与信取引は、事前申込書の文言にしたがって締結され、事前申込書は借主に2通、保証人がある場合には保証人にも1通交付される。申込書の交付によって貸主は、その申込書の発行のときから起算して、最低15日間は申込書が表示する諸条件を維持しなければならない。</p>
L311-9条	<p>クレジットカードの使用を伴うものであれ、伴わないものであれ、与信契約が受益者に、その選択する任意の日に、同意された与信総額の範囲の任意の一部分を利用する方法を可能とするものである場合には、事前申込書は、最初の契約についてのみ必要である。 事前申込書は、契約の有効期間が更新可能な一年間に限定されることを、また貸主が最終支払期限の3ヶ月前に契約更新の条件を提示しなければならないことを、明示する。事前申込書は同様に、債務者が与信契約の受益をもちや希望していない場合には、債務者が特にこれと異なる意思を有する場合を除き、必要的に分割方式による、残額返済の態様を定めなければならない。契約の更新が、効力を発生する日の少なくとも20日前までの契約の更新で、そこで貸主によって書かれた情報に付属して回答一覧が用いられている場合、借主は提案された変更に対し意義を述べることができなくてはならない。 契約の更新に際して新しい利率の条件あるいは提案された返済が拒否された場合、信用の提案の新しい利用を實行することなく、借主はすでに使われた金銭のたくわえの合計を、提案された修正前の条件にしたがって返済しなければならない。 (1) 「信用証明書」の文言は、証明書の表で読むことができる特徴において特殊である。 (2) 注(1)：2003年の法律第706号87条(1項)：この規定は、フランスにおいてなされ、受け取られ、あるいは知覚されたすべての広告、および2003年8月1日の法律第706号の公布後6ヵ月後に同意あるいは更新された信用契約に適用される。 注(2) 2003年の法律第706号87条(2項)：これらの規定は、2003年8月1日の法律第706号の公布後1年に発行された信用証明書に適用される。</p>
L311-9-1条	<p>L311-9条上の対象となる信用取引の場合、貸主は借主に対して毎月および支払日前の適切な期日に、信用契約の実行状況を送付しなくてはならず、そこでは以下の状況を明確に示さなくてはならない： - 明細書の発行日および支払日； - 元本のうち自由に利用できる部分； 利息と一致する支払期日における総額； その時期における利率および総計実質利率； 場合によっては、保険の費用； 支払期限の到来した合計金額； 最後の更新からすでに効力を生じている返済の総額、1章の対象となっている部分、信用取引と結びついた利率および費用から生じたもの； すべての機会において、借主が支払うべき残額の全部および部分を、最後の支払期日の総額に限定されることなく、現金で支払うことができるという事実。(1) 注(1) 2003年の法律第706号87条(1項)：この規定は、フランスにおいてなされ、受け取られ、あるいは知覚されたすべての広告、および2003年8月1日の法律第706号の公布後6ヵ月後に同意あるいは更新された信用契約に適用される。</p>
L311-10条	<p>事前申込書は、： 1. 当事者の身元、保証人がある場合には保証人の身元を記載しなければならない。； 2. 与信総額および場合によっては与信総額のうち定期的に利用可能となる部分の額、契約の性質、目的、ならびに、場合によっては保険の条件および与信査定費用を含めた契約の態様、記載の余地がある場合には、総計実質利率、ならびに、請求されている一括受領金および利息の合計額、その額のうち書類の費用に対応する額および支払期日によって生じる費用に対応する額の内訳、を明示しなければならない。； 3. L311-15条ないしL311-17条、および、L311-32条、必要がある場合には、L311-20条ないしL311-31条、L311-13条の規定を告知するとともに、L311-37条の規定を転記しなければならない。 4. 場合に応じて、融資の対象となる財または役務給付を表示しなければならない。</p>

L311-11 条	一定期間にわたる取引については、事前申込書は、前条の規定するところに加え、各返済期ごとに、保険料、場合によって請求される一括受領金、ならびに、各返済期日を明示しなければならず、それが不可能な場合には、以上の事項を定める方法を明示しなければならない。
L311-12 条	事前申込書が、保険の提案を伴うものである場合には、当該保険の一般的契約条件の抜粋、とりわけ、保険者の名称および住所、保険期間、填補される危険および除外される危険を記載する保険説明書を借主に交付しなければならない。 もし保険が資金を獲得するために義務付けられるのであれば、あらかじめの申込みは、借主がその選択によってそれを保証するのと同等の保証を予約することができる。 もし保険が任意であれば、あらかじめの申込みは借主がそれに加入することができないような方法を生じさせる。(1) 注(1) 2003年の法律第706号87条：この規定は、フランスにおいてなされ、受け取られ、あるいは知覚されたすべての広告、および2003年8月1日の法律第706号の公布後6ヵ月後に同意あるいは更新された信用契約に適用される。
L311-13 条	事前申込書は、全国消費審議会の諮問を経て、銀行規制委員会が定める雛型の一つに準拠して、前数条の定める条件の適用のもとで作成される。
L311-15 条	借主を選考する権利を留保する旨の条項が事前申込書に含まれていない場合には、契約は、借主が事前申込書に承諾したときから完全となる。ただし、借主は、その申込を承諾したときから起算して7日間は自己の契約を取り消すことができる。この撤回権の行使を可能とするため、切取式の用紙が事前申込書に付加される。借主による撤回権の行使は、情報ファイルに登録することはできない。
L311-4 条	L311-2条所定の与信取引のいずれかに関するもので、フランスで作成され、受けとられ、または認識できるすべての広告は、その媒体を問わず、： 1. 貸主の身元、提案されている取引の性質、目的、および期間、ならびに総費用、必要がある場合には与信の月ごとおよび年ごとの総計実質利率および一括受領金を明示しなければならない。； 2. 支払期日ごとのユーロによる返済額、それが不可能な場合には、それを決定する方法を明示しなければならない。この額は、融資を得るために付保が義務となっている場合には保険の費用、それがあれば一括受領金の費用を含む。； 3. 期間の定めのある取引については、支払の回数を表示しなければならない。 広告はすべて、その用いられた媒体にかかわらず、それが取引の本質、その期間、総計実質利率、および記載の余地があり、それが販売促進の利率である場合にはその適用される期間、総計実質利率の特徴が「固定的」か「修正できるもの」か、および支払期日による返済の合計金額について書かれているときは、少なくともそれが金融に関するすべての特徴を示すために用いられた方法と同様の重要性の大きさの中で表現されなくてはならず、広告文書の主要な部分の中にそれが含まれていなければならない。 すべての広告においては、それが用いられた媒体を問わず、貸付が、借主の金銭的状况を評価することを認めることができる情報の要素なく与えられようということを示すことや、認識できる金銭的代償なく、貸付が資金の増加を引きずり込むかあるいはすぐに自由に使える金銭の自動的な積み立てと一致するということを提案することは禁止される。 信用のあらかじめの申込みは、あらゆる媒体あるいは広告文書とは異なったものでなければならない。(1) 注(1) 2003年の法律第706号87条：この規定は、フランスにおいてなされ、受け取られ、あるいは知覚されたすべての広告、および2003年8月1日の法律第706号の公布後6ヵ月後に同意あるいは更新された信用契約に適用される。
L311-5 条	販売所の外においては、以下に規定したすべての広告が禁止される。： 1. 「無利息信用」の記載、またはこれと同じ特典を提案する広告、あるいは売主が与信の費用の全部または一部を負担する旨の広告。； 2. 1または複数の商標に限り、他の商標を除外した消費財の購入または買取選択権付賃貸借のために提案され、銀行規制委員会の定める同一期間における再資金調達費用を下回る利率での融資取引を対象とする広告。； 3. 3ヶ月を超える与信につき、履行期における貸料または返済の猶予期間を提案している、販売促進の目的でL311-2条所定の取引に言及する広告。
L311-6 条	販売所において「無利息信用」の記載、またはこれと同じ特典を提示する広告は、現金払いの場合に合意される割引額を提示しなければならない。
L311-7 条	融資取引が、L311-4条からL311-6条の意味における費用の全部または一部の負担を含めるものである場合には、売主は、与信を受けた買主または貸借人に対し、類似の商品または役務の現金購入につき、広告または申込の初日に先立つ30日間に、同一の小売店舗において実際に行われている最も安い価格を超える金額を要求することはできない。同時に売主は、与信売買および賃貸借について提示された金額よりも安い、デクレの定める方式で計算した現金払価格を提示しなければならない。
L311-35 条	〔以下の者は〕30,000ユーロの罰金に処せられる。 1. L311-17条とL311-27条の規定に違反し、いかなる形式であれ、借主または買主に対して支払を請求し、またはこれらの者から支払を受領する貸主または売主。 2. 上記の規定に反する条項を含む、銀行口座または郵便口座からの引き落としの申込書に署名させた者。 3. 借主または買主に、為替手形または約束手形を振り出させ、または引き受けさせ、あるいは保証させた者。 4. L311-25条第2項に規定された金額を、不当に支払わないでいる者。 5. L311-15条に違反して、撤回権を行使した者の氏名を情報ファイルに登録し、または登録させた者。 6. 同一の顧客をして、購入した財または受けた役務供給の元本総額が、与信において支払可能な価格を超える金額となる複数の事前申込書に署名させた者。
L311-17 条	取引が確定的に締結されない限り、いかなる形式においても、またどのような名義であっても、いかなる支払も、借主に対して、または借主の計算において貸主が行ってはならないし、また借主から貸主に対して行ってはならない。 この期間内は、借主は当該取引を理由として、貸主のため、または貸主の計算において、いかなる寄託も行うことができない。銀行口座または郵便口座からの引き落としの許可が借主の署名のもとになされている場合には、その許可の有効性および効力の発生は与信契約のそれに従う。
L311-27 条	売主または役務提供者は、与信取引に関する契約が確定的に締結されない限り、買主が現金で支払うことを承諾した代金の一部のほかは、あらゆる形式において、いかなる支払も、いかなる寄託も買主の側から受け取ってはならない。 銀行口座または郵便口座からの引き落としが、借主の署名によって許可されているときは、その許可の有効性および効力の発生は、売買契約のそれに従う。 現金で代金の一部の支払がなされた場合には、売主または役務提供者は、領収書に相当し、L311-25条の規定の全文を再録した受領書を買主に交付しなければならない。

L311-25 条	〔以下の場合〕売買契約または役務提供契約は、賠償なくして法律上解除される。； 1. 貸主がL311-15 条からL311-17 条において定められた7日の期間内に、信用の供与を売主に通知しなかった場合。； 2. 借主が、その与えられた期間内に撤回権を行使した場合。 以上2つの場合には、売主または役務提供者は、買主が代金につきあらかじめ支払った総金額を、単なる請求に基づき返済しなければならぬ。その金額は返済請求の後8日目から起算して、法律上当然に利率の半分を加算した法定利息を生ず。 さきに定められた7日の期間が満了する前に、買主が現金で支払った場合には、契約は解除されない。
L311-15 条	借主を選考する権利を留保する旨の条項が事前申込書に含まれていない場合には、契約は、借主が事前申込書に承諾したときから完全となる。ただし、借主は、その申込を承諾したときから起算して7日間は自己の契約を取り消すことができる。この撤回権の行使を可能とするため、切取式の用紙が事前申込書に付加される。借主による撤回権の行使は、情報ファイルに登録することはできない。
L311-36 条	<b>信用販売に関する1955年5月20日デクレ第55-585号第1条第2項に規定されたデクレの規定に対する違反は、価格と競争の自由に関する1986年12月1日オールドナンス第86-1243号第45条第1項、第46条、第47条によってきていされる条件にしたがって確認され、訴追される。</b>

第2章 不動産用  
第7節 制裁

L312-32 条	<b>L312-4条からL312-6条の規定またはL312-25 上の規定に従わずに広告を配布した広告主</b> は、30,000ユーロの罰金に処せられる。 L121-2条からL121-7条の規定（ 手続規定）は、本章の範囲内で行われる広告に関する違反に適用される。
L312-4 条	L312-2 条所定のいずれかの貸付に関するもので、フランスで作成され、受け取られまたは認識できるすべての広告は、その媒体を問わず、 1. 貸主の身元、貸付の性質及び目的を明示しなければならない。 2. 広告に、1つまたは複数の数値が伴う場合には、提示されている取引の期間、総費用、及び与信の総計実質利率を明示しなければならない（1）。 すべての必要的記載事項は、消費者にとって完全に判読可能かつ理解可能なように示されなければならない。 注（1）2003 年の法律第706 号87 条（1 項）：この規定は、フランスにおいてなされ、受け取られ、あるいは知覚されたすべての広告、および2003 年8 月1 日の法律第706 号の公布後6 ヶ月後に同意あるいは更新された信用契約に適用される。
L312-5 条	L312-2 条所定の取引を対象とするすべての広告文書または借主に交付される説明書は、借主が10 日間の考慮期間を有すること、売買が貸付が得られるか否かに従うこと、もし貸付が得られないときは、売主は、支払われた金額をすべて買主に返還しなければならないことを記載しなければならない。
L312-6 条	返済の月賦金を家賃に同視する広告、または、支払額の計算において、契約の全期間にわたって保障されているわけではない社会保障給付に言及する広告はすべて禁止される。
L312-25 条	本節所定の契約のいずれかに関するもので、フランスで作成され、受けとられ、または認識できるすべての広告は、その媒体を問わず、賃貸人の身元、契約の性質および目的物を明示しなければならない。 当該広告が1 または複数の見積金額を含む場合には、賃貸期間に加え、年間の費用および取引の総費用を明示しなければならない。
L312-33 条	<b>L312-7条及びL312-8条、L312-14条第2項もしくはL312-26条の規定に違反する貸主または賃貸人は、3,750ユーロの罰金に処せられる。</b> <b>期日の記載のない申込書またはL312-10条所定の10日の期間経過後に加えられたと解される虚偽の期日の記載ある申込書に、借主または指定された保証人に署名させ、ないし承諾させた貸主</b> は、30,000ユーロの罰金に処せられる。 <b>期日の記載のない申込書またはL312-27条所定の10日の期間経過後に加えられたと解される虚偽の期日の記載ある申込書に、賃借人に署名させないし承諾させた賃貸人</b> には、同一の刑が科せられる。 さらに、前項までに規定された場合においては、貸主または賃貸人は、全部ないし裁判官により定められた割合で、利息を受ける権利を失う。
L312-7 条	L312-2 条の貸付のため、貸主は書面を以て申込書を作成し、借主となるべき者、および、借主が申告した保証人が自然人である場合には、これらの者に対し、右申込書を、無償で郵送しなければならない。
L312-8 条	前条に定める申込書には、 1. 当事者の身元、保証人がある場合にはその身元を記載しなければならない。 2. 貸付の性質、目的、履行の態様、とりわけ、貸付金が利用できる日付および条件に関する態様を明示しなければならない。 2 Bis. 返済期日毎に元本と利息への返済額の充当割合を詳しく記載した返済計画表が含まれていなければならない。 3. 同意されることのできる与信の総額、および、場合によっては〔与信総額のうち〕定期的に利用可能となる金額、総費用、L313-1 条に基づいて決定された利率、それがあある場合には指数スライド方式の態様を明らかにしなければならない。 4. 貸付契約締結の条件となる、必要とされる約定、保険および物的担保または人的担保を、それらにかかる費用の算定とともに明記しなければならない。 5. 第三者への貸付金の譲渡が可能であるための条件を表示しなければならない。 6. L312-10 条を告知しなければならない。 貸付取得のための条件の変更、とりわけ与信の総額または利息の変更の場合には、借主に対して、新たな事前申込書を交付しなければならない。 ただし、貸付の利率が変動利率であり、利率の変動および態様を示した説明書を、事前申込書とともに借主に対して交付した場合には、この義務を適用しない。
L312-14 条	そのために貸付が請求された契約が、L312-12 条の適用により定められる期間内に締結されない場合には、借主は、貸主が実際に借主に払渡した総金額、ならびに、これに付される利息を返還しなければならない。貸主は、デクレに定める計算表に従って算出される額を上限とする調査費用のみを控除ないし請求できる。 費用、および、その費用を得るための条件は、申込書に表示されていなければならない。

L312-26 条	<p>本節所定の契約において、貸貸人は、将来の賃借人に対し、郵便により無料で送付される文書による申込書を作成しなければならない。</p> <p>この申込書は、両当事者の身元を明示する。申込書は、契約の性質および目的物を明示し、とりわけ当該財の処分の日付および条件、当初の払込総額および賃貸料の総額などの履行の態様に関する条項、および必要があれば指数スライド方式の条項を明示する。さらに、申込書は、L312-27 条の規定に従う。</p> <p>売買予約付賃貸借契約においては、申込書は次の事項を定める。；</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オプション権の行使の条件およびその費用。この費用は、当初の払込金額の一部および代金の支払いに充当される賃借料と、契約に規定された改訂条項を考慮した当該財の残存価値との差額である。</li> <li>2. 売買契約が締結されない場合における条件および費用。</li> </ol>
L312-34 条	<p><b>L312-11条もしくはL312-28条の規定に反し、借主または賃貸人により、またはこれらの者の計算において、払込もしくは寄託を受けた貸主または賃貸人、自己のために小切手もしくは手形を振り出させ、裏書させ、または保証させた貸主または賃貸人、銀行口座ないし郵便口座からの引き落としの許可を利用した貸主または賃貸人は、30,000ユーロの罰金に処せられる。</b></p>
L312-11 条	<p>借主による申込書の承諾までは、形式のいかなるを問わず、貸主から借主に対してもしくは借主のために、当該取引のためにする（金銭の）払込がなされてはならず、または、借主から貸主に対しての払込がなされてはならない。借主が承諾をするまでは、当該取引のために、借主はいかなる寄託も行うことができず、いかなる手形の振出もしくは手形保証もすることができず、または、いかなる小切手に署名することもできない。銀行口座または郵便口座からの引落の許可に借主が署名している場合には、当該許可の有効性および発効は、与信契約の有効性および発効に従う。</p>
L312-28 条	<p>申込書の承諾までは、賃借人は、賃貸人を受取人としまたは賃貸人の計算において、いかなる寄託を行なうこともできず、手形の振出し及び手形保証をすることもできず、小切手に署名することも、銀行口座ないし郵便口座からの引き落としの許可をすることもできない。</p>
L312-35 条	<p><b>貸主がL312-14条第1項の規定に反し、売主がL312-16条の規定に反して、または、賃貸人がL312-30条最終項の規定に反して、それらの規定に定められた金額を返還しない場合</b>には、それぞれ30,000ユーロの罰金に処せられる。</p> <p><b>L312-23条の規定もしくはL312-29条末尾2項の規定を適用することにより、借主ないし賃借人に対し請求できる、または引き落とすことができる金額を上回る額を請求ないし引き落とす者</b>には、同一の刑が科せられる。</p>
L312-14 条	<p>そのために貸付が請求された契約が、L312-12 条の適用により定められる期間内に締結されない場合には、借主は、貸主が実際に借主に払渡した総金額、ならびに、これに付される利息を返還しなければならない。貸主は、デクレに定める計算表に従って算出される額を上限とする調査費用のみを控除ないし請求できる。</p> <p>費用、および、その費用を得るための条件は、申込書に表示されていなければならない。</p>
L312-16 条	<p>L312-15 条に記載された証書が、代金が直接的もしくは間接的に、部分的であれ本章第1節ないし第3節および第5節に規定される1または複数の貸付を利用して支払われることを明らかにする場合には、この証書は、当該資金調達を確保する1または複数の貸付を得ることを停止条件として締結される。この停止条件の有効期間は、証書の署名の日から登録手続を踏まなければ無効となる私署証書の場合には、登録の日から、1ヶ月未満であってはならない。</p> <p>本条第1項所定の停止条件が成就しない場合には、取得者から他方当事者に、または、他方当事者のために、あらかじめ支払われたすべての金額は、名目のいかなるを問わず、控除されることなく、かつ、賠償金を伴うこともなく、直ちに全額返還される。〔ただし、〕返還請求の後15日以降は、この金額は、法定利率に1.5を乗じた率における利息を生じるものとする。</p>
L312-30 条	<p>売買予約付賃貸借契約の場合においては、オプション権の行使を確認する（契約）証書は、L312-16 条所定の停止条件を付して締結される。</p> <p>この停止条件が成就しない場合、賃貸人は、賃貸料及び当該財の修繕費用を除いて、賃借人により支払われた全金額を返還しなければならない。</p> <p>その金額には、返還請求の後15日以降は、法定利率に1.5を乗じた利率での利息を付さなければならない。</p>
L312-23 条	<p>L312-21 条およびL312-22 条所定のもののほか、いかなる損害賠償も、いかなる費用も、右2カ条所定の期限前の返済または不履行の場合に、借主に負担させることができない。</p> <p>ただし、貸主は、借主の不履行の場合には、借主に対して理由を示して、取立費用の総見積返済額を除き、その不履行によって生じるであろう課税対象費用の返還を請求することができる。</p>
L312-29 条	<p>本節に規定されている契約の履行において、賃借人の不履行の場合には、賃貸人は、未払い賃料のほかに、損害賠償を請求することができる。その損害賠償額は、残契約期間に応じてデクレによって定められた一覧表にしたがって決定される総額を超えるものであってはならない。ただし、民法典第1152 条の適用を妨げられない。</p> <p>買取賃貸借の場合、賃貸人は、当該財の価値に相当する払い込まれた額の一部を返還しなければ、当該財の返還を請求することができない。</p> <p>上記に定められたものを除き、いかなる賠償も、いかなる費用も、賃借人に負担させることはできない。ただし、賃貸人は、賃借人に不履行がある場合には、賃借人に対して、取立費用の総見積返済額を除き、その不履行によって生じるであろう課税対象費用の返還を請求することができる。</p>

### 第3章 通則

#### 第1節 利率

##### 第1款 総計実質利率

L313-2条	<p>L313-1条の定めに従い決定された総計実質利率は、本節の規制対象となる貸付契約を確認する書面上にこれを記載しなければならない。</p> <p><b>本条に違反する場合には4,500ユーロの罰金に処せられる。</b></p>
L313-1 条	<p>いかなる場合であっても、貸付の総計実質利率を決定するにあたっては、基準として採用された実質利率の決定と同様に、利息に、いかなる態様であれ貸付に際して介入する仲介者に対して支払われまたは負担されるものを含め、直接間接のいずれであれ、費用、手数料、または、他のあらゆる種類の報酬を加えた額を持って算出するものとし、これら費用、手数料または他のあらゆる種類の報酬が、現実の立替金に相当するものであった場合でも同様とする。</p> <p>前項の規定にもかかわらずL312-4 条にないしL312-8 条の規定の適用ある場合には、一定の場合に与信に伴う担保に係る費用、および、公の官吏への手数料は、その金額が契約の最終的な締結に先立って明確に表示されることのできない場合には、上記総計実質利率に含めない。</p> <p>前項に規定する以外に、分割による償却の対象となる貸付に付いては、総計実質利率は、当該債権の償却方法を考慮してこれを算出することを要する。</p> <p>本条の適用の条件はコンセイユ・データのデクレによってこれを定める。</p>

第2款 暴利賃借利率

L313-5条	<p>何人であれ、他人に暴利貸付を行った者、または、その資格および態様の如何を問わず、直接もしくは間接に、暴利貸借もしくは自らの協力によってL313-3条の意義における暴利貸借に変わる貸付を、受けることもしくは与えることに、故意をもって協力をした者には、2年の拘留および45,000ユーロの罰金またはそのうちいずれかの刑罰を科する。</p> <p>これに加え、裁判所は以下の命令を発することができる。</p> <p>1. 有罪判決を受けた者の費用による、裁判所の指定した新聞への判決の全部又は一部の公表、および、刑法典第131-35条所定の条件における判決の掲示。</p> <p>2. 本条第1項の適用により有罪判決を受けた者が、当該企業の業務執行または指揮を委ねられた者のうちの1人である場合には、場合により管理人または清算人の選任を伴う当該企業の暫定的または決定的な閉鎖。閉鎖命令の場合には、裁判所は、右の有罪判決を受けた者または企業が、その従業員が権利として有するすべての種類の給与、補償金および報酬を、爾後従業員に支払うべき期間を定める。この期間は3ヶ月を超えることができない。</p>
L313-3条	<p>総計実質利率が、合意の時点で、直前の一季中に、類似の危険を伴う同一種類の与信取引に適用された金融機関平均実質利率に、1と3分の1を乗じた数値を超過する場合には、これを暴利貸借とし、右与信取引の種類は国家信用委員会意見に基づき行政庁がこれを定めるものとする。</p> <p>分割払の売買に際して行われた与信は、本節の適用に関しては、消費貸借契約と同視され、同じ目的を有する金銭消費貸借と同様の条件において暴利貸借と看做される。</p> <p>第1項所定の平均実質利率の算定および公示の条件は、政令によりこれを定める。</p>

第2編 債務の弁済のための仲介活動

第2章 雑則

L322-1条	<p><u>L321-1条に規定した取引のいずれかに際して一定金額を受領した取次者</u>は、1年の拘禁および30,000ユーロの罰金の併科もしくはいずれか一方によって処罰される。</p> <p>これに加え裁判所は、被告人の費用において、裁判所が指定する新聞紙に、判決の全文または一部の公表を命じることができる、ただし、当該公表の費用が罰金額を超えることができない。</p>
L321-1条	<p>取次者が報酬を得て、次の行為を自らなす義務を負いまたはこれを紹介する合意は、当然に無効となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 返済計画の作成を目的として債務者の状態を検討する行為</li> <li>2. 支払期間の延長または債務の免除を債務者のために追及する行為</li> <li>3. 形式の如何を問わず、過剰債務処理手続の必要上、債務者の為に関与する行為</li> </ol>
L322-3条	<p><u>L321-2条の規定に適合しない広告をスポンサーの為に流布しまたはスポンサーの為に流布せしめる行為</u>は、3,750ユーロの罰金に処せられる。</p>
L321-2条	<p>自然人または法人によりまたはそのために流布され、名義のいかんを問わず、かつ、その方法を問わず、直接間接に、個人が1または複数の金銭の貸付を受けられるべく協力することを示すすべての広告は、明白な方法による、以下の記載を伴うものでなければならない。</p> <p>「1または複数の金銭の貸付を受けられる以前には、その種類のいかんを問わず、個人からのいかなる払渡も、要求され得ない」かかる広告は、金融機関の名称および住所、または、そのために営業活動の仲介を行う金融機関の名称および住所を記載するものでなければならない。</p>

「フランス消費法典における刑罰規定」の訳出にあたっては以下の文献等を引用・参照した。

- ・奥島孝康「フランス消費者保護立法の新展開(上)(下)」  
国際商事法務 6巻5号199頁、6号246頁(1978年)
- ・経済企画庁『続・消費者被害の救済』(1978年)155頁以下
- ・稲本洋之助ほか訳・法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典-物権・債権関係』  
(法曹会、1982年)
- ・北村一郎「諸外国における消費者(保護)法(4)-フランス」  
加藤一郎・竹内昭夫編・消費者法講座第1巻総論(日本評論社、1984年)205頁以下
- ・岡村美保子「1983年消費者安全保護法(外国の立法・フランス)」外国の立法24巻3号107頁  
(1985年)
- ・池田真朗、片山直也、北居功「フランス消費法典草案(消費法改造委員会案)」  
法学研究60巻4号56頁(1987年)
- ・平野裕之「フランス消費者法典草案(1)-(4)」  
法律論叢64巻5・6号、65巻1号、2・3号、6号(1992-1993年)
- ・板倉集一「フランスにおける比較広告規制の展開-不正競争行為との関連において-」  
関西大学法学論集43巻3号187頁(1993年)
- ・平野裕之「フランス消費者法典草案-1990年草案(資料)」法律論叢65巻4・5号219頁(1993年)
- ・ミシェル・モロー・吉田克己訳「消費者保護とフランス契約法-1992年1月18日の法律の寄与-」  
ジュリスト1034号89頁(1993年)
- ・平野裕之「不当条項をめぐるフランスにおける近時の法改正-1995年2月1日」  
法律論叢68巻1号115頁(1995年)
- ・三間地光宏「フランスにおける濫用的契約条項規制の展開」山口大学山口経済学雑誌第45巻2号79頁  
(1996年)
- ・山田弘・田辺治「フランス競争法(全訳)(上)(下)」  
国際商事法務27巻2号142頁、3号285頁(1999年)
- ・後藤巻則=野澤正充=町村泰貴=柴崎暁=太矢一彦=櫻井清美訳「翻訳フランス消費法典」  
クレジット研究28号・フランスの消費者信用法制61頁(2002年)
- ・須田文明「フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造-競争規則によるラベルルージュ  
家禽肉の扱いを中心に-」農林水産政策研究第3号23頁(2002年)

## オランダ調査報告書

## 第5章 オランダ

### 1. 歴史<sup>1</sup>

オランダにおける消費者保護の法的枠組みは同国民法典によって規定されている。オランダ民法典はフランス法をベースとして1970年に制定されたが、消費者の保護は戦前から公序良俗および信義則規定の適用によって図られてきた<sup>2</sup>。

同国で初の団体訴訟は、1980年に民法典に挿入された「誤解を生む広告に関する規定」1416c条によって初めて導入された。その後、立法府では新法の制定および既存法の改正の際に、当該分野における団体訴訟の導入の妥当性について常に検討を重ねてきており、多くの法分野において団体訴権が認められるようになってきた。

同国における消費者団体を対象とした団体訴権の立法および判例による導入は、各領域ごとに団体に訴権を承認するという形でパッチワーク的に進められてきたが、それは1980年代に構築された環境や製造物責任などにおいて出された判例の積み重ねに負うところが大きい。

オランダ最高裁(Hoge Raad)は、後述(3.制度の背景)のように、1980年代以降、一定の条件のもとで団体に、他者の利益のための訴権を認めてきた。これを受けて、立法府も、一定の法領域において、団体に、その団体によって擁護されるべき利益を保護するための訴訟の原告適格を認めてきたのである。

それまでは、消費者団体や消費者は、消費者の利益を害する行為が行なわれていても、団体訴訟の権利に関する法律上の裏づけがなく、事業者との交渉の場においても影響力は限られたものであった。当時の社会的背景を考えると、環境保護を焦点とする公共の利益の保護の為に、大企業の行為を制約する必要性が叫ばれていた<sup>3</sup>ことも、その後の団体訴権を容認する立法措置に影響したと思われる。

1980年代に団体訴権を承認した法律としては、例えば、著作権法第29a条、個人登録簿に関する法律の第10条、1954年改正企業支店設置法第26条、酒類・飲食店法第57a条、男女平等法第20a条、一般的平等取扱法第10条、動物衛生福祉法第128条、関連保護法に関する法律第19条等がある<sup>4</sup>。

このような団体訴権を承認する立法の流れの中で、消費者団体訴訟制度にとって最も意義深いものとなった法律は、ユトレヒト大学のホンディウス教授を中心とする民法改正委

---

<sup>1</sup>参考: Niels Frenk/Katharina Boele-Woelki, Die Bundelung Gleichgerichteter Interessen im Prozes, , Mohr Siebeck

<sup>2</sup>Vertaling drs. M. Steine, Collective Actions in Private Law“, NISER (Universiteit Utrecht), 1994

<sup>3</sup>近畿弁護士会連合会消費者保護委員会 『ヨーロッパ約款規制調査報告書』(1997年) 47頁

<sup>4</sup> Mr. L.J.H. Molenberg, `Jaar Collectieve Consumentenactie: Terugblik en Vooruitblik` Universiteit Maastricht p. 61

員会が起草し、1992年に新民法に挿入された約款規制条項<sup>5</sup>である。民法典第6編240条3項では訴権行使ができる団体を、「職業もしくは事業を営む者、または職業もしくは事業用でない物品もしくは役務の最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人である。・・・」としている。従来は、団体の訴権について定款の定めや活動についての要件は特に設けられていなかったが、ここに初めて、「最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人」という要件が具体的に明文化された。この際に、ドイツ、オーストラリア、フランス、イギリスなどの法律が研究されたが、基本的にはドイツ法を参照しつつ、オランダ社会の实情に合わせて起草作業が進められた。

約款は、広く消費者一般に対して用いられるものであるが故に、消費者団体の訴権行使に意義が見出される。従って、改正民法第6編240条に基づいて、消費者団体が一般的な訴権を行使できる権利が明示的に付与されたことは、画期的なことであった<sup>6</sup>。

約款規制条項の起草と平行して、政府は訴権を消費者団体や環境保護団体に限らず、その他の団体へ適用拡大することを盛り込んだ新たな民法規定の法案を起草した（1988年2月11日）。

政府は、この民法改正委員会によって起草された改正草案を、1992年1月8日に「他者の利益を保護するために提訴する特定法人の権限規定」として、下院に提出した。

こうして、1993年11月2日の下院、それに続く1994年3月29日の上院における決議にもとづき、民法典第3編の第305a条と第305b条を追加する改正法案が可決され、この二つの規定は1994年7月1日から施行された。その後、2001年1月に98年EU指令を国内法に反映する作業に伴って、国境を越えた訴訟に関する第305c条が追加された。

## 2. 現行法制度

### (1) 訴権の範囲

#### 民法典第3編第305a条~305c条

「他者の利益を保護するために提訴する特定法人の権限規定」

オランダの社会では、利益団体<sup>7</sup>が活発に活動していない社会生活分野はほとんどない。また、社会が団体の社会的な重要性を認めていることから、その活動は一般的に支持されており、それが団体への訴権付与の根拠とされている。

<sup>5</sup> 普通取引約款の不正条項差止における団体の権利に関する民法典第6編240条。

<sup>6</sup> 参考：前掲(前注1)、Niels Frenk/Katharina Boele-Woelki

<sup>7</sup> オランダには、社会における様々な側面において、特定の利益を代表する数多くの団体が活動している。環境団体、消費者団体、スポーツ振興財団、女性団体等、様々であり、訴権行使の権利は団体の種類によって限定されていない。訴権行使に当たって、唯一、求められるのは、訴権行使の対象となる分野の利益を代表することが当該団体の定款に明確に記載されていることである。従って、消費者分野における訴権行使をする団体は、その種類がいかなるものであれ、定款の活動目的に消費者保護を目的とする活動を含んでいなければならない。本稿では、これらの団体を「利益団体 (interest organization)」として記述する。

1994年7月1日施行の民法典第3編第305a条によれば、団体の訴権の範囲は従来より大幅に拡充され、損害賠償請求訴訟以外のいかなる訴訟も提起できるとしている。ただし、具体的な訴権行使の種類については明文の規定はなく、裁判所による解釈規定も置かれていない。

同305a条では、団体による訴訟は、「完全な権利能力を有する財団または社団は、その定款で当該利益の促進が定められているかぎり、他者の同種の利益 (*gelijksoortige belangen van andere personen*)を保護するために訴訟を行うことができる。」としており、訴権行使が当該団体の性質および定款に明示された保護対象となる利益に関連するものであること、そして、複数の主体の共通的利益を代表していることを条件として定めている。

305a条は、自らの利益ではない他の主体の利益という一般的な概念に関する団体訴訟権を幅広く認める条文であり、団体訴訟権が特定の、限定された法領域のみに制限されていない点に特徴がある。

次に、民法典第3編第305b条では、「民法第2編第1条に記載された法人<sup>8</sup>は、・・・他者の利益保護を目的とする訴訟を行なうことができる。」としており、行政機関や自治体、行政外郭機関も他者の利益保護を目的とする訴訟を起こすことが可能と定められている。

また、民法典第3編第305c条では、EU指令に対応して他国の団体も同様に他者の利益のための訴訟を起こすことができるとしている。

しかし、現在の民法典第3編第305a条~305c条では、損害賠償を目的とした団体訴訟権は認められていない。その主な理由は、多くの場合、共通の利益を有する集団に属する個々人の金銭賠償の要求を一括りに算定することが困難であるため、とされている。

ただし、損害賠償請求権に関しては、以下のように、団体訴訟の枠外で、訴訟代理権および債権取立て代行などの手段により、団体が訴訟を提起することは可能である。

- ・ 訴訟代理権：被害者は団体に被害者の名義で訴訟を起こす権限を授与し、団体は被害者の訴訟代理人として訴権を行使する。
- ・ 債権取立委任：被害者が団体に債権取立の委任を行う。委任と同時に代理権が発生し、団体は被害者の代理人として被害者の権利を裁判上および裁判外において行使することが可能となる。

もっとも、上記の訴訟代理人としての訴訟追行、あるいは代理権による訴訟追行は、被害者のグループがそれほど大きくない場合にのみ可能である。

#### 民法典第6編債権総則、約款規制条項による差止請求

---

<sup>8</sup> 自治体を含む公的機関

民法典第6編において、1992年に施行された第231条～247条により、不当約款条項の使用・推奨の差止、撤回に関する一連の規定が置かれた。この中で、特に第6編第240条で団体も独自に差止請求などの訴権を有することが規定されている。

第6編第233条によると、以下の場合に、普通取引約款における契約条項は無効とされる。

- a)「当該条項が、契約の種類およびその他の内容、約款の成立の経緯、互いに認識しうる当事者の利益、その他の諸事情に照らして相手方を不当に不利にするとき」
- b)「約款使用者が相手方に約款の内容を知るための相当な可能性を与えないとき」

第6編第233条に該当する不当条項に関する団体訴権については、第6編240-241条によって規定されている。すなわち、まず、240条1項では、「第3項所定の法人の請求に応じて、特定の約款の特定の条項を不相当に不利にするものと宣言できる。」と規定されている。ここにいう第3項所定の法人とは、「職業もしくは事業を営む者、または職業もしくは事業用でない物品もしくは役務の最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人」を指す。

さらに、第6編241条3項では、裁判所は、原告の請求に応じて、「判決の対象となった条項の使用または促進の禁止(a号) 当該条項の使用の推奨の撤回命令(b号) 判決の公表の命令(c号)」を、240条1項の無効の宣言と共に出すことができることが規定されており、団体がかかる差止、撤回、判決公表等を求めて訴訟を行うことが予定されている。

ここで規定されている団体訴権は、普通取引約款の不当条項の差止および将来的な使用の禁止を要求する場合のみ、可能である<sup>9</sup>。

なお、差止請求の訴えの利益に関して、訴権行使の時点で消費者が現実に約款を使用し、損害を被っていたことまで必要かどうかの問題となったことがあったが、1997年5月16日の最高裁判決は、この点に関し、損害の実質的立証は不要との判断を下した。従って、不当約款条項の差止訴訟は、予防的な訴訟追行も可能とされている。

消費者団体が損害賠償を求めて事業者と交渉する権利を認める動き<sup>10</sup>

現在、オランダ司法省では、大量不法行為が社会問題になっていることに鑑み、金銭の損害賠償請求に関する団体の交渉権の導入についても検討を行っている。

民法第3編第305a条で認められていない損害賠償請求の枠組みを整備し、集団的損害(damages of mass harms)につき、団体に損害賠償請求を目的とした交渉権を認めようとするものである。

司法省によれば、消費者団体による損害賠償交渉権の導入は、第3編305a条を改正するものではなく、特別法として審議される模様である。内容は、複数の個人を代表

<sup>9</sup>前掲(前注1)、Niels Frenk/Katharina Boele-Woelki, p.242

<sup>10</sup> 司法省 Niels Frenk 氏ヒアリングより。

して団体が事業者に損害賠償請求の交渉を行い、代表する全ての個人の損害額について事業者と合意し、その合意について事業者等は全ての被害者に対して拘束されるとするものである。合意した内容は文書にて裁判官に提出され、裁判官はその合意が全ての当事者に対して公平かつ妥当であり、合意金額が高すぎないか、低すぎないかを確認し、問題がなければ承認する。被害当事者はこの合意に基づいて、損害賠償を合法的に受け取ることができる。被害者はこのような合意から離脱(opt out)することも可能である。つまり、個人としてこのような合意に参加せずに損害賠償請求訴訟を選択することも可能である。その場合、訴訟コストやリスクは本人が負うことになる。

オランダでは、訴訟という手段を積極的に活用する前に、交渉をもって損害賠償の合意をめざす点が、米国等と異なる。現在、検討されている制度は、ADR と裁判のハイブリッド的性格を持っている。まず、裁判外で合意を取り付け、それを裁判官に承認してもらい、法的拘束力を持たせ、損害賠償を得るという方法である。もっとも、団体と事業者との間で合意が成立した場合であっても、当然のことながら、個人にはこのような合意からオプト・アウトする権利が認められているため、強制的に合意に従わされることはない。

一方、交渉の結果、事業者と団体が合意に到らなかった場合、交渉は成立せず、従来のやり方で被害者個人が損害賠償訴訟を起こすことになる。

被害総額の算出は話し合いによって決定し、金額の合意に達した時点で裁判官が妥当性の判断を行なう。被害額の算出に決められた計算式はなく、状況および事件の種類による。

別の方法としては、にて記述したように、消費者団体は訴訟代理人として、あるいは、被害者から取立委任を受け代理権に基づいて、損害賠償訴訟を進行することが可能である。

## (2) 適格団体の要件

完全な権利能力を有する財団または社団であれば、適格審査・認可などは不要とされる。「完全な権利能力を有する」とは、団体が民法で規定されている権利能力の全てを発揮できるという意味であり、そのためには、公証人によって公証された定款を商工会議所に登記することによって法人格を得ていなければならない<sup>11</sup>。そのため、この規定は、実質的に、訴権を行使する団体を法人格を持つ社団もしくは財団とすることを定めていると考えられる。

また、団体訴訟の訴権行使にあたって、他国のように定款において活動の目的を消費者保護に限定することを定めるといった要件は求められておらず、訴権行使の範囲は団体の性質および定款に定められた活動利益に関するものであればよい。従って、定

<sup>11</sup> 司法省およびコンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

款に明示された活動の目的に合致していれば、環境保護団体、商業活動団体など消費者団体以外でも、消費者問題の訴訟を行うことが可能とされており、訴権行使の要件は緩やかである。

さらに、民法典第3編305b条では、民法典第2編第1条に基づく法人も訴権行使ができると規定しており、行政機関や自治体、行政外郭機関にも訴訟適格を認めている。

第3編第305c条では98年EU指令に対応して、EUのリストに登録された他国の消費者団体もオランダ国内にて団体訴訟の提起が可能であると明示している。

### (3) 判決の効力

#### 主観的範囲

判決の既判力が及ぶ範囲は、訴訟の当事者である利益団体と被告に限られる。

団体訴訟が成立するのは、自らの利益を追求するものではない場合であるが、判決後に、新しい状況や証拠を持つ個人が同様の訴訟を提訴する可能性が奪われないように配慮している。

個人の意思に反してその利益が他者に代表されることを防ぐために、305a条第4項では特に、個人が判決の効力に異議を唱えることによって訴訟の結果を拒否できることが規定されている。団体による訴権行使の結果を受け入れるかどうかは、当該請求において、利益が帰属する消費者個々人にゆだねられている。

不当約款の差止については、民法第6編243条では、「約款条項の使用を禁止されたものにより、その禁止に反して契約に採用された約款条項は、無効とすることができる。」としている。これは、判決効の特則として、不当約款の差止判決の援用を可能とするものであり、判決効が第三者に拡張される制度と考えることができる。

#### 判決違反に関する制裁<sup>12</sup>

一般に判決や裁判所の命令に従う意思がないと判断された場合、裁判所は民事執行法に基づいて、判決の執行官の権限のもとに、事業者の全ての銀行口座の凍結と、全活動の停止を命じることができる。

### (4) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の団体が、同一事件に関し、同一の事業者を被告として同時に訴訟を提起することは制度上可能である。ただし、原則として裁判は被告の所在地の裁判所で行われるため、このような訴訟があった場合、裁判官の判断によって訴訟が併合される可能性が大きい<sup>13</sup>。

### (5) 判決の公表

---

<sup>12</sup>コンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

<sup>13</sup>司法省 Niels Frenk 氏ヒアリングより。

判決の公表制度は、民法第6編241条第3項c号および305a条において規定されている。

この制度は、判決を新聞などに公表し、消費者が結果を知ることで、その後の過ちを防ぐ効果があると考えられている。

原告は、被告に対して全国紙に判決の公表を求めることができる。ただし、実際の運営においては、判決の公表が社会的利益に資する場合とされている。どのような団体も公表を求めることができるが、裁判所が適切と認めた場合にのみ、公表は可能となる。この場合、「公表」とは、例えば、事業者が欺瞞的広告の差止訴訟で敗訴した場合、事業者が、広告が不適切であったことを新聞などで社会に公告することを示している。事業者が勝訴した場合は、裁判の結果は通常裁判所からの判例集などに掲載されるが、新聞などで積極的に知らしめるといった条文上の強制はない<sup>14</sup>。

#### (6) 事前協議

民法典第3編第305a条第2項によれば、団体は基本的に、まず被告との協議によって要求内容の実現に努めなくてはならない、という条件があるが、これは提訴資格を満たすための重要な要件である。

このような条件が課される背景には、私人よりも団体のほうが訴訟開始前に協議のイニシアティブをとりやすいことがある。従って、このような事前協議の必要性についての条文が法律に明記されることによって、取引関係者の自己規制が促進されと考えられたためである。この規定によって、気の進まない相手方事業者を協議に応じさせる作用が期待されている。また、利益団体が協議を通して、その団体に委ねられた社会的役割を果たすことができれば、利益団体による不必要な訴訟を阻止することもできると期待されている。

第3編305a条2項に規定される交渉義務については、以下の二つの点において特徴がある。第一に、事業者と交渉する義務が、いかなる場合にも団体に課されるという絶対的な意味を持つものではないという点であり、状況によっては交渉が行われないうちにもある。第二に、一度開始された交渉がどこまで遂行されなければならないか、また、どのように交渉が行われなければならないか、について、明文の規定はなく、当事者間の置かれている状況によって異なる、という点である。

この交渉義務の目的は、第一義的に、法廷外において当事者双方が和解を実現することにある。しかし、協議開始後、事業者が団体側の要求を果たす意思がないことを直ちに表明した場合には、交渉過程を経ることなく、訴訟を提起することができる。これに対し、事業者が団体の要望に応えはするものの、完全にそれを果たすというつもりがない場合には、協議の可能性が依然としてあるため、訴訟提起は延期されな

---

<sup>14</sup>司法省 Niels Frenk 氏ヒアリングより。

ればならない。その後、当事者間に合意が得られない場合は、団体は訴訟を起こすことが可能となり、解決は裁判所に委ねられることになる。裁判所は、交渉段階の経緯の審査において、被告側の合意への申し出に違法性が存在せず、妥当と判断した場合は、原告団体に合意を命じる、という判断も下すことができる。この場合、団体の要求が不法だとされる訳ではなく、不法だとされた内容に根拠がないということになる。この場合にはさらに、団体に訴訟費用の負担が命じられる。

また団体は当該の合意の不履行についても訴えを起こすことができる。ここにおける合意とは、被告が団体に対して特定の義務を負うという、履行契約とみなすことができる。

### (7) 管轄、訴訟費用

民法典第3編305a条にもとづいて利益団体により起こされた団体訴訟には、一般的な裁判管轄規則が適用される。

基本的には、被告が居住する裁判所管轄区の地方裁判所(Rechtbank)が、訴訟の第一審についての管轄権を有する(民事訴訟法126条)。ただし、法律によってほかの裁判所の管轄下に置かれる種類の訴訟は除く(裁判所規則法53条)。控訴審は基本的に高等裁判所(Gerechtshof)が管轄する。

この他にも、小額訴訟については、地方判事(Kantonrechter; 地区裁判所に相当)が5000フルデン(およそ2,284ユーロ)以下の訴訟について、第一審の権限を持つ(裁判所規則法38及び39条)。控訴審に関しては基本的に地方裁判所が担当する。争われる金額が不確定の訴訟も、地方裁判所の管轄下に置かれる。

地方裁判所は、法律が他に規定していなければ、訴訟の第一審の権限を持つ。この例外の一つは民法第6編240~242条に定められた普通取引約款における不当条項の使用差止を求める訴訟である。この場合、民法典第6編241条の定めにより、ハーグ控訴裁判所(民法第6編241条5項)が専属管轄とされており、第一審をもって最終審とするが、例外的な場合には最高裁への上告も認められる。

訴訟費用の負担については、団体訴訟でも一般的な裁判規則が適用される。

裁判の実施にあたっては、運営費、廷吏費、弁護士費、証人コストなどの費用が生じるが、裁判所が費用総額を決定し、敗訴した側が支払う。ただし、勝訴側の完全な費用まで持つことはほとんどない。勝敗が明確でない場合、裁判所がそれぞれが負担すべき費用を定める。

## 3. 制度の背景<sup>15</sup>

訴権によって保護しようとする利益は「他者の利益」という一般概念に基づくもの

---

<sup>15</sup>参考：前掲(前注1)、Niels Frenk/Katharina Boele-Woelki

である。

オランダにおいて団体訴訟を広く認めた背景には、1938年に制定された民事訴訟法が前提としていた社会環境が変化したという認識があった。

その中で、団体訴訟の議論に大きな影響を与えたのが、1986年のDe Nieuwe Meer事件判決である。この訴訟は、3つの環境保護団体がアムステルダム市に対して、必要な許可を得ない限り、アムステルダムの運河から泥を「De Nieuwe Meer」自然地区に移すことのないよう、その差止を求めて提起したものであった。判決は、一人一人の市民には多くの場合、具体的な影響が僅かであるが、全体として評価した場合にはその影響が十分に具体的なものであり、予防的提訴を必要とするという視点から、団体の提訴権を認めたものであり、特に下記のことを認めた点において大きな意義があった。

- ・ 団体は自らの直接的利益に関係することを立証しなくても訴訟を提起できること。
- ・ 団体は、ある条件下で生じる不利益に対して訴訟を提起できること。
- ・ 団体は、個々の市民が当該請求権を有することを前提条件として要求されることなく、法廷で市民の多数からなる集団を代表して訴訟を行う権利が認められること。

上記において、団体の提訴権が認められた背景には、特定の状況においては、当事者間の対等性が欠如している、という認識があった。また、製品の製造、輸送における新技術の応用、ならびに公共および民間の機関の重要性が増したことにより、特定の行動様式が複数の人間の権利および利益、あるいは一般の権利にも深刻な影響を与える事態が生じているということもあった。

特に、現在の市場では、商品・サービスが事業者により大量に提供されており、しかも、それらの商品・サービスは、普通取引約款に定められた一定の条件の下で提供されている。商品・サービスの提供者が何らかの形でその義務を怠った場合、同様の問題を数多くの消費者に及ぼす。同様に、大量に提供された対象商品に欠陥があった場合も、同時に多くの被害をもたらす。さらに、複数の負傷者を出す大規模な事故（船舶事故、航空機墜落、ホテル火災、化学薬品による事故など）が増えていることも挙げられる。国や地方自治体などの公共部門の動向が批判的に検証されることも増えている。たとえば違法な立法を無効であると宣言するために数多くの訴訟が行われており、ここでも同立法の対象となる一人一人が、この立法の施行または適用禁止に共同の利害を有している。

このような事例のすべてに、団体訴訟の可能性があると考えられた。とくに個人の登場がしばしば不可能であるため、訴訟経済上の理由から、民事訴訟において集団として登場するという考えが生まれた。これは、民事訴訟において、個人的利害の主張だけに配慮するのではなく、個人集団または公共の利害にも配慮するということであ

る。オランダではとくに、裁判所に対してこの利益を保護するための申立てをする役割が、利益団体に任じられているものと理解されている。

特に、一人一人にとっては微量な影響であるが、全体としては重要な利害がかかっている場合には、個人が個別に裁判を実施する手間が労苦に引き合わない場合が多いという経済的な問題が重視された。例えば、環境問題に関する規制に違反したことによる利益侵害は、各個人にとってほとんど感じ取れないほどである。そのため自然人は裁判などの手段でこれらの違反者に対して規制の遵守を求めることに十分な関心を持たないのが普通である。しかし環境破壊に対する関心は非常に広範なものであるため、ここでもこれらの規制を適切に運用するために、これら多数の関心を取りまとめることが必要になる。そのため、一般的な利益を代表する団体が登場すると効果的であり、かつ、そのような団体でなければ、民事訴訟による法の適用はほとんど不可能である。

差止訴訟の場合、個人は、消費者の集団的利益を守るために訴訟という手段をとることができないため、団体訴訟が唯一の手段となる。たとえば、不適切な広告に関して、契約関係のない個人が差止や販売禁止を訴えることはできない。消費者団体が消費者全体の利益を代表しているからこそ、集団的利益の保護ができるのであり、そこに団体訴訟を認める意義がある。さらに、不当条項などの場合には、個別約款の不当条項に関して、消費者が無駄な時間を使うことを防止しようという意義もある。

オランダ最高裁が「数多くの個人が独自に訴訟を起こすようなことがあれば、被告の利益にもよき司法の利益にもならないであろう」と指摘したように、訴訟経済上の根拠からも、団体訴訟の必要性は認知されている。

#### 4 . 98 年 EU 指令との関係

消費者団体訴訟制度は、94 年の民法改正（民法典第 3 編第 305a 条と第 305b 条の追加）によってすでに導入されていたが、98 年 EU 指令が規定する国境を越えた訴訟に完全に対応するため、さらに 305 c 条が 2001 年に追加された。

#### 5 . 登録制度の運用の実情<sup>16</sup>

98 年 EU 指令に基づいて、他国での訴訟追行が可能とされる団体の EU リストへの登録については、法務省にリストへの掲載を申請することによって、同省が EU に通知し、登録することになっている。現在までに EU リストへの掲載を申請し、登録された団体は、コンスメンテンボンド（Consumentebond）のみである。

オランダ国内における適格団体の登録制度は無く、完全な権利能力を有する財団または社団（実質的に、公証人によって公証された定款を登記することによって設立された社団

---

<sup>16</sup> 司法省 Niels Frenk 氏ヒアリングより。

法人もしくは財団法人)であれば、訴権行使ができるとされている。従って、国内で活動する消費者団体の適格審査・認可などの手続きも存在しない。

## 6. 訴権行使の実態<sup>17</sup>

### (1) オランダの消費者団体の社会的位置づけと訴訟の実態

オランダの消費者団体は 1950 年代から活動しており、極めて活発な活動を行っている。全国規模で、かつ消費者保護全分野で活動している団体は、コンスメンテンボンドのみである。しかし、旅行者協会、住宅協会、金融サービス協会といった専門分野や地域に特化した団体は数多くあり、盛んに活動している。

オランダ社会は、社会問題解決の担い手の役割を、政府や行政よりも市民社会や民間団体に求める意識が強い。オランダには、消費者全般の利益を目的として全国レベルの活動を展開する唯一の消費者団体であるコンスメンテンボンドが 50 年の歴史を誇っている。これ以外にも、自動車等の特定分野を専門とする消費者団体があるが、いずれも小規模なものであり、訴訟に発展するケースでは大抵、コンスメンテンボンドとの連携のもとに活動している。コンスメンテンボンドは、国内世帯総数の 1/6 を占める 65 万人の会員を擁しており、その実績は一般消費者が広く認知しているため、高齢者を含む社会全体が消費者団体としての役割を認めている。このように、コンスメンテンボンドは社会的な力をもつ存在であり、影響力も大きい。そのため、問題がある場合、社会が消費者団体に情報を提供する意識は定着しており、消費者団体も消費者の利益を代表する責任について確立した自覚をもって活動している。

同時に、社会が団体の活動を厳しく評価する姿勢が定着していることも、団体訴権を利益団体に広く開放することができる背景となっている。

ただし、オランダでも訴訟は費用と時間がかかるものであり、訴訟を行うのは最終的な手段であるという意識が高い。訴訟を数多く行うことは消費者団体にとって、たとえコンスメンテンボンドであっても、財政、スタッフ面で様々な困難が存在する。さらに、消費者問題に関する訴訟では、問題の深刻さだけでなく、技術的な証拠の提示など、消費者団体として比較的弱い側面にも取り組む必要があるが、それには専門家の協力も必要であり、ここでもコストがかかることになる。そのため、問題は訴訟における解決よりも、裁判外の解決(事前交渉、ADR など)を図ることの方が多。

### (2) コンスメンテンボンドにおける訴権行使の実情<sup>18</sup>

設立時期：1953 年

目的：オランダの全国規模で、かつ消費者保護全分野で活動している唯一の団体。

活動内容：会員数は 65 万人で、全て消費者である。団体や企業の会員はない。

<sup>17</sup> コンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

<sup>18</sup> コンスメンテンボンドにおけるヒアリングおよび提供資料より。

- ・消費者への情報提供が中心業務である。会員は発行している情報誌の読者である。
- ・電子商取引など新しい消費者問題に関しては行政との共同研究を行っている。
- ・商品テストについても、団体自身、また他の研究機関と協力して行っている。
- ・法律・訴訟関連部門では、法律相談の業務にあっており、団体訴訟も担当する。ただし、訴訟については専門知識などが必要な場合も多いため、外部の弁護士事務所と連携して取り組んでいる。
- ・消費者政策づくりに関しては法案の起草段階から行政と積極的に議論を行っている。経済省、法務省からも、政策づくりのパートナーとして信頼されている。
- ・スタッフの研修に力を入れており、法律や各分野の専門家との勉強会や会議の開催にも力を入れている。

人的基盤：スタッフ数は250名。スタッフは全員有給だが、ほとんどがパートタイム。

法律・訴訟関連部門は6名のスタッフで、うち3人が弁護士。

財政基盤：収入は会費が中心。その他、行政、EUからの調査プロジェクトを受託。

法的基盤：民法第2編に規定された法人格を取得している。(完全能力法人)

オランダでは、法人格は企業も非営利団体も基本的に共通のスキームで登記される。ただし、非営利団体として認定されるには、団体の目的が定款に定められている必要がある。

コンスメンテンボンドについては全国に65万人(全人口の約3.5%)の会員を持つことから、オランダ社会での一大勢力となっている。そのため、活動内容については、社会に対する責任について十分に注意して取り組まなければならないという意識が強い。団体訴訟の実施にあたっては、65万人の会員全体の利益になるか、団体全体の活動の中における重要性をどのように位置付けるかといった視点からも、慎重に検討される。そのため、コンスメンテンボンドに相談があっても、一部のごく限られた国民にのみ被害が出る問題の場合は、団体として訴訟を起こすことはない。

### (3) 訴権行使の決定<sup>19</sup>

#### 訴権行使までのプロセス

- a) 電話やインターネットなどでの相談、機関紙への投稿などで、消費者が直面している問題が情報として集まってくる。このようにして集められる情報の傾向分析によって、同じ内容で複数の消費者が影響を受けている問題が明らかになってくる。
- b) 数多くの被害が生じている問題について、コンスメンテンボンドの中でタスク・チームを結成し、消費者の意見や現状の分析を行い、団体として取り組むべきか否

<sup>19</sup> コンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

かを判断する。

- c) タスク・チームが会員全体の利益に関わる問題だと判断した場合、その問題の実態を社会に知らせるために、キャンペーンを実施する。特に効果的とされるのは、その問題を取上げたテレビ番組を制作し、放映することである。社会的インパクトも大きく、番組で同様の被害に会っている消費者に呼びかけると、数多くの反応があり、被害の全体像がさらに明らかになる。
- d) 被害の全体像、法的な問題点を総合的に勘案し、団体として訴訟提起が妥当と判断した場合、団体訴訟を起こす。
- e) 団体訴訟の提起を決めた場合、先ず企業との交渉を行う。交渉プロセスを経て、裁判に持ち込む十分な理由があると判断した場合、裁判所で戦うこととなる。

消費者問題解決への取組みにおいて、大切なのは迅速性である。問題の発見から被害状況の分析、キャンペーン手法、訴訟提起の決断などの個々のプロセスについては、消費者団体の豊富な経験から、過去の同様の問題の事例を踏まえて取り組める点が、団体として訴権行使をする際の強みとされる。

#### 団体訴訟に関わる主な事件の例

- a) コンズメンテンボンドが、2003年より取り組んでいる銀行の不正広告（misleading advertisement）に関する団体訴訟は、これまでで最も大きい規模のものである。商品説明において、利益が確実に増えるような表現と説明を銀行員が行っていたケースである。その際に、リスクについては説明をしておらず、かつ、リスクの内容も、解説書を詳細に検討し、高度な金融知識を持っていないと理解困難なものであった。  
この事件は関係した消費者が多く、社会的影響力も大きかったため、社会全体に高い関心が集まった。従って、裁判の規模も大きいため、訴訟費用については消費者から一人45ユーロの寄付によって集めた特別基金（foundation）を創設し、3800万ユーロを用意して現在も取り組んでいる。
- b) 社会的インパクトの大きいその他の事例として、鉄道に関する訴訟がある。鉄道が運賃値上げの理由として「適切な運行を行う」ためのコストを掲げていたが、実際、鉄道が定時に運行しないことが多く、多くの消費者が納得できない、としていた。そこで、コンズメンテンボンドが中心になり、団体訴訟に向けたキャンペーンを行った。訴訟に発展する前の交渉で和解をしたが、コンズメンテンボンドが消費者に対して団体としての責任を遂行しようとしている事実を社会に認知させる重要な機会となった。
- c) その他に、自転車会社が全ての自転車の価格を一斉に40%上げたことを不正な取引であると消費者が問題視し、裁判所の是正命令を勝ち取った事例などがある。

#### 解決に要する時間

オランダでは裁判は費用、時間がかかるものとされている。

コンスメンテンボンドによれば、提起した訴訟の 90%は勝訴しているとのことである。特に、社会的な問題として広く認知されている場合は勝訴できる可能性が高いが、時間もかかる。そのため、問題の社会的認知というステップが団体訴訟活動における重要な位置づけを占めている。判決までの期間は、案件の性質や被害者の数にもよるが、短くて1年とされ、医療訴訟や薬害訴訟などの立証要件が難しい案件ではより多くの時間がかかる。高度な専門能力を要する金融分野における訴訟では10年以上かかってはまだ判決が出ていないケースもある。

多くの訴訟は和解で終わるが、本格的に裁判で争う場合、前述のように1年から10年かかることもある。

#### (4) 消費者団体に対する支援<sup>20</sup>

##### 日常の活動に対する行政の財政的支援

行政からの財政的支援は行っていない。コンスメンテンボンドについては、94年まで補助金の支給があったが、政府の財政事情が逼迫していることと、同団体がより独立性の高い運営を行うために辞退したことにより、補助金支給は打ち切られている。

ただし、政府は、消費者保護政策に関するプロジェクトの一部を委託に出しており、予算の一部をプロジェクト実施団体に支払っている。

##### 訴訟活動に対する行政の支援<sup>21</sup>

オランダは恒常的な財政赤字に直面しており、1993年に導入された法律扶助法(Wet op de rechtsbijstand - Act on Legal Aid, Stb.775)にもこの実態が反映されている<sup>22</sup>。消費者団体が団体訴訟において国庫からの補助金が得られるケースは、広域の医療被害(薬害)があった時など、ケース・バイ・ケースで極めて限定されている。従って、消費者団体の訴訟活動に関する行政の訴訟費用支援は基本的にないと言ってもよい。

オランダを代表する消費者団体であるコンスメンテンボンドも通常は加入者からの会費、広報誌や書籍の売上から訴訟費用を賄っている。特定被害に関する訴訟においては、消費者からの寄付行為によるファンドを設立してそのファンドの運用を通して訴訟費用を賄っている。

このため、コンスメンテンボンドでは訴訟費用の節減に努めており、2003年の執行部(Directie)の決定によって、個人レベルの被害に関する代理訴訟あるいは訴訟補助に関する活動を停止し、より社会的なインパクトの大きい広域消費者被害に的を絞るなど、活動方針の大幅な転換を余儀なくされている。

消費者団体は全体として特に訴訟費用への補助金支給という側面から、行政による訴

<sup>20</sup> オランダ経済省およびコンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

<sup>21</sup> コンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。

<sup>22</sup> 参考：M. Steine, 前掲(前注2)

訟支援を必要と認めているが、現状での実現性は低い。一方では、消費者団体が対応しきれなくなっている少数あるいは個人レベルの小額消費者被害の救済において、行政による訴訟扶助の充実が求められており、消費者団体がこのような事案にきめ細やかに対応できるよう、補助金を充実させる方が訴訟経済上、有益ではないか、という議論もあるようである<sup>23</sup>。

#### (5) 濫訴問題に対する対応

##### 濫訴を防止するための法的システム

消費者団体訴訟において、被告側は常に原告の権利濫用を主張する傾向がある。この点も考慮にいられて、濫用に対する条文が設けられている。権利の濫用に関する一般的な条項であり、民法典第3編13条<sup>24</sup>にあるが、どのような状況を具体的に濫訴と定義するかは明示されていない。加えて、行政、消費者団体共に、団体訴訟の前に、事前協議が求められていることが、訴訟の数を減らすために必要なプロセスであるという意識を持っている。

オランダは自己責任、自己管理を極めて重視する社会であり、力を持ち、社会的な影響力を持つ消費者団体についても、社会の厳しい目がある。

消費者および消費者団体の会員は、消費者団体に対して活動の健全性や会費に見合う活動をしているかを厳しくチェックしており、活動実績に基づいてその有用性を判断している。オランダの消費者は概して自立しており、消費者団体は、このような環境を自覚しつつ、活動を展開している。

しかし、事案によっては事業者から一般的な民事訴訟の枠組みの中で対抗訴訟の警告を受けることもあり、事例は少ないものの<sup>25</sup>、一定の濫訴抑止効果があるものと思われる。

##### 訴権行使の実情に対する各当事者の認識

###### a) 行政の意識<sup>26</sup>

オランダの団体訴訟は極めて容易に実行できる制度になっているとの認識である。このような制度は消費者団体の要望によって成立したものであることから、より積極的に

<sup>23</sup> M.Steine・前掲(前注2), pp. 352.

<sup>24</sup> Misbruik van bevoegdheid, Burgerlijk Wetboek 2003/2004. 民法第3編13条: 自己の権利の行使として紛争を起こす場合、これが権利の濫用とされる場合は訴訟を提起することはできない。

<sup>25</sup> コンスメンテンボンドにおけるヒアリングより。鉄道料金引き上げの合理性について争ったケースにおいて、約束されたサービスの向上が実施されていないとの広報活動に対して、鉄道会社より業務妨害として訴訟を提起するとの警告が送られたが、実際の訴訟提起には到らなかった。

<sup>26</sup> オランダ経済省および司法省ヒアリングより。

活用して欲しいと考えている。ただし、現状では、訴訟費用の面などで消費者団体にとって訴訟を起こすことは容易ではないということも理解されている。

経済省では、新しい消費者保護政策を考えており、現在、検討中である。コンスメンテンボンドによる要望もあるが、消費者の権利や義務を強化するための新たな立法を検討している。現行法制度については消費者のみでなく、事業者の権利義務も明確にする必要が生じているとのこと。また、消費者への啓蒙活動も重要であり、法による消費者の権利規定があっても、消費者自身の自覚が確立していないという点を問題視している。制度が理解されないことは、行政の失敗に繋がるため、経済省ではホームページで消費者に情報公開をしている。消費者の権利の認識不足は消費者に限ったものではなく、事業者側に対する啓蒙活動も必要とされている。店に買い物に行った時に、消費者が要求できる権利を明確に知らないと共に、事業者も提供すべき情報やサービスの基準を理解していないことが多い。

司法省では、消費者団体にとって最も大きな問題は、訴訟活動において多大な費用がかかることと認識している。消費者団体が思うように訴権行使できない一番大きな問題は莫大な訴訟費用である。訴訟提起のみが消費者団体の役割ではないが、全ての当事者を集めて、対話による解決を和解交渉に導くことも大きな役割であり、多大な労力が費やされる。現状を批判的に見て、改善の余地は残されているとの認識である。

たとえば、改善への努力の一環として、集団的損害(damages of mass harms)に対する救済措置の制度化が検討されており、年内に国会で法案が審議される予定である。この法案は、集団的損害の解決を目的としており、現在の民法典第3編305a条では認められていない損害賠償請求の枠組みを整備するものである。具体的内容については2(1)で指摘したとおりである。

このように、行政の評価としては、オランダの消費者保護政策は全体としてうまく機能しているが、今後も改善点があれば、積極的に取組んでいくという姿勢が保たれている。

#### b) 消費者団体の意識<sup>27</sup>

オランダの消費者団体には50年の歴史があり、その実績に対する消費者の認知度が高いため、社会全体が消費者団体の役割を十分に理解している。従って、何らかの問題が生じた場合、消費者団体に通報する意識は浸透しており、消費者団体も消費者の利益を代表する責任があるという自覚がある。

コンスメンテンボンドは現行の法的枠組みが消費者の利益保護において必ずしも充分と評価していない。法務省と経済省に対してロビー活動を行っており、法律の改正や新しい法律の策定に当たって協力するほか、現行法制度の欠陥の指摘、消費者保護の現

---

<sup>27</sup> Consumentenbond-オランダ消費者団体ヒアリングより。

場の実情説明などを行なっている。現実の社会における実情と制度にギャップがあると感じているようであり、様々な問題意識を抱えている。

問題意識の一つとして、コンスメンテンボンドは公的執行（public enforcement）機関の創設を求めている。オランダは英国の OFT に匹敵する公的機関や仏の DGCCRF、イタリアの CNCU のような公的な政策執行機関を持っていない。オランダは市民社会主導という考え方を選んでいるが、法律で想定されるだけの効果の実現されていない、ということである。消費者問題は公的機関による適切な行政手段によって解決できる多くの問題がある反面、消費者団体と政府との距離にはギャップがあり、十分な協力関係が確立できておらず、成文法上、定められた権利と実際に行使できる権利のギャップを埋めることが重要課題とされている。

コンスメンテンボンドは政府に対して、政府が消費者の権利を守る主体としてより積極的な役割を果たすことを求めてキャンペーンを展開している。政府は消費者保護の法律に基づいて、適切な規制をしているという立場にあるが、消費者の立場からは消費者権利の行使や実現において、消費者団体の役割を過大に期待しており、多くの問題があるとのことである。

たとえば、消費者被害の発生に当たって、営業活動そのものを停止させる強制執行権を持つ機関があれば、それだけで不法行為の抑止効果があり、行政の決定に基づいて訴権の行使も容易になる。また、結果として訴権行使の機会が少なくなることも期待できる。

コンスメンテンボンドによれば、消費者団体は、多くの会員を擁しているにもかかわらず政府からの活動助成がない現状にあるが、本来、消費者問題のように社会全般にかかる問題の解決は政府が担うべき問題であり、これを民事上の手段のみで解決していくことは消費者団体の任務を越えるものであるという。そのため、コンスメンテンボンドは、社会全般に係る問題の解決に当たって、政府がそれに対処する機関を設置して役割の一端を担うべきと考えている。

政府と消費者団体との現行制度に関する考え方にはギャップがあり、政府は法律によってコンスメンテンボンドは特別な権利を与えられており、消費者保護の枠組みをそれで充分としている。しかし、特に事業者を相手取った訴訟に係る活動は、訴訟費用、長期にわたる訴訟活動における人件費負担や損害賠償制度の不備によるコスト回収の困難さがコンスメンテンボンドにとって役割を超えた非常に大きな負担と捉えられており、行政による消費者保護法の施行を監督する体制構築も平行して行なわれるべきとの考え方が根強い。

また、企業にとって、消費者保護法制を遵守するインセンティブが低いことも指摘している。コンスメンテンボンドによる訴訟の提起が莫大な費用がかかり、訴訟行為そのものの抑止効果があることを事業者は認識しており、一定のレベルの違反が訴訟までに

発展する可能性が低いことから、消費者の権利を侵害する些細な行為に有効な解決策となっていないことが指摘される。

これ以外にも、政府は、違法な宝くじ業者のような詐欺的な行為についても民事的な解決手段を通して解決することを期待している側面もあるが、このような消費者被害は、本来、刑法犯罪に該当するものであって、民間団体である消費者団体ではなく、政府が刑法に基づいて取締を行うべきものであると指摘される。このような消費者被害に対する民間団体の活動による抑止効果は低く、有効な解決をもたらしていない、との意見もある。

さらに、消費者の問題として、損害賠償請求訴訟の権利は個人のみ限定されているため、費用と知識、時間の問題等から、消費者団体が不法行為の差止に成功しても、結局は損害に対する救済がなし得ないことも現行制度上の改善すべき問題との認識がある。消費者の訴えを専門とする特別裁判所を設置し、短期で高額ではなく、弁護士を雇う必要がない手続きの実現について、現在、研究している段階である。これは EU のテーマでもあり、欧州委員会でも全 EU に少額被害裁判設置の指令を検討しているとのことである。

#### c) 事業者の意識<sup>28</sup>

事業者団体 VNO-NCW の意見によると、消費者問題は、円滑な経済活動を実現する前提条件としての基本的な課題と考えられている。オランダは市民社会主導の国であり、規制による取り組みは小さくすべきであり、社会も消費者団体の役割に期待していることを考えると、団体訴訟を含め、消費者団体が権利の行使と責任を担う活動を歓迎している。特に、消費者の育成と適切な情報を提供することは、消費者団体の社会的責務であると考えている。

現在、消費者団体に損害賠償に関する団体訴訟を認める法律が検討されている点については、損害賠償の基本は個人にあるべきであるが、アスベスト被害のような大規模な被害は個人による立証が難しいことを考えると、極めて大規模なものに限定するのであれば、団体訴訟を認めるべきだと考えている。

ただし、事業者は自身が団体訴訟の対象になるとは考えていない場合が多いようである。コンスメンテンボンドが現在取り組んでいる銀行に関する訴訟の場合、訴訟が起きるまで、リスクの説明不足が不正広告だと訴えられたことはなかったため、銀行としては訴訟が提起されたことに大変驚いており、団体訴訟の被告となったことに困惑しているようである。自転車価格の一斉値上げの事例についても、企業側は消費者や消費者団体から訴訟提起という反応があるということを想定していなかった。

今後、消費者団体訴訟で大きな事件がいくつか登場し、個々の事業者の団体訴訟に対

---

<sup>28</sup> VNO-NCW オランダ経済団体連合会ヒアリングより。

する認知が進めば、事業者側は公正な取引の実現を重視し、消費者問題の予防効果が高まるとVNOでは考えている。

## 添付資料

1. 民法典第 3 編第 305a 条 ~ 305c 条  
( 他者の利益保護を目的とした特定法人の提訴権限に関する条文 )  
UFJ 総合研究所 仮訳
2. オランダ新民法約款関連条文(民法典第 6 編 231 条 ~ 247 条)  
約款関連条文  
経済企画庁委託調査報告書  
「我が国における約款規制に関する調査 平成 6 年 3 月」p. 248 以下

### 民法典第3編第305a～305c条

#### (他者の利益を保護するために提訴する特定法人の権限に関する条文)

(UFJ 総合研究所仮訳)

#### 民法典第3編第305a条(2001年1月1日施行改正条文)

1. 完全な権利能力を有する財団または社団は、その定款で当該利益の促進がさだめられているかぎり、他者の同種の利益(*gelijksortige belangen van andere personen*)を保護するために訴訟を行うことができる。
2. 第1項に記載された法人は、所与の条件の下で、被告との交渉を通して訴訟の目的を達成する十分な努力をしなければ、原告適格(*locus standi*)を認められない。被告が請求内容の詳細を記載した協議の申し込みを受領してから2週間という協議期間は、いかなる場合でも満たされなければならない。
3. 第1項にもとづく訴権行使の結果として、裁判所の決定に基づいて、被告に対して裁判所の指定する方法および当事者あるいは双方当事者による費用の負担のもとに、判決の公表が命令されることがある。(訴権行使の)目的は、金銭的賠償を求めることであってはならない。
4. ある行為は、その行為により被害をこうむるものがそれに異議を唱えない限り、第1項にもとづく訴訟の根拠とすることはできない。
5. 判決は、訴権が保護しようとした利益の主体が、その判決の効力が自己に及ぶことに対して異議を唱える場合には、その者に影響を与えるものではない。ただし、判決がその性質上当該主体のみを除外して執行することができないものである場合は、この限りではない。

#### 民法典第3編第305b条

1. 第2編第1条に記載された法人\*は、その法人に利益の維持がゆだねられているかぎり、他者の利益保護を目的とする訴訟を行うことができる。
2. 第3編第305a条の第2項から第5項は準用される。

( \* :「第2編第1条に記載された法人」とは、自治体など公的機関のことを示す。 )

#### 民法典第3編第305c条

1. オランダ国外に登録している組織や公共団体で、欧州議会とEU委員会が1998年5月19日に承認した消費者の利益保護のための差止請求(OJ EC L 166)に関する指令no.98/27/ECの第4条、第3項に記載されたりリストに登録されているものは、組織や公共団体が設立された国、組織の目的が他者の集団

的利益を代表すべき国、他者の利益の促進が公共団体に委ねられている国において、通常の所在地で、他者の同種の利益を守るための訴訟を行うことができる。

2. 第3編第305a条の第2項から第5項は準用される。
3. オランダに登録された事務所を所有し、完全な法的能力を持つ財団あるいは社団は、職業あるいは商売を目的とするものではなく、本項のもとに製品やサービスの最終消費者の集団的利益を促進するものは、第1項に記載されているリストに登録されることを目的として、本国の法務省に対して、その利益を守るための訴訟ができるように、欧州委員会に通達するよう請求できる。その場合、法務省はその財団もしくは社団の名称と目的を、欧州委員会に伝えるものとする。

以下略

## オランダ新民法約款関連条文

(経済企画庁委託調査報告書「我が国における約款規制に関する調査 平成6年3月」P248以下)  
(一部修正)

### 第6編 債務法務論

#### 第5章 契約総論

##### 第3節

第231条 この節において、次の各号に掲げる語は、当該各号に掲げるものをいう。

- a 普通取引約款[以下、「約款」と略する。訳者注]：多数の契約に採用されるものとして定立された1つまたは複数の書面による条項。ただし、給付の核心を定める条項を除く。
- b 約款使用者：契約において約款を使用する者。
- c 相手方：書面への署名または他の仕方によって約款の適用を受け容れた者。

第232条 約款使用者が契約締結にさいして相手方が約款の内容を知らないことを認識しまたは認識すべきときであっても、相手方は約款に拘束される。

第233条 約款中の条項は次の各号の場合には、これを無効とすることができる。

- a 当該条項が、契約の種類およびその他の内容、約款の成立の経緯、互いに認識しうる当事者の利益、その他の諸事情に照らして、相手方を不相当に不利にするとき
- b 約款使用者が相手方に約款[の内容]を知る相当な可能性を与えないとき

第234条 約款使用者は次の各号に掲げる場合には、相手方に第233条b号にいわゆる可能性を与えたものとする。

- a 約款使用者が約款を契約の締結前または締結にさいして相手方に交付したとき
- b 前号の措置が公平にみて不可能な場合において、約款使用者が、約款が約款使用者の下で閲覧に供されていること、または約款使用者から委託された商工会議所もしくは裁判所事務局に保管されていること、および、要求があれば相手方に送付されるべきことを、契約成立前に相手方にしらしめたとき

約款が契約の締結前または締結にさいして相手方に交付されない場合において、約款使用者が相手方の要求に応じて約款を自己の費用で遅滞なく相手方に送付しないときは、その条項はこれを無効とすることができる。

第1項b号および第2号における送付義務についての定めは、公平に見て送付を約款使用者に定めることができない場合には、適用されない。

第235条 第233条および第234条で規定されている無効化原因は以下の各号に掲げる者によっては援用されえない。

- a 第2編第360条所定の法人であって、契約締結時において最近その年次決算を公表したものの、または契約締結時において最近第2編第403条第1項の規定の適用を受けた法人
- b a号の適用がない当事者であっても、同号の定める時点においてそこにおいて50人以上の者が働いており、または、商業登記法第17a条に基づく記載から50人以上の者が働いていたと帰結される場合の、その当事者

約款が代理人によって使用された場合の[本人たる]当事者は、相手方が同一またはほぼ同一の約款の適用される契約を複数回締結している場合にのみ、第 233 条 a 号の定める無効化原因を援用することができる。

同一またはほぼ同一の約款を複数回その契約において使用する約款使用者は第 233 条および第 234 条の定める無効化原因を援用することができない。

第 3 編第 52 条第 1 項 d 号所定の期間は、条項が援用された日の翌日のはじまりとともに開始する。

第 236 条 職業および事業活動外で行為する自然人たる相手方と約款使用者との間の契約においては、以下の約款条項は不当に不利にするものとみなされる。

- a 相手方から、約款使用者により約された給付を請求する権利を全部かつ無条件で奪う条項
- b 相手方の第 5 編第 5 節所定の契約解除権を排除または制限する条項
- c 相手方に法律上帰属する履行延期権を排除もしくは制限し、または、約款使用者に法律上認められるよりも広汎な履行延期権を与える条項
- d 約款使用者がその 1 つもしくはいくつかの義務を履行しなかったかの判断を約款使用者自身に委ね、または、不履行により相手方に法律上認められる権利の行使を相手方がまず第三者に請求することにかからしめる条項
- e 約款使用者が契約上の義務を第 2 編第 3 節所定の仕方で第三者に引き受けさせることに相手方があらかじめ同意を与える旨の条項。ただし、相手方がいつでも契約を解除する権利を有するとき、約款使用者が第三者の履行につき相手方に対し責に任ずるとき、義務の移転が、義務並びにそれと引き換えに約定された権利が属する事業の移転と結び付いて生ずるときは、このかぎりでない。
- f 契約により約款使用者に生ずる権利を第三者に移転する場合において、相手方が法律上第三者に対して主張しうべき権利または抗弁(権)を排除または制限しようとする条項
- g 相手方がそれいないにその権利を行使しなければならないところの法定の時効期間または排斥期間(*vervaltermijn*)を 1 年未満に短縮する条項
- h 契約を履行するにさいして、約款使用者によりまたは約款使用者が責任を負う者もしくは物により、第三者に損害が加えられた場合において、相手方が、第三者に損害の賠償をし、または、約款使用者との関係で、法律上義務付けられるよりも多く損害を負担する義務を負う旨の条項
- i 約款使用者に、彼の約定した価格を契約締結後 3 ヶ月以内に値上げする権利を与える条項。ただし、相手方がこの場合に契約を解除する権利を有するときはこのかぎりでない
- j 物(電気を含む)の定期的給付または役務の定期的給付を目的とする契約において、期間の 1 年以上の黙示的延長または更新を定める条項
- k 相手方の証明する権利を排除または制限する条項、または、相手方の負う給付の適正性に関する相手方の意思表示を含むこと、もしくは、約款使用者の懈怠(*tekortkoming*)が約款使用者に帰責されうることの証明を相手方に負わせることにより、法定の証明責任分配を相手方に不利益に変更する条項

- l 相手方に不利に第 3 編第 37 条と異なる定めをする条項。ただし、その条項が、相手方によって行なわれるべき表示の方式と関係するとき、または、新住所が通知されるまでは、相手方によって約款使用者に伝えられた住所がそのままであると約款使用者がみなしうると定めるときは、このかぎりでない
- m 契約締結時に実際の住所をオランダの地方自治体(gemeente)に有する相手方が、知られた実際の住所を将来その地方自治体に有しないであろう場合でないのに、住所を選択する条項。ただし、その契約が登記され(registergoed)る物に関係し、かつ、公証人の事務所の住所が選択されるときは、このかぎりでない
- n 法律により権限をもつ裁判官または 1 人もしくは複数の仲裁人以外の者による争いの解決を定める条項。ただし、その条項が、法律により権限を与えられている裁判官による争いの解決を選ぶために、相手方に、約款使用者が相手方に対して書面により条項を援用した後少なくとも 1 ヶ月の期限を与えるときは、このかぎりでない

第 237 条 職業および事業活動外で行為する自然人たる相手方と約款使用者との間の契約においては、以下の約款条項は不相当に不利にするものと推定される。

- a 相手方の申し込みまたはその他の意思表示に答えるについて、約款使用者に、事案の事情にかんがみて、異常に長いまたは不十分に明確な期間を認める条項
- b 約款使用者の義務の内容を、その条項なかりせば相手方が合理的に期待してよい内容に比べて、その契約に関する法律規定をも顧慮して、本質的に制限する条項
- c 約束された給付とは本質的に異なる給付を行なう権利を約款使用者に与える条項。ただし、その場合に相手方が契約を解除できるとされる場合は、このかぎりでない
- d 契約で定められ、かつ約款使用者に対し契約への拘束をもはや求めえないほどの理由以外の理由に基づいて、約款使用者を契約への拘束から解放し、または、契約への拘束から開放される権利を約款使用者に与える条項
- e 約款使用者に異常に長い、または不十分に明確な履行期限を認める条項
- f 約款使用者または第三者を法定の損害賠償義務から全部または一部免れさせる条項
- g 相手方に法律上帰属する相殺権を排除もしくは制限し、または約款使用者に法律上認められているより広い相殺権を生じさせる条項
- h 相手方の一定の行為(不作為を含む)への制裁として相手方に属する権利や一定の抗弁を行なう権利を消滅させる条項。ただし、かかる行為がその権利または抗弁の消滅を正当化するときを除く
- i 契約が相手方の債務不履行以外の理由で終了させられた場合において、相手方に金銭の支払いを義務付ける条項。ただし、それが、約款使用者のこうむった損失または喪失した利益の合理的な対価であるときを除く
- j 相手方に約款使用者または第三者との契約の締結を義務付ける条項。ただし、その契約と本体の契約との結び付きをも顧慮して、それが相手方により合理的に予期されうるときは、このかぎりでない
- k 第 236 条 j 号所定の契約について 1 年より長期の期間を定める条項。ただし、相手方が 1 年経過後いつでも契約を解約告知できるとされる場合は、このかぎりでない
- l 相手方を 3 ヶ月より長期の解約告知期間または約款使用者が契約を解約告知できる期間より

長期の解約告知期間に拘束する条項

m 相手方の意思表示の有効要件として私署証書よりも厳格な方式を要求する条項

n 相手方により与えられた代理権を撤回不能とし、または、相手方の死亡もしくは禁治産によって終了しないと定める条項。ただし、代理権が登記される物の給付に関するときは、このかぎりでない

第 238 条 第 236 条および第 237 条所定の契約においては、相手方に対し次のことを援用できない

a 契約が第三者の名で締結されたという事実。その援用がそのような内容の条項が約款に定められているという事実だけに基づくときにかぎる。

b 約款が約款使用者の代理人の権限の制限を含むという事実。その制限が、きわめて異常で、その条項なかりせば相手方にとって予期しえないものであるときにかぎる。ただし、相手方がそれを知っているときはこのかぎりでない

第239条法規命令(algemene maatregel van bestuur)において、第 237 条 a 号ないし n 号は変更され、または、その適用領域を制限されうる。

前項の命令の制定、変更、廃止の提案をする前に、司法大臣は、命令の適用される契約を締結するにさいし約款を使うことの多い者、および、その契約においてその相手方となることの多い者の各団体であって、司法大臣の判断によれば代表的なものの意見を聴取する。

第 1 項所定の決定は、確定後直ちに議会の両院の議長に送付される。この決定は、その掲載された官報の刊行後 2 ヶ月を経過するまでは、効力を発しない。

第 240 条 第 3 項所定の法人の請求に応じて特定の約款の条項を不相当に不利にするものと宣言することができる。第 233 条 a 号、第 236 条はこの場合に準用される。この場合において、強行規定に反する約款条項は不相当に不利にするものとみなされる。

この請求は、約款使用者に対して、ならびに職業または事業を営む者の利益の擁護を目的とする完全能力法人がそれらの者による約款の使用を促進するときに、この法人に対して、これを行なうことができる。

この請求を行なうことができるのは、職業もしくは事業を営む者、または職業もしくは事業用でない物品もしくは役務の最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人である。請求は、当該法人によってその利益が擁護される者との契約において使用され、または使用されることが予定されている約款だけを対象としなければならない。

訴えを提起する前に、原告が、約款使用者に、または、民事訴訟法第 1003 条所定の場合には同条所定の団体に、訴えの理由となっている異議が除去されるように互いに相談して約款を変更する機会を提供したことが明らかでないときは、訴えは許容されない。書面による異議の通知後 6 ヶ月の期間[を与えたこと]は、[上記の機会の提供として]常に十分である。

法人が約款条項の使用に同意したときは、その法人は第 1 項所定の請求を行うことはできない。

第 241 条 前条の訴えはハーグ控訴裁判所の専属管轄に属する。

前条所定の法人は民事訴訟法第 285 条および第 376 条所定の権限を有する。民事訴訟法第 379 条の規定は適用されない。

原告の請求に応じて、判決は以下の宣言を伴うことができる。

- a 判決の対象となった条項の使用または促進の禁止
- b 当該条項の使用推奨の撤回命令
- c 裁判官の定めた方法でかつ裁判官の定めた当事者の負担である判決の公表の命令

裁判官は、その判決において、判決の対象である条項の不相当に不利益にする性格がいかなる仕方でも除去されるかを示すことができる。

第 3 項所定の宣言の執行に関する争いならびに過料が課せられた場合の過料支払命令に関する争いは、ハーグ控訴裁判所の専属管轄に属する。

第 242 条 第 240 条第 1 項所定の判決の向けられた 1 人または数人の当事者の請求に応じ、裁判官は、事情の変更の結果判決はもはや正当化されないという理由に基づいて、判決を変更し、または失効させることができる。請求は、その訴えに応じて判決が下された法人に対して提起される。

その訴えに応じて判決が下された法人が解散したときは、事案は請願(verzoekschrift)によって開始される。民事訴訟法第 429f 条第 1 項の適用にあたっては、本法第 240 条第 3 項所定の法人は利害の関係を有するものとみなされる。

第 241 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 c 号、第 5 項はこの場合に準用される。

判決が法律により不相当に不利にするものとみなされる条項に関するときは、本条は適用されない。

第 243 条 約款条項の使用を禁止された者によりその禁止に反して契約に採用された約款条項は、無効とすることができる。第 235 条はこの場合に準用される。

第 244 条 職業または営業活動上行為する者は、契約の目的である物品または役務に関し約款を使用して受給者と契約を締結した当事者との契約における条項を、その条項と本節の規定により無効とすることができ、または、第 240 条第 1 項所定の判決が下された約款条項とが密接に関連するために、その条項の援用が不相当であるときは、援用することができない。

約款使用者に対して第 240 条 1 項所定の訴えが提起されたときは、約款使用者は、前項所定の援用が不相当である旨を宣言させるために、当該当事者(第 1 項にいわゆる「職業又は営業活動上行為する者」。訳者注)をその手続きに参加させることができる。民事訴訟法第 241 条第 2 項、第 3 項 c 号、第 4 項、第 5 項ならびに第 68 条、第 69 条、第 73 条はこの場合に準用される。

第 242 条はこの判決に準用される。

第 1 項ないし第 3 項は、上記の物品または役務に関する、[契約の連鎖上]前に位置する(eerdere)契約に準用される。

第 245 条 この節の規定は労働契約にも集団的労働協約にも適用されない。

第 246 条 第 231 条ないし第 244 条ならびに第 239 条第 1 項にいう法規命令の規定と異なる定めをすることはできない。

第 247 条 職業または事業活動内で行われ、かつ双方ともオランダに所在する当事者間の契約に

は、その契約を支配する法が何であれ、この節は適用される。

職業または事業活動内で行われ、かつ双方ともオランダに所在するわけではない当事者間の契約には、その契約を支配する法が何であれ、この節は適用されない。

当事者は、その主たる所在地、または、契約に従い給付が主たる所在地とは別の所在地で行なわれるべきときは、その別の所在地がオランダに存するときに、第1項および第2項の意味でオランダに所在するものとする。

約款使用者と職業または事業活動内で行われるのでない自然人たる相手方との間の契約には、相手方がその常居所をオランダに有する場合には、その契約を支配する法が何であれ、この節が適用される。

## イギリス調査報告書

## 第6章 イギリス

### 1. 歴史<sup>1</sup>

イギリスにおいては、93年 EC 指令が採択されるまで、消費者団体訴訟制度は存在しなかった。もっとも、不公正契約条項に対する規制法（1977年不公正契約条項法 Unfair Contract Terms Act）や消費者保護のための法律は1970年代より制定されており、イギリスにおける消費者保護の水準が他の EU 諸国と比して必ずしも低レベルであったということではない。

93年 EC 指令の採択を受けて、これを国内法化するものとして1994年に消費者契約における不公正条項規則（以下「1994年不公正条項規則」）が制定された。この制定における議論の際には、1977年不公正契約条項法を93年 EC 指令に適合するように改正できないかも検討されたようであるが、短期間での調整を断念して EC 指令を国内法化するための新たな規則を制定する方が選択された。

この1994年不公正条項規則は、93年 EC 指令の内容をほぼ忠実に国内法化した内容となっているが、不公正条項の事前差止訴訟権限を公正取引長官（the Director General of Fair Trading）だけに認め、同指令により要求されている「消費者保護について正当な利益を有する団体」についてはそれを認めなかった点で大きく異なっていた。もともと、通商産業省（Department of Trade and Industry - DTI、以下「通産省」）としては、事前差止訴訟制度そのものの創設自体を必要ないものと考えていたようであるが、消費者団体の批判等を受けて公正取引長官だけに差止訴訟権限を認める制度を導入した経緯がある。通産省は、その理由について、「現在のイギリス法では、代表訴訟の一般的権利は認められていないので、消費者団体にそのような権利を認めることは適切でなく、必要でもない」と考えていた。

この1994年不公正条項規則が、消費者団体に提訴権限を認めない点において93年 EC 指令に反していることは明白であり、消費者団体からは強く批判されていたところ、イギリス最大の消費者団体である消費者協会（Consumers' Association, CA）から欧州司法裁判所へ指令の不履行を理由とする提訴や、労働党への政権交代などがあったことから、政府の政策が転換され、1999年7月に1994年不公正条項規則を廃止して新しい不公正条項規則（以下「1999年不公正条項規則」）が制定された。

この1999年不公正条項規則制定による主な変更点は、公正取引長官だけに認められ

---

<sup>1</sup>参考：鹿野菜穂子「不公正条項規制における問題点（二）」立命館法学 257号 1頁、坂東俊矢「英国の消費者契約に関する情報提供義務と不公正条項規制 わが国の消費者契約法立法化のための一資料」京都学園法学 1999年 2・3号、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「イギリスにおける消費者団体訴権の実情(1)(2)(3)」NBL 737号 56頁、738号 51頁、741号 57頁(いずれも2002年)

ていた差止訴訟権限を、消費者協会やガス・電気等の行政上の取締権限を有する局長や地方公共団体の取引基準局などに拡張した点<sup>2</sup>と、差止訴訟権限を持つ者の間の調整と効率的な権限行使や情報公開のための規定が設けられたことである。また、93年 EC 指令により適合させるために、いくつかの改正が行われた。さらに、2001年には適格者を追加する改正が行われている<sup>3</sup>。

不公正条項以外の消費者の経済的利益を害する事業者の違法行為等に対する一般的な差止制度としては、従来、1973年公正取引法（Fair Trading Act 1973）による公正取引長官の差止提訴権があった<sup>4</sup>。これは、事業者が消費者にとって有害で、かつ不公正とみなされる事業を行っている場合に、一定の条件<sup>5</sup>のもとで、公正取引長官に対し、制限的慣行裁判所（Restrictive Practices Court）<sup>6</sup>に差止命令を請求する権限を認めるものであった（公正取引法 35条、37条(2)）。

しかし、この1973年公正取引法による差止制度は時間と手間がかかることから、違法行為等の抑制にはあまり効果がないとされ、1990年代半ばより、政府内で制度改革が検討されていた。ところが、この改革の検討中に98年 EU 指令が採択されたため、取り急ぎ、イギリスにおいてこの指令を国内法化することとし、2001年に1973年公正取引法の特則として差止命令規則（The Stop Now Orders(E.C.Directive) Regulations 2001）が制定された<sup>7</sup>。

この差止命令規則は、98年 EU 指令によって指定されている指令を国内法化した法律に違反する行為については、1973年公正取引法の規定にかかわらず、公正取引長

---

<sup>2</sup> この拡張は、同規則の付属書として「適格者（qualifying body）」の一覧を付加することにより、なされた。

<sup>3</sup> 金融サービス庁（the Financial Service Authority）が追加された。

<sup>4</sup> 参考：松本恒雄「イギリスの不正競争法制と消費者保護 - 自主規制と刑事規制のはざま」一橋論叢 107 巻 1 号(1992 年)37 頁以下、Robert Lowe and Geoffrey Woodroffe『Consumer Law and Practice Sixth Edition』(2004) p.17, p.19~

<sup>5</sup> 例えば、提訴権を行使する前に、事業者からそのような違法行為等を継続しない旨の誓約書を取るよう努力することが定められている（公正取引法 34 条(1)）。

<sup>6</sup> 県裁判所（County Court）及びスコットランドにおける執行官裁判所（Sheriff）も選択的に管轄権を有する。Robert Lowe and Geoffrey Woodroffe『Consumer Law and Practice Sixth Edition』(2004) p.17, 22

なお、制限的慣行裁判所は1998年競争法（the Competition Act 1998）により廃止されたため、1998年競争法施行後は「適切な裁判所（a relevant Court）」に対して提訴することとされた（the Competition Act 1998 Schedule 12 1.(5)による1973年公正取引法 35 条他の修正）。なお、この「適切な裁判所」とは、当該事業が営まれている地域を管轄する高等法院（High Court）ないし民事上級裁判所（the Court of Session、ただしスコットランドにおける場合）と規定されている（同法 Schedule 12 1.(6)によって挿入された1973年公正取引法 41A 条）。

<sup>7</sup> Robert Lowe and Geoffrey Woodroffe『Consumer Law and Practice Sixth Edition』(2004) p. 17, 23~17, 24

官や国務大臣の指定を受けた消費者組織<sup>8</sup>、EU のリストに掲載された団体に対し、差止命令（Stop Now Order）を裁判所に請求する権限を認めるものであった。

このように差止命令規則の制定は、98 年 EU 指令を早急に国内法化するための暫定的な措置であったことから、その翌年の 2002 年に制定<sup>9</sup>された Enterprise Act 2002 の Part8 において、1973 年公正取引法と差止命令規則を統合する規定が置かれることとなり、これに伴って、この二つの法令は廃止された<sup>10</sup>。この Enterprise Act 2002 は、イギリスにおける競争法の根幹となる法律の一つとして制定されたものであり、公正取引庁の改組<sup>11</sup>、競争法の改正から消費者法、破産関連法など広汎な規定を含むものである。消費者団体訴訟制度との関連では、差止命令制度の改正のほか、消費者代理請求の導入、Super-complaints と呼ばれる制度の導入などが規定されている。

## 2. 現行法制度

### (1) 訴権の内容

#### 差止請求

現行制度では、消費者団体による差止請求は以下の二つの法律により、行うことが可能である。

#### 1999 年不公正条項規則による差止請求

規則の付属書に記載された適格者（qualifying body）<sup>12</sup>は、消費者と締結される契約において一般的に使用するために起草された不公正条項を使用し、またはその使用を推奨している者に対して差止命令を裁判所に求めることができる（12 条(2)）。

本規則における不公正条項とは、個別に交渉されなかった契約条項であって、信義誠実の原則に反して、契約に基づいて生じる当事者の権利義務について消費者に不利に重大な不均衡を生じさせるものをいう（5 条(1)）。条項が前もって起草され、それゆえ消費者が当該条項の内容に影響を与えることができなかつた場合には、常に個別に交渉されなかったものとみなされる（5 条(2)）。この不公正条項の定義は、93 年 EC 指令における不公正条項の定義とほぼ同一である。

#### Enterprise Act2002, Part8 による差止請求

Enterprise Act2002, Part8 は、消費者保護規制に関わる法執行を規定する章

<sup>8</sup> 指定の基準については、差止命令規則に定められている。

<sup>9</sup> 施行は 2003 年 6 月 20 日

<sup>10</sup> ただし、1973 年公正取引法については、Enterprise Act 2002 に統合された部分のみを廃止。詳細は、Enterprise Act 2002 の付属書（Schedule）26 に明記されている。

<sup>11</sup> それまでの公正取引長官（Director General of Fair Trading）が廃止され、法人としての公正取引庁（Office of Fair Trading）に公正取引長官の権限が委譲された。

<sup>12</sup> 本章においては、「body」につき基本的に「組織」の訳語を付しているが、「qualifying body」に関しては行政の局長なども対象に含まれていることから、「適格者」の訳語を付している。

である。国内法と EU 指令との調和を図るため、国内違反（**domestic infringements**）と共同体違反（**Community infringements**）の二つの違反類型を規定して、それぞれにつき、差止を求めうる主体を定めている。

a)国内違反に対する差止請求

国内違反とは、国務大臣の命令により定められたものであって<sup>13</sup>、かつ一定の条件<sup>14</sup>を満たす、事業の過程でなされた作為ないし不作為で、イギリス国内における消費者の集団的利益を侵害するものをいう（211条(1)）。

この国内違反に対しては、一般的執行者（**general enforcer**）及び指定執行者（**designated enforcer**）が差止命令を裁判所に対して請求できる（215条(2)、(3)）。ただし、指定執行者においては、その指定された範囲の違反行為に対してのみ差止命令を請求することができる（215条(3)）。

b)共同体違反に対する差止請求

共同体違反とは、EU加盟国において別表によって指定された指令を国内法化した法規（指令よりも保護を拡張している場合には、その拡張された部分も含む）に違反する行為で、消費者の集団的利益を侵害するものをいう（212条(1)）。イギリス国内にあって指令を国内法化した法規については、国務大臣が命令により、これを特定することとなっている（212条(3)）。命令により、具体的に指定されている法規は、本章末尾の一覧表のとおりであるが、98年EU指令の別表において指定された指令に対応する国内法が列挙されている<sup>15</sup>。

この共同体違反に対しては、一般的執行者及び指定執行者、共同体執行者（**Community enforcer**）が差止命令を裁判所に対して請求できる（215条(2)、(3)、(4)）。ただし、指定執行者においては、その指定された範囲の違反行為に対してのみ、差止命令を請求することができる（215条(3)）。

### Super-complaints

Enterprise Act 2002 の Part1 によって、イギリス独自の制度として、新たに導入された制度である。

市場の構造、あるいは事業者による行為が相当に消費者の利益を害するとされる場合において、国務大臣による指定を受けた消費者組織（**Designated**

---

<sup>13</sup> この国務大臣の命令により定められた法律は多岐にわたるが、主要なものとしては、1977年事業者広告（開示）命令（**The Business Advertisements(Disclosure)Order**）、1974年消費者信用法（**Consumer Credit Act**）、1979年商品販売法（**Goods Sales Act**）、1973年商品供給（黙示の合意）法（**Supply of Goods(Implied Terms)Act**）、1977年不公正契約条項法（**Unfair Contract Terms Act**）などがある。

<sup>14</sup> 211条(2)に列記されている。

<sup>15</sup> 指定されている国内法の中には1999年不公正条項規則も含まれていることから、1999年不公正条項規則違反に対しては、1999年不公正条項規則による差止請求と Enterprise Act 2002, Part8 による差止請求のいずれも可能となる。公正取引庁におけるヒアリングによると、現時点では、これらの統合は検討されていないという。

consumer body)に、公正取引庁に対して申し立てを行う権限が認められる。この Super-complaints の特徴は、かかる消費者組織の申立に対して、公正取引庁 (Office of Fair Trading, OFT) が定められた期間 (90 日) 内に理由を付した回答を提供する義務を負うという点である。公正取引庁による回答の内容の例としては、事案の競争法委員会への回付、あるいは対象事業者の約款変更勧告の公表等などが想定されうる。

この Super-complaints は、いわゆる団体訴訟制度そのものではないが、イギリスにおいて団体訴訟制度を補完するものとして位置づけられている制度である。消費者が市場に対して自らの意思を反映しやすい環境とすることを目的としている<sup>16</sup>。直接、事業者を裁判所に訴えるのではなく、公正取引庁に申立を行うシステムとしたのは、市場への影響が大きいと考えられたためである<sup>17</sup>。また、市場について適切な調査能力や権限のない消費者団体よりも、公正取引庁が主体となって適切な措置を講ずる方が、より効率的な問題解決に資するという。

現在、正式な指定を受けた組織は存在しないが<sup>18</sup>、公正取引庁によると、非公式の Super-complaints の申立は受け付けているという。

#### 損害賠償請求

消費者団体による損害賠償請求権の行使についても、Enterprise Act 2002, Part 2 により、これを行わせる道が開かれた。これは、消費者代理請求 (Claims on Behalf of consumers) と呼ばれる<sup>19</sup>。

国務大臣の指定を受けた組織は、最低 2 人以上の個人を代表して、消費者個人の有する損害賠償請求権を、競争不服申立特別裁判所 (Competition Appeal Tribunal) において行使することができる。ただし、対象となる損害賠償請求権は、事業者の 1998 年競争法 (The Competition Act 1998) 第 1・2 章及び EC 条約 81・82 条に基づく決定に違反する行為<sup>20</sup>によって生じたものに限られる<sup>21</sup>。

---

<sup>16</sup> 通産省におけるヒアリング

<sup>17</sup> 通産省・公正取引庁におけるヒアリング

<sup>18</sup> 公正取引庁によれば、消費者協会 (Consumers' Association) と Citizens' Advice の 2 団体が指定申請手続中である。

<sup>19</sup> Enterprise Act 2002, Part 2, 18・19 条により、1998 年競争法 (Competition Act 1998) に 47A・47B 条が追加された。この 1998 年競争法 (2000 年 3 月施行) は、競争政策の強化、ローマ条約との整合性を高めるため、従来の競争法関連の法律を廃止または大幅に改正する内容の法律である (参考: 相関透「英国における 1998 年競争法の制定について」公正取引 580 号 (1999 年)、渡辺昭成「イギリス競争法の EU 化(1)~(3)」早稲田大学大学院法研論集 94~96 号 (2000 年))。

<sup>20</sup> 具体的には、反競争的合意 (anti-competitive agreements) の禁止 (1998 年競争法第 1 章及び EC 条約 81 条)、支配的地位の濫用 (abuse of a dominant position) の禁止 (1998 年競争法第 2 章及び EC 条約第 82 条) 等の違反である。

勝訴して得られた賠償金は、訴訟に要した費用を除き、原則として消費者個人が取得するが、消費者と合意がある場合には、消費者を代理した組織が取得することも可能である<sup>22</sup>。

## (2) 差止請求権を行使しうる団体となるための要件

### 1999年不公正条項規則による差止請求権

1999年不公正条項規則による差止請求権を行使しうるのは、同規則の付属書に適格者として記載された組織でなければならない。現在、適格者として記載されているのは主に公的組織であり、民間組織で記載されているのは消費者協会(CA)のみである。

このように、適格者を規則の付属書に記載する形式としたのは、通産省におけるヒアリングによると、1999年不公正条項規則制定時において、適格者としてふさわしい組織が(消費者協会も含めて)付属書に記載された組織に限られていたためであるという。

### Enterprise Act 2002, Part8 による差止請求権

Enterprise Act 2002, Part8 による差止請求権を行使しうるのは、一般的執行者、指定執行者、共同体執行者である。

一般的執行者については、公正取引庁及びグレートブリテンにおける度量衡に関する権限を有する地方機関と法律に明記されている(213条(1))。

指定執行者とは、国務大臣が、目的の一つに消費者の集団的利益の保護があると判断される個人又は組織(法人格の有無は問わない)であって、国務大臣の指定を受けたものである。国務大臣は、命令によって明示される基準を満たす場合に限り、指定を行うことができる(213条(4))。

共同体執行者とは、98年EU指令に基づくリストに掲載されている組織であって、一般的執行者でも指定執行者でもないものをいう。

消費者団体の訴権行使の条件として指定制度が導入された趣旨は、通産省におけるヒアリングによると、EU指令に対応させるという目的のほか、これまでのイギリスでは民間団体に法執行を委ねるという歴史がなく、いわば例外的な制度と位置づけられること、不公正条項規則とは異なり、適用範囲が広範に及ぶことから適格団体の要件を明確にすること、事業者への影響(濫訴に対する懸念)を配慮したこと、などがあるという。

---

<sup>21</sup> なお、消費者個人による損害賠償請求の前提として、反競争的合意や支配的地位の濫用がなされたことが公正取引庁・裁判所・欧州裁判所の決定、判決等により確定していることが必要とされるため(Enterprise Act 2002, 18条によって挿入された1998年競争法47A条(5))、この消費者代理請求の手続きにおいても同様の制約が課される(Enterprise Act 2002, 19条によって挿入された1998年競争法47B条(5))。

<sup>22</sup> Enterprise Act 2002, 19条によって挿入された1998年競争法47B条(6)

国務大臣によって定められた命令による基準は以下のとおりとなっている<sup>23</sup>。

#### 国務大臣の命令による基準（内閣府仮訳）

国務大臣の命令3条には以下のような基準が示されている。

- 1) 申請者が、独立、公平、完全なる清廉性をもって行動することが期待される程度に組織され、運営され、管理されていること、また、内部の利害対立を適切に処理しうる確立した手続を有していること

「独立」とは他の団体、特に事業者からのコントロールから独立していることである。通産省によれば、非常に重要な要件とされる。その判断のために、団体の主要な構成員の履歴を報告することが要求されている。なお、事業者との独立との関連では、申請者が、直接的であれ、間接的であれ、影響を受ける種類の事業をなしている者とのつながりにのみによって、基準を満たさないと判断されることはない（同命令4条）。出版などの事業活動を行う消費者団体も想定されるからである。この場合、事業活動の利益がその団体の目的のためだけに用いられていることなどが要求される。

また、通産省によれば、生協については、消費者保護に関わる活動も行っているものの、営利事業を行っていることから、イギリスにおいては消費者団体とはみなされていない。

- 2) 申請者が、国内違反及び共同体違反に関わる消費者の集団的利益を促進し、又は保護するための経験、適性、専門的知識を証明したこと、申請者がそのような専門的知識をもった個人や組織の承継人である場合には、その個人や組織の専門性を参照することも含まれる。
- 3) 申請者が、高水準の清廉性と消費者に関わる事業活動の公平な運営の促進によって、消費者の集団的利益を保護する能力を証明したこと
- 4) 申請者が、指定を求める違反の種類に関して、違反を調査し、Enterprise Act 2002のPart8に規定された法執行手続を実行できる能力を有していること
- 5) 申請者が、法執行において、最善の慣行に従う用意と意思を有していること
- 6) 申請者が、公正取引庁及びその他の一般的執行者、指定執行者、共同体執行者、及び国内違反ないし共同体違反を構成する行為ないし懈怠に関する問題につき規制を行う責任がある者と、以下のような行為を含む協力を行う用意と意思を有していること
  - (a) 他の執行者及び規制を行う責任があるその他の者と、法的に許される限りにおいて、情報を共有すること
  - (b) 同じ人物に関して行動をすでに起しているか、起そうとしている他の執行者及

---

<sup>23</sup> Enterprise Act 2002(Part8 Domestic Infringements)Order2003-Si no 2003/1399 \ 条文は <http://www.legislation.hmsso.gov.uk/si/si2003/20031399.htm> で入手が可能である。

び規制を行う責任があるその他の者との間で、Part 8 に基づく行動を調整するための取り決めに参加すること

これは、Enterprise Act 2002, Part 8 による濫訴を防止するための要件である。

以上の命令で規定された要件においては、法人格や団体の構成員の規模や財政的要件について要求はされていない。この点に関して、通産省において、以下のような説明を受けた。

まず、法人格を要求していない点については、法人格の有無よりも、消費者の利益を代表するような活動をしているかどうかが重要と考えられるためという。

構成員の規模を問題としない点については、全国消費者評議会（National Consumer Council）のように、組織構成上会員が存在しない団体であっても消費者保護において重要な活動を行っている団体もあるためという。

また、財政的要件については、団体の訴訟追行能力に関する判断の中で実質的に考慮されるが、単独で訴訟を提起するだけの財政的能力が無くとも、公正取引庁に事件を引き継ぐなどの措置を取ることが可能であり、要件としてはそれほど重視されていないという。

### （３）判決の効力

判決の効力の主観的範囲については、原則として、訴訟の当事者限りである。ただし、差止命令を受けた法人が関連法人グループ<sup>24</sup>の一員であるような場合には、裁判所は当該グループを構成する全ての構成員に判決の効力が及ぶよう、命ずることができる（223条(2)）。

また、差止命令を受けたのが法人である場合には、一定の条件<sup>25</sup>のもとで法人の代表者やその法人を実質的に支配する者に対しても、裁判所は差止命令を出すことができる（222条(5)）<sup>26</sup>。

差止を命ずる判決に事業者が従わない場合には、裁判所は法廷侮辱とみなし、罰金や自由刑を課すことができる<sup>27</sup>。

### （４）複数団体による同時提訴の可否等

複数の団体が同一案件につき同時に提訴をすることは、理論上は可能である。

---

<sup>24</sup> 関連法人グループとは、その全てがお互いに関連性を有している二つ以上の法人からなるグループをいう（223条(3)）。一方が他方の子会社であるような場合や、共に同一の法人の子会社であるような場合である。

<sup>25</sup> 法人が行った違反行為に対する同意もしくは黙認

<sup>26</sup> しかも、法人に対する差止命令を出さない場合であっても、個人に対する差止命令を出すことが可能である。

<sup>27</sup> “Enforcement of consumer protection legislation-Guidance on Part8 of the Enterprise Act”（公正取引庁発行、以下「公正取引庁ガイダンス」）3.51

しかしながら、差止命令の申立に先だって、公正取引庁に通知（1999年不公正条項規則12条）を行うこと、ないし公正取引庁と協議を行なうこと（Enterprise Act 2002, Part 8、214条）が適格者等には義務づけられており、その通知、ないし協議の中で、複数の訴訟が同時に進行することの防止が図られている<sup>28</sup>。

特に、Enterprise Act 2002, Part 8においては、公正取引庁以外の執行者が差止命令の申立を行おうとしている場合に、必要があれば、公正取引庁もしくはその他の適当な執行者に当該事件を引き継ぐよう指示することが可能となっている（216条）<sup>29</sup>。

#### （5）判決の公表

1999年不公正条項規則にあつては、適格者による訴訟も含めて、全ての情報が公正取引庁に集約され（14条）、公正取引庁から一般消費者に対して公表がなされる（15条）。

Enterprise Act 2002, Part 8においても、訴訟に関する情報は通知等（215条(9)）を通じて公正取引庁に集約され、その他にも裁判所が事業者に対して判決の内容と違法行為を是正することの表明を公表するよう求めることができるとの規定が設けられている（217条(8)）。

もっとも、団体による事実上の公表も積極的になされている。

#### （6）管轄

県裁判所（County Court）ないし高等法院（High Court）<sup>30</sup>、執行官裁判所（Sheriff）ないし民事上級裁判所（Court of Session）<sup>31</sup>が管轄裁判所として指定されている（1999年不公正条項規則3条、Enterprise Act 2002, Part 8、215条(5)）。

#### （7）訴訟費用

イギリスにおいては、訴訟に要した弁護士報酬は、原則として、敗訴当事者が負担することとなっている。

### 3. 制度の背景

Enterprise Act 2002, Part 8 は個人的な補償を求めるための制度ではない。消費者の集

---

<sup>28</sup> 公正取引庁ガイダンス 3.58 によれば、かかる規定は最も適当な組織に訴訟を行わせることおよび同時提訴を防ぐためのものという。また、通産省でのヒアリングによれば、公正取引庁も含めて、どの組織がどの時点で訴訟を提起すべきかについては、公正取引庁が判断するということであった。

<sup>29</sup> ただし、この規定は共同体執行者には適用されない（216条(6)）。

<sup>30</sup> イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおいて適用

<sup>31</sup> スコットランドにおいて適用

団利益を害する侵害に対してのみ適用される。(訴えの対象となる)法違反は必ず、または潜在的に、一般的な消費者または、消費者のグループに影響を及ぼすものでなければならぬとされる。執行者は、証拠により、消費者に対して不利な影響を及ぼす特定の侵害がどのようなものであったか、または、将来においてどのような侵害をなすものかを示す必要がある。しかしながら、個々の消費者の苦情あるいは侵犯の出来事の実数を証明する必要はない<sup>32</sup>。

イギリスにおける消費者団体訴訟制度は、EC 及び EU 指令の国内法化の過程で導入されてきたという特徴があり、93 年 EC 指令に対する対応を見ても、消費者団体に積極的に訴権を付与するという姿勢が他国と比べると乏しいことは否定できない。また、現在導入されている制度の内容を見ても、不公正条項をはじめとする不公正な取引慣行の是正については公正取引庁が一次的に責任を負っており、かかる公正取引庁の役割の一部を、公正取引庁の強力なコントロールの下で、一定の公的団体や消費者団体にも担わせているという性格が強い。実際、公正取引庁(ないしその前身の公正取引長官)には、従前から、裁判所への提訴権を含め、競争秩序の維持ないし消費者の経済的利益の保護のための強力な権限が付与されてきており、近年は、1998 年競争法や Enterprise Act 2002 などの制定によって、その機能がさらに強化される傾向にある。

かかる制度の性格からすると、イギリスの消費者団体訴訟制度については、消費者団体が本来的に有している権利に基づいて創設されたものというよりは、公的役割ないしは法の執行として行政が本来は担うべき消費者の集団的利益の保護を、一定の条件の下で消費者団体にも担わせる制度と理解するのが自然であろう<sup>33</sup>。

#### 4. 指定制度等の運用の実情

##### (1) 1999 年不公正条項規則

一般の消費者団体が 1999 年不公正条項規則による差止請求権を行使するためには、同規則の付属書に適格者として記載されなければならないため、適格者となることを希望する団体があった場合、規則制定者である国務大臣による規則の改正が必要となる。公正取引庁の説明によれば、規則を改正をして適格者を追加する必要があるかどうかを判断するための要件や手続について、公正取引庁の内部で定められているとのことである<sup>34</sup>。

2004 年 1 月現在、適格者として記載されているのは主に公的組織であり、民間組織で記載されているのは消費者協会(CA)のみである。

---

<sup>32</sup> 公正取引庁ガイダンス 3.8

<sup>33</sup> 公正取引庁でのヒアリングでも、消費者団体の権利よりは、当事者ではない消費者団体が、確実に消費者を代表しうるのかという点が議論となったということであった。

<sup>34</sup> なお、後記の Enterprise Act 2002, Part 8 による指定基準は、この規則改正の基準を参考にしたということである。

## ( 2 ) Enterprise Act 2002, Part 8

### ・ 指定権者、審査機関

Enterprise Act 2002, Part 8 における指定執行者となるためには、国務大臣による指定を受けなければならない。指定の要件を満たしているかどうかの審査は、通産省の消費者戦略と実行局 ( Consumer Strategy and Delivery ) において行う。

### ・ 審査に必要な書類

審査に必要な具体的な書類等については、通産省よりガイダンスとして公表されており、通産省の HP から入手が可能である<sup>35</sup>。

### ・ 審査の実際

審査においては、申請者から提出された書類のみによって行う。

審査期間については特に定めはないが、手続の透明性を確保するため、すべての申請は 12 週間通産省の HP で公表される<sup>36</sup>。消費者協会の意見によれば、審査には非常に時間がかかるということであった。

### ・ 有効期間、指定取消の制度

一旦指定されると、特に有効期間の定めはないが、指定のための基準を引き続き満たしているかを確かめるため、通産省は各団体の指定を時折見直す。一般的には、団体の指定から 2 年後に一度行われ、それからはその見直しの結果に基づき、適当な時期に行われる<sup>37</sup>。見直しによって、当該団体が基準を満たさないことが判明した場合、国務大臣は指定を取り消す<sup>38</sup>。

指定の取消は、定期的な見直しに限らず、行なわれることがある。例えば、公正取引庁と指定執行者が決定的な対立 ( 訴訟停止命令に違反したなど ) に至った場合や指定執行者が執行者としての地位を濫用していると判断されるような場合 ( 不当な目的で訴訟を提起したなど ) には、指定の取消が検討される<sup>39</sup>

### ・ 不服申立

審査の結果に対しては、裁判所に不服申立が可能である。

### ・ 指定組織の実情

2004 年 1 月現在、一般の消費者団体で Enterprise Act2002,Part 8 の指定執行者に指定された団体はないが、申請中の団体がいくつか存在する<sup>40</sup>。

---

35 “DESIGNATION AS AN ENFORCER FOR PART 8 OF THE ENTERPRISE ACT 2002:GUIDANCE FOR PRIVATE BODIES SEEKING A DESIGNATION UNDER SECTION 213” (以下、「通産省ガイダンス」という)

36 通産省ガイダンス 57 項

37 通産省ガイダンス 48 項

38 通産省ガイダンス 49 項

39 通産省ガイダンス 51 項

40 通産省でのヒアリングによれば、消費者協会、全国消費者評議会 ( NCC )、Citizens Advice

### (3) 指定制度に対する消費者団体側の評価

消費者協会におけるヒアリングによれば、指定の要件については適正なものとして評価している。他の EU 諸国と比べてやや厳しい要件となっている点についても、差止請求権という大きな権利を付与されるためには、厳しい要件が必要と認識されている。

ただし、訴権を実際に行使する前から、活動実績を証明することは難しいとの感想が述べられていた<sup>41</sup>。

## 5. 訴権行使の実情

### (1) イギリスにおける消費者団体の実情<sup>42</sup>

イギリスにおける消費者団体の中では、消費者協会（CA）が最も重要であり、同国における消費者団体の歴史は、消費者協会の歴史であると言っても過言ではない。すなわち、イギリスにおける消費者団体の歴史は、1957年にアメリカの消費者組合（Consumers' Union）の影響及び資金援助のもと、消費者協会が結成されたことに始まる。

創設当初の消費者協会は、アメリカの消費者組合同様、商品テストを実施し、その結果を「Which?」という雑誌を通じて消費者に伝達することを目的としていた<sup>43</sup>。しかし、その一方で、消費者保護を求めるキャンペーンや、ロビー活動も積極的に行うようになり、消費者運動における重要な地位を占めるようになった。

1975年には、労働党政権のもと、国の組織として消費者団体が設立された。全国消費者評議会（NCC）である。全国消費者評議会は、消費者会議を創設し、あらゆる消費者団体の協力関係を構築する試みを行った。

### (2) 消費者協会について<sup>44</sup>

#### ・基礎データ

設立時期 ... 1957年

活動内容 ... 商品テストの実施、出版等による情報提供、消費者政策立案への関与等種々の活動を行い、団体訴権の行使及び団体訴権を背景とする交

<sup>41</sup> 消費者協会では、訴訟に対応する能力を示すため、20人の弁護士による相談体制を整備するなどしたということである。

<sup>42</sup> 参考:『海外における消費者行政の動向』経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編(1997年)

<sup>43</sup> これは現在の消費者協会においても最も重要な活動の一つとなっている。

<sup>44</sup> 消費者協会におけるヒアリングのほか、参考として Consumers' Association"ANNUAL REPORT 02 03"、日本生活協同組合連合会『生協の消費者組織政策研究会 欧州消費者組織調査 報告書 2003年12月』(以下、「生協報告書」)

## 渉等

営利性	...	あらゆる政治団体、事業者団体から独立
会員数	...	約 65 万 1000 人 (2003 年)
常勤職員数	...	514 名 (2003 年)
専門家職員	...	法律専門家 20 名、経済専門家 1 名
年間予算	...	収入 約 5563 万ポンド 支出 約 5082 万ポンド (2002 年度)
財源	...	出版事業 (主に「Which?」) による収入 95% 会費収入 5% 政府の補助金や事業者からの資金は全く受けない。
法的基盤	...	チャリティ法 (Charity Act) に基づく非営利団体 出版活動については別途設立された株式会社がを行い、その収益につき消費者協会が寄付を受ける形で運営されている。

### ・ 訴権行使の実情

現在、消費者協会は、1999 年不公正条項規則における適格者として指定されているが、Enterprise Act 2002, Part 8 による差止請求、Super-complaints、Enterprise Act 2002, Part 2 による損害賠償請求については、指定組織となるための申請手続中である。

従って、現在、消費者団体訴権を行使しうるのは、不公正条項に対してだけである。しかしながら、Super-complaints については、指定組織ではないものの、事実上の申立を公正取引庁に対して行うなどの活動を行っている。

不当条項の被害事例については、会員に対する相談業務から把握されることが多いが、一般消費者や研究者などからの直接の情報提供というケースもある。特に、1999 年不公正条項規則については、民間で唯一の適格者であるため、会員から毎日疑いのある約款が寄せられているという。

不当条項が発見された場合、消費者協会としては、まず、相手事業者と直接交渉を行なう。しかし、相手事業者が適切な対処を行なわない場合、不公正条項規則の規定に従って公正取引庁に通知を行う。公正取引庁においても、通知に対応して調査が行われ、その調査の結果、公正取引庁が自ら訴訟提起などの対応する場合も有れば、消費者協会に対して訴訟を提起するよう指示する場合も有る。

制度の概要でも指摘したように、消費者団体が不公正条項規則や Enterprise Act 2002, Part 8 に基づいて訴訟や活動を行う場合、公正取引庁と連携することが要求されているが、消費者協会としては、ルールとしてやむを得ないものとして捉えているものの、訴訟活動に十分な能力を備えていることが明らかであれば、このような制約は不要と認識しているようであった。

このような制約はあるにせよ、消費者協会としては、1999 年不公正条項規則を効率的かつ迅速な手段として評価している。なぜなら、同規則制定前は、消費者協会が法的

手段をとれないため、事業者と交渉することは不可能だったためである。

2003年の不当条項の交渉件数は、約10件である。この中には、航空会社など全国的に展開している事業者も含まれているため、実質的には極めて多数の消費者の利益となっているという。これまでの不当条項の差止請求については、100%成功しているという。

交渉に要する期間は、1件あたり9ヶ月程度である。

・相談受付体制

会員に対して無料相談が行われている。会員以外の相談については受け付けていない。ホームヘルプラインという電話相談もある。消費者協会の年報によれば、2002年の1年間で約1万5000件の相談を受け付けたという。

(3) 消費者団体に対する支援<sup>45</sup>

消費者団体の日常活動に対する行政の財政的支援

行政が公的支援を行なっているのは、全国消費者協議会(NCC、独立行政法人)とスコットランドのConsumer Council、ウェールズのConsumer Council<sup>46</sup>及びCitizens Advice<sup>47</sup>である。 に対しては、2003年度で合計400万ポンドの支援がなされた。Citizens Advice に対しては、2100万ポンドの支援を行った。

消費者協会をはじめとする民間の消費者団体には一切補助金が支給されていない。これは、消費者協会が出版をはじめとする消費者関係の活動により、十分な資金を得ているためである。

また、事例はないものの、例えば、特定の地方の基準局が特定のプロジェクトを発令した際に、資金的支援をするようなことはありうる。この際の補助金支給基準は、申請されたプロジェクトの必要性、意義、実施可能性を見ることになる。

補助金支給に対する監督については、通産省としては行わないものの、NCCは独立行政法人としての会計検査等監査を受けることとなっており、Citizens Advice についても慈善団体としての会計基準、独立した第三者監査法人による監査の基準が定められている。なお、5年ごとに補助金支給に関する見直しが行なわれるが、その際に、支給された補助金の使途のチェックも行なわれることになっている。

個別の消費者保護に関するプロジェクトに対して補助金が支給され場合については、プロジェクト毎に報告が義務付けられる。

個別の訴訟活動に対する行政の支援

---

<sup>45</sup> 通産省におけるヒアリング

<sup>46</sup> ともに政策研究のシンクタンク

<sup>47</sup> 全国に展開している慈善団体で、消費者問題以外の活動も行い、消費者窓口担当者の教育トレーニングなども担当している

特に行われていない。

#### (4) 濫訴問題に対する対応

制度の概要においても指摘したように、イギリスにおける消費者団体訴訟の特徴は、警告や訴訟提起にあたって、公正取引庁への通知や協議を義務づけるなど、公正取引庁によるコントロールが制度上予定されていることである。このような公正取引庁のコントロールの目的は、複数の団体による同時提訴などの不適切な訴訟をスクリーニングする目的がある。

また、Enterprise Act 2002, Part 8 による差止命令の申立を行う前には、公正取引庁との協議だけでなく、相手方事業者との協議も行うことが義務づけられている(214条)。できる限り訴訟ではなく、話し合いで解決させるためである。さらに、事件が訴訟に発展した場合であっても、相手方事業者が違法行為の継続を中止し、今後も行わないとの誓約をし、かつ誓約の遵守の確保につき、裁判所が十分であると判断する方策を講じると誓約した場合には、裁判所は差止命令を出すことができないとされている(217条(11))。

なお、Enterprise Act 2002, Part 8 には、共同体執行者に限り、その共同体執行者の目的に合致しない訴訟については、却下することができるとの規定も設けられている(215条(7))。

#### (5) 訴権行使の実情に対する事業者の認識

通産省でのヒアリングによれば、Enterprise Act 2002 の制定時には、事業者サイドから濫訴を懸念する声があったというが、現時点で、濫訴と言えるようなケースは生じていないという。

一方、ロンドン商工会議所でのヒアリングによれば、公正取引庁だけでなく一定の消費者団体も公正で自由な競争秩序維持の役割を果たすこと自体については概ね賛意を示していたが、全面的に消費者団体にその役割を委ねることには否定的であった。

〔共同体違反となるものとして、Enterprise Act 2002, Part8、212 条(3)に基づき、国務大臣の命令により特定されたイギリス国内にあって指令を国内法化した法規の一覧表〕

指令	特定された英国法
「比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令」 ( Council directive 84/450/EEC )	4 A 条 ( 比較広告 ) を除く、1988 年の誤認を招く広告のコントロールに関する規則
「訪問販売に関する指令」( Council directive 85/577/EEC )	1987 年消費者保護 ( 事業者の営業所から離れて締結された契約のキャンセル ) 規則
「 EC98/7 指令によって最終修正された、消費者信用に関する加盟国の法、規則、行政規則の可及的統一のための指令」( Council Directive102/87/EEC)	指令を履行する 1974 年消費者信用法、ただし、137 条から 140 条 ( 暴利信用 ) と消費者賃借合意に適用する規定を含まない
「パック旅行に関する指令」( Council Directive 90/314/EEC)	1992 年パック旅行、パック休暇、パックスツアー規則
「消費者契約における不公正契約条項に関する指令」( Council Directive 93/13/EC)	1999 年消費者契約における不公正条項規則
「タイムシェアリング契約に関する指令」( 94/47/EC)	指令を履行する 1992 年の時間共有法、ただし、移動住宅における時間共有に対する適用は含まない、
「遠隔販売契約に関する指令」( 97/7/EC)( 10 条を除く )	2000 年消費者保護 ( 遠隔販売 ) 規則
「遠隔販売契約に関する指令」( 97/7/EC) の 10 条	1999 年テレコミュニケーションズ ( データ保護とプライバシー ) 規則第 4 編 ( 直接的なマーケティング目的のためのテレコミュニケーションの使用 )

指令	特定された英国法
<p>「消費財の販売および保証に関する指令」 (99/44/EC)</p>	<p>( )1973年商品供給(黙示の条項)法の9条から11条、1979年商品販売法13条から15条と15条B、1982年商品とサービス供給(質と適合性に関する、黙示の条項)法3条から5条11c条から11E条・13条、及び同法13条と同等の保護を与えるスコットランドにおけるあらゆる法規</p> <p>( )1979年商品売買法20条と32条</p> <p>( )1979年商品売買法48Aから48F条、1982年商品とサービス供給法11M,11N,11Pから11S条</p> <p>( )消費者に対する商品の売買と供給に関する規則(消費者保証)15条と1976年消費者取引に関する命令(計算書の制限)4条と5条</p> <p>( )1977年不公正契約条項法6(2)、7(1)、7(2)、20(2)、21、27(2)条と1976年の消費者取引に関する命令(計算書の制限)3条</p>
<p>「電子商取引に関する指令」(2000/31/EC)</p>	<p>2002年電子商取引(EC指令)規則6,7,8,9及び11条(情報と命令に関する要求)</p>
<p>EC/36/97指令により修正された、「テレビ販売に関する指令」(89/552/EEC)の10条から21条</p>	<p>1990年・1996年放送法の条項、及び指令の10条から21条を執行するものとして以下に特定された規定</p> <p>1990年の放送法、広告に関する6(1)条8,9,60条と79条(4)(広告に関する規定)</p> <p>1996年放送法18(5)、25(5)、30(5)条、ただし、デジタル・プログラム・サービス、デジタル付加的サービスおよび有免許文字放送サービスに関する1990年放送法の規定を適用する限りで。</p>
<p>「ヒトに使用する医薬品に関する指令」 (2001/83/EC)の86条から100条</p>	<p>1994年医薬品(広告)規則</p>

## 添付資料

1. 英国 2002 年 Enterprise Act 消費者関連部分  
鹿野菜穂子 立命館大学法学部教授/内閣府 仮訳
2. 1999 年消費者契約における不公正条項規則  
鹿野菜穂子 立命館大学法学部教授 仮訳

英国2002年事業法 消費者関連部分訳  
(立命館大学法学部 鹿野菜穂子教授 / 内閣府 仮訳)

第1編 公正取引庁 (Office of Fair Trading)

(公正取引庁の設置その他)

第1条 (公正取引庁)

- (1) 公正取引庁 (本法においては、以下、「OFT」とする) と称する法人を設置する。
- (2) OFTの職責は、国王の代理として果たされる。
- (3) 付則1 (OFTに関するより詳細な規定) は効力を有する。

第2条 (公正取引長官)

- (1) 公正取引長官 (本法では、以下、「長官」とする) の職責、財産、権利及び債務は OFTに承継される。
- (2) 長官の役職は廃止する。
- (3) 長官に関する定めを含む、第1項の施行以前に制定され又は作成された法律、命令及びその他の文書は、承継のため又は承継の結果として必要な限りで、その長官に関する定めがOFTに関する定めであるものとして効力を有する。

第3条 (年次計画) 省略

第4条 (年次報告書その他の報告書) 省略

(OFTの一般的職責)

第5条 (情報収集その他) 省略

第6条 (公衆に対する情報等の提供)

- (1) OFTは以下のような職責を有する。
  - (a) 競争がイギリス国内における消費者及びイギリスの経済にどのように利益をもたらすかについて公衆が認識するようにすること
  - (b) その職責に関する事項につき、公衆に対して情報又は助言を提供すること
- (2) その職責を果たす上で、OFTは以下のことを行うことができる。
  - (a) 公衆の教育を目的とする文書を公表し又はその他の教育活動を行うこと
  - (b) 他者によるそのような活動又は他者による情報もしくは助言の提供に対して、支援 (財政的なものであるかを問わない) を行うこと

第7条（大臣に対する情報提供及び助言に関する規定）

省略

第8条（良い消費者取引慣行の促進）

- （1）OFTは、イギリス国内の消費者の経済的利益に影響を与える可能性のある活動における良い取引慣行を促進する職責を有する。
- （2）この機能を実行するためOFTは（第1項の一般性を損なうことなく）消費者規準を承認するための手順（arrangements）を定めることができ、また、この手順に従って、消費者規準を承認し又は承認の取消をなすことができる。
- （3）これらの手順のいずれにおいても、消費者規準の承認又は承認の取消をなすか否かの判断においてOFTが適用する基準が明示されなければならない。
- （4）この手順では、特に、以下のことをなすことができる。
  - （a）OFTへの承認申請の対象となりそうな、消費者規準の記載事項を明らかにすること（そしてそのような記載事項は、その規準の適用に服している者又は服すべき者、その規準がどのような形で機能しており又は機能すべきか、及びその機能についての責任を負っている者などを含めた、消費者規準の特徴を示す主要点によって構成されうる）。
  - （b）消費者規準がOFTによって承認されていることを示すために、その手順に従って、公的シンボルを使用することを認めること。
- （5）OFTは、適当だと考えられる方法に従い、第2項のもとでの手順を公表するものとする。
- （6）この条文における「消費者規準（consumer code）」とは、消費者の利益を保護又は促進するために、消費者への物やサービスの供給に従事する者（又は彼らの従業員又は代理人）の行動を何らかの形で規律することを意図した、行動規準又はその他の文書（いかなる形で記載されていようと）を意味する。

（雑則）

第9条（一定の指示権限の廃止）

1973年公正取引法（Fair Trading Act 1973）（本法では、以下、「1973年法」とする）第12条及び1980年競争法（Competition Act 1980）第13条（指示を与える国務大臣の権限）は廃止する。

第10条（1973年法第2編）

- （1）1973年法の以下の規定は廃止する。
  - （a）第3条及び付則2（消費者保護諮問委員会の設置及び委員会に関する規定を定めたもの）

- (b) 第13条ないし第21条（諮問委員会に対する付託及びその報告書に関する規定）
- (c) 第22条（諮問委員会の報告書に従った命令を為す国务大臣の権限）
- (2) ただし、第1項c号は、以下に対しては影響を与えない。
  - (a) 本条の施行前から効力を有している1973年法第22条に基づく命令
  - (b) その命令の廃止に適用される限りで、同条が引き続き有する効力
- (3) 第2項a号によって効力を維持する命令が廃止された場合には、国务大臣は命令により以下のことを行うことができる。
  - (a) 1973年法第2編の廃止されていない規定及び本条第2項を廃止すること
  - (b) 適当であると考える場合に、その他の法令（いつ定められたものでもよい）に対して付随的な修正を加えること
- (4) 第3項に基づく命令は、
  - (a) 命令による修正に関して、経過規定又は留保規定を定めることができる。
  - (b) 行政命令（statutory instrument）によってなされなければならない、それは国会のいずれかの院の決議により取り消されうる。

#### 第11条（OFTに対するスーパーコンプレインツ(Super-complaints)）

- (1) 本条は、指定を受けた消費者組織（designated consumer body）がOFTに対し、イギリスにおける物又はサービスの市場の特徴又は特徴の組み合わせが、消費者の利益を著しく害するものであり、又は害するように思われる旨の申立をする場合に適用される。
- (2) OFTは、申立を受けた日から90日以内に、申立に対してどのように対応するつもりか、及び、とりわけ以下の事項について明らかにする回答を公表しなくてはならない。
  - (a) 申立に対する対応として何らかの行動を採ることを決定したか、又は、採らないことを決定したか、及び、
  - (b) 行動を採ることを決定した場合には、いかなる行動を採る予定か
- (3) 回答では、OFTの判断の理由を明らかにしなければならない。
- (4) 国务大臣は、命令により、第2項に現在定められている期間を別の期間に置き換えることにより同項を修正することができる。
- (5) 「指定を受けた消費者組織」とは、命令により国务大臣による指定を受けた組織を意味する。
- (6) 国务大臣は、
  - (a) 組織が、いかなる種類の消費者であれ、消費者の利益を代表していると思われる場合に限り、その組織を指定することができる。
  - (b) 指定をなし又は取り消すか否かの判断において適用されるべき他の基準を公表しなければならない（時により変更することができる）。

- (7) OFTは、
- (a) 申立人が当該申立が理由のあるケースであることを示すことに関する指針を公表しなくてはならず、また、
  - (b) 本条のために適切であると思われるその他の指針を公表することができる。
- (8) 本条に基づく命令は、
- (a) 行政命令によって為されなければならない、また、
  - (b) 国会のいずれかの院の決議により取り消されうる。
- (9) 本条においては、
- (a) イギリスにおける物又はサービスの市場の特徴とは、第4編における場合と同じ意味を有する [(a) 当該市場の構造又は構造の一部、(b) 当該市場において物またはサービスを供給し又は取得する一人ないし複数の者の行為（当該市場内であると否とを問わない）(c) 当該市場において物またはサービスを供給し又は取得する者の顧客による、当該市場に関係する行為（本法第4編131条2項）]
  - (b) 「消費者」とは、第4編の定義による消費者である個人を意味する [事業として物またはサービスを供給する者から、自己の事業としてではなく物またはサービスの供給を受ける者（本法第4編183条1項参照）]

## 第2編 - 競争不服申立特別裁判所

(競争不服申立特別裁判所)

### 第12(競争不服申立特別裁判所)

- (1) 競争不服申立特別裁判所 (The Competition Appeal Tribunal) という特別裁判所を設ける (本編では、「Tribunal」として引用する)。
- (2) Tribunal は、以下の者から構成される。
- (a) 大法官によって任命された、Tribunal の長官を務める者 (本編では、「President」として引用する)
  - (b) 大法官によって任命された、主席裁判官
  - (c) 国務大臣によって任命された、通常の裁判官 [陪席裁判官]
- (3) Tribunal には、国務大臣によって任命されたレジストラー (Registrar) を置く。
- (4) Tribunal の経費は、競争サービス (Competition Service) によって支払われる。
- (5) 付則2 (Tribunal についてのその他の規定を定めるもの) は効力を有する。

第13条 - 第16条 省略

( 1998 年法第 1 編に基づく手続き )

第 1 条~第 16 条 省略

第 17 条 ( 第三者による不服申立 )

1998 年法 [ Competition Act 1998 ] 第 47 条 ( 第三者による不服申立 ) を、以下の通り変更する。

「第 47 条 ( 第三者による不服申立 ) ( third party appeals )

- (1) 第 46 条第 1 項および第 2 項 [ 決定の対象となっている合意又は行為の当事者 ] に該当しない個人は、第 46 条第 3 項 a 号から f 号に該当する決定または本編に基づく OFT の決定に関して、Tribunal に不服申立 ( appeal ) をすることができる。
- (2) 第 1 項に基づく不服申立は、不服申立人が不服申立の対象となった決定について十分な利益を有しており、又はそのような利益を有する者を代理していると Tribunal が認めた場合にのみ、これをなすことができる。
- (3) 本条に基づく不服申立は、不服申立の対象となった決定の効力を停止するものではない。」

第 18 条 金銭請求

(1) 1998 年法第 47 条の後に、以下の条文を挿入する。

「第 47A 条 ( Tribunal における金銭請求 ) ( monetary claims )

- (1) 本条は、以下の各号に該当し、且つ、関連する禁止の違反の結果として損失又は損害を受けた者が、イギリスのいずれかの場所において民事訴訟を提起することができるものに適用される。
  - (a) あらゆる損害賠償、又は、
  - (b) その他の一定の金額の請求。
- (2) 本条における『関連する禁止 ( relevant prohibition )』とは、以下のいずれかを意味する。
  - (a) 第 1 編の禁止
  - (b) 第 2 編の禁止
  - (c) 条約 ( Treaty ) [ 欧州共同体設立条約(いわゆるローマ条約)。以下で単に条約とされる場合はこの条約を意味する ] 第 81 条第 1 項の禁止事項

- (d) 条約 [ (c)号と同じ ] 第 82 条の禁止
  - (e) 欧州石炭鉄鋼共同体 ( ECSC ) 設立条約第 65 条第 1 項の禁止
  - (f) 前号の条約第 66 条第 7 項の禁止
- (3) 民事訴訟手続きにおいて行使しうる請求であることを確認する目的においては、民事訴訟手続きに適用される出訴期限の規定 ( limitation rules ) は適用されない。
- (4) 本条が適用されうる請求は、(本法及び Tribunal 規則に従い) Tribunal に提起する手続きにおいて行うことができる。
- (5) ただし、以下の場合には、いかなる請求も前項の手続きにおいて行うことはできない。
- (a) 本条第 6 項所定の決定により、問題となっている関連する禁止が違反されたことが確定されるまでの間。
  - (b) 当該決定に関して本条第 7 項又は第 8 項に定められた期間内。但し、Tribunal の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 本条の手続きにおいて基礎としうる決定 ( decisions ) とは以下のものである。
- (a) 第 1 編の禁止又は第 2 編の禁止に違反したとする OF T の決定
  - (b) 条約第 81 条第 1 項又は第 82 条の禁止に違反したとする OF T の決定
  - (c) ( OF T の決定に対する不服申立に基づいて ) 本法第 1 編の禁止事項、第 2 編の禁止、又は条約第 81 条第 1 項若しくは第 82 条の禁止事項に違反したとする Tribunal の決定
  - (d) 条約第 81 条第 1 項または第 82 条における禁止に違反したとする欧州委員会の決定、又は、
  - (e) 欧州石炭鉄鋼共同体 ( ECSC ) 設立条約第 65 条第 1 項の禁止に違反したとする欧州委員会の決定、又は、同条約第 66 条第 7 項に基づいて欧州委員会が行った認定 ( finding )
- (7) 本条第 6 項 a 号、b 号又は c 号所定の決定を基礎として行われた請求に関する手続きを、許可なく行うことのできない期間は、以下の通りである。
- (a) OF T の決定の場合、第 46 条、第 47 条、又は、2001 年 EC 競争法 ( 第 84 条および 85 条 ) 執行規則 (S.I.2001/2916) に基づいて Tribunal への不服申立をなしうる期間
  - (b) 本項 a 号所定の不服申立の対象とされた OF T の決定の場合、不服申立に基づいて Tribunal の決定が出されてから、第 49 条又はその規則に基づいて再不服申立をなしうる期間
  - (c) 本条第 6 項 c 号所定の Tribunal の決定の場合、第 49 条又はその規則に基づいて再不服申立をなしうる期間
  - (d) 再不服申立の対象とされたその他の決定の場合、再不服申立に基づく

決定から貴族院への上訴をなしうる期間

(8) 欧州委員会の決定又は認定を基礎として行われる請求に関する手続きを、許可なしに行うことのできない期間は、以下の通りである。

(a) その決定又は認定に対して、欧州裁判所 (European Court) に訴訟の提起をなしうる期間

(b) そのような訴訟が提起された場合には、訴訟が確定するまでの期間

(9) 本条が適用される請求を判断するに当たって、Tribunal は、問題となっている禁止が違反されたことを確定する第 6 項所定の決定に拘束される。

(10) 本条が適用される Tribunal の手続きにおいて請求をなす権利は、同請求に関して他の手続きを提起する権利に何ら影響しない。」

(2) 第 47A 条は、同条の施行後に行われる請求に適用されるのと同様に、施行前に行われた請求にも適用される。

#### 第 19 条 (消費者代理請求) (Claims on behalf of consumers)

1998 年法第 47 条 A (第 18 条によって挿入された) の後に以下の条文を挿入する。

##### 「第 47B 条 (消費者代理請求)

(1) 指定組織 (specified body) は、(本法および Tribunal 規則に従い) 最低二人以上の個人を代理する請求につき、Tribunal の手続きを提起しまたは継続することができる

(2) 本条において『消費者の請求 (consumer claim)』とは、47A 条が適用されるものであって、本条第 7 項が適用される物又はサービスに (直接又は間接に) 関わる違反について個人が有する請求をいう

(3) 消費者の請求は、以下に該当する場合には、本条に基づく手続きによることができる。

(a) 関係する個人を代理して、指定組織が手続きを提起して行う請求

(b) 第 47A 条に基づいて関係する個人が手続きを提起した請求で、指定組織が当該個人に代わってその手続きを継続するもの

このような請求は、関係する個人の同意を得た上で手続きを提起し又は継続する場合にのみなすことができる。

(4) 本条に含まれる消費者訴訟は、全て同じ違反に関わるものでなければならない

(5) 第 47A 条第 5 項から第 10 項までの規定は、同条に基づく手続きにおいて行われる請求に適用されるのと同様に、本条に基づく手続きにも適用される。

(6) 本条に基づく手続きによる消費者の請求について認められた（訴訟費用や必要経費を除く）賠償額その他の金額は、関係する個人に与えられなければならない。但し、Tribunal は、指定組織および当該個人の同意を得て、その認めた金額を（個人を代理して訴訟を進行した）指定組織に支払うよう、命ずることができる。

(7) 本条は、以下の物又はサービスの提供に適用される。

(a) 個人が、自己の営む事業の過程においてではなく、受け取ったか又は受け取ろうとしたものであり（同人が事業を営むことを見込んで受け取ったか又は受け取ろうとした場合であっても構わない）、且つ、

(b) それを提供したか又は提供するはずであった者が、その遂行する事業の過程において、（物の場合は売買によるものであれその他の方法によるものであれ）当該個人に提供したか又は提供するはずであったもの

(8) 事業（business）とは、以下のものを含む

(a) 専門的職業の実施

(b) 所得および報酬を目的としたその他の仕事

(c) その遂行の過程で物又はサービスを無償ではなく提供する仕事

(9) 『指定』とは、本条のために、国務大臣によって公表されるべき基準に従って国務大臣によって出される命令における指定を意味する。

(10) ある組織が本条に基づく命令において指定を受けるための申請は、同目的のために国務大臣が承認した書式によって行われなければならない。」

第 20 条以下 省略

## 第 8 編 消費者関連立法の法執行

(序)

### 第 210 条（消費者）

(1) 本編においては、消費者（consumer）とは、本条に従って解釈される。

(2) 国内違反（domestic infringement）との関係では、消費者とは、第一の条件及び第二の条件を満たす個人を意味する。

(3) 第一の条件とは以下のいずれかである。

(a) 物を供給し又は供給しようとしている者により、その営まれている事業の過程で、当該個人に対して、物が供給され又は供給されようとする（販売によるか否かを問わない）

(b) サービスを供給し又は供給しようとしている者により、その営まれる事業の過程

- で、当該個人に対して、サービスが供給され又は供給されようとする事
- (4) 第二の条件とは以下のいずれかである。
- (a) 当該個人が、自己の営む事業の過程においてではなく、当該物またはサービスを受領し又は受領しようとする事
  - (b) 当該個人が、自己の営む事業の過程においてではなく、事業を営むことを意図して当該物を受領し又は受領しようとする事
- (5) 国内違反については、物またはサービスを供給する者がイギリス国内に営業所を有するか否かは無関係である。
- (6) 共同体違反 (Community infringement) との関係では、消費者とは、以下において消費者とされる者を意味する。
- (a) 差止命令に関する指令 (Injunctions Directive)
  - (b) 関連する列挙指令
- (7) 列挙指令とは、以下のいずれも満たす指令を意味する。
- (a) 欧州共同体会議、又は欧州議会及び理事会の指令である事
  - (b) 付則 13 において列挙されている指令であり、又は指令の一部の規定が付則 13 において列挙されている場合にはその範囲の規定である事
- (8) 事業 (business) とは以下のものを含む。
- (a) 専門家的活動
  - (b) 収益又は報酬のために行われる仕事 (undertaking)
  - (c) その過程で、無償ではなく物又はサービスを供給する仕事
- (9) 国務大臣は、命令により、付則 13 を修正することができる。
- (10) 本条に基づく命令は、行政命令によって為され、国会のいずれかの院の決議により取り消されうるものとする。

#### 第 211 条 (国内違反)

- (1) 本編においては、国内違反 (domestic infringement) とは、以下の条件をいずれも満たす作為又は不作為を意味する。
- (a) 事業の過程において行われる事
  - (b) 第 2 項に該当する事
  - (c) イギリス国内における消費者の集団的利益を害する事
- (2) 国務大臣命令により定められたものに該当し、かつ以下のいずれかに該当する場合には、当該作為又は不作為は本項に該当するものとする。
- (a) 刑事手続きにより強制されうる義務、禁止又は制限を課す制定法 (enactment) の違反
  - (b) 契約違反により為された作為又は不作為
  - (c) 制定法または法により課された、民事手続きにより強制されうる、契約によらない義務の違反により為された作為又は不作為

- (d) 民事手続きにより強制されうる救済又は制裁を定める制定法の規定に関して為された作為又は不作為
  - (e) 物またはサービスを供給し又は供給しようとする者による作為又は不作為であって、その結果として、供給に関する合意ないし担保を無効ないし完全に執行不能とするようなもの。
  - (f) 物またはサービスを供給する者又は供給しようとする者による作為又は不作為であって、供給に関する権利または救済手段の行使が法律により制限又は排除されている場合に、当該権利ないし救済手段を行使しようとするもの。
  - (g) 物またはサービスを供給する者又は供給しようとする者による作為又は不作為であって、供給に関する責任の回避が法律により制限又は禁止されている場合において、(いかなる程度であれ)そのような責任の回避をしようとするもの
- (3) ただし、本条に基づく命令は、第2項に該当する作為又は不作為のうちのある種のもので国内違反とならない旨を定めることができる。
- (4) 第2項においては、以下の点は無関係である。
- (a) 何らかの義務、禁止又は制限が消費者自身との関係で存在しているか否か
  - (b) 何らかの救済又は制裁が消費者自身のために定められているか否か
  - (c) 当該作為又は不作為に関して何らかの手続きが開始されたか否か
  - (d) 第2項(a)号に規定する違反に関して何者かが有罪判決を受けたか否か
  - (e) 第2項(b)号規定する契約違反に関して、権利放棄が為されているか否か
- (5) 制定法(enactment)には、(1978年解釈に関する法律の定義による)下位法令が含まれる。
- (6) 本条に基づいて命令を為す権限は行政命令により行使されなければならない。
- (7) ただし、この命令は、その草案を国会に提出し各院の決議による承認を得た上でなければ行うことができない。

#### 第212条(共同体違反)

- (1) 本編において、共同体違反(Community infringement)とは、消費者の集団的利益を害するものであって、以下のいずれかに該当するものを意味する。
- (a) 欧州経済地域国家(EEA State)の法律、規則又は行政規定により効力を与えられた列挙指令の違反
  - (b) 更なる保護を認めているそのような法律、規則又は行政規定の違反
- (2) 列挙指令に効力を与える、欧州経済地域国家の法律、規則又は行政規定は、以下を満たす場合には、更なる保護を認めているものであるとする。
- (a) 当該指令において要求される最低限の保護に加えて、消費者に対する保護を与えており、且つ、
  - (b) そのような更なる保護を与えることが指令において認められていること
- (3) 国務大臣は、本条のために、命令により、イギリスにおける以下に該当する法律

を指定することができる。

- (a) 列挙指令に効力を与えるもの
  - (b) 更なる保護を認めているもの
- (4) 列挙指令とは、210条に従って解釈されなければならない。
- (5) 欧州経済地域国家とは、1992年5月2日にオポルトにおいて採択された欧州経済地域に関する合意(1993年3月17日にブリュッセルにおいて採択された議定書により修正されたもの)の加盟国を意味する。
- (6) 本条に基づく命令は、行政命令によって為され、国会のいずれかの院の決議により取り消されうるものとする。

### 第213条(執行者)

- (1) 以下の者は、一般的執行者(general enforcer)である。
- (a) OFT
  - (b) グレートブリテンにおける悪地方の取引基準局
- (2) 指定執行者(designated enforcer)とは、以下に該当する個人又は組織(法人であると否とを問わない)である。
- (a) 国務大臣が、その目的の一部が、消費者の集団的利益の保護にあると考え、且つ、
  - (b) 国務大臣が命令により指定したこと
- (3) 国務大臣は、独立性を有すると判断する場合にのみ、公的組織を指定することができる。
- (4) 国務大臣は、公的組織以外の個人又は組織(場合による)については、それが国務大臣が命令により定めた基準を満たす場合にのみ、それを指定することができる。
- (5) 共同体執行者(Community enforcer)とは、以下の条件を満たす、差止命令に関する指令の意味における適格者である。
- (a) 当該指令4.3条に従い、欧州共同体公報において公表されるリストで指定されているが、
  - (b) 一般的執行者又は指定執行者ではないこと
- (6) 本条に基づく命令は、以下の事項に関する執行者を指定することができる。
- (a) 全ての違反、又は、
  - (b) 当該命令において指定される一定種類の違反
- (7) 本条に基づく命令は、異なる目的のために異なる規定を設けることができる。
- (8) 第3項による組織の指定がある場合には、当該組織が公的組織であることに疑いがある場合であっても、本編に関する限りでは、公的組織であることの決定的な証拠であるとする。
- (9) 本条に基づく命令は、行政命令によって為され、国会のいずれかの院の決議により取り消されうるものとする。
- (10) 一つないし複数の共同体違反に関して指定された指定執行者の請求がある場合に

は、国務大臣は欧州共同体委員会に対し、以下の事項について通知しなくてはならない。

- (a) 当該指定執行者の名称と目的
  - (b) 指定の対象たる共同体違反
- (11) 国務大臣は以下の事項についても委員会に通知しなくてはならない。
- (a) 第 10 項に基づく通知の対象となった個人又は組織が、指定執行者ではなくなったこと
  - (b) 通知の対象となった指定執行者の名称又は目的の変更
  - (c) 指定執行者が指定された共同体違反の変更

(法執行手続き)

第 2 1 4 条 (協議)

- (1) 執行者は、以下に掲げる者との適切な協議を経た上でなければ、執行命令の申立を行うことはできない。
- (a) 執行命令の対象となる者、及び、
  - (b) O F T (O F T 以外の執行者の場合)
- (2) 適切な協議とは、以下のことを目的とする協議である。
- (a) 違反が継続している場合には、それが中止されるようにすること
  - (b) 違反が既に終了している場合には、それが繰り返されないようにすること
  - (c) 本項 (a) 号により違反の中止が達成される場合に、それが繰り返されないようにすること
  - (d) 生じる可能性が高いと執行者が信ずる共同体違反の場合に、それが生じないようにすること
- (3) O F T が執行命令の申立が遅滞なく為されるべきであると判断する場合には、第 1 項は適用されない。
- (4) 以下の場合には第 1 項は適用されない。
- (a) 執行命令の申立に関しては、命令の対象となる者が執行者から協議の申込みを受けた日より 1 4 日を経過した場合
  - (b) 仮執行命令の申立に関しては、命令の対象となる者が執行者から協議の申込みを受けた日より 7 日を経過した場合
- (5) 国務大臣は、命令により、本条に基づく協議に関する規則を定めることができる。
- (6) そのような命令は、行政命令により為され、国会のいずれかの院の決議により取り消されうるものとする。
- (7) 本条 (第 4 項を除く) 及び第 2 1 5 条、第 2 1 6 条においては、執行命令には、仮執行命令を含むものとする。

## 第215条（申立）

- (1) 執行命令の申立では、執行者は、以下に該当すると考える者の名を明らかにしなくてはならない。
  - (a) 国内違反又は共同体違反となる行為を行った者又は行っている者、又は、
  - (b) 共同体違反となる行為を行うであろう者
- (2) 一般的執行者は、いかなる違反に関しても執行命令の申立を行うことができる。
- (3) 指定執行者は、その指定が関係する違反に関して執行命令の申立を行うことができる。
- (4) 共同体執行者は、共同体違反に関して執行命令の申立を行うことができる。
- (5) 以下の裁判所が執行命令を出す権限を有する。
  - (a) 命令の対象となるべき者がイングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいて事業を営み、又は営業所を有する場合には、高等法院（High Court）又は県裁判所（county court）
  - (b) 命令の対象となるべき者がスコットランドにおいて事業を営み、又は営業所を有する場合には、民事上級裁判所（Court of Session）又は県裁判所（sheriff）
- (6) 執行命令の申立が共同体執行者によって為される場合には、裁判所は、当該執行者の目的に照らして当該申立が許されるものであるのか否かにつき審査することができる。
- (7) 裁判所（court）は、当該共同体執行者の目的が当該申立を正当化するものでないと判断する場合には、そのことのみを理由として申立を却下することができる。
- (8) 共同体執行者の目的は、差止命令に関する指令に照らして解釈されなければならない。
- (9) O F T以外の執行者は、O F Tに対し、本条に基づく申立の結果につき通知しなくてはならない。

## 第216条（申立：O F Tによる指示）

- (1) 本条は、O F Tが、O F T以外の執行者が執行命令の申立を為そうとしていると信ずる場合に適用される。
- (2) 前項に該当する場合には、O F Tは、特定の違反に関して申立が為されるべき場合には、以下のいずれかの者によってのみ申立が為されるべきことを指示することができる。
  - (a) O F T
  - (b) O F Tが指示する他の執行者
- (3) O F Tが、O F Tのみが申立を為すことができると指示している場合であっても、以下のことを妨げない。
  - (a) O F T又は他の執行者が、第219条に基づく誓約を受け入れること、又は、
  - (b) 違反が行われ、継続され、又は繰り返されないようにするために、適当と考える

(申立以外の)手段をOFTが採ること

- (4) OFTは、本条に基づく指示を変更又は撤回することができる。
- (5) OFTは、指示(又はその変更ないし撤回)が、それにより影響を受けると考えられる執行者に周知されるように、適切と考える手段を講じなければならない。
- (6) ただし、本条は、共同体執行者が執行命令の申立を為すことを妨げない。

#### 第217条(執行命令)

- (1) 本条は、第215条に基づく執行命令の申立が為され、裁判所(court)が、申立において名を挙げられた者が違反となる行為を行っているとして認定する場合に適用される。
- (2) 本条は、共同体違反に関して申立がなされ、裁判所が、申立において名を挙げられた者が違反となる行為を行うであろうと認定する場合にも適用される。
- (3) 本条が適用される場合には、裁判所は、その者に対して執行命令を出すことができる。
- (4) 執行命令を出すか否かを検討するに際して、裁判所は以下のことについて考慮しなくてはならない。
  - (a) 申立において名を挙げられた者が、第219条第3項に定める行為に関して同条に基づく誓約を行っていたか否か
  - (b) 同人が、そのような誓約を遵守しなかったか否か
- (5) 執行命令は、
  - (a) 第1項又は第2項の認定(finding)が関係する行為がどのようなものであるかを指摘しなくてはならない。
  - (b) 同人に対し、第6項を遵守するように指示しなくてはならない。
- (6) 以下の条件を満たす者は、本項を遵守しているものとする。
  - (a) 当該行為を継続しておらず又は繰り返していないこと
  - (b) そのような行為を、その事業の過程又は他の事業の過程において行っていないこと
  - (c) (第222条第3項の定義による)特別な関係を有する法人がそのような行為を行うことに同意又は黙認していないこと
- (7) ただし、第6項(a)号は、第2項の認定の場合には適用されない。
- (8) 執行命令では、命令の対象となっている者が、違反の持続的な影響を除去するために裁判所が適切であると考え形式と方法で、かつ、そのために適切であると考えられる範囲で、以下のことを公表することを要求することができる。
  - (a) 当該命令
  - (b) 是正の表明
- (9) 裁判所が第1項又は第2項の判断を行った場合には、裁判所は、同人による以下のいずれかの誓約を受け入れることができる。

- (a) 第6項を遵守すること
- (b) 第6項の遵守を確保するものであると裁判所が信ずる方策を講ずること
- (10) 第9項に基く誓約には、同人が、違反の持続的な影響を除去するために裁判所が適切であると考え形式と方法で、かつ、そのために適切であると考え範囲で、以下のことを公表することの更なる誓約を含むことができる。
  - (a) 誓約の内容
  - (b) 是正の表明
- (11) 以下に該当する場合には、裁判所は、当該誓約が関わる違反に関して執行命令を出すことはできない。
  - (a) 裁判所が第1項又は第2項の判断を行い、且つ、
  - (b) 裁判所が第9項に基づく誓約を受け入れたこと
- (12) イギリスの一地域で出された執行命令は、イギリスの他の地域においても、その地域の裁判所によって出された命令と同様に効力を有する。

#### 第218条(仮執行命令)

- (1) 裁判所は、以下のいずれにも該当すると思われる場合には、命令の申立において名を挙げられた者に対し、仮執行命令を出すことができる。
  - (a) その者が国内違反もしくは共同体違反となる行為を行っていること、又は、共同体違反となる行為を行うであろうことが主張されていること
  - (b) 当該申立が執行命令の申立であれば、認められる可能性が高いこと
  - (c) 当該行為が直ちに(場合に応じて)禁止又は回避されることが適切であること、及び、
  - (d) 申立において名を挙げられた者に対する申立の通知が為されていない場合には、通知なしに仮執行命令を出すことが適切であること
- (2) 仮執行命令では、
  - (a) 主張されている行為がどのようなものであるかを指摘しなくてはならず、且つ、
  - (b) 同人に対し、第3項を遵守するように指示しなくてはならない。
- (3) 以下の条件を満たす者は、本項を遵守しているものとする。
  - (a) 当該行為を継続し又は繰り返していないこと、
  - (b) そのような行為を、その事業の過程又は他の事業の過程において行っていないこと、
  - (c) (第222条第3項の定義による)特別な関係を有する法人がそのような行為を行うことに対して同意又は黙認をしていないこと。
- (4) ただし、第3項a号は、当該申立が、共同体違反となる行為を行うであろうという主張に関して為されたものである場合には適用されない。
- (5) ある者に対する仮執行命令の申立は、同一の行為に関して同人に対する執行命令の申立に対する判断が為される前であれば、いつでも為すことができる。

- ( 6 ) 仮執行命令の申立には以下の事項を記載しなければならない。
  - ( a ) 申し立てた者、及び、
  - ( b ) 申立が認められるか否かという問題にとって重要な事項
- ( 7 ) 仮執行命令の申立が通知なしに為されている場合には、申立では、通知が為されなかった理由を明らかにしなくてはならない。
- ( 8 ) 裁判所は、以下の者による申立により、仮執行命令を変更し又は取り消すことができる。
  - ( a ) 当該命令を申し立てた執行者
  - ( b ) 命令の対象者
- ( 9 ) ある者に対する仮執行命令は、同一の行為に関する同人に対する執行命令の申立に対する判断が為された時点で効力を失う。
- ( 10 ) 第 1 項 a 号ないし b 号に該当すると思われる場合には、裁判所は、仮執行命令を出す代わりに、申立において名を挙げられた者による以下の誓約を受け入れることができる。
  - ( a ) 第 3 項を遵守すること、又は、
  - ( b ) 第 3 項の遵守を確保するものであると裁判所が信ずる方策を講ずること
- ( 11 ) イギリスの一地域で出された仮執行命令は、イギリスの他の地域においても、その地域の裁判所によって出された命令と同様に効力を有する。

#### 第 2 1 9 条 ( 誓約 )

- ( 1 ) 本条は、執行者が第 2 1 5 条に基づき申立を為す権限を有している場合に適用される。
- ( 2 ) 前項に該当する場合には、当該執行者は、第 3 項が適用される者による、第 4 項を遵守する旨の誓約を受け入れることができる。
- ( 3 ) 本項は、以下に該当すると執行者が信ずる者に対して適用される。
  - ( a ) 違反となる行為を行った者
  - ( b ) そのような行為を行っている者
  - ( c ) 共同体違反となる行為を行うであろう者
- ( 4 ) 以下の条件を満たす者は、本項を遵守しているものとする。
  - ( a ) 当該行為を継続し又は繰り返していないこと
  - ( b ) そのような行為を、その事業の過程又は他の事業の過程において行っていないこと、
  - ( c ) ( 第 2 2 2 条第 3 項の定義による ) 特別な関係を有する法人がそのような行為を行うことに対して、同意又は黙認をしていないこと
- ( 5 ) ただし、第 4 項 a 号は、第 3 項 c 号によりある者に同項が適用される場合における同人による誓約には適用されない。
- ( 6 ) 本条に基づく誓約を執行者が受け入れる場合には、当該執行者は、O F T に対し

て以下の事項を通知しなければならない。

- (a) 誓約の内容
- (b) 当該誓約を為した者がいかなる者であるか

#### 第220条（更なる手続き）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に適用される。
  - (a) 裁判所が第217条に基づき執行命令を出す場合
  - (b) 裁判所が第218条に基づき仮執行命令を出す場合
  - (c) 裁判所がそれらのいずれかの規定に基づき誓約を受け入れる場合
- (2) 前項に該当する場合には、OFTは、当該命令の申立を為した執行者と同様の、当該命令又は誓約の不遵守に関して裁判所に申し立てを為す権利を有する。
- (3) 誓約の不遵守に関する裁判所に対する申立では、執行命令の申立、又は、仮執行命令の申立を行うことができる。
- (4) 誓約が遵守されていないと判断する場合には、裁判所は、（権限を有するその他の命令を出す代わりに）執行命令又は仮執行命令を出すことができる。
- (5) 第3項に規定する執行命令又は仮執行命令の申立の場合には、第214条及び第216条は適用されず、（場合に応じて）第215条、第217条又は第218条が、以下の修正を加えた上で適用される。
  - (a) 第215条第1項(b)号は適用されない
  - (b) 第215条第5項は適用されず、申立は、誓約を受け入れた裁判所に対して為されなければならない
  - (c) 第217条第9項ないし第11項は適用されない
  - (d) 第218条第10項は適用されない
- (6) OFT以外の執行者が、執行命令、仮執行命令、又は第217条又は第218条に基づく誓約の不遵守に関して申立を為す場合には、当該執行者は、OFTに対して以下の事項について通知しなければならない。
  - (a) 申立の事実
  - (b) 申立に応じて裁判所により出された命令

#### 第221条（共同体違反：手続き）

- (1) 第2項は以下の者に適用される。
  - (a) 全ての一般的執行者
  - (b) 公的組織である指定執行者
- (2) 本項が適用される執行者は、共同体違反を中止させ又は禁止するために、イギリス以外の欧州経済地域国家に手続きを提起する権限を有する。
- (3) 第4項は以下の者に適用される。
  - (a) 全ての一般的執行者

- (b) 全ての指定執行者
- (4) 本項が適用される執行者は、以下のように共同体執行者と協力することができる。
  - (a) 第2項に規定する手続きを提起することを目的として
  - (b) 本編に基づく共同体執行者の職権の行使に関して
- (5) 欧州経済地域国家とは、1992年5月2日にオポルトにおいて採択された欧州経済地域に関する合意(1993年3月17日にブリュッセルにおいて採択された議定書により修正されたもの)の加盟国を意味する。

#### 第222条(法人：関与者)(accessories)

- (1) 本条は、その行為が国内違反又は共同体違反となる者が法人である場合に適用される。
- (2) 当該行為が、当該法人と特別な関係を有する者(関与者)による同意または黙認の下で行われている場合には、当該同意または黙認も違反となる行為であるものとする。
- (3) 以下に該当する者は、法人と「特別な関係を有する」ものとする。
  - (a) 法人の支配者、又は、
  - (b) 当該法人の取締役、支配人、秘書官その他同種の役職にある者、又は、そのような資格において行為すると称している者
- (4) 以下のいずれかに該当する場合には、その者は法人の「支配者」であるものとする。
  - (a) 当該法人、または、当該法人の支配者である他の法人の取締役らが、その者の指示ないし指図に従って行為することが通例となっている場合
  - (b) 単独で又はその関係者と共に、当該法人又は当該法人の支配者である法人の定時総会における議決権の3分の1以上を行使もしくは支配する権利を有する場合
- (5) 当該法人に対する同種の命令が出されていると否とに関わらず、執行命令又は仮執行命令は、違反に関して、関与者に対して出されうる。
- (6) 裁判所は、法人による同種の誓約を受け入れていると否とに関わらず、違反に関する関与者による第217条第9項又は第218条第9項に基づく誓約を受け入れることができる。
- (7) 執行者は、法人による同種の誓約を受け入れていると否とに関わらず、違反に関する関与者による第219条に基づく誓約を受け入れることができる。
- (8) 第9項は以下の場合に適用される。
  - (a) 第5項に規定する命令が出される場合、又は、
  - (b) 第6項又は第7項に規定する誓約が受け入れられる場合
- (9) そのような場合には、第217条第6項、第218条第3項又は第219条第4項は、(場合に応じ)以下の定め置き換えられる。
  - 「( )以下の条件を満たす者は、本項を遵守しているものとする。

- (a) 当該行為を継続し又は繰り返していないこと
  - (b) 自己が営む事業の過程において、222条第1項に規定する法人による違反となる行為と同様の行為を行っていないこと
  - (c) (第222条第3項の定義による)特別な関係を有する他の法人がそのような行為を行うことに対して、同意又は黙認をしていないこと
- (10) ある者は、以下に該当する場合には、当該自然人の関係者 (associate) とする。
- (a) 自然人の配偶者
  - (b) 自然人の親族
  - (c) 自然人の配偶者の親族 (relative)
  - (d) 自然人の親族の配偶者
  - (e) 自然人の配偶者の親族の配偶者
  - (f) 当該自然人と同じ家に住んでいる者。ただし、それが単に、その者と当該自然人のうち的一方が他方の雇い主、借家人、下宿人、寄宿生だという理由に基づく場合はこの限りではない。
  - (g) (f)号によって当該自然人の関係者であるとされた者の親族
  - (h) 過去に(a)ないし(g)号に該当したことのある者
- (11) ある者は、以下に該当する者の関係者であるものとする。
- (a) その者とパートナーシップにある自然人
  - (b) (a)号で示された自然人の関係者である自然人
  - (c) ある者がその法人の支配者であり又はその法人の支配者の関係者であるところの法人
- (12) 法人は、以下の場合には、他の法人の「関係者」とする。
- (a) 双方の支配者が同じである場合
  - (b) ある者が一方の支配者であり、同人の関係者が他方の支配者である場合
  - (c) ある者が一方の支配者であり、同人及び同人の関係者が他方の支配者である場合
  - (d) 2人以上のグループがそれぞれの会社の支配者となっており、そのグループが同じ人物で構成されている場合
  - (e) 2人以上のグループがそれぞれの会社の支配者となっており、(1件又はそれ以上の件数につき)そのいずれかのグループに属するあるメンバーをそのメンバーの関係者に置き換えることによって、それらのグループが同じ人物で構成されているとみなされる場合
- (13) 親族 (relative) とは、兄弟・姉妹・叔父、叔母、甥・姪、直系の先祖又は直系の祖先をいう。

#### 第223条 (法人：命令)

- (1) 本条は、裁判所が法人に対して執行命令又は仮執行命令を出し、かつ、以下のいずれかに該当する場合に適用される。

- (a) 命令の時点で、当該法人が関連法人グループの構成員である場合
  - (b) 命令が効力を有する間に、当該法人が関連法人グループの構成員となる場合
  - (c) 命令が効力を有する間に、当該法人がその構成員となっている関連法人グループが、一ないし複数の構成員の追加により拡大する場合
- (2) 裁判所は、グループの各構成員が命令の対象である法人であるかのように、当該命令が全ての構成員に対して拘束力を有する旨を命ずることができる。
- (3) 関連法人グループは、その全てがお互いに関連性を有している二つ以上の法人からなるグループである。
- (4) 二つの法人は、以下の条件を満たす場合に、関連性を有しているものとする。
- (a) 一方が他方の子会社である場合、又は、
  - (b) 共に同一の法人の子会社である場合
- (5) 「子会社」は、1985年会社法(Companies Act 1985)第736条に従って解釈されなければならない。

(情報)

第224条(OFT)

- (1) OFTは、第2項に規定するいずれかの目的のために、何人に対しても、当該通知(notice)において指定した情報の提供を求める通知を為すことができる。
- (2) 目的とは以下のものである。
- (a) OFTが、本編に基づく職権を行使すること、又は行使するか否かを検討することを可能にすること
  - (b) 第225条が適用されない指定執行者が、本編に基づく職権を行使するか否かを検討することを可能にすること
  - (c) 共同体執行者が、本編に基づく職権を行使するか否かを検討することを可能にすること
  - (d) ある者が、執行命令、仮執行命令、又は、第217条第9項、第218条第10項、もしくは第219条に基づく誓約を、遵守したか又は遵守しているかを確かめること

第225条(その他の執行者)

- (1) 本条は以下の者に適用される。
- (a) 全ての一般的執行者(OFTを除く)
  - (b) 公的組織である指定執行者
- (2) 本条が適用される執行者は、第3項に規定するいずれかの目的のために、何人に対しても、当該通知において指定された情報の提供を求める通知を為すことができる。

(3) 目的とは以下のものである。

- (a) 当該執行者が、本編に基づく職権を行使すること又は行使するか否かを検討することを可能にすること
- (b) ある者が、当該執行者の申立により出された執行命令もしくは仮執行命令、そのような申立の後に為された(場合に応じて)第217条第9項または第218条第10項に基づく誓約、又は第219条に基づき当該執行者に対して為された誓約を、遵守したか又は遵守しているかを確かめること

#### 第226条(通知:手続き)

- (1) 本条は、第224条又は第225条に基づいて為される通知に適用される。
- (2) 通知は、
  - (a) 書面で為されなければならない、且つ、
  - (b) 情報が求められている目的を特定しなければならない。
- (3) 目的が、第224条第2項(a)号、(b)号もしくは(c)号、又は第225条、第3項(a)号に規定するものである場合には、通知では、問題となっている職権を特定していなければならない。
- (4) 通知では、それに従うための期限及び方法を指定することができる。
- (5) 通知では、書類又は書類の記載事項の提出を求めることができる。
- (6) 執行者は、前項の要求に従って提出された書類の写しをとることができる。
- (7) 通知は、その後の通知により、変更され又は撤回されうる。
- (8) ただし、通知では、その対象者が以下のような理由及び手続きにおいて提供ないし提出を拒絶する権利を有するような情報の提供又は書類の提出を求めることはできない。
  - (a) 法律専門家の特権に基づき、高等法院における手続きにおいて
  - (b) コミュニケーションの秘密性に基づき、民事上級裁判所の手続きにおいて

#### 第227条(通知:執行)

- (1) ある者が第224条または第225条に基づいて為された通知に従わなかった場合には、当該通知を為した執行者は、本条に基づく申立を為すことができる。
- (2) 裁判所は、通知の対象となった者が当該通知に従わなかったと思われる場合には、本条に基づく命令を出すことができる。
- (3) 本条に基づく命令では、通知の対象となった者に対し、当該通知が遵守されるようにするために、(場合に応じて)第217条または第218条に規定される目的のいずれかのために同人が行うことが合理的であると裁判所が考えることを行うように求めることができる。
- (4) 本条に基づく命令では、通知の対象となった者が、申立の全費用を負担するように求めることができる。

- ( 5 ) 通知の対象となった者が会社又は組織である場合には、第 4 項に基づく手続きを行う裁判所は、不遵守につき責任を負う当該法人又は組織の役員に対し、そのような費用を負担することを求めることができる。
- ( 6 ) 執行命令を出す権限を有する裁判所が、本条の命令を出す権限を有する裁判所である。
- ( 7 ) 第 5 項において、会社の役員とは、当該会社の取締役、支配人、秘書官その他同種の役職にある者をいう。

( 雑則 )

第 2 2 8 条 ( 証拠 )

- ( 1 ) 本編に基づく手続きは、以下の規定との関係では民事手続きであるものとする。
  - ( a ) 1 9 6 8 年民事証拠法 ( c . 6 4 ) 第 1 1 条 ( 有罪判決の民事手続きにおける証拠としての許容性 )
  - ( b ) 1 9 6 8 年 法改革 ( 雑則 ) ( スコットランド ) 法 ( c . 7 0 ) 第 1 0 条 ( スコットランドにおける対応する規定 )
  - ( c ) 1 9 7 1 年民事証拠法 ( c 3 6 ( N . I ) ) ( 北部アイルランド ) 第 7 条 ( アイルランドにおける対応する規定 )
- ( 2 ) 本編に基づく手続きにおいては、民事手続きにおける裁判所による、第 2 0 4 条第 2 項 ( b ) 号、( c ) 号または ( d ) 号、もしくは第 2 0 5 条第 1 項に規定する作為又は不作為があったとする認定は、以下のような効力を有する。
  - ( a ) 当該作為又は不作為があったことの証拠として許容される
  - ( b ) 反証が為されない限り、当該作為又は不作為があったことの十分な証拠となる
- ( 3 ) ただし、以下のような認定には第 2 項は適用されない。
  - ( a ) 上訴において覆された認定
  - ( b ) それを否定するように上訴において変更された認定

第 2 2 9 条 ( 助言と情報 )

- ( 1 ) 本法の成立後、合理的に実行しうる限りで速やかに、O F T は、以下のための助言と情報を準備し、公表しなければならない。
  - ( a ) 本編の規定により影響を受けられる者に対して、本編の規定を説明する
  - ( b ) それらの規定がどのように機能すると O F T が期待しているかを示す
- ( 2 ) O F T は、いつでも、改訂された、又は新しい助言と情報を公表できる。
- ( 3 ) 第 1 項 ( b ) 号に従って公表される助言と情報には、O F T が本編により与えられた職権をどのように行使するかについて検討する際に考慮に入れる要素についての助言と情報を含めることができる。
- ( 4 ) 本条に基づき O F T により公表される助言と情報は、適切であると考えられる形

式と方法により公表されなければならない。

- (5) OFTが本条に基づき助言と情報を準備する場合には、OFTは、本編により影響を受ける者の代表者であると考えられる者と協議を行わなければならない。
- (6) 作成中の助言と情報が、他の一般的執行者又は指定執行者が行動をとりうるような事項に関するものである場合には、協議の相手方に当該執行者を含めなければならない。

#### 第230条（予定される手続き開始についてのOFTへの通知）

- (1) 本条は、イングランド及びウェールズにおける度量衡に関する権限を有する地方機関が、国務大臣が本条のために命令により指定する法律及び下位法令の違反に対して、手続きを開始しようとする場合に適用される。
- (2) 当該機関は、OFTに対し、以下のことをなさなければならない。
  - (a) 手続きを開始する意図を通知すること
  - (b) 当該手続きにおいて提出する予定の証拠の概要を提出すること
- (3) 当該機関は、以下のいずれか早く到来する日までは手続きを提起することができない。
  - (a) 通知を為した日より14日間の経過
  - (b) OFTより、第2項に基づく通知及び概要を受領した旨の通知を受けた日
- (4) 当該機関は、OFTに対し、手続きの結果についてもその確定後に通知しなければならない。
- (5) ただし、そのような手続きは、当該機関が本条に従わなかったことのみを理由として無効とはならない。
- (6) 下位法令とは、1978年解釈に関する法律第21条第1項と同一の意義を有する。
- (7) 本条に基づく命令は、行政命令によらなければならないが、国会のいずれかの院の決議により取り消されうるものとする。

#### 第231条（OFTに対する有罪判決及び有責判決の通知）

- (1) 本条は、以下の場合に適用される。
  - (a) ある者がイギリスの裁判所において違反により有罪とされた場合、又は、
  - (b) イギリスの民事手続きにおいて、裁判所により、ある者の有責判決が下された場合
- (2) 裁判所が以下のいずれにも該当すると考える場合には、裁判所は、有罪判決または有責判決がOFTの知るところとなるように手配することができる。
  - (a) 本編又は1979年不動産仲介業法に基づくOFTの職責に鑑みると、当該有罪判決または有責判決がOFTの知るところとなるのが適切であり、且つ、
  - (b) そのような手配を行わなければ、当該有罪判決または判決はOFTの知るところ

とならない場合

- (3) 第2項においては、当該手続きが最終的に裁判内で終結したか否かは無関係である。
- (4) 「判決」には、命令やエクイティ上の事件〔海事事件や離婚事件など〕の判決（decree）も含まれ、「判決の言渡し」もそのそれぞれに応じて解釈される。

( 解釈 )

第232条（物及びサービス）

- (1) 本編における物及びサービスは、本条に従って解釈される。
- (2) 物（goods）には以下のものが含まれる。
  - (a) 建物及びその他の建造物
  - (b) 船舶、航空機及びホバークラフト
- (3) 物の供給（supply of goods）には以下のものが含まれる。
  - (a) 販売、リース、賃貸借、買取選択権付賃貸借による供給
  - (b) 建物及びその他の建築物に関しては、ある者による他の者のための建築
- (4) 全て又は一部がイギリス外で供給される物又はサービスは、第5項に該当する手配（arrangement）に従って供給される場合には、イギリス国内の者に対する供給であるものとする。
- (5) 本条に該当する手配は、以下のような場合においてなされたものをいう。
  - (a) 手配がなされた時に、供給をしようとする者がイギリス国内にいた場合、又は、
  - (b) 物、サービスが供給された（又は手順に基づき供給されるべき）時に、その手配によれば供給につき責任を負う者が、イギリス国内にあり又は営業所を持っていた場合。

第233条（物を供給する者）

- (1) 本条は、本編において、以下の合意に基づき物を供給し又は供給しようとする者について適用される。
  - (a) 買取選択権付賃貸借の合意
  - (b) 信用販売の合意
  - (c) 条件付販売の合意
- (2) 前項の者には、当該合意に関する予備交渉を行う者も含まれる。
- (3) 以下の語句は、1974年消費者信用法（c.39）第189条に従って解釈される。
  - (a) 買取選択権付賃貸借の合意
  - (b) 信用販売の合意
  - (c) 条件付販売の合意
  - (d) 予備交渉

#### 第234条（サービスの提供）

- （1）本編におけるサービスの提供（supply of services）は本条に従って解釈される。
- （2）サービスの提供には、明示のものであれ黙示のものであれ、（明示であれば）口頭によるのであれ書面によるのであれ、業務従事契約又は徒弟契約に基づくサービスの提供は含まれない。
- （3）サービスの提供には以下のものが含まれる。
  - （a）収益又は報酬を目的として、物の供給以外の活動を行うこと
  - （b）注文に応じてサービスを提供すること
  - （c）サービスが潜在的な利用者に利用可能となるようにすることによってサービスを提供

#### すること

- （4）サービスの提供には、コンピューターソフトウェアの利用のための手配や、容易にアクセスできない形で蓄積されているデータへのアクセスを認めるための手配を為すことを含む。
- （5）サービスの提供には、関連合意（1990年放送法第189条第2項の定義による）によって、テレコミュニケーション装置の利用を分配するための手配を為すことを含む。
- （6）サービスの提供には、国務大臣が命令により定める状況において、土地の利用を認めること、又は、認めるための手配を為すことを含む。
- （7）第6項に基づく命令を為す権限は、行政命令によって行使されなければならない。
- （8）ただし、そのような命令は、その草案が国会に提出され、各院の決議により承認されなければならない。

#### 第235条（差止命令に関する指令）

本編においては、差止命令に関する指令とは、欧州議会及び委員会による、消費者利益の保護のための差止命令に関する指令（Directive 98/27/EC）を意味する。

（国王）

#### 第236条（国王）

本編は国王を拘束する。

1998年7月30日付け法律281号  
“消費者及び使用者の権利に関する規律”

1998年8月14日付け官報189号掲載

(2000年11月24日付け法律340号-2000年11月24日付け官報275掲載-2001年4月23日議令224号-2001年6月15日付け官報137号掲載 - 2002年3月1日付け法律39号第11条-2002年3月26日付け官報72号増補版掲載 -  
により改正)

(UFJ総合研究所仮訳)

## 第1条

### 本法律の目的及び範囲

1. 欧州共同体の設立協定及び欧州連合に関する協定並びにこれら欧州共同体法規における原則に従い、本法は消費者の個人的・集团的権利を認め、その国内及び地域における保護を集团的または団体的形態においても促進し、その目的を追求することを目的とした事業を消費者及び利用者団体と公共行政との関係を規定することも含めて推奨する。

2. 消費者及び利用者は、以下の基本的権利が認められる：

- a) 健康の保障
- b) 製品およびサービスの安全並びに質
- d) 適切な情報及び公正な広告
- d) 消費に係る教育
- e) 財及びサービスに係る契約合意における正当性、透明性、公正性
- f) 消費者による自由且つ自発的及び民主的な協力の促進と発展
- g) 品質基準および効率性に基づく公共サービスの供給

2 - bis第1項及び第2項で規定されたところに加えて、本法律は本法律附則に列挙された欧州指令に定められた消費者の集团的利益の侵害があった場合にも適用される。生産活動省大臣は、法務大臣とともに、上記附則に記載された欧州共同体指令の一覧を、共同体規則に係る義務の履行するために、政令を公布して更新を行なう。

## 第2条

### 定義

1. 当法律において以下のような定義を行なう：

- a) “消費者及び利用者”：自己が営む事業活動及び専門職業活動に関連しない目的のため、財又はサービスを購入若しくは利用する自然人

b) “消費者及び利用者団体”: 消費者又は利用者の権利及び利益の保護のみを定款目的と定める社会組織。

### 第3条

#### 活動の権利

1. 第5条のリストに記載された消費者及び利用者団体は、以下のことを所轄判事に要請し、団体の利益の保護のために活動する権利を持つ:

- a) 消費者及び利用者の利益を侵害する行為及び行動を抑止する;
- b) 違反が確認された場合、その有害な影響を正す又は除去する適切な方策を講じる;
- c) その措置の公表が、確認された違反の影響を正す又は除去するため寄与し得る場合は、一社又は数社の全国日刊紙又は地方日刊紙へ当該措置の公表を命ずる。

1-bis 欧州連合の他の国家において認知され、欧州共同体官報に公告された、消費者の集団的利益保護のため抑止行為を請求することを認められた資格者のリストに記載された独立公的組織及び団体組織は、その国家の消費者の利益にとって侵害となる、国家領土において全体的又は部分的に実施された行為又は対応に対して、第1項の趣旨に基づき行動をとることが出来る。

2. 第1項に定めた団体及び第1-bis項に定めた組織及び団体組織は、判事へ訴える前に、1993年12月29日付け法律580号第2条4号a)の趣旨に基づき、所轄商工職農会議所において調停手続きを行なうことが出来る。いずれの場合においても、手続きは60日以内に完了する。

3. 当事者及び商工職農会議所の代表が署名した和解手続報告書は、和解手続きが行なわれた住所地の裁判官書記局へ認定のため提出される。

4. 裁判官は報告書が正規なものであることを公式に確認し、これを通達により執行力を持つものと宣言する。

5. 第1項が定める行為は如何なる場合でも、上記組織が責任者と認める主体に対し配達証明付き書留によって消費者及び利用者の利益を侵害する行動の停止を要求した日付から15日が経過しない限り、提案することは出来ない。

5-bis. 第1項に記載されている規定、あるいは第4項に記載されている和解手続に関する報告書によって定められた義務を履行できなかった場合、訴訟を提起した団体の要請に基づいて、裁判官は、その事実の深刻度に応じて、履行遅延1日につき、516ユーロから1032ユーロまでの課徴金の徴収を決定する。この金額は、財務省による省令に基づいて生産活動省予算の特別予算枠ユニットに設けられるファンドに国庫予算から配分され、消費者にとって有益なプロジェクトを実施するための原資とされる。

6. 正当で緊急の理由を備えた場合には、差止行為は民法典第669 - bis条以下の条文の趣旨に基づき実行される。

7. 訴訟手続きの重訴 (litispendenza)、重複 (continenza)、牽連 (connessione)、集結 (riunione) に関する規範は有効としつつ、当箇条の規定は、上記違反により損害を受ける消費者の個的行動の権利を妨げるものではない。

## 第4条

### 消費者及び利用者の全国評議会

1. 生産活動省において、これ以降は“評議会”と呼ばれる消費者及び利用者の全国評議会が設立される。
2. 評議会はその企画事業のため商工職会議所の組織及び職員を使用し、第5条に述べる目録に記載された消費者及び利用者団体の代表者、並びに州知事及び自治県知事協議会から指名された州及び自治県の代表者一人により構成され、生産活動省大臣又はその代理人により統括される。評議令は生産活動省大臣の提案に基づき閣僚評議会議長に関する法令によって指名され、三年間任務に就く。
3. 評議会はその会議にあたり、公認された環境保護団体の代表者及び消費者協同組合の全国団体の代表者を招聘する。また市場の規制又は規範制定の機能を果たす機関及び組織の代表者、関連する経済・社会部門の代表者、所轄公共行政の代表者、並びに対象とする案件の専門家も招聘される。
4. 評議会の役割は以下の通りである：
  - a) 消費者及び利用者の権利と利益に関する政府法案の枠組み、国会発議の法案、並びに規則の枠組みに関して、要請があった場合にその見解を表明する；
  - b) 欧州共同体の計画・政策に関しても、消費者及び利用者の保護に付いて提案を提出する；
  - c) 消費に関わる問題、消費者及び利用者の権利についての研究、開発、会議、そして製品・サービスの品質及び安全性の管理を促進する；
  - d) 消費者及び利用者へ情報を普及する計画を作成する；
  - e) 消費者及び利用者が係争解決のため、定められた司法手段へのアクセス改善を促進することを目的とするプロジェクトを支援する；
  - f) 地方自治において消費者及び利用者の利益が一層広く代表されることを促進する企画を発議して、消費者及び利用者保護に関連した国政と州政治間のあらゆる形式の連携と調整に便宜を図る。

この目的のため会長は、州法規及びトレント及びボルツアーノ両自治県法規に定められた消費者及び利用者の代表組織の会長が参加資格を持つ、定期会議を年に一度招集する；
  - g) 他の国々及び欧州連合の公共及び民間の同様な組織との関係を構築する。
  - g-bis) 公共行政における手続き・書類の簡素化に関連した措置の実行に関し、困難、支障、障害が認められる場合は、閣僚評議会議長室 - 総務局へ連絡を行う。

## 第5条

### 全国規模で消費者及び利用者を代表する団体の目録

1. 生産活動省において、全国規模で消費者及び利用者を代表する団体の目録が作成される
2. 目録に記載されるためには以下の要件を備える必要がある、これは生活活動省大臣が当法律発効日付より60日以内に公布する省令により定めた遵守事項及び手続きに適合した書類の提出により立証しなければならない：

- a) 公文書又は公証された私文書を通じて、少なくとも三年前には設立が行なわれ、民主的基盤に基づく制度を裏付け、営利目的ではなく消費者及び利用者の保護を唯一の目的と定めた定款を所有する；
  - b) 定款の目的のため直接団体に払い込まれた持分の記載を伴う一年ごとに更新される登録者リストを管理する；
  - c) 全国人口の10000分の5以上の登録者数、少なくとも5つの州又は自治県に存在し、各州又は自治県住民数の10000分の2以上の登録者を持つ、そしてこれらのことが1968年1月4日付け法律15号第4条に示す形式で、宣誓供述書の代わりとして団体の法的代表者が提出する供述書によって証明されなければならない；
  - d) 非公認団体の会計に関する現行規定に基づき、会員が払い込んだ持分の記載を伴った収入と支出の年次決算書の作成及び帳簿の管理；
  - e) 過去の三年前から継続的活動を行なう；
  - f) 法的代表者がその団体の活動に関連する、確定した如何なる刑罰も受けておらず、また法的代表者が同団体の活動する同じ分野で、如何なる形式で設立したかに関わらず、生産・サービス企業の経営者又は取締役の任務を帯びていない；
3. 消費者及び利用者団体は、第三者が製造・提供する財またはサービスを対象とした如何なる商業的販促又は宣伝業務を行なうことも禁止されており、加えて、生産或いは流通に係る企業との如何なる利益関係を持つことも控えなければならない。
4. 生産活動省大臣は一年ごとに目録の更新を実施する。
5. 当箇条が定める目録には、憲法で認められた少数言語民族が居住する地域のみで活動し、第2項a)、b)、d)、e)、f)の要件を有する、又は対象となる州或いは自治県住民の1000分の5以上の登録者数を持つ消費者及び利用者団体も記載することができ、これらのことは1968年1月4日付け法律15号第4条に示す形式で、宣誓供述書の代わりとして団体の法的代表者が提出する供述書によって証明されなければならない。
- 5-bis 生産活動省は、消費者の集团的利益の保護を目的とした抑止行動を提案することが正当化された機関を目録に記載する目的で、当箇条及び以降の改正項に述べる目録を欧州委員会に通知する。

## 第6条

### 便宜と寄与

1. 1981年8月5日付け法律416号が定めた、出版会社の規制及び出版業に対する優遇は、閣僚評議会議長が当法律の発効日より90日以内に公布する所定の法令により定義される段階的な方法及び規準に基づき、当法律第5条が定める目録に記載された団体の出版業務にも拡大適用される。

## 第7条

### 財務支出

1. 当法律の主旨に従って、第4条で定められた評議会の促進業務実施および第6条に定められた優遇措置において、1998年からそれぞれ年間20億リラおよび10億リラ、年間最高支出30億リラが承認される。
2. 第1項の支出の財源には、1998年から2000年までの三ヵ年予算の中で、1998会計年度に国庫・予算・経済企画省が持つ予測段階“特別基金”該当分の基礎予測ユニットに対する計上分を同額減少させ、また閣僚評議会議長に関連した積立金を同目的のため部分的に使用し充当する。
3. 国庫・予算・経済企画省大臣は、省令により、必要な予算変更を行なうことが認められている。

## 第8条

### 過渡的規定

1. 1999年12月31日まで、第4条が定める評議会は、1994年11月11日付け生産活動省大臣の省令及びその後の改正項で定めた消費者及び利用者会議のメンバーで構成され、第5条の目録に登録された団体のうち、まだ評議会に代表を参加させていない団体の代表者によって補完される。
2. 生産活動省大臣は第1項に述べた日付まで、第5条第2項c)の要件を備えていない団体も、他の要件は有効としつつ、第4条が定める評議会の見解を聞き、同第5条に定める目録に暫定的に登録することが出来る。この登録は第1項に述べた期限まで効力を持つ。

国璽を備えた当法律はイタリア共和国法規公文書録に加えられる。なんびともこれを国家の法律として遵守し、遵守させる義務がある。

## 添付 I

### (第1条第2-bis項に対応する欧州指令)

1. 誤解を招く広告に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一に関する1984年9月10日付け欧州理事会指令84/450/EEC(1984年9月19日付け公報L250号の17頁)
2. 折衝により事業対象から除外された契約に関して消費者を保護するための1985年12月20日付け欧州理事会指令85/577/EEC(1985年12月31日付け公報L372号の31頁)
3. 消費者金融に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一のための1986年12月22日付け欧州理事会指令87/102/EEC(1987年2月12日付け公報L42号の48頁)。但し、指令98/7/EUによって最終的に修正されたもの(1998年4月1日付け公報L101号の17頁)
4. テレビ放送活動の実施に関する各条約加盟国の法律、および行政規定に基づいて制定された一定の規定の調整に関する1989年10月3日付け欧州理事会指令89/552/EEC(1989年10月17日付け公報L298号の23頁)の第10条から第21条までの規定。但し、指令97/36/EUによって修正されたもの(1997年7月30日付け公報L202号の60頁)

5. セット旅行、セット休暇およびセット巡回旅行に関する 1990 年 6 月 13 日付け欧州理事会指令 90/314/EEC(1990 年 6 月 23 日付け公報 L158 号の 59 頁)
6. ヒト用の医薬品の広告宣伝に関する 1992 年 3 月 31 日付け欧州理事会指令 92/28/EEC(1992 年 4 月 30 日付け公報 L113 号の 13 頁)
7. 消費者契約に規定の不公正な条件に関する 1993 年 4 月 5 日付け欧州理事会指令 93/13/EEC(1993 年 4 月 21 日付け公報 L95 号の 29 頁)
8. タイムシェアリング方式(訳者注:一定期間の不動産の使用を他の者と時間的に配分する方式)で不動産を使用する権利の購入に関する契約の一定の局面における購入者の保護に関する 1994 年 10 月 26 日付け欧州議会および同理事会の指令 94/47/EU(1994 年 10 月 29 日付け公報 L280 号の 83 頁)
9. 遠隔契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付け欧州議会および同理事会の指令 97/7/EU(1997 年 6 月 4 日付け公報 L144 号の 19 頁)
10. 消費動産及び関連財の販売等の特定の状況に関する 1999 年 5 月 25 日付け欧州議会および同理事会の指令 99/44/EC(1999 年 7 月 7 日付け公報 L171 号の 12 頁)

本仮訳は、長崎大学法学部教授、吉田省三氏の仮訳を基に、UFJ 総合研究所にて、CNCU による英訳版および原文を参照しつつ、2002 年 3 月の改正を加え、修正したものである。

(英国)

「1999年消費者契約における不公正条項規則」(S.I.1999 No.2083)

(立命館大学法学部 鹿野菜穂子教授 仮訳)

1999年7月22日策定

1999年7月22日国会上程

1999年10月1日施行

(引用及び施行期日)

第1条 本規則は、1999年消費者契約における不公正条項規則として引用され、1999年10月1日から施行される。

(廃止)

第2条 1994年消費者契約における不公正条項規則は、本規則によって廃止される。

(解釈)

第3条

(1) 本規則において

「共同体 (Community)」とは、欧州共同体をいう。

「消費者 (consumer)」とは、本規則が適用される契約において自己の営業、事業および専門的職業以外の目的で行為する自然人をいう。

「裁判所」とは、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドとの関係では県裁判所 (county court) 又は高等法院 (High Court) をいい、スコットランドとの関係では [スコットランドの] シェリフ (Sheriff) 又は民事上級裁判所 (Court of Session) をいう。

「長官 (Director)」とは、公正取引庁長官 (Director General of Fair Trading) をいう。

「E E A条約 (EEA Agreement)」とは、1992年5月2日にオポルトで調印され、1993年3月17日にブラッセルで調印された議定書により修正されたところの、欧州経済地域 (European Economic Area) に関する条約をいう。

「加盟国 (Member State)」とは、E E A条約の締約国をいう。

「通知され (notified)」とは、書面で通知されることをいう。

「適格者 (qualifying body)」とは、付属書1で指定された者をいう。

「売主又は供給者 (seller or supplier)」とは、本規則の適用を受ける契約において、公的に所有されているか私的に所有されているかを問わず、自己の営業、事業又は専門的職業に関する目的で行為する全ての自然人又は法人をいう。

「不公正条項 (unfair terms)」とは、本規則第5条に定める契約条項をいう。

(2) 本規則を、「差止命令 (injunction)」又は「仮差止命令 (interim injunction)」との関係でスコットランドに適用する場合には、それぞれ「[スコットランドの] 差止命令 (interdict)」又は「[スコットランドの] 仮差止命令 (interim interdict)」に置き換えるものとする。

( 本規則が適用される条項 )

第 4 条

(1) 本規則は、売主又は供給者と消費者との間で締結される契約における不公正条項について適用される。

(2) 本規則は、以下を反映した契約条項には適用されない。

(a) 強行的性質を有する法律または規則の規定 (加盟国の法及び新たな立法を要せず  
にイギリスに効力を持つ共同体の法の規定を含む)

(b) 加盟国又は共同体を当事者とする国際条約の規定又は原則

( 不公正条項 )

第 5 条

(1) 個別に交渉されていない契約条項は、それが信義誠実の要求に反して、消費者の不利益に、当該契約から生ずる当事者の権利義務に著しい不均衡を生じさせるときには、不公正なものとみなされる。

(2) ある条項が、予め作成され、そのため消費者がその条項の内容に影響を及ぼすことが不可能だった場合には、その条項は常に、個別に交渉されていなかったものとみなされる。

(3) 契約におけるある特定の条項又はその一部が交渉されていた場合であっても、契約の全体的評価から、それが予め作成された標準契約であることが示されるときには、本規則は、その契約の残部に適用される。

(4) 条項が個別に交渉されたことは、これを主張する売主又は供給者が立証しなければならない。

(5) 本規則の付属書 (Schedule) 2 には、不公正とみなされうる条項の例示的且つ非網羅的リストが含まれる。

( 不公正条項の評価 )

第 6 条

(1) 本規則第 12 条に影響することなく、契約条項の不公正性の評価は、契約締結の対象とされた商品又はサービスの性質を考慮し、契約締結時において当該契約の締結に付随していた全事情及び当該契約の他の全条項又は当該条項が依拠している他の契約の全条項を参照して行われる。

(2) 条項の不正性の評価は、その条項が平易且つ明瞭な言語で定められている限り、次の点には及ばない。

- (a) 契約の主たる内容の定め
- (b) 供給される商品又はサービスの対価としての代金又は報酬の妥当性

(書面による契約)

#### 第7条

(1) 売主又は供給者は、書面による全ての契約条項が、平易且つ明瞭な言語で表現されることを確実にしなければならない。

(2) 書面による条項の意味につき疑いがある場合には、消費者にとって最も有利な解釈が優先する。但し、この準則は、本規則第12条に基づいて行われる手続については適用されない。

(不公正条項の効果)

#### 第8条

(1) 売主又は供給者により消費者との間で締結された契約における不公正な条項は、消費者を拘束しない。

(2) 当該不公正条項を除いても契約が存続可能な場合には、その契約は当事者を拘束し続ける。

(法選択条項)

#### 第9条

非加盟国の法を適用し又はその適用を意図する契約条項が存在する場合であっても、その契約が加盟国の領土と密接な関係を有するときには、本規則が適用される。

(不服申立 - - 長官による検討)

#### 第10条

(1) 一般的使用のために作成されたある契約条項が不公正だという不服申立が長官に対して行われた場合には、次の場合を除き、その不服申立を検討することは長官の義務である。

- (a) 当該不服申立が、不真面目又は濫用的だと長官に思われる場合、又は、
- (b) 適格者が、長官に、その不服申立を自ら検討することに同意する旨を通知した場合

合

(2) 長官は、本規則により自らが検討を要求されている不服申立について、本規則第12条に基づく差止命令の申立てを、場合により行い又は行わないと決定したことに対する理由を、示さなければならない。

(3) 長官は、自らが不公正だと考えた条項につき差止命令の申立てをするか否かを決定するにおいて、それを行うことが適切と考える場合には、消費者と締結された契約におけるそのような条項の継続的使用に関し、何人かにより又は何人かのために長官に対して行われたところの約束（undertaking）を考慮することができる。

（不服申立 - - 適格者による検討）

#### 第 11 条

(1) 付属書 1 の第 1 部に指定された適格者が、長官に、一般的使用のために作成されたある契約条項が不公正だという不服申立につき自ら検討することに同意する旨を通知した場合には、その適格者は当該不服申立を検討する義務を負う。

(2) 本規則第 10 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、長官に適用されるのと同様に、不服申立を検討する義務を負った適格者に適用される。

（不公正条項の継続的使用を防止するための差止）

#### 第 12 条

(1) 長官及び第 2 項の条件を充たした適格者は、消費者と締結される契約における一般的使用のために作成された不公正な条項につき、それを使用し又はその使用を推奨していると考えられる者に対する差止命令（仮差止命令を含む）の申立てを行うことができる。

(2) 適格者は、次の場合に限り差止命令の申立てを行うことができる。

(a) 当該適格者が、申立てを行う日の少なくとも 14 日前までに、長官にその申立ての意図を通知した場合、又は、

(b) 長官が、それより短い期間内に申立てが行われることに同意した場合

(3) 裁判所は、本条による申立てに基づき、相当と考えるときには、その条項につき差止命令を出すことができる。

(4) 差止命令は、単に一般的使用のために作成されたある特定の契約条項の使用にのみ及びうるのではなく、あらゆる者によって使用され又は使用が推奨されているところの類似の条項や同様の効果を持つ条項にも及びうる。

（長官及び適格者の文書及び情報を入手する権限）

#### 第 13 条

(1) 長官は、次の目的のために、本条によって与えられる権限を行使することができる。

(a) 一般的使用のために作成されたある契約条項が不公正だという不服申立につき、自らがこれを検討することを容易にする目的、又は、

(b) 消費者と締結される契約におけるある条項についての、継続的使用又は使用の推奨に関する約束又は裁判所の命令に、ある者が従ったかを確認する目的

(2) 付属書 1 の第 1 部で指定された適格者は、次の目的のために、本条によって与えら

れる権限を行使することができる。

(a) 一般的使用のために作成されたある契約条項が不公正だという不服申立について、自ら検討することを容易にする目的、又は、

(b) 消費者と締結される契約におけるある条項の継続的使用又は使用の推奨に関する次のことに、ある者が従ってきたかを確認する目的

(i) その適格者による申立てに対応してその適格者又は裁判所に対して行われた約束

(ii) その適格者による申立てに基づいて出された裁判所の命令

(3) 長官は、何人に対しても、次のものを長官に提供するように要求することができ、付属書 1 の第一部で指定された適格者は、何人に対しても、次のものをその適格者に提供するように要求することができる。

(a) 第 4 項に定める通知 (notice) が行われた時において、消費者との取引における予め作成された標準契約として、その者が使用し又は使用を推奨していたところの文書の写し

(b) 消費者との取引における上記の文書又は他の類似の文書についての、その者による使用又は使用の推奨に関する情報

(4) 本条によって与えられる権限は、書面による通知 (notice) によって行使されなければならない、その書面は、

(a) いかなる方法でいつまでに履行されるべきかを定めることができ、且つ、

(b) 後の通知によって、これを変更し又は無効にすることができる。

(5) 本条の規定は、その者がその提出を拒絶する権利を有し又は民事訴訟手続において裁判所に提出する権利を有するところの文書又は情報の提供を、その者に強制するものではない。

(6) ある者が本条に基づく通知 (notice) に従わない場合には、裁判所は、長官又は適格者の申立てに基づいて、その不履行の改善を求めるのに相当と裁判所が考える命令を出すことができ、その命令は、その申立てから生じ又は申立てに付随して生ずる全ての費用ないし損害は、その従わなかった者本人、又は会社その他の団体の役員でその不履行に対して責任のある者によって負担されるべきことを定めることができる。

( 約束及び命令の長官への通知 )

## 第 14 条

適格者は、長官に、次のことを通知 (notify) しなければならない。

(a) 消費者と締結される契約における、その適格者が不公正と考えた条項の継続的使用に関して、何人かにより又は何人かのためにその適格者に対して行われたところの約束

(b) 本規則第 12 条に基づいてその適格者によって行われた申立ての結果、及び、裁判所に対して行われた約束又は裁判所によって出された命令の内容

(c) 裁判所の以前の命令を強制するためにその適格者によって行われた申立ての結果

(公表、情報及び助言)

## 第 15 条

(1) 長官は、適切と考える形式及び方法において、次のことについての公表を手配しなければならない。

(a) 本規則第 14 条に基づいて長官に通知された約束又は命令の詳細

(b) 消費者と締結された契約における、長官が不公正と考えた条項の継続的使用につき、何人かにより又は何人かのために長官に対して行われたところの約束の詳細

(c) 本規則第 12 条に基づいて長官によって行われた申立て、及び、裁判所に対して行われた約束又は裁判所によって出された命令の内容の詳細

(d) 裁判所の以前の命令を強制するために長官によって行われた申立ての詳細

(2) 長官は、何人に対しても、その要求に基づき、本規則が適用されるある特定の条項が次の各号に該当するか否かについて情報を提供しなければならない、且つ、その者に、約束の詳細又は命令の写しを、場合によれば、約束を行った者が問題の条項に加えることに同意した修正の写しと共に、与えなければならない。

(a) 長官に対して行われ又は適格者によって長官に通知された約束の内容

(b) 長官の申立てに基づいて出され又は適格者により長官に通知された、裁判所の命令の内容

(3) 長官は、本規則の効力 (operation) に関する情報や助言のうち、公衆及び本規則の影響を受けるであろう全ての者に対して与えるのが妥当だと考えられるものを、適切と考える形式及び方法で公表するよう手配することができる。

< 付属書 1 >

(適格者)

第一部

- 1 データ保護登録署長
- 2 電気供給局長
- 3 ガス供給局長
- 4 北アイルランドの電気供給局長
- 5 北アイルランドのガス供給局長
- 6 電気通信局長
- 7 水道サービス局長
- 8 鉄道監督所
- 9 グレートブリテンにおける全ての取引基準局 (weights and measures authority)

## 10 北アイルランドの経済発展局

### 第2部

#### 11 消費者協会 ( Consumers' Association )

##### < 付属書 2 >

( 不公正とみなすことのできる条項の例示的且つ非網羅的なリスト )

##### 1 以下の目的又は効果を有する条項

(a) 売主又は供給者の作為又は不作為により、消費者に生命又は身体の被害が生じた場合において、売主又は供給者の責任を免除又は制限すること。

(b) 売主又は供給者により契約上の義務の全部若しくは一部が履行されず又は不完全な履行がなされた場合において、売主若しくは供給者又はその他の当事者に対して消費者が有している法的権利を不当に排除又は制限すること。この法的権利の中には、消費者が売主又は供給者に対して有する債権と売主又は供給者に対して負っている債務とを相殺する権利も含まれる。

(c) 売主又は供給者によるサービスの提供の実現は、売主又は供給者の意思に依拠するものとしておきながら、消費者を拘束する合意をなすこと。

(d) 消費者が契約の締結又は履行をしないことに決めた場合においては、消費者が支払った金銭を売主又は供給者が保持できるとしておきながら、売主又は供給者が契約を解約 ( cancel ) した場合には、消費者は売主又は供給者からそれと同等額の賠償金を受領できる旨を定めないこと。

(e) 消費者の義務の不履行の場合に、不当に高額な賠償金の支払いを要求すること。

(f) 売主又は供給者には、自由に契約を解消 ( dissolve ) することが認められているのに、同様の権利が消費者には認められていないこと、又は、契約を解消するのが売主若しくは供給者自身であるのに、売主若しくは供給者によって未だ提供されていないサービスに対して消費者が支払った代金を、売主若しくは供給者が保持しうるものとする。

(g) 重大な理由がある場合は別として、売主又は供給者は、期間の定めのない契約を、合理的な通知なしに終了 ( terminate ) させることができるとすること。

(h) 消費者が別段の意思を表明しない限り、期間の定めのある契約を自動的に延長するとされている場合において、消費者が契約の延長を望まない旨を表明するための期限を不当に早期に設定すること。

(i) 契約締結前に消費者が実際に知る機会を与えられなかった条項が、消費者を変更の余地なく拘束するものとする。

(j) 売主又は供給者が、契約で特定された正当な理由なしに、一方的に契約条項を変更しうるものとする。

(k) 売主又は供給者が、正当な理由なしに、供給されるべき製品又はサービスの性質を

一方的に変更できるものとする。

(l) 物の価格は引渡時に決定されるものとし、あるいは物の売主又はサービスの供給者は価格を引き上げることができるとしておきながら、いずれの場合にも、最終的な価格が契約締結時に合意された価格に比して著しく高い場合にこれに基づいて契約を解約（cancel）する権利を消費者に与えていないこと。

(m) 供給された物又はサービスが契約に適合しているか否かを判定する権利を売主又は供給者に与えること、又は、契約の文言を解釈する排他的権利を売主又は供給者に与えること。

(n) 自己の代理人により行われた約束（commitment）を守るべき売主又は供給者の義務を制限すること、又は、ある一定の形式を踏んでいる場合にのみその約束を守るべきものとする。

(o) 売主又は供給者がその義務を履行しない場合でも、消費者は全ての義務を履行しなければならないとする。

(p) 契約から生じる売主又は供給者の権利義務が譲渡されると消費者にとって保証が減少するような場合において、売主又は供給者に、消費者の同意なしにその権利義務を譲渡する可能性を与えること。

(q) 特に法規の適用に服さない仲裁でのみ紛争解決をすることを消費者に要求し、消費者の利用できる証拠を不当に制限し、又は当該事案に適用できる法によれば契約の相手方にあるとされるところの立証責任を消費者に課すことなどによって、消費者が訴訟を提起し又はその他の法的救済手段を行使する権利を排除又は妨害すること。

## 2 第1条(g)号、(j)号及び(l)号の範囲

(a) 第1条(g)号は、金融サービスの供給者が、正当な理由がある場合に、期限の定めのない契約を通知なしに一方的に終了させる権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。但し、この場合、供給者は、契約の相手方に遅滞なくその旨の通知をしなければならない。

(b) 第1条(j)号は、金融サービスの供給者が、正当な理由がある場合に、消費者が支払う利率又は消費者に対して支払われる利率、若しくは金融サービスに対するその他の手数料の額を通知なしに変更する権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。但し、この場合、供給者は契約の相手方に可能な限り迅速にその旨を通知しなければならず、相手方は即時に自由に契約を解消することができる。

第1条(j)号はまた、売主又は供給者が期限の定めのない契約の条件を一方的に変更する権利を留保する条項の使用を妨げるものではない。但し、この場合、売主又は供給者は消費者に合理的な通知をもって知らせなければならず、消費者は自由に契約を解消することができる。

(c) 第1条(g)号、(j)号及び(l)号は、次のものには適用されない。

流通性のある証券、金融証書及び売主又は供給者が支配しえない株式取引相場若しくは指数又は金融市場の利率の変動に従って価格設定がなされる製品又はサービスの取引  
外国通貨、旅行者小切手又は外国通貨建ての国際為替の購入又は販売の契約

(d) 第1条(l)号は、それが適法であるならば、物価指数条項の使用を妨げるものではない。但し、この場合、価格を変更する方法が明確にされていなければならない。

## イタリア調査報告書

## 第7章 イタリア

### 1. 歴史

イタリアでは、消費者の利益保護を目的とする政策の実施は他の欧州諸国と比べて相当遅れたものであり、90年代に入ってようやく法制化に向けた本格的な取り組みが始まった。特に、消費者団体に期待される役割や位置付けが、90年代に入ってから徐々に拡大し、重みを増してきたことは、以下の一連の立法措置を時系列に従って追うことで理解することができる。

消費者団体に対する訴権の付与は、1986年8月7日の食品に関する詐欺的行為の防止および取締りに係る法律第462号において、初めて言及されている。ここでは、食品に関する詐欺的行為によって消費者が被害を受けた際に、事業者が公訴された場合、消費者団体が刑事裁判所において私訴原告人(*parte civile*)<sup>1</sup>として消費者を代理して権利を行使することが認められている<sup>2</sup>。

この他に関連する消費者保護の動きとしては、1988年の製造物責任法の成立があるが、同法は事業者を対象とした規制法であり、消費者が事業者の行為に対して差止などを求めて積極的に使用できる性格を持つものではなかった。

その後しばらく、消費者の権利保護に関する法令に新たな進展は見られなかったが、1990年10月10日法律第387号によって、市場における競争阻害行為および独占による権利の濫用に対して、団体の差止請求の権利を認め、訴権の行使が認められることになった。

消費者政策をさらに促進させるに当たって、まず重視されたのは、消費者を対象とした情報の提供であった。そのため、1991年4月10日に、「消費者への情報提供に関する基準を定める法<sup>3</sup>」が法律126号として成立した。その後、EUの消費者保護政策に対応させるために公布された様々な法律が、イタリアにおける現在の消費者保護法の枠組みを形成してきたのである。

競争・市場保護法(独占禁止法)の特別法として公布された欺瞞的広告に関する1992年1月25日の議会令74号<sup>4</sup>では、「競争者、消費者、社団および組合は、当局<sup>5</sup>に対して欺瞞的広告の差止を請求できる」という条文(第7条2項)において、社団としての消費者団体の差止請求権を認めている。

この時点までは、消費者団体の定義や要件が法律上明確に定められておらず、その位置付けは極めて曖昧であった。その翌年、商工会議所の役割を再定義する1993年12月29日法

---

<sup>1</sup>フランスにおける民事訴権(*action civile*)と類似する制度である。消費者団体は被害を受けた消費者を代理して損害賠償を加害者に求めることができる。この場合、被害を受けた消費者の氏名は特定されなければならない。私訴権と訳されるときもある。

<sup>2</sup> Anna Bartolini, *I Diritti dei Consumatori e L'Europa*, 2003, p334

<sup>3</sup> Legge No. 126 del 10 Aprile 1991, "Norme per l'informazione del consumatore"

<sup>4</sup> Decreto legislativo 74 del 25 gennaio 1992.

<sup>5</sup> L'Autorita Garante della concorrenza e del mercato - 競争・市場保護委員会

律第 580 号では、消費者団体について初めて要件が設けられた。すなわち、商工会議所の運営委員会(consiglio)メンバーを指定する同法 10 条では、「イタリア国内における活動領域において、顕著な代表性を有すると認められた団体である労働組合および消費者保護団体は運営委員会に代表を指名し、参加する」としており、この「顕著な代表性」という要件は、その後の消費者団体を規定する法令に頻繁に用いられることとなった。もっとも、同法の規定は、団体訴訟に直接関わるものではない。

また、1993 年の消費者契約における不公正契約条項に関する 93 年 EC 指令が採択されたことを受けて、イタリアでは 1994 年 7 月 1 日に民法を改正、新たに 1469 ノ 6 条<sup>6</sup>が挿入され、同条文において、消費者団体は「消費者の利益を害する普通取引約款の不公正条項について、使用差止を求めるために訴権を行使することができる」と定められたが、ここにも、訴権を行使しうる団体の具体的要件に関する定めはない(後述(2)参照)。

1994 年以後、引き続き消費者保護にかかわる法整備は 1996 年の不公正契約規制法の制定等によって発展していったが、1998 年の時点でもまだ、イタリアの消費者の権利をめぐる状況は、EU の水準からみると 10-20 年遅れていると言われていた。長崎大学の吉田教授によると、以下のような状況であった。

『イタリアの消費者の権利をめぐる状況をローマ大学のアルパ教授は、次のように要約している。(1)消費者の権利に関する基本法がない。(2)消費者の権利を保護する制度、機関がない。既存の権限は、各省に分散している。(3)消費者団体の訴訟適格を認める制度の規定がない。(4)消費者の保護のためのこれまでのイニシアティブは、イタリアが欧州経済共同体に参加している結果であり、共同体指令を実現する義務があったからである。(5)消費者の法的、経済的、社会的損害を収集し、利用できるデータバンクが無い<sup>7</sup>。』

その後、1998 年 7 月 2 日に法律第 281 号として、「消費者および使用者の権利に関する規律(Disciplina dei diritti dei consumatori e degli utenti)」という法律が上院を通過して成立し、7 月 30 日に施行された。同法は、消費者の基本的権利および利益を明示的に保障するとともに、それまで曖昧であった消費者の「集団的」権利および消費者団体の権利義務を明確に定めたと言う意味で、非常に画期的である。本報告書では、以下、同法を消費者権利法と略することにする<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> 民法 1469 ノ 6 条「差止訴訟」：消費者団体、職業団体および商工職農会議所は、普通取引約款を使用あるいは推奨する事業者および事業者団体に対して、当該約款条項が本条文の趣旨と照らして濫用的とされる場合、管轄裁判官に差止の請求を行なうことができる。緊急を要する場合、民事訴訟法 669 条 bis 以下に従って、仮差止が認められる。裁判官は、少なくとも 1 紙は全国紙であることを条件に、一つまたは複数の日刊紙に判決の公表を命じることができる。

<sup>7</sup> 吉田省三「消費者法の日伊比較」消費者法ニュース 第 37 号(1998 年)

<sup>8</sup> 生活活動省から出された同法の英訳版では、CNCU-“Consumers Rights Legislation”, CNCU, 2003.とされている。

消費者権利法は、それまで、EUにおける消費者保護に関する指令について、パッチワーク的に対応されていた国内法化の作業を包括的に集約しなおすことも意味していた。同法によって国内法と調和化が図られた EU 指令は、1990 年から 2000 年までに公布された全 10 指令<sup>9</sup>である。同法は、消費者団体に焦点を当て、団体訴権の行使が認められる消費者団体の要件を明確に定めたこと、および、消費者および消費者団体の権利を定義したという点で革新的なことであった。

消費者権利法成立以後、並行して進められていた地方分権の結果を受けて、幾つかの自治体において消費者やユーザーを対象とした保護条例が成立している。

また、消費者権利法は成立後、3 回の改正を経ている。

まず、2000 年 11 月 24 日法律第 340 号によって、消費者評議会 (CNCU) の追加的役割が規定された。

2001 年 4 月 23 日の法律第 224 号では、「消費者利益の保護を目的とする差止請求に関する 98 年 EU 指令」に対応することを目的として、それまで、イタリア国内に限定されていた国レベルの消費者団体の差止訴権を、EU 域内における国境を越える訴訟についても可能とする旨定め、認定消費者団体の EU リストへの掲載に関する条文が消費者権利法に追加された。具体的には、法律第 224 号において、消費者権利法第 1 条 2 項に追加された 2-bis 項で消費者権利法の適用対象を 98 年 EU 指令に対応させることを宣言し、第 3 条 1 項に追加された 1-bis 項では、EU 官報のリストに掲載された EU メンバー国の消費者団体のイタリア国内における訴権を認め、第 5 条 5 項に追加された 5-bis 項で、イタリアの適格団体につき EU に通知を行なう機関を生活活動省とする旨定められた。

また、2002 年 3 月 1 日法律第 39 号によって、事業者の判決への違反に対する罰則規定に関する条文(第 3 条 5-bis 項)が追加された。

現在、消費者団体に損害賠償請求権を付与するかどうか、CNCU では議論が進んでいるところであり、INC の法務担当も消費者団体に損害賠償請求権を付与する草案の策定に参画しているとのことである。

生活活動省によれば、2003 年度より、それまでの消費者保護に関する法令を改めて集約し、法典化する作業が着手されており、イタリアにおける消費者保護に関する法的枠組みは現在も発展途上にある。

## 2. 現行法制度

---

<sup>9</sup> 比較広告を含む欺瞞的公告に関する EC 指令 84/450/EEC、 営業所外で交渉して契約を締結した場合について消費者を保護することを目的とする指令 85/577/EEC、 消費者信用に関する指令 87/102/EEC、 テレビ販売に関する指令 89/552/EEC、 パック旅行に関する指令 90/314/EEC、 医薬品公告に関する指令 92/28/EEC、 不当取引約款に関する指令 92/28/EEC、 タイムシェアリング契約に関する指令 94/47/EC、 遠隔販売契約に関する指令 94/47/EC、 消費財の販売および保障に関する指令 1999/44/EC。

#### ( 1 ) 民法 1468 ノ 6 条に基づく差止訴権

1993 年の消費者契約における不公正契約条項に関する 93 年 EC 指令が採択されたことを受けて、イタリアでは国内法化の作業が 1994 年に実施された。同指令に基づいて、1994 年 7 月 1 日に民法が改正され、新たに 1469 ノ 6 条が挿入された。同条文において、消費者団体は「消費者の利益を害する普通取引約款の不公正条項について、使用差止を求めるために訴権を行使することができる」としている。

しかし、この段階では、どのような団体が原告適格を有する消費者団体と認められるかについての要件規定は存在しなかった。従って、消費者団体は、原告適格を認められるために、その都度、裁判所の裁量による審査を受けることが必要とされた。その後、民法 1468 ノ 6 条にもとづく訴権行使における消費者団体の要件は、消費者権利法の定める規定に準ずることになった<sup>10</sup>。

民法 1468 ノ 6 条に基づく差止訴訟において、消費者団体が勝訴した場合、裁判所は必要と認めた場合、職権にもとづいて、あるいは消費者団体の要請によって、一つ、または複数の新聞に判決の公表を命ずることができるとされている。複数の媒体への公表が命じられた場合、そのうちの少なくとも一つは全国紙でなければならない、とされている。

#### ( 2 ) 消費者権利法に基づく訴権<sup>11</sup>

イタリア国内における消費者保護に関する消費者団体の訴権は、消費者権利法に基づいて与えられる。

消費者権利法において、生活活動省に国レベルの団体として承認された消費者団体は全て、消費者を代表して訴権を有することが確認された点が重要である。同法は全 8 条で構成され、最初の 2 条は消費者の権利について、後の 6 条は消費者団体について、また消費者団体の活動とされるべき活動について述べている。そのため、現在では消費者の法律ではなく、消費者団体の法律と呼ばれることもある。同法は、消費者団体の適格性要件を改めて詳細に定めるものであった。

消費者権利法第 5 条 1 項において、適格団体には、下記を目的とする集団的利益を擁護する活動が法的に認められている。これは、98 年 EU 指令に基づく団体リストに登録されている他国の団体にも適用される。

- a) 消費者の利益を侵害する活動や行為を防止すること
- b) 当該の侵害の不利な影響を正し、もしくは取り除くために必要な手段を講じること
- c) 対策の公表が、該当する侵害の影響を正しもしくは除去することに寄与する可能性がある場合、一つないしは複数の全国紙もしくは地方日刊紙において対策の公表を命令すること

<sup>10</sup> INC、Donna 弁護士への電話による問い合わせの回答にもとづく。

<sup>11</sup> 法律 281/98 施行にあたっての産業省が作成した注釈

前述の a)における消費者の権利を侵害する活動や行為について、消費者権利法では定義していない。基本的に、それまでに制定されてきた不当約款条項に関する差止、競争法に基づく欺瞞的広告の差止、その他、消費者の権利を侵害していることが立証できる全ての活動や行為について、消費者団体は防止措置あるいは差止請求を行なうことができる（INC）。

現行制度では、消費者団体の訴権は差止訴権に限定されており、損害賠償請求は認められていない。ただし、現在、生産活動省では消費者団体に損害賠償請求権を与える法律を検討している。

同法は、イタリアで最初の消費者団体の包括的な法的枠組みになる。第5条の2項では、適格団体であるための要件が明記されている(具体的な要件については後述(3)参照)。

この他にも、地方分権政策に従って、消費者権利法に準ずる条例が各州・県において施行されている。これら条例においては、各州・県レベルの消費者団体に対して、消費者権利法の第3条1項のように、消費者の利益を侵害する活動や行為に対して明確に訴権を認める条文は存在しない。

#### 1) 適格団体の要件

イタリアにおける国レベルの適格団体の要件は、消費者権利法第5条「全国規模で活動している消費者団体リスト」で規定されており、手続きの詳細については、「1999年1月20日省令20号、国レベルの消費者および使用者を代表する団体として登録するための基準を定める規則<sup>12</sup> (以下、消費者団体登録規則とする)」（添付資料2.）に定められている。

消費者権利法第5条に定められている要件は、次の通りである。

3年以上の活動実績（第2項a号、e号）

民主的に運営され、消費者と利用者の権利保護のみを目的とし、非営利で活動することを定めた定款を有すること（第2項a号）

メンバーリストの保管（毎年更新され、公認目的のために団体に直接支払われる金額の総額の証拠となるものである）（第2項b号）

少なくとも全国の人口各1,000人当たりの会員が0.5人、また少なくとも5つの地域もしくは自治州の領域に存在し、これらの地域の居住者各1,000人当たりの会員が0.2人いる団体であること（イタリア人口は現在5800万人のため、全国で約3万人規模が必要となり、これは消費者団体の側からみると、大変多

---

<sup>12</sup> Decreto ministeriale 20 del 19.01.1999, Regolamento recante norme per l'iscrizione nell'elenco delle associazioni dei consumatori e degli utenti rappresentative a livello nazionale. 1999年1月20日省令20号、国レベルの消費者および使用者を代表する団体として登録するための基準を定める規則。

い数字である。)(第2項c号)

会計規則に則った、会費収入、会計維持のための支払額の表示を含む収支内容を記録している資産報告書の1年に1度の提出(第2項d号)

法律上の代表者が同一の組織の活動に関連して有罪とされたり審理されたりしておらず、また、いかなる種類の製品もしくはサービス事業の企業家や役員としての資格を譲渡されていないこと(第2項f号)

第3者によって生産された商品、提供されたサービスのための一切の販売促進広告、商業広告を行っていないこと。また製造・販売に関わる企業との一切の利害関係を持っていないこと(第3項)

同法において最も批判されている点は、第5条第2項c号における代表性を証明するための人数要件であった。人口の1000分の0.5の参加者(およそ3万5千人)という構成員数が多すぎると言われている。イタリアの場合、労働組合以外は団体を組織するという文化的土壌が希薄であるためと言われている。

なお、適格団体の要件として法人格が必要であるかという点に関しては、消費者権利法の第5条および同条施行細則である消費者団体登録規則によるかぎり、国家レベルの消費者団体の認定基準としては、明示的には法人格は要求されていない<sup>13</sup>。しかし、登録申請にあたって要求される書類には、公証人によって認証された定款および規約の提出、申請時から起算して3年間存続している信頼できる証明書など、本来、法人格を有している社団が備えているべき書類が含まれており、事実上、法人格が求められていると考えられる。

UNCのDonna弁護士によると、法人格を持たない社団が裁判を提起する場合は団体を代表する個人が裁判を提起する必要があるため、消費者権利法が認める「消費者団体」として消費者を代表する訴訟をすることは事実上不可能であるから、現実問題として法人格の無い消費者団体は考えられないとされる。また、実際に、現在、国レベルで認定されているCNCUメンバーの消費者団体は、全て法人格を有している。

ただし、2000年2月の大統領令361号「民間法人の法人格認定権限の分権化および簡素化令」によって、各州が消費者団体としての認定基準を設置することになり<sup>14</sup>、

---

<sup>13</sup>イタリアでは社団には以下の種類がある。

法人格を持つ社団(Associazioni)

法人格を持たない社団(Associazioni non riconosciute-権利能力無き社団に該当)。

の場合、民間法人(民法12条)として、民法1350条9項に基づいて、社団設立の定款(民法16条に基づく)を作成し、公証人の認証を受けたものを住所地の自治体(prefettura)に登記(民法33条)することによって法人格を得る。

の場合は民法36条~42条に基づいて設立、運営される集団、または社団法人となれるが手続き未了、あるいは未登記の集団ということになる。この場合、法的な代表者は、総会で任命され、公証人によって認証された代表者個人となる。)

<sup>14</sup> 2004年1月時点では、全部で14州・県において、地方レベルの「消費者及び利用者の権利に関する規律」という条例が成立している。一番、古いものでは、98年の消費者権利法成

州別に条件が定められることになったため、州レベルでの消費者団体の認定を受ける場合は、異なった条件があり得る。少なくとも、アブルッツォ州では消費者団体として州レベルの認定を得るためには、法人格のある団体であることが前提となっている。

しかし、州・県における条例においては、98年消費者権利法の第3条のように国レベルの消費者団体の訴権を明確に認める条文はなく、地方レベルで認定された消費者団体に原告適格を認めるかどうかは明示されていない。消費者権利法第3条第1項a号にある「消費者の利益を侵害する行為」について、同法第5条に基づいて認定された「国レベルの消費者団体」に差止訴権が与えられるとすると、地方レベルの消費者団体に原告適格が認められないと考えられなくはない。INCとのヒアリングによれば、不公正契約条項に関する民法1468ノ6条に基づく訴権行使が認められる消費者団体の要件は、98年消費者権利法に準ずるとのことだが、条文上は、訴権行使ができる消費者団体を国レベルの消費者団体とは限定していない。

## 2) 判決の効力

判決の効力が及ぶ主観的な範囲は、民事訴訟法に基づいて、訴訟当事者に限定される。判決の援用制度は特に設けられていない。

消費者団体が、消費者権利法第3条第1項に基づいて訴訟を提起し、裁判所から判決が下された場合、それに従わない事業者に対する罰則規定は、2002年3月1日の法律39号によって、消費者権利法第5-bis条として挿入されている。事業者が判決に従わない場合、消費者団体からの請求に基づいて、裁判所はその違反の深刻度に応じて、1日当たり、516ユーロから1032ユーロの罰金を課することができる。この罰金は、財務省が設けた国庫の特別基金に組み入れられ、生活活動省が消費者の利益に資する活動を実施するための予算の一部とされる。

## 3) 複数の団体による同時提訴の可否

複数の消費者団体が、同一の事業者かつ同一の事件において、同時に訴訟を提起することは可能である。また、ある消費者団体が敗訴した事例につき、別の消費者団体が再度提訴することも理論上は可能であるが、訴権行使を行なう全国レベルの消費者団体はCNCUにおいて横の連絡や連携体制を持っているため、このような事例は存在しないとのことである。

## 4) 判決の公表

一般的に、判決は、裁判所の判例として公開される。

消費者権利法第3条1項c号では、消費者及び利用者団体は、「該当する侵害の影

---

立以前にピエモンテ州で成立した「消費者権利規律」という条例がある。

響を正す、もしくは除去することに寄与する可能性がある場合、一つないしは複数の全国紙もしくは地方日刊紙に、是正対策の公表を命令する」ことを管轄裁判所に請求することができる、と定めている。ここでは、判決そのものの公表とはしておらず、是正措置に関する公表が可能とされている。

また、普通取引約款における不公正条項の差止訴権に関する民法 1469 ノ 6 条によれば、「裁判所は判決を一つまたは複数の新聞に公表することを命じることができる」としており、このうち、「少なくとも一紙は全国紙であること」を規定している。従って、消費者団体が勝訴した場合には、同団体の請求に基づき、又は、裁判所の裁量によって、判決の公表が認められる可能性がある。

## 5) 事前協議

消費者権利法では、消費者団体が事業者を相手に訴権を行使する前に、消費者に被害を与える行為を停止するために事前に 2 種類の試みを定めている。一つは、直接事業者に対して当該行為の差止を求める方法と、もう一つは商工職農会議所の調停手続きを経る方法である。前者は、訴権行使を行なうに当たって、訴訟提起の要件として義務づけられており、後者は任意の調停手続きである。実際には、後者の調停手続きは余り使われていないとのことである<sup>15</sup>。

### 事業者に対する差止要求

消費者権利法第 3 条第 5 項によれば、消費者団体は、同条第 1 項に定める訴権を行使するにあたって、事業者に対して、配達証明付きの書留郵便にて、消費者を害する行為の差止要求を文書にて行なわなければならない。同文書が配達されてから 15 日が経過しなければ、所轄判事に訴訟を提起する権利は発生しない。消費者団体は、この 15 日間以内に、事業者と交渉し、不正行為の差止について、協議をすることができる。INC によれば、大抵のケースではこの段階で事業者との合意に達し、不正行為を止めさせることができるとのことである。

### 商工職農会議所<sup>16</sup>の調停手続き

消費者権利法第 3 条 2 項には、「法廷で法的手段を講じる前に、1993 年 11 月 29 日法律第 580 号の第 2 条の第 4 項に定める管轄の商工職農会議所において、調停手続きを試みることができる。その手続きは、全ての場合において 60 日以内に終了する」という規定がある。

当事者および商工職農会議所の代表が署名した調停調書は、調停手続きが行われた

---

<sup>15</sup> CNCU ヒアリングより。

<sup>16</sup> 商工職農会議所は、1993 年 12 月 29 日付け法律 580 条の各規定に基づいて、商工業省の省令によって各県あるいは州に設置される職能横断的な団体である。基本的に、設置された地域の産業構造によって活動内容は異なるが、同地域における全ての産業分野の事業者が会員として登録できる。

住所地の法務裁判官書記局へ認定のために提出され、裁判官が確認した場合、強制執行が可能である。

調停によって合意された義務を完全に果たさなかった場合、裁判官は、執行令状に基づき、または、訴訟を提起した消費者団体の要求に応じて、その義務違反の深刻度に照らし、延滞に対し1日あたり516ユーロ～1032ユーロの金額の支払いを命じることができる。この金額は政府会計に関する大蔵省の法令により、生産活動省の予算の基金へと譲与されるとともに、消費者に有益な事業に補助金を付与するために支払われる（消費者権利法第3条5-bis項）。

ただし、多くの企業は、消費者団体から指摘があった時点で行動を改めるため、訴訟にいたる案件は少なく、商工職農会議所における調停手続きも実際にはほとんど利用されていない。

#### 6) 管轄、訴訟費用

裁判管轄の定めは、消費者権利法に特に定めはなく、民事訴訟法の一般原則に従うとされる。基本的には、被告の住所地における裁判所が管轄するが、不法行為の行なわれた場所で訴訟が提起されることも可能である。

イタリアで活発に団体訴権を行使している銀行・金融・保険および郵便サービス利用者協会（ADUSBEF）は、裁判官がその地方の政治勢力との癒着があったケースで、被告の住所地ではなく、不法行為の行なわれた地域の裁判所に訴訟を提起したことを例としてあげている。

民事訴訟における弁護士費用は、原則として敗訴者が負担することになっている。消費者団体による訴訟の場合、イタリア弁護士会では、弁護士は、法定された弁護士報酬の最低額を適用するという合意がある。

### 3. 制度の背景

イタリアでは、欧州の中でも消費者保護法制の整備は遅れていたが、EU指令が外圧となり、法制化が進んできた。

イタリアにおける消費者保護政策の中で、消費者の集団的利益を代表することが消費者団体に長期にわたって認められなかった背景には、イタリア特有の社会的・制度的背景がある。同国における殆どの消費者保護団体は、労働組合を母体として発展してきたものである。労働組合が非常に強い影響力を持っていた時代には、労働組合が消費者の保護という機能を掲げて企業の活動を阻害することに対する企業側の警戒心は強いものであった。消費者権利法（5条2項a号）で、消費者の集団的利益を代弁して訴権を行使できる団体は、「その目的が唯一、消費者を保護するために創設されたことが定款に明記されていなければならない」と定められていることには、それ以外の目的を持った団体が消費者の保護と言う名目のもとに訴権を濫用することを防止するという意図もあったようである。

同国における消費者保護政策の概要は、EUの消費者保護政策にほぼ追随したものであるといっても過言ではない。特に1993年から1995年にかけて政府の政策として策定された消費者保護に関する第二次アクションプランは、EUの方針を踏襲し、国内法化を図っていくものであった。

その後、1997年7月に商工業省(MICA)<sup>17</sup>の再編の一環として、市場調和保護総局<sup>18</sup>が設置された。同総局は、指定された組織編成の枠組みの中で、1998年度の活動プログラムを策定し、その中に以下の三つの役割を定めている。

市場の監視 - 消費財、石油および水道供給料金の継続的な価格のモニタリングを担う物価指数監視。

消費者保護 - 商品およびサービス、消費者への情報提供、普通取引約款、消費者の司法へのアクセスに係る規制およびモニタリングに関する法案策定の準備および調査、研究等を担う。市場調和保護総局が政策当局から指示され、1998年に実施することになった業務は、上記の事項について、欧州連合(EU)および商工省の諮問機関である「消費者・利用者団体専門家会議<sup>19</sup>」との密接な協力の下に推進され、消費者保護に関する消費者権利法の成立をもたらした。

製造物 - 主に製造物の規格および安全性チェックと、測定機器に関する法的基準についての業務。

消費者権利法が成立する前は、消費者は自己の権利が侵害され、損害を被った後でなければ訴訟の提起はできず、経済的にはるかに力が強く、体制が整った主体に対して、食品などの特定の分野を除いて、個人訴訟という形で裁判に訴えるしか権利保護の手段は与えられなかった。

また、消費者団体にとっては、各種法令において、消費者団体の定義が存在しないこと、原告適格の要件が定められていなかったことから、訴権行使に当たって、煩雑な手続きが求められることが問題であった。消費者団体が合法的に法廷へ出訴するには、消費者の代表であることを証明するために、膨大な量の書類を裁判所へ提示し、裁判所の審査を通して、原告として適格であることを証明しなければならなかった。

左派政権の商工大臣の提案により、消費者権利法によって、消費者・利用者の基本法が施行され、包括的な消費者保護の枠組みが規定された。同法の第1条1項において、初めて消費者の集団的権利および消費者団体の承認と保障が明記され、第3条において消費者団体の訴訟適格が、第5条において適格団体の要件が定められた。

尚、消費者利益の保護を目的とする差止請求に関する98年EU指令に対応するため、2002年4月23日法律第224号によって消費者権利法が改正され、それまで、国内に限定されて

---

<sup>17</sup> Ministero per l'Industria, il Commercio e L'Artigianato

<sup>18</sup> Directorate General for Harmonization and Protection of the Market

<sup>19</sup> Council of Consumers and Users (Consulta dei Consumatori e degli utenti)。その後、同会議は、消費者権利法の成立と共に CNCU として機能している。

いた国レベルの認定消費者団体の訴権の範囲が EU 地域全体へ拡大された。改正された消費者権利法によって、適格な消費者団体のリストが生活活動省に設置され、同省が消費者団体の適格審査、登録およびリストを管理することになった。同法によって、消費者の諮問機関が消費者全国会議（CNCU）として創設された。この会議はイタリアにおける認定された全国レベルの各団体の一人がそれぞれ代表者となって参加し、運営されている。

このように、イタリアにおける消費者団体の訴訟制度導入の最も大きな要因は、EU における消費者政策の強化であり、98 年 EU 指令によって、消費者団体の訴権の国内法化が求められたことにある。また、同国においても、ヨーロッパ統一市場の影響を受け、消費者団体保護の調和（ハーモナイゼーション）の必要性が高まってきたことがある。

#### 4. 登録制度の運用の実情

国レベルの消費者団体の登録制度は、消費者権利法第 5 条に定められている。国レベルの消費者団体の登録およびリストの管理は、生活活動省が行う<sup>20</sup>ことになっている。

国レベルの消費者団体として登録されるには、民法上の規定に従って公証人によって設立定款を公証された消費者保護のみを目的とする非営利団体として設立された組織であり、消費者権利法第 5 条に定められた適格要件を満たし、消費者団体登録規則に定められた手続きに従って登録をすることが求められる。

団体の登録において、特に代表性要件のチェックは、団体が提出する名簿に従って実施される。生活活動省では、団体からの申請書類が全て整っている場合、書類の受領日から起算して 60 日以内に審査を終了しなければならない。生活活動省が追加書類を必要とした場合、審査期間は追加書類を受領した日からさらに 60 日間、1 回のみ延長できる。生活活動省は、審査終了後、15 日以内に申請団体に結果を通知し、適格認定された場合は官報にその旨、掲載される（消費者団体登録規則第 3 条）。CNCU によれば、新しく設立された団体の場合、3 年以上の活動実績という条件を満たす必要があるため、適格認定を受ける場合には最短でも 3 年以上待たなくてはならない。ただし、CNCU が発足する前に設置された消費者・利用者団体専門家会議に参加していた消費者団体は、書類の提示により、ほぼ自動的に国レベルの団体として登録された模様である。登録に当たって、有効期限は特に設けられていない。CNCU によれば、登録申請が却下されたことはまだ一度もないが、却下された場合は、一般の行政不服裁判の手続きに従って、不服申立てをすることができる、とのことである。

団体のメンバーおよび各構成員から団体の目的に従って支払われる会費を明記した名簿は毎年更新され、必要に応じて当局の閲覧に供さなければならない。また、団体に課される会計基準に則って、会費収入および帳簿を整備し、収入と支出を明示した財務諸表を毎年提出する義務が課されている。登録団体に関して、毎年行なわれるチェックは厳密なもの

---

<sup>20</sup> 消費者権利法第 5 条 1 項

ではなく、CNCU への参加および商工省担当官による団体の出版物やインターネットのウェブサイトチェックによって、実際の活動チェックが行なわれる程度である。

商工省は、団体の登録リストを年に1度更新することが義務づけられている<sup>21</sup>。

## 5. 訴権行使を行う消費者団体の実情

### (1) イタリアの消費者団体の状況

イタリアの消費者団体は、主に労働組合を母体に発生したものが多く、特に、90年代には、労働組合の社会的な力が弱る一方で、EUの政策として消費者団体の力が強化されていったため、企業に対する影響力を求めて、労組から消費者団体に人材が移った。その結果、各政治勢力、労組などが独自の団体を創設したため、多くの団体に分かれている。

しかし、労働組合系、独立系を問わず、消費者団体のメンバーの活動は一部の熱心なボランティアによって支えられている。イタリアでは、家族としての結びつき以外に、集団のメンバーとして活動をするという風土が希薄であるため、問題を抱えた消費者は、それが解決されてもサポートした団体には留まらない。UNCの場合、5万人の構成員のうち、常に活動しているものは1万5千人程度ということであり、メンバーの大部分は余り活発ではない。団体の年会費は20から50ユーロというところである。

国レベルの消費者団体には、CNCU内には大手消費者団体3者を中心とした三グループがあるが、中立の立場にある1グループと、対立する2グループが活動している。2つの消費者団体の主たる方針は、一方は消費者の問題に日々着手し、告発することをよしとするもの、もう一方は話し合いによる合意を好む団体である。

なお、労働組合を背景に持たない消費者団体は資金繰りが苦しい。

### (2) 全国レベルの認定団体概要

2004年1月の時点で登録されている国レベルの団体は以下の14団体である。

登録している14団体は、何れも団体訴訟を起こしている。

消費者利用者協会-ACU(Associazione Consumatori Utenti-Onlus)

1984年に設立され、会員数は11万2千人である。

消費者環境保護協会-ADICONSUM(Associazione Difesa Consumatori e Ambiente)

1987年に設立され、会員数は6万4千人である。労働組合の支援により運営されており、常勤職員は35人、パート職員は105人抱えている。この他にもボランティアが100人程度、活動している。

消費者防衛指導協会-ADOC(Associazione Difesa Orientamento Consumatori)

---

<sup>21</sup> 消費者権利法第5条4項

1988年に設立され、会員数は3万2千人である。労働組合の支援によって運営されており、全県庁所在地に専門家を配置し、消費者への情報提供、調停・仲裁を提供している。

銀行・金融・保険および郵便サービス利用者協会-ADUSBEP(Associazione Difesa Utenti Servizio Banca e Finanzas)

選択する消費者委員会-ALTROCONSUMO(Comitato Consumatori Altroconsumo)

1973年に消費者防衛委員会として設立された。情報誌として Altroconsumo (消費の選択)を発行しており、商品テストやサービスの調査研究を行ない、消費者に情報提供をしている。

消費者利用者保護センター-(Centro Tutela Consumatori Utenti)

1993年にポルツァーノに設立され、会員数は250人である。ポルツァーノ自治県の人口の1000分の0.5を満たすと言う要件で認められた。

活動的市民-CITTADINANZATTIVA

1978年にローマを本拠地として設立され、会員数は3万5千人である。市民参加の促進と啓蒙を通して、消費者教育活動に力を入れている。

環境保護・利用者消費者の権利防衛協会調整組織-CODACONS(Coordinamento delle Associazioni per la tutela dell'ambiente e per la difesa dei diritti degli utenti e consumatori)

1986年にローマに設立された。会員数は3万4千人である。

消費者連盟-CONFCONSUMATORI(Confederazione Consumatori)

1976年に設立され、会員数は3万人である。パルマに本部があり、常勤職員は2名。その他はボランティアによる活動が支えている。

消費者利用者全国連合-FEDERCONSUMATORI(Federazione Nazionale di Consumatori e Utenti)

1988年に設立された。会員数は3万8千人であり、労働組合の支援によって運営されている。

消費者同盟-Lega Consumatori

ミラノに本部があり、会員数は4万2千人である。イタリア・キリスト教労働者教会による支援で運営されており、物価調査などを実施している。

消費者運動-Movimento Consumatori

1985年にミラノを本拠地として設立され、会員数は3万8千人である。市民と専門家の協力によって消費者相談活動を行なっている。

市民防衛運動-(Movimento di Difesa del Citadino)

1987年にローマを本拠地として設立され、会員数は3万1千人である。

消費者全国ユニオン-UNC(Unione Nazionale Consumatori)

1955年にローマにて設立。会員数は4万人である。活発な訴権行使をしていることから、以下にその活動について詳述する。

設立時期：1955年（イタリアで最も古い消費者団体）

目的：中立的な立場から、全国レベルで、消費のあらゆる分野について、(1)消費者とサービス利用者の教育、情報提供と保護、不当行為に対する訴権行使、調査の実施を行う。(2)消費製品が法的基準や標準、消費者や利用者のニーズを満たしているかを確認するために、分析と比較テストに関する情報を編集し発行する。(3)公的サービスの価格や費用の拘束と戦う。

活動内容：月刊情報誌の発行（年155ユーロ）

月刊誌購読者を団体の会員とし、現在、5万人。

消費者問題に関する科学的で、情報量が多く、教育的な出版物の発行  
相談・アドバイス（法律相談を含む）、生産者、流通、行政などとの交渉を進めると共に、それらの機関に提言・コンサルティング活動を行う。

人的基盤：本部（ローマ）のスタッフは30人。全国に17オフィスあり、各オフィスは1人～10人未満の規模。スタッフはボランティアが大半であり、若いジャーナリスト志望者や弁護士、退職者が多い。

法律人材：本部に法律部門があり、弁護士10人がスタッフになっている。

イタリアでは弁護士になるには、2年間の実地経験研修が必要とされているが、UNCは活動に社会的存在感があり、現場の問題を扱う中立的な機関として人気がある。

なお、法律部門は、弁護士法によって有料の法的サービスを行うことが禁じられているため、ボランティア業務に限られ、訴訟の際は外部の事務所の弁護士と組んで行う。

財政基盤：年間10万ユーロの予算で、中心は会費である。その他に、出版物販売、EUと政府からのプロジェクト受託（約15%）がある。

法的基盤：民法で規定された非営利法人

### （3）団体訴訟に関わる事件数、主な事件の例

消費者保護にかかわる消費者団体訴訟について、公式な統計が公表されていないため、不明である。全国レベルの消費者団体の場合、団体によって差異はあるものの、年間一件から三件程度と言われている。殆どの場合、事業者との交渉、あるいは商工会議所による仲裁によって解決されるため、訴訟件数は少ない。

特に訴権行使を活発に行なっているADUSBEFが係った事案には、以下のような例がある。

ローマ市はユニオンパークという会社に、路上駐車場の管理を任せており、Double

Parking と呼ばれていた。同社は市内駐車場の管理および取締りを委ねられており、一度違反をした消費者は、国と、同社両方に罰金を払わねばならなかった。この二重払いについて、ADUSBEF は消費者権利法 3 条に基づいてローマ市に対する差止に成功し、4000 人に上る消費者を救済した。

また、ADUSBEF 傘下の団体は、FIAT の事件の際に消費者権利法に基づいて、Lancia Dedra という車を市場から撤去した。1992 年に生産された同モデルの車の後部エンジンで燃焼された排気ガスが車の内部に逆流するという危険な欠陥が見つかった。これに対して、FIAT は当初、リコールに応じなかったが、最終的には全車をリコールし、市場から 1992 年に生産されたモデルを引き上げた。

イタリアの裁判制度は非効率と言われており、高いコストと判決までの期間が長いことで知られており、国民を裁判所から遠ざける要因として批判されている。このような背景の元、同国では訴権行使よりも裁判外の交渉が主流とされている。

#### (4) 解決に要する時間

一般的に民事訴訟における解決に要する時間は、第一審で 1 年から 3 年と言われてい  
る。控訴審、法律審まで行く場合は、さらに数年かかると言われる。

#### (5) 消費者団体に対する支援

消費者保護活動に対する行政の財政的支援

##### a. 特定プロジェクトに対する支援

制度として、消費者団体に対して特別に設けられた補助金はない。ただし、消費者  
団体が消費者の保護、あるいは啓蒙を目的としたプロジェクトを実施する場合は、  
生活活動省の特別基金からプロジェクト補助金が支給される。労働組合を背景に持  
たない消費者団体は資金繰りが苦しいようである<sup>22</sup>が、適格認定を受けることで、  
様々なプロジェクトへの補助金および出版活動への優遇措置が享受できる。UNC の  
場合、年間 4 ~ 10 プロジェクトを実施している。生活活動省の特別基金は、消費  
者権利法第 3 条 5-bis 項に基づいて創設されたものであり、カルテル法の違反によっ  
て企業が支払う罰金および事業者が判決に従わなかった場合に課される罰金等がブ  
ールされたもので、同財源は消費者の保護を目的とした活動に使用が限定されてい  
る点が特徴的である。

##### b. 出版法に基づく優遇措置

この他の優遇措置として、消費者権利法第 6 条では、消費者団体の出版活動に対す  
る優遇措置が規定されており、出版法の適用による優遇金利による貸付と税額控除  
が認められることになっている。出版社および出版部門に関する優遇措置に関する

---

<sup>22</sup> UNC ヒアリングより。

1981年8月5日法律416号によると、同部門に対する優遇措置および補助金は、消費者権利法第5条に規定される登録消費者保護団体の出版および広報活動にも拡大適用される。

#### 訴訟活動に対する行政の支援

消費者団体による訴訟活動そのものに対する行政の支援は存在しない。

#### (6) 濫訴を防止するための法的システム

イタリアには、不当な目的による訴訟を禁じるような直接的な規定はない。

明らかな不当訴訟については、名誉毀損や不法行為の一般法理により、相手方からの訴えられる可能性がある。

現在のところ、濫訴という問題は生じていない。消費者団体に訴権が与えられてから、それほど時間が経っていないということと、イタリアにおける民事訴訟の非効率を理由として、大抵は事前の交渉で解決させることが好まれる。また、消費者団体に損害賠償請求権が与えられていないことも大きな要因と考えられる。

イタリアでは、民事訴訟におけるコストが高く、裁判期間が長いことから、司法制度全般が批判されているが、このような特徴も消費者訴訟に関して濫訴が少ない要因となっている。消費者団体は、社会に相当のインパクトがない場合は、訴権行使よりも事業者との交渉で解決を図るケースが多いようである。

#### (7) 訴権行使の実情に対する各当事者の認識

##### 行政<sup>23</sup>の意識

CNCU 事務局によれば、消費者団体の訴権行使は望ましい制度と考えられている。しかし、現行の消費者団体の訴訟という手段は、全国レベルの消費者団体の多くが労働組合を背景に発展してきていることから、社会に対する存在感の誇示と捉えられている側面もある。

現在、CNCU は、消費者行政に関する検討会を開催し、政策づくりの段階から消費者団体の参加を求めており、消費者団体と様々なチャネルを持つようになっている。そのため、法制度の整備における意見徴集、行政のあり方に関しても幅広く消費者団体が参画するようになっている。また、訴訟以外にも行政からの改善命令が事業者に指導されることもあるため、必ずしも訴権行使は必要とされない。

消費者団体がコストや時間のかかる訴訟を選ぶ際には、マスコミを通して社会に問題を認知させたり、自らの存在をアピールするという事情もあるようである。

---

<sup>23</sup> CNCU ヒアリングより

#### 消費者団体<sup>24</sup>の意識

現在の制度で消費者団体が最も評価している重要な点は、裁判所で毎回、原告適格を証明する必要がないことである。

次に、国レベルの消費者団体は、生活活動省の管轄にある CNCU において代表権が与えられ、意見を反映できることが非常に意義深いと評価されている。消費者政策に何らかの議論があるとして、CNCU でそれぞれ異なった意見を提示し、コンセンサスを得ることができる。また、適格認定を受けることで、様々なプロジェクトへの補助金および出版活動への優遇措置が享受できる。

訴権の行使に関しては、積極的に訴権の行使を行なうとする団体と、できる限り、話し合いで解決を図り、訴権行使を最後の手段と考える団体がある。これ以外にも、どちらにも属さず、事案によって臨機応変に対応するという中立的な団体も存在する。

米国のクラス・アクション制度をイタリアの制度の中に組み込むことは困難である、との意識はある程度、共通しているようである。しかし、現行の制度を考えると、消費者団体へ損害賠償請求権は与えるべきであり、立法措置を期待している、という意見が多い。

#### 事業者<sup>25</sup>の意識

イタリア全土の商工業・職人および職業専門家を代表するイタリア産業総連盟（CONFINDUSTRIA）によれば、世界的なコーポレート・ガバナンスの潮流の中で、イタリアの企業にも CSR（企業の社会的責任）の考え方が大企業から徐々に産業界全体に広がってきており、その中で、企業が消費者保護に対して責任を持つべきであるという意識も一般化している。消費者団体は、消費者の利益を代表する存在であり、商品テストの情報なども有用である。そのため、事業者にとっても、消費者団体による消費者の利益を守るための団体訴訟は、必要な制度だと認識されている。

団体訴訟は銀行や保険会社、ガス・電話・鉄道などの公営企業といった大企業を対象に行われている。公営企業の意識改革や業務改善に貢献している面があるようである。また、消費者団体は社会的インパクトを重視しており、訴訟という様々なコストを伴う手段を中小企業相手に行うことは難しいと考えており、団体訴訟制度の存在が中小企業に負担を拡大することにはならないと考えている。現在の枠組みを基に導入が検討されている損害賠償請求制度（イタリア型クラスアクション）も、大企業相手のものになると想定される。

ただし、アメリカ型のクラスアクションの導入に関しては、産業界は非常に大きな懸念を持っている。この場合、産業界は明らかに反対するであろう。原告側が相手を選ばなくなることに加え、企業にとって金銭的な負担は大きくなると考えられるから

---

<sup>24</sup> ADUSBEF および UNC ヒアリングより。

<sup>25</sup> COFINDUSTRIA ヒアリングより

である。

消費者団体が広く一般の消費者の利益を代表して活動することが重要と考えられている。

## 添付資料

1. 消費者及び使用者の権利に関する規律  
UFJ 総合研究所 仮訳
2. 国レベルの消費者及び使用者を代表する  
団体として登録するための基準を定める規則  
UFJ 総合研究所 仮訳

1998年7月30日付け法律281号  
“消費者及び使用者の権利に関する規律”

1998年8月14日付け官報189号掲載

(2000年11月24日付け法律340号-2000年11月24日付け官報275掲載-2001年4月23日議令224号-2001年6月15日付け官報137号掲載 - 2002年3月1日付け法律39号第11条-2002年3月26日付け官報72号増補版掲載 -  
により改正)

(UFJ総合研究所仮訳)

**第1条**

本法律の目的及び範囲

1. 欧州共同体の設立協定及び欧州連合に関する協定並びにこれら欧州共同体法規における原則に従い、本法は消費者の個人的・集团的権利を認め、その国内及び地域における保護を集团的または団体的形態においても促進し、その目的を追求することを目的とした事業を消費者及び利用者団体と公共行政との関係を規定することも含めて推奨する。

2. 消費者及び利用者は、以下の基本的権利が認められる：

- a) 健康の保障
- b) 製品およびサービスの安全並びに質
- d) 適切な情報及び公正な広告
- d) 消費に係る教育
- e) 財及びサービスに係る契約合意における正当性、透明性、公正性
- f) 消費者による自由且つ自発的及び民主的な協力の促進と発展
- g) 品質基準および効率性に基づく公共サービスの供給

2 - bis第1項及び第2項で規定されたところに加えて、本法律は本法律附則に列挙された欧州指令に定められた消費者の集团的利益の侵害があった場合にも適用される。生産活動省大臣は、法務大臣とともに、上記附則に記載された欧州共同体指令の一覧を、共同体規則に係る義務の履行するために、政令を公布して更新を行なう。

**第2条**

定義

1. 当法律において以下のような定義を行なう：

- a) “消費者及び利用者”：自己が営む事業活動及び専門職業活動に関連しない目的のため、財又はサービスを購入若しくは利用する自然人

b) “消費者及び利用者団体”:消費者又は利用者の権利及び利益の保護のみを定款目的と定める社会組織。

### 第3条

#### 活動の権利

1. 第5条のリストに記載された消費者及び利用者団体は、以下のことを所轄判事に要請し、団体の利益の保護のために活動する権利を持つ:

- a) 消費者及び利用者の利益を侵害する行為及び行動を抑止する;
- b) 違反が確認された場合、その有害な影響を正す又は除去する適切な方策を講じる;
- c) その措置の公表が、確認された違反の影響を正す又は除去するため寄与し得る場合は、一社又は数社の全国日刊紙又は地方日刊紙へ当該措置の公表を命ずる。

1-bis 欧州連合の他の国家において認知され、欧州共同体官報に公告された、消費者の集団的利益保護のため抑止行為を請求することを認められた適格者のリストに記載された独立公的組織及び団体組織は、その国家の消費者の利益にとって侵害となる、国家領土において全体的又は部分的に実施された行為又は対応に対して、第1項の趣旨に基づき行動をとることが出来る。

2. 第1項に定めた団体及び第1-bis項に定めた組織及び団体組織は、判事へ訴える前に、1993年12月29日付け法律580号第2条4号a)の趣旨に基づき、所轄商工職農会議所において調停手続きを行なうことが出来る。いずれの場合においても、手続きは60日以内に完了する。

3. 当事者及び商工職農会議所の代表が署名した和解手続報告書は、和解手続きが行なわれた住所地の裁判官書記局へ認定のため提出される。

4. 裁判官は報告書が正規なものであることを公式に確認し、これを通達により執行力を持つものと宣言する。

5. 第1項が定める行為は如何なる場合でも、上記組織が責任者と認める主体に対し配達証明付き書留によって消費者及び利用者の利益を侵害する行動の停止を要求した日付から15日が経過しない限り、提案することは出来ない。

5-bis. 第1項に記載されている規定、あるいは第4項に記載されている和解手続に関する報告書によって定められた義務を履行できなかった場合、訴訟を提起した団体の要請に基づいて、裁判官は、その事実の深刻度に応じて、履行遅延1日につき、516ユーロから1032ユーロまでの課徴金の徴収を決定する。この金額は、財務省による省令に基づいて生産活動省予算の特別予算枠ユニットに設けられるファンドに国庫予算から配分され、消費者にとって有益なプロジェクトを実施するための原資とされる。

6. 正当で緊急の理由を備えた場合には、差止行為は民法典第669-bis条以下の条文の趣旨に基づき実行される。

7. 訴訟手続きの重訴 (litispendenza)、重複 (continenza)、牽連 (connessione)、集結 (riunione) に関する規範は有効としつつ、当箇条の規定は、上記違反により損害を受ける消費者の個別的行動の権利を妨げるものではない。

## 第4条

### 消費者及び利用者の全国評議会

1. 生産活動省において、これ以降は“評議会”と呼ばれる消費者及び利用者の全国評議会が設立される。
2. 評議会はその企画事業のため商工職会議所の組織及び職員を使用し、第5条に述べる目録に記載された消費者及び利用者団体の代表者、並びに州知事及び自治県知事協議会から指名された州及び自治県の代表者一人により構成され、生産活動省大臣又はその代理人により統括される。評議令は生産活動省大臣の提案に基づき閣僚評議会議長に関する法令によって指名され、三年間任務に就く。
3. 評議会はその会議にあたり、公認された環境保護団体の代表者及び消費者協同組合の全国団体の代表者を招聘する。また市場の規制又は規範制定の機能を果たす機関及び組織の代表者、関連する経済・社会部門の代表者、所轄公共行政の代表者、並びに対象とする案件の専門家も招聘される。
4. 評議会の役割は以下の通りである：
  - a) 消費者及び利用者の権利と利益に関する政府法案の枠組み、国会発議の法案、並びに規則の枠組みに関して、要請があった場合にその見解を表明する；
  - b) 欧州共同体の計画・政策に関しても、消費者及び利用者の保護に付いて提案を提出する；
  - c) 消費に関わる問題、消費者及び利用者の権利についての研究、開発、会議、そして製品・サービスの品質及び安全性の管理を促進する；
  - d) 消費者及び利用者へ情報を普及する計画を作成する；
  - e) 消費者及び利用者が係争解決のため、定められた司法手段へのアクセス改善を促進することを目的とするプロジェクトを支援する；
  - f) 地方自治において消費者及び利用者の利益が一層広く代表されることを促進する企画を発議して、消費者及び利用者保護に関連した国政と州政治間のあらゆる形式の連携と調整に便宜を図る。

この目的のため会長は、州法規及びトレント及びボルツアーノ両自治県法規に定められた消費者及び利用者の代表組織の会長が参加資格を持つ、定期会議を年に一度招集する；
  - g) 他の国々及び欧州連合の公共及び民間の同様な組織との関係を構築する。
  - g-bis) 公共行政における手続き・書類の簡素化に関連した措置の実行に関し、困難、支障、障害が認められる場合は、閣僚評議会議長室 - 総務局へ連絡を行う。

## 第5条

### 全国規模で消費者及び利用者を代表する団体の目録

1. 生産活動省において、全国規模で消費者及び利用者を代表する団体の目録が作成される
2. 目録に記載されるためには以下の要件を備える必要がある、これは生活活動省大臣が当法律発効日付より60日以内に公布する省令により定めた遵守事項及び手続きに適合した書類の提出により立証しなければならない：

- a) 公文書又は公証された私文書を通じて、少なくとも三年前には設立が行なわれ、民主的基盤に基づく制度を裏付け、営利目的ではなく消費者及び利用者の保護を唯一の目的と定めた定款を所有する；
  - b) 定款の目的のため直接団体に払い込まれた持分の記載を伴う一年ごとに更新される登録者リストを管理する；
  - c) 全国人口の10000分の5以上の登録者数、少なくとも5つの州又は自治県に存在し、各州又は自治県住民数の10000分の2以上の登録者を持つ、そしてこれらのことが1968年1月4日付け法律15号第4条に示す形式で、宣誓供述書の代わりとして団体の法的代表者が提出する供述書によって証明されなければならない；
  - d) 非公認団体の会計に関する現行規定に基づき、会員が払い込んだ持分の記載を伴った収入と支出の年次決算書の作成及び帳簿の管理；
  - e) 過去の三年前から継続的活動を行なう；
  - f) 法的代表者がその団体の活動に関連する、確定した如何なる刑罰も受けておらず、また法的代表者が同団体の活動する同じ分野で、如何なる形式で設立したかに関わらず、生産・サービス企業の経営者又は取締役の任務を帯びていない；
3. 消費者及び利用者団体は、第三者が製造・提供する財またはサービスを対象とした如何なる商業的販促又は宣伝業務を行なうことも禁止されており、加えて、生産或いは流通に係る企業との如何なる利益関係を持つことも控えなければならない。
4. 生産活動省大臣は一年ごとに目録の更新を実施する。
5. 当箇条が定める目録には、憲法で認められた少数言語民族が居住する地域のみで活動し、第2項a)、b)、d)、e)、f)の要件を有する、又は対象となる州或いは自治県住民の1000分の5以上の登録者数を持つ消費者及び利用者団体も記載することができ、これらのことは1968年1月4日付け法律15号第4条に示す形式で、宣誓供述書の代わりとして団体の法的代表者が提出する供述書によって証明されなければならない。
- 5-bis 生産活動省は、消費者の集团的利益の保護を目的とした抑止行動を提案することが正当化された機関を目録に記載する目的で、当箇条及び以降の改正項に述べる目録を欧州委員会に通知する。

## 第6条

### 便宜と寄与

1. 1981年8月5日付け法律416号が定めた、出版会社の規制及び出版業に対する優遇は、閣僚評議会議長が当法律の発効日より90日以内に公布する所定の法令により定義される段階的な方法及び規準に基づき、当法律第5条が定める目録に記載された団体の出版業務にも拡大適用される。

## 第7条

### 財務支出

1. 当法律の主旨に従って、第4条で定められた評議会の促進業務実施および第6条に定められた優遇措置において、1998年からそれぞれ年間20億リラおよび10億リラ、年間最高支出30億リラが承認される。
2. 第1項の支出の財源には、1998年から2000年までの三ヵ年予算の中で、1998会計年度に国庫・予算・経済企画省が持つ予測段階“特別基金”該当分の基礎予測ユニットに対する計上分を同額減少させ、また閣僚評議会議長に関連した積立金を同目的のため部分的に使用し充当する。
3. 国庫・予算・経済企画省大臣は、省令により、必要な予算変更を行なうことが認められている。

## 第8条

### 過渡的規定

1. 1999年12月31日まで、第4条が定める評議会は、1994年11月11日付け生産活動省大臣の省令及びその後の改正項で定めた消費者及び利用者会議のメンバーで構成され、第5条の目録に登録された団体のうち、まだ評議会に代表を参加させていない団体の代表者によって補完される。
2. 生産活動省大臣は第1項に述べた日付まで、第5条第2項c)の要件を備えていない団体も、他の要件は有効としつつ、第4条が定める評議会の見解を聞き、同第5条に定める目録に暫定的に登録することが出来る。この登録は第1項に述べた期限まで効力を持つ。

国璽を備えた当法律はイタリア共和国法規公文書録に加えられる。なんびともこれを国家の法律として遵守し、遵守させる義務がある。

## 添付 I

### (第1条第2-bis項に対応する欧州指令)

1. 誤解を招く広告に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一に関する1984年9月10日付け欧州理事会指令84/450/EEC(1984年9月19日付け公報L250号の17頁)
2. 折衝により事業対象から除外された契約に関して消費者を保護するための1985年12月20日付け欧州理事会指令85/577/EEC(1985年12月31日付け公報L372号の31頁)
3. 消費者金融に関する各条約加盟国の法律、規則および行政規定の可及的統一のための1986年12月22日付け欧州理事会指令87/102/EEC(1987年2月12日付け公報L42号の48頁)。但し、指令98/7/EUによって最終的に修正されたもの(1998年4月1日付け公報L101号の17頁)
4. テレビ放送活動の実施に関する各条約加盟国の法律、および行政規定に基づいて制定された一定の規定の調整に関する1989年10月3日付け欧州理事会指令89/552/EEC(1989年10月17日付け公報L298号の23頁)の第10条から第21条までの規定。但し、指令97/36/EUによって修正されたもの(1997年7月30日付け公報L202号の60頁)

5. セット旅行、セット休暇およびセット巡回旅行に関する 1990 年 6 月 13 日付け欧州理事会指令 90/314/EEC(1990 年 6 月 23 日付け公報 L158 号の 59 頁)
6. ヒト用の医薬品の広告宣伝に関する 1992 年 3 月 31 日付け欧州理事会指令 92/28/EEC(1992 年 4 月 30 日付け公報 L113 号の 13 頁)
7. 消費者契約に規定の不公正な条件に関する 1993 年 4 月 5 日付け欧州理事会指令 93/13/EEC(1993 年 4 月 21 日付け公報 L95 号の 29 頁)
8. タイムシェアリング方式(訳者注:一定期間の不動産の使用を他の者と時間的に配分する方式)で不動産を使用する権利の購入に関する契約の一定の局面における購入者の保護に関する 1994 年 10 月 26 日付け欧州議会および同理事会の指令 94/47/EU(1994 年 10 月 29 日付け公報 L280 号の 83 頁)
9. 遠隔契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付け欧州議会および同理事会の指令 97/7/EU(1997 年 6 月 4 日付け公報 L144 号の 19 頁)
10. 消費動産及び関連財の販売等の特定の状況に関する 1999 年 5 月 25 日付け欧州議会および同理事会の指令 99/44/EC(1999 年 7 月 7 日付け公報 L171 号の 12 頁)

本仮訳は、長崎大学法学部教授、吉田省三氏の仮訳を基に、UFJ 総合研究所にて、CNCU による英訳版および原文を参照しつつ、2002 年 3 月の改正を加え、修正したものである。

## 国レベルの消費者および使用者を代表する団体として登録するための基準を定める規則

- 1999年1月20日省令20号 -

(UFJ 総合研究所仮訳)

法律第281号(1998年7月30日)において、消費者および利用者の権利規律と、とりわけ第五条に商工職人省を通して消費者・利用者全国評議会簿への登録が規定されている。

登録リストは規則に則って要求される証明書類と商工職人省に定められた手続きを踏まえて作成される。

また、会計と適格認定と署名の認証において関連する規定は、法律第15号(1968年1月4日)において、定められている。政府活動規定と行政評議会代表者に関する規定は法律第400号(1988年8月23日)にある。

国家評議会の意見(第213番1998年)として、1998年11月9日の会議の中で、法的効力を持つ決議の為に相談部門、行政がリスト登録する権利を臨時的に執行しようとする為の先行規則が必要になることによって、1999年12月31日までは法律が定める登録の基準と様式にのっとった団体の実態に関する表について、団体は要求されないが、前述の有効期限最終日の後には、不足分の資料は全て提出しなければならない。

国家評議会代表への通達 法律第400号に引用された規律17条第3項 注記第13081号(1999年1月7日)による。

以下の規律が定められる。

### Articolo 1 名簿の制定

- 商工職人省を通して、消費者と利用者の権利保護全国代表評議会リストは作られる。以下リストと呼ぶ。
- リスト(イタリア共和国官報で公布される)は、市場調整・保護総局にて管理される。また、消費者と利用者の権利団体からの請求に基づく認可だけでなく出願の予審についても、権限を有する

### Articolo 2 加入の為に条件・資格と条項

- 法律第281号(1998年7月30日)に指し示される要求を持つ消費者と利用者の団体は、法的な代表者に署名され、団体の呼称と法的な所在地を記載した出願書を提出しなければならない。
- 出願書は以下に続く書類についても備えられなければならない。
  - 団体組織の設立議事に関する法的に有効な謄本。活動開始から少なくとも3年以上の継続した活動が行われていることを立証する適切な書類を添付のこと。
  - 民主的に運営され、消費者と利用者の権利保護のみを目的とし、非営利で活動することが定められている現行規則に関する法的に有効な謄本
  - 団体の法的代表者から、年に一度の登記簿内容の改定、団体への直接分担支払いに関する指示によって決められた会計帳簿、出願した日における法律第281条(1998年7月30日)第五条第五項C号による範囲が示された登録者数。
  - 分担金拠出を示す内容を含む年次収支報告もしくは、団体種類別に決められた規律に則った内容を含む会計報告書の法的に有効な謄本
  - 先行する3年間において、消費者団体の活動や活動領域、活動拠点、事務所所在地に関する法的代表者の署名のある決議書類
  - 団体の活動に関して直近に裁判所の判決により刑罰を受けたものがないこと、団体の

事業の同じ領域の生産もしくはサービス事業で働く会計係がないことの団体責任者からの宣誓

- 情報提供や団体の活動目的において、生産・サービスの広告活動を行わない、また、生産事業もしくは生産を妨害する活動と団体が関係を持たないことの団体の法的代表者からの宣誓
- 団体はリストへの登録の際に提出した全ての書類を5年間保持する義務を持つとともに、市場調整・保護総局に対して、示された内容について、調整を要する場合あるいは訴訟の場合に提出する。
- 団体の登録において目的を忠実に遂行することを明確に約束する代表者の宣誓。
- 法律第281号(1998年7月30日)第五条第二項C号もしくは第五項についての、国内・地域・州の領域における住民に配慮する団体の登録に要する人数要件の計算には、中央統計局最新人口調査を利用する。

### Articolo 3 手続きに関する規律

- 市場調整・保護総局は、法的に有効もしくは完全な出願書類を受領した日から70日以内に審査を行い、決定する(1999年1月30日までに差し出された出願の場合前述の締め切りは90日である)。
- 市場調整・保護総局が、資料・統計もしくは団体に関連する書類を必要とする場合には、第一項に示した期限は、その必要性が提示された時から効力が再開される。
- 出願の完了から15日以内に最終措置、行政決定通達が団体に通知される。
- 団体の要求・申請の結果に伴う措置はイタリア共和国の官報によって公布される。

### Articolo 4 名簿改定

- 商工職人省は、各年の10月31日までに通達によってリストの改定を行うものとする。

### Articolo 5 資格の保全

- 各年の1月30日までに、リストに登録された団体は市場調整・保護総局に以下の書類を提出しなければならない。
  - 証明を目的とした団体の法的代表者による宣誓供述に関する決議の代理宣言もしくは示された書類に於ける必要に応じた内容、即ち登録請求の為の定款
  - 団体による会費に関する支払い内容を含む年次会計の謄本もしくは団体種別の規定に則った団体による会費の内容を含む経営報告書
  - 団体によって先行する一年間に行われた活動に関連するもの、活動の継続を立証する法的な裏書

### Articolo 6 名簿からの抹消

- 市場調整・保護総局によって、団体名簿からの抹消に必要とされる規定が決められる。
- 団体名簿からの抹消は、省庁通達と関係団体への通知において遂行される
- イタリア共和国官報において団体名簿からの抹消措置が告知される

### Articolo 7 臨時規則

1999年12月31日までの特例

## アメリカにおけるクラスアクション制度

## 第8章 アメリカにおけるクラスアクション制度

### 1. 制度の概要

クラスアクションは、多数の集団がある事柄について利害を共有しているとき、クラスの代表者として、一人ないし複数の者が訴えるあるいは訴えられる制度を指す。その際、クラスに属する全ての者が参加する必要はない。この手続きは、民事訴訟規則 23 条 (Federal Rule of Civil Procedure 23) により、連邦裁判所の他、多くの州立裁判所で利用できる。<sup>1</sup>

#### (1) 歴史

連邦民事訴訟規則 23 条の成立と 1966 年改正、その影響<sup>2</sup>

クラスアクションの始まりは、17 世紀のイギリスにおいて、被告の数が多すぎる場合に代表者のみが出廷すればよいとした制度が始まりと考えられている。

米国においては、1833 年、被告もしくは原告の数が多く、裁判の進行に不便を生じる場合に代表による裁判の遂行を認めるエクイティ法 (Equity Rule) 48 条に基づいて、集団を代表する初めての訴訟が実施された。20 世紀初頭のエクイティ法の再編によって 38 条となったが、基本的な内容は変化していない。

1938 年、連邦民事訴訟規則の制定において、23 条でクラスアクションが規定された。それは、複数の集団に共通の問題があり、集団全員が裁判に参加できないほど大規模な場合についての規定であったが、事件の状況に応じて「真性 (true)」、「疑似 (spurious)」、「複合 (hybrid)」の 3 つのクラスを設定するものとした。「真性」のみが不在の集団全体を代表することが可能であり、「疑似」は参加を承認した不在者のみを代表でき、「複合」は一部の面についてのみ不在集団の代表性を持つことができた。ただし、裁判にあたっては、各事件がどのクラスに相当するかが大きな論点となった。

1966 年の改正で、クラスの分類をなくし、「規模の大きさ」、「争点の共通性」、「請求の代表性」、「代表の適切性」という 4 点をクラスの基準とした。ただし、1938 年法の影響から、23 条 b 項において、クラス認定に関する追加規定が設けられた。((2) 参照) この中で、23 条 b 項(3)の規定において「クラスによる訴訟が個別訴訟よりも優位である場合」などの価値判断の概念が含まれており、判断は各裁判に委ねられている。そのため、b 項(3)クラスアクションが、金銭補償を求める裁判に活用され始めてから、クラスの設定、ひいてはクラスアクションの意義に関する様々な議論が行われるようになった。

b 項(3)クラスアクションは、特に消費者運動、環境運動によって積極的に活用された

---

<sup>1</sup> Black's Law Dictionary、Class or Representative action に関する説明

<sup>2</sup> 参考：RAND Institute for Civil Justice 「CLASS ACTION DILEMMA」2000 年

リチャード・マークス「アメリカのクラスアクション - 疫病神か救世主か」NBL No.701、11 月 15 日号 (2000 年)、15 頁

が、濫訴であるという指摘や、弁護士が利益をあげるためにクラスアクションの制度を利用してという批判があがるようになった。

また、最高裁判所は、1969年に1万ドル以上の金銭的損害<sup>3</sup>がなければ連邦裁判所で扱うことはできないという判決を出し、1974年にクラス該当者への通知を徹底するよう厳しく求める判決を出し、特に小規模被害のクラスアクションの乱発を抑制する動きが生じた。また、一部の州では、州裁判所が他州の居住者にも自州法を適用することを認めていたが、最高裁判所は、他州の居住者にクラスメンバーだということで自州の法を適用することはできないという判示した。

クラスアクションへの批判を受けて、カーター政権時代には、訴訟可能な金額の法的に決める法案を作成したが、連邦議会を通らず、政権交代により廃案となった。

### 大量不法行為の時代のクラスアクション

1980年代には、クラスアクションの制度のあり方に関する議論は沈静化する一方で、医薬品や医療機器の消費者、アスベストなど毒性物質にさらされた労働者などが、大量不法行為(Mass Tort)の補償を求める手法としてクラスアクションを活用するようになった。一つの製品が幅広く市場に出回っていることにより、大量の被害者が生じていることから、一度訴訟が起こされると各州で何度も起こるようになった。原告側は被害を束ねて大規模化した訴訟が可能となり、かつ、参加したくないものは「自発的な辞退の選択(opt-out)」によって離脱できる。一方で、被告も一度の和解によって同じ内容での訴訟を避けることができる。これらの点から、大量不法行為訴訟においてクラスアクションが積極的に活用され始めた。

1993年には、アスベスト裁判において、現在発症していないが将来発症する可能性のある「将来の原告」が問われた。また、1994年に、豊胸手術のシリコンゲル注入による被害者40万人のクラスが認定され、同年に汚染血液によるHIV被害のクラスが認定されたことによって、医療関連のクラスアクションが急速に拡大した。1995年には、ルイジアナ州裁判所で、全米規模でのタバコ被害者に関するクラス認定が行われた。

1990年代に入ると、民事訴訟規則諮問委員会は、23条b項の規定を一本化すること、代表者の責任を強調することなどの議論が始まり、97年には、「クラスアクションとして必要なコストの必要性を考慮するなどクラス認定の厳密さを高める」「和解目的のクラスの設定を認める」「クラスの認可・不認可の決定の時点で、すぐに控訴ができる」を論点とする改正案が出された。しかし、弁護士からは、論点が大量不法行為裁判での問題への対応に集中しているなどの点から、反対が多かったことから、諮問委員会は、専門のワーキンググループを設けた。1999年2月には、ワーキンググループは専門的な委員会が

---

<sup>3</sup> 連邦裁判所への訴訟可能な額は、その後、連邦裁判実施規則の連邦裁判所への訴訟が可能な額の改正に基づき、1988年には5万ドル以上、1996年には総額もしくは個別に7.5万ドル以上となった。(2) 管轄 参照)

必要だと提言したが、そのような委員会は設けられず、議論は止まっている。

議論された内容については、和解クラスについては、1997年のアスベスト裁判の最高裁判決において、現行法で和解を目的としたクラスの設定が認められるとされたことで、実行可能とされている。また、クラス認定の控訴については、23条f項として98年12月に発効された。

#### 近年の動き<sup>4</sup>

90年代終盤から、タバコ会社、銃製造会社、マネージドケアを担う保険会社に対する大規模な集団訴訟が急速に拡大した。これらの訴訟は、個人と公共という集団全体に対する金銭的補償に付け加えて、企業の製品と慣行に対してその産業の広範囲にわたる変化を求めていることから、「social policy tort (社会政策訴訟)」とも呼ばれるようになった。従来やり方では、変化させることが難しかった巨大企業や特定産業の商品や慣習を変化させるために、クラスアクションという多くの人が参加し、メディアの注目を集め、数十億ドル以上の莫大な損害賠償金を求める訴訟を活用するようになった。

また、2001年には、いわゆるITバブル景気の破綻、エンロン事件などによって、証券クラスアクションの数が急速に拡大した。

これらの動きは、多くの州で同じテーマのクラスアクションが起きたこと、大規模な損害賠償によって企業活動を妨害する危険性があり、かつクラスアクションの弁護士が莫大な報酬を得ていること、タバコ訴訟での成功が銃訴訟に影響を与えるなど様々な産業に飛び火していく危険性があることなどからクラスアクションに対し、特に産業界から批判が拡大した。

これを受けて、2001年から「クラスアクション公正法 (Class Action Fairness Act)」<sup>5</sup>が議論された。クラスアクション公正法は、規模の大きいクラスアクションを連邦裁判所に移管しやすくする点がポイントであったが、これは消費者に負担を強い、クラス認定基準を厳しくする意図が背景にあるとして、消費者団体や民主党からの強い反発があった。法案は幾度かの改正の後、2003年10月に上院で賛否投票が行われたが、59対39と賛成が上回ったが、成立の規定の60票に達していないため、上院を通過しなかった。

ただし、社会的な批判の強い弁護士に関しては、2003年12月の連邦民事訴訟規則の改正において、クラス認定や和解に関する規定が詳細なものに改正されると共に、弁護士の裁判所による指名と報酬裁定の条文が新たに付け加えられた。

ブッシュ大統領は2004年の一般教書演説で「医療に関する無駄で浅はかな訴訟 (wasteful and frivolous medical) 訴訟を排除する」「小規模企業や雇用主を意味のない浅はかな (junk and frivolous) 訴訟から守る」と述べており、今後も訴訟改革の流

---

<sup>4</sup> 参考：RAND Institute for Civil Justice 「Revisiting the Monster New Myths and Realities of Class Action and Other Large Scale Litigation」(2002年)

<sup>5</sup> 参考資料例：<http://www.whitehouse.gov/omb/legislative/sap/108-1/s1751sap-s.pdf>

れの中で、クラスアクションの見直しを求める議論が続くと考えられる。

## 2. 現行法制度

### (1) 連邦民事訴訟規則 23 条 (Federal Rules of Civil Procedure Rule 23 Class Action)

クラスアクションを規定する連邦法は、民事訴訟における原告、被告の要件や行動規則を定めた第 4 部「当事者 (PARTIES)」の中の「連邦民事訴訟規則 23 条」である。連邦法を基本に、カリフォルニア州など独自のクラスアクションに関する州法を定めた州もある。

23 条は下記の a ~ h の 8 項目からなる。

#### ・ a 項 クラスアクションの前提

一人もしくは複数のメンバーが、集団 (クラス) の利益の代表者 (representative) として原告又は被告となれるための要件を、「規模の大きさ (全メンバーの参加が困難なほど規模が大きいこと)」、「争点の共通性 (そのクラスに共通の法律上又は事実上の問題が存在すること)」、「請求代表性 (代表者の請求又は抗弁がクラスのそれを代表していること)」、「代表の適切性 (代表が公正かつ適切にクラスの利益を守ること)」の 4 点と定めている。

#### ・ b 項 クラスアクションの遂行に関する追加規定

a 項の規定の補足として、クラスアクションを実施できるクラスとして認定される場合を、大きく 3 つに分類して提示している。

メンバーと被害が明確な場合、個別に訴訟を起こして生じる裁判結果の違いや、裁判の実施順序によって結果や賠償などに違いが生じるなど、不公平を避けることができる場合。

税金や福祉制度など大規模な人々に関わり、かつ個人に不可分な問題の訴訟の場合、ホテル火災のように火災で傷害を受けたことが明確な人が個別に損害賠償を求めると、限られた資源しかないホテル側が全ての賠償に対応できなくなることで不公平が生じる危険性がある場合を想定している。

あるクラスの利益を損なう行為に関して、クラス全体に関わる適切な差し止め命令や勧告による救済を行うことができる場合。

囚人が牢獄での待遇の改善を求めたり、女性従業者が企業に昇進や給与での差別を止めるよう求めたりする場合、牢獄での待遇や企業の差別行動は、個々人の個別案件の問題として差し止めを出すよりも、囚人、女性従業者といった明確な特徴をもつ一群の集団全般の利益を守るための差し止めを出す方が判決の意味や社会的効果も大きいことを想定している。

クラス構成員の利益、訴訟の規模や性質、裁判の運営などからみた時に、クラスに関わる疑義の性質を明確にし、公平かつ効果的な判決を得るために、クラスアクションが個別訴訟など他の手法よりも優れている場合。

ただし、この項目については、重要性や優位性といった価値判断がクラスアクションを認めるか否かの基準とされ、その判断は各裁判に任されている。ここで、クラスアクションが他の手法よりも優位かどうかの判断は、どのような共通性を持つ集団をクラスとして認定するかによって変化することに注意が必要である。例えば、極めて深刻な被害をクラスの共通特性だと判断すると、該当者が少数になり、クラスアクションよりも個別訴訟の方が効果的だという判断が可能になる。このため、b 項(3)に基づくクラスアクションの可否は、クラスの認定のあり方によって決まってくる。クラスアクションの成否は、クラスの設定基準、そのクラスがクラスアクションを起こすことの優位性などに関する各裁判所の判断に大きく依っている。

特に、消費者問題では、被害者の完全な把握や、被害者全員が全く同じ内容の被害を受けていることは極めて稀であることから、この 23 b (3)を根拠に、原告がある基準に基づくクラスの存在を示し、自分達はその代表者であることを裁判所から認定されることで、クラスアクションを実施できる。

そのため、現在の多くのクラスアクションにおいて、原告と被告の論争の重要な焦点は、クラス認定のあり方になっている。

- ・ c 項 クラスアクション遂行に関わる決定、告知・判決・部分的実施のクラスアクション  
クラスアクションの実施に関する規定を定めている。

裁判所は、クラスアクションが開始されたらできるだけ速やかに、裁判所はクラスが遂行されるべきかを決定することを示し、クラスの設定に対して、条件付けや代替、修正などを指示できると定めている。

また、クラス設定の条件が当てはまれば、自らクラスを辞退する申し出(opt-out)がない限り、クラスの構成員とされ、判決や和解の効果が適用されるため、クラス認定後、構成員に対する適切な告知を行うよう裁判所が指示を出すものと定めている。特に、b 項(3)に基づくクラスアクションでは、クラス認定の内容によって該当者や、個々の構成員への判決・和解の効果などが変化しうるため、クラス構成員と考えられる人に対して、訴えやクラス設定の内容、opt-out の権利などについて、現状で可能な限り最適な告知をするよう指示するとされている。

また、クラスの中で、特定の内容に該当する構成員に関して、サブクラスを設けることを認めている。

- ・ d 項 訴訟行為に関する命令

クラスアクションを遂行するにあたって、裁判所が効率的に運営できるようにするために、不当な重複または煩雑さを回避するための手段、代表団または訴訟参加者への条件などについて、命令する権限のあることを定めている。

・ e 項 取下げ、和解

和解、取り下げ、妥協を認めるが、裁判所がその内容を公正で、合理的で、適切であると判断することが必要としている。また、取下げまたは和解に関する通知は、裁判所の命令と同様の方法で、構成員すべてに告知されるものとし、クラスの個々の構成員は和解などの内容に対して反対意見を述べる権利を持っていることを定めている。

・ f 項 控訴

クラス認定の可否および内容について、クラス認定後 10 日以内ならば、控訴ができることを定めている。すなわち、判決や和解などの結論が出ていなくても、クラス認定の時点で控訴が可能だとしている。これは、多くのクラスアクションが和解で決着しているが、和解交渉にあたってはクラスの設定が極めて重要であることを反映した制度である。

・ g 項 クラス弁護士

裁判所はクラスの潜在的な訴えに関する理解力・調査力、クラス運営の経験、十分な法的知識、代表者の代表性の強化への貢献などを考慮して、クラス弁護士を指名できることと指名手順を定めている。

クラスアクションの弁護士は訴訟の適切な運営や「代表の適切性 (a 項)」に大きな影響を与える存在であることから、裁判所に指名できる権限を与える条文であり、2003 年改正で追加された。

クラスアクションが利益目的の弁護士主導の訴訟になっているという批判に応えるため、構成員の潜在的な訴えをよく理解することを明記している。また、本条文は、近年、似た内容の訴訟が多発していることから、類似案件を統合する場合に統合クラスの弁護士を裁判所が指名することで、裁判の運営に混乱が生じないようにすることも目指している。

・ h 項 弁護士費用裁定

クラスアクションとして認定された訴訟では、裁判所が合理的な弁護士費用と法廷のもしくは当事者間で合意した非課税経費を裁定することを定めている。

弁護士費用は、弁護士がクラスアクションを始めたり、開発したり、終結させる方法に大きな影響を与える問題であることに加え、弁護士が莫大な報酬を得てい

るという社会的批判に応えるため、2003年改正で追加された。

## (2) クラスアクションの成立要件

- ・ クラスアクションは、もともと全員が裁判所に出廷するのが困難な場合に代表者だけで裁判を運営を可能とするという制度であり、共通の訴えを持つ集団の代表者が集団の代理として裁判の当事者になれるという運営方式に関する制度であり、訴えの内容や理由にはよらない。ただし、代表者の想定集団の代理性については、集団が で論じたように 23 条 a、b 項で規定した特性を満たすと裁判所が認定した場合のみ成立する。
- ・ クラス認定は、裁判所の裁量の余地が大きく、過剰実現（実際以上の大量不法行為が創り出され、賠償額が巨額になる）、過少実現（被告側が、少数のクラスを設定して和解し、それを賠償の上限と設定することで賠償額を小さくする）を防ぐために、様々な判断が出されている。そのため、各訴訟において、クラス認定が裁判成立のための大きな論点となる。

### 判決事例

1997 年、1999 年 アスベスト人身侵害訴訟

合衆国最高裁は、定期的な給付金の支払いと引き換えに裁判を受ける権利を破棄させようとしたクラスアクション和解を無効と宣言した。（和解のためのクラスを設定することは正当としたが、健康被害の発症者、未発症を一つのクラスとして扱うことを無効と判断した。）

大量不法行為の大規模なクラスのメンバーの間で、とりわけ彼らがまだ被害を主張していない者をもクラスに含めようとする場合に、利益相反が存在しないかどうかを精査することの重要性を強調した。

2000 年 停電による事故をめぐる訴訟

1999 年のニューヨークの停電に関して、停電による事故の発生などに関する 30 万人の電気利用者によるクラスアクションの申し立てがあったが、ニューヨーク州最高裁判所は、事故などは個人的な因果関係によるものとして、クラス認定を行わなかった。（*Tegnazian V. Consolidated Edison Inc.*）

（クラス認定の詳細については、(4).(2) 参照）

## (3) 実際に行われている分野

- ・ 実際に行われている分野としては、製造物責任、証券詐欺、独禁法違反、雇用差別など幅広いテーマについて実施されている。ランド研究所の米国新聞記事データベ

ース NEXIS を利用した調査<sup>6</sup>では、1995～1996 年におけるクラスアクションの対象分野の割合は、証券 17%、消費者問題 24%、損害補償 14%、雇用 15%、権利 12%、利益・税・政府関連 11%、その他 7%という構成割合になっている。

(1)歴史で見たように、90 年代後半からタバコ、銃製造業、保険会社を対象とする訴訟が増えている。また、90 年代の最後には多数のコンピューター-2000 年問題に関するクラスアクション裁判が行われた。また、近年では、インターネット・プロバイダー、モニターなどの PC 機器の不具合などに関する訴訟も増えている。

- ・ 集団訴訟は、連邦裁判所に提訴された案件だけで 01 年度（01 年 10 月～02 年 9 月）は 3092 件と 1475 件だった 97 年度の 2 倍を超えている。<sup>7</sup>
- ・ 現在、クラスアクションの対象のテーマ例：Class Action.com（クラスアクションに関する法律相談を受け付けるサイト（4）参照）における主要カテゴリー  
**Drugs, Medical** (Asbestos, Chemical Exposure, Guidant Stents, Lead Poisoning Mesothelioma など) **Consumer** (Defective Products, Nursing Homes, RioVolt SP350 (CD & MP3 player) UNUM (insurance) Vans) **Contamination** (Air, Ground Water, Soil) **Jobs** (Discrimination, Railroad Workers) **Educate** (Accutane, Asbestos, Chemical Exposure, Ground Water, Nursing Homes, UNUM)
- ・ 米国におけるいわゆる IT バブル景気が収束した後、証券会社などを訴える事例も増えており、連邦での証券クラスアクションは、2001 年 489 件、2002 年 267 件にのぼっている<sup>8</sup>。証券に関するクラスアクションは連邦証券法にのっとり行われるため、基本的に連邦裁判所で実施される。

#### (4) 判決の効力

- ・ 判決の範囲については、23 条 c 項(3)にて規定されている。
  - b 項(1)(2)に基づいて認定されたクラスに関する判決の効力は、裁判所がクラス構成員と定めた人全員におよぶ (non-opt-class)。
  - b 項(3)に基づいて認定されたクラスに関する判決の効力は、クラス構成員に告知した際に自らクラス構成員となることを拒否 (opt-out) した人以外で、裁判所がクラス構成員と定めた人におよぶ。
- ・ 賠償請求を支持する判決が出た場合、被告側が出資した資金によって「救済基金」が設けられ、原告側弁護士などが管理し、該当者への資金の配布を行う。  
また、一人当たり賠償額が小さい場合、判決や和解の結果、クーポン券の配布や無料取替えなどで対応する場合がある。

<sup>6</sup> RAND Institute 前掲 注 2

<sup>7</sup> 毎日新聞 03 年 10 月 04 日

<sup>8</sup> Stanford Securities Class Action Clearinghouse <http://securities.stanford.edu/>

例)・被告側の企業が該当商品の利用者登録をしている顧客のうち opt-out しなかった顧客全員にクーポン券を配布する

- ・欠陥ソフトウェアについて、定められた期日までに申請した利用者は、全員無料アップグレードができる

裁判所の発行する判決（和解）文の中で、負担者、クラス構成員への配当責任者、期日などが定められ、原告、被告は実施の責任を負う。

#### (5) 和解

- ・ クラスアクションのほとんどは和解、取下げ、示談によって決着がついている。そのため、23条e項では、クラスアクションの和解について定めている。特に、2003年改正では、実施プロセスについて詳細が定められた。
- ・ 裁判所は和解、取下げ、示談の提案が出されれば認めなければならない。ただし、和解などの内容はクラスメンバーを束縛し、大きな影響を出すため、当事者達に、全ての合意内容を文書化すること、全てのクラスメンバーに合理的な方法で通知することを義務づけており、また、裁判所が公正で、合理的で、適切だと判断した時のみ承諾することができるとしている。
- ・ あらゆるクラスメンバーは提案された和解、自主的な取下げ、示談に反対することができ、その反対は裁判所の承認がある場合のみ破棄されうる。  
また、b項(3)に基づくクラスアクションについては、クラスメンバーに和解、取下げ、示談から opt-out を選択できる機会を提供することを義務づけている。
- ・ このように、実施手続きを定めているのは、原告側の弁護士の独走による和解の締結を防ぐためである。

クラスアクションにおいて、和解は被告側にとっても有意な場合が少なくない。それは、大量不法行為に関する補償スキームとして、和解を現在および将来の権利主張者に対して拘束力のあるものとするすることで、将来の同種の訴訟を防ぎ、累積的な賠償額の支払いにさらされることを防ぐからである。被告にとってはクラスアクションで和解に持ち込むことによって、自らの潜在的な責任に上限を設定することにも利用できる。<sup>9</sup> そのため、被告側は、しばしばある程度額の大きい和解金であっても、審理に持ち込まれたり、他の訴訟が生じたりする前に決着を付けようとする傾向が強くなっている。このような「クラスアクションを起こせば、和解になって金額をとれる」という傾向が、クラスアクションの数を増やす要因の一つともなっている。特に、原告弁護士にとっては和解金総額の一定割合が自分のものになるため、被告側と大規模な額で和解できれば、かなりの利益を手に入れることができるため、弁護士が早期和解を目的としたクラスアクションを仕掛ける傾向が見られる

---

<sup>9</sup>リチャード・マーカス 前掲 注2

ようになっていた。このことは、弁護士は、原告のためではなく、自らの利益のためにクラスアクションを起こす、という社会的批判につながっている。

そのため、2003年改正では、裁判所は、和解などが合理的・適切で、かつクラスメンバーの意向を十分に反映したものを確認した上で承認することを明確に定めるようになっている。

このような原告弁護士の問題は、2003年改正で新しく付け加えられたg項「裁判所による弁護士指名」、h項の「裁判所による弁護士費用裁定」にも影響している。

- ・和解の内容は下記のいずれか、またはその組み合わせとなることが多い<sup>10</sup>
  - 原告集団の利益のために運営される「基金」への現金拠出
  - 現金以外の対価（例：クーポン券、無料修理等）
  - 差止命令による救済（例：表示変更への同意等）
- ・クラスアクションの成立のために、裁判開始時点で認定されるクラスの内容と、和解などのために認定されるクラスの内容は異なる場合がある。((4) b. クラス認定の事例 参照)

#### (6) 複数の原告団による同時提訴

- ・同じ州で提起された場合、調整などの対応をとる。
- ・複数の州での訴訟があった場合、連邦裁判所への移送か、複数管轄地同時継続訴訟(MDL)の手続きを行うことも可能。
- ・特に、複数の州で同様のクラスアクションが起きた際に、連邦裁判所主導で統合を進めることができるように、クラス弁護士を裁判所が指名できるg項が定められた。
- ・被告側は、特に大企業や海外企業の場合、州毎の裁判に対応するよりも一度に解決した方が効率的であると考え、連邦裁判所への移送やMDLを望む傾向がある。

#### MDL (Multidistrict Litigation)

- ・合衆国連邦及び連邦当地地域内には90以上の司法管轄区があり、管轄区毎に連邦地方裁判所があり、連邦裁判所の第一審を担っている。そのため、広域にわたる訴訟をカバーするには、複数管轄地にまたがる訴訟を行う必要性があり、MDLの制度ができた。根拠法は、連邦裁判実施規則(TITLE28) Sec1407
- ・MDLの目的は、複数の州における裁判を連邦レベルで統合することによる効率性と裁判の経済性のため。アスベスト裁判、薬害エイズ被害裁判、タバコ裁判など多くの州で同時に裁判が起こされたものに適用される。
- ・公判前手続きにおいて、統合の申し立てがあった場合、米国最高裁判所長官が任

---

<sup>10</sup> Morrison & Foerster LLP 開催セミナー「米国での製造物責任と消費者詐欺のクレーム」(2003年11月) 配布資料より引用

命する連邦判事 7 名からなる Judicial Panel on Multidistrict Litigation (JPML) が判断した場合、統合を行うことができる。

・ MDL の事例：アスベスト裁判<sup>11</sup>

1970 年以降アスベスト被曝者からの多数の損害賠償請求が提起されるようになると、事実審段階においてアスベスト被曝と疾病の因果関係が繰り返し争われ、被告企業側は、賠償額よりも訴訟費用の方にコストがかかり、被害救済基金が枯渇する危険性が出てきた。

そのため、1990 年、アスベスト訴訟が継続していた 8 州の連邦裁判所判事は、アスベスト訴訟を MDL として、事実審理に入る前の係属中の全アスベスト訴訟を、ペンシルヴェニア東部地区連邦地裁に統合することを決定した。

統合後、原告側訴訟代理人、被告側訴訟代理人、旧アスベスト製造会社 20 社による紛争処理センターの訴訟代理人も加わり、和解交渉が行われた。

(7) 管轄<sup>12</sup>

米国の裁判制度においては、原則として、州の裁判所に一般的な管轄権がある。

連邦裁判所の管轄権は、(1) 連邦憲法を含む連邦法に基づく場合(ただし、独禁法、証券取引所法など連邦裁判所の専属管轄とされている以外は、州裁判所も競合して管轄権を持つ)、(2) 異なる州の州民間の訴訟(州籍の相違)で、訴額が 7.5 万ドル以上のもの<sup>13</sup>。(ただし、これが他州のものが不公平になることが理由であり、州外の当事者に異存がなければ州の裁判所で審理してもよい)

州籍の相違については、判例法によってクラスアクションには「完全な州籍の相違」が求められている。原告のクラス構成員の一人でも、被告の構成員の州籍が同じであれば州籍の相違とは認められない。例えば、ある州の住人が、海外企業の商品をその州の代理店から購入し、企業と代理店の双方を訴えた場合、州籍の相違とは認められない。また、訴額に関しては、基準法が「総額もしくは価値が 7.5 万ドルを超える」という規定のため、第 5 巡回裁判区では最低 7.5 万ドルという要件を満たすために原告団が弁護士費用を合算することを認める、第 9 巡回裁判区では、集団訴訟における原告団の各メンバーに比例配分された弁護士費用裁定額が 7.5 万ドルを超えることを要件とする、など、多様な規定があり、全米で統一的な明確な基準はない。

州以外のものが他の州裁判所に提起された場合には、連邦の裁判所に移管するよう要求できる。

また、証券クラスアクションのように州の連邦裁判所の専属管轄である証券取引所

<sup>11</sup>参考：卯辰 昇「アメリカ不法行為損害賠償法の展開」安田総研クォーターリーVol.24 (1998 年)

<sup>12</sup>参考：中山義壽「訴訟社会アメリカと日本企業」新評論 (2002 年)

<sup>13</sup>連邦裁判所が扱う州の属性の規定、訴額については、連邦裁判所実施規則 (TITLE28) PART 85、Chapter 85、Sec.1332 に定められている。

法に基づく裁判は、必ず連邦裁判所で扱われる。

専属管轄でない場合、州裁判所で全米規模のクラスアクションを起こすことも可能である。そのため、裁判所の選定自体が、訴訟内容が州法と連邦法のどちらに準拠しているのかなど争点となる。

民事訴訟における法廷の選択は、まず原告によってなされるため、訴訟提起にあたって原告弁護士が一番有利となる裁判所を選択する。被告は、不利に感じる場合、連邦裁判所への移管もしくは他州への移送を要求することができる。特に複数の州で並行して裁判を行うことは負担が大きいこと、判決や和解の内容が広い地域に及ぶ方が望ましいことから、被告側は、連邦裁判所への移管や MDL を求める傾向が強い。

さらに、州または裁判所によって、クラスアクションに対する考え方やクラス認定の厳しさに違いが生じているため、原告、被告共に原告のクラス構成員、被告の構成員、基準法などを絡めて、最も有利な裁判所を選定しようとする傾向にある。

#### (8) 訴訟費用

原告・被告がそれぞれ自分達のかかった費用を負担する。

原告の弁護士費用は成功報酬で被告から勝ち取った金額から支払われる。支払額については、裁判所が合理的な弁護士費用と法廷のもしくは当事者間で合意した非課税経費を裁定することがh項によって定めている。一般的には25%～30%程度である。

### 3. 制度の背景

#### (1) クラスアクションが発展してきた背景には、次のような目的がある。<sup>14</sup>

- ・被告を、個別に行われる裁判によって一貫性のない責務が果たされることから守る
- ・訴訟の当事者となっていないクラス構成員の利益も守る
- ・簡易に、経済的に類似訴訟が多数起こることに対応する
- ・似た主張から生じる多数の訴訟でかかる訴訟費用が拡大することを避ける

#### (2) クラスアクションの利点・不都合<sup>15</sup>

クラスアクションの第一の利点は、個別の訴訟に向かない小さい要求を効果的、効率的に実現することにある。小さい要求を積み上げることで訴訟費用を小さくし、効果を大きなものにできる。加えて、認められたクラスアクションは原告の交渉の立場を強め、弱い個人が強い力を持つ経済界に対抗できるようになる。

最も不利な点は、手続きの複雑さである。原告の視点からみると、クラスアクションの実施には費用がかかる。加えて、共通事項が決められ、多種多様な性質をもつ個

<sup>14</sup> Timothy E.Eble 「The Federal Class Action Practice Manual」 (1999年)

<sup>15</sup> Timothy D. Cohelan 「Cohelan on California Class Actions」 (2001年)

人の要求への配慮がされない点がある。クラスアクションは、ある種の感情的な苦しみ、過失などを訴訟するが、大規模なクラスアクションでは多様な個人の意見をまとめるため、集約に時間がかかり、かつ論点が厳しく絞られるため、弁護士は、原告者の当初の予想よりも小さい論点に集中して訴訟を起こしがちである。

また、クラスアクションは、クラスの事前認定のプロセスが重要であり、このプロセスに時間と労力がかかるため、個別訴訟よりも和解・判決までに時間がかかり、費用も高額になる。

(RAND 研究所の事例研究((4) 参照)では、被告弁護士費用を除いた裁判の総コストは、10 件のうち 3 件が 5 億ドルを超えていた。)

### (3) 連邦裁判所で行うことの利点・不都合<sup>16</sup>

連邦法は連邦・州のあらゆる裁判所に対して強制的な位置付けを有するが、判例法主義の米国では、判例の集積も第一次法源とされる。それに対して、州の判例は基本的にその州に限定された効果となる。そのため、連邦裁判所における訴訟は、全米に対する影響力が大きく、不正を正すのに大きな効果をもつ。

複数の管轄区で共通した訴訟を起こす問題がある場合、被告または原告は連邦法に基づいて連邦裁判所に移管できる。似たケースが合流でき、規模が大きな裁判となるため、損害賠償総額が大きくなり、被告に対する影響力も極めて大きいものになる。

連邦法では、クラスアクションの実施法が確立されており、また、連邦での独占禁止要求やある種の環境問題については連邦レベルでなければ扱うのが難しい。

また、連邦地方裁判所では、一人の判事しかつかず、全てのプロセスを担当する。そのため、訴答の段階からクラス認定、審理といったプロセス<sup>17</sup>において一貫性のある対応を期待でき、クラスアクションに向いていると言われる。

一方で、連邦裁判所で和解すると判例として連邦レベルでクラスメンバーを拘束し、同種裁判への影響も大きくなる。

また、カリフォルニア州など消費者問題の意識の高い州では、連邦の法や規制よりも厳しい法や規制を果している。特にカリフォルニア州など、州裁判所でのクラスアクションに他州のクラス構成員を合流させることができる場合、原告にとって、連邦裁判所よりも州裁判所で争う方が有意な場合もある。

ただ、連邦裁判所は州裁判所よりも、クラス認定を厳しく判断する傾向がある。さらに原告にとっては連邦レベルで争うためにはコスト負担が大きくなる。

### (4) 州裁判所で行うことの利点・不都合<sup>18</sup>

---

<sup>16</sup> Timothy D. Cohelan 前傾 注 12

<sup>17</sup> (4) 参照

<sup>18</sup> Timothy D. Cohelan 前傾 注 12

弁護士がクラスアクションのルールを理解していれば、州裁判所は連邦裁判所よりもより直接的に素早く裁判を開催できる。クラスのメンバーの大半が州の住民である場合、全国レベルのクラスアクションであっても州裁判所で行うことが可能である。さらに、近年、連邦最高裁は、州クラスアクションの判決を重視する傾向がある。(例：Matsushita Electric Industrial Co. , Ltd v. Epstein, (1996))

不利な点は、国全体のレベルに問題を引き上げることができないことに加えて、地方裁判所は極めて多数の裁判を扱い、多忙な状況にあるため、平均的な民事事件に比べて大きな労力のかかるクラスアクションを十分に扱いづらい点がある。

#### 4 . 訴権行使の実態

##### ( 1 ) クラスアクション裁判の流れ<sup>19</sup>

Step 1: クラスアクションの提起 (drafting and filing of a complaint)

個人または複数の被害者が問題を弁護士に相談し、または弁護士が主導し、クラスアクションの訴訟を提起する。( 訴権行使の実例 参照 )

Step 2: 訴答 (pleading)

原告団の弁護士が被告に対する訴状 ( complaint ) をまとめ、裁判所に提出すると、裁判所は被告に召喚状 ( summons ) を出し、被告は答弁書 ( answer ) を提出することを求められる。

Step 3: 審理前の解決の模索

被告側からの却下 ( dismiss ) の申立て、原告・被告の求めによる略式判決 ( summary judgment ) の求めが行われる。結論が出ない場合、開示手続きに入る。

Step 4: 開示手続き (discovery)

双方の弁護士により尋問書、書類提出要求、証言録取などの開示手続きが行われる。開示手続き中に略式判決を求めることもできる。( 略式判決で訴訟内容の一部を解決することも可能。 )

Step 5: クラス認定 (certification of the class)

開示手続きの終了後、原告はクラス認定を求める。裁判所によって、クラス認定がされた場合、クラスアクションとして審理 ( Trial ) に入る。認められなかった場合、クラス認定に関する控訴が可能である。

Step 6: クラスメンバーへの告知 ( Notice )

---

<sup>19</sup>参考 : Timothy E.Eble 「 Class Action Litigation Information 」 ( WEB サイト )

<http://www.classactionlitigation.com/proceedings.html>

中山義壽 「 訴訟社会アメリカと日本企業 」

b 項(3)に基づく金銭賠償を求めるクラスアクションの場合、合理的な範囲でできる限りのクラスメンバーへの告知を行う必要がある。クラスメンバーが参加を求めない場合、Opt-out を選択する。

Step 7: クラスメンバーの確定と追加的な開示手続き

最終的なクラスメンバーが確定した時点で、追加的な開示手続きが行われる。

Step 8: 審理もしくは和解 (Trial or Settlement)

開示手続き後、審理もしくは和解を行う。審理が終わると評決が出される。

## (2) 訴権行使の実例

米国 RAND 研究所のレポート(「Class Action Dilemmas」(2000年))における事例研究を通して、クラスアクションの提起、クラス認定の例をまとめた。

事件名	内容	裁判所	問題の対象範囲	事前に個人訴訟があったか	個人が法的支援を探したか?	以前のクラスアクションに相乗したか?	規制者の後押しがあったか?	審理の実施	保障総額(百万\$)	平均支払額(\$)
Consumer Class Action										
Rovert v. Bausch&Lomb	同じコンタクトレンズの違う包装物を違う価格で販売した	連邦	全国	苦情のみ		×	(FDA、地域弁護士会)	審理	9.175	不明
Pinney v. Great Western Bank	銀行預金者に、貯金からリスクの大きい投資に資金を振り返すよう勧めた	連邦	州	訴訟あり		×	×	審理	11.232	1478.89
Graham v. Security Pacific Housing	住宅購入時の付帯保護保険が、ローン利用者のニーズを越えた範囲にかけて、保険料を引き上げた	連邦	全国	報告なし			×	和解	7.868	130.71
Selnick v. Sacramento Cable	ケーブルテレビのケーブル延長費用が不当に高く設定した	カリフォルニア州	サービス提供地区	苦情のみ	×		Yes(ケーブルテレビ調査会)	審理	0.271	35.58
Inman v. Heiling-Meyers	必要以上の保障によって、信用生命保険の掛け金を引き上げた	アラバマ州	州	訴訟あり			×	審理	0.272	45.79
Martinez v. Allstate/Sendejo v. Farmers	自動車保険の証券の価格が過剰に高く設定された	テキサス州	州	なし	×	×	×	審理	8.914	5.75
Mass Tort Class Action										
In re Factor or Blood Products	HIV汚染の血液製剤による被害を受けた	連邦	全国	訴訟あり		×	×	和解	620.000	100,000.00
Artkins v. Harcross	化学工場での毒性物質による傷害や被害を受けた	ルイジアナ州	現在とこれまでの近隣住民	なし		×	Yes(州環境保護局)	審理	25.175	6404.22
In re Louisiana-Pacific Siding Litigation	木製商品の品質が悪く、買換える必要があった	連邦	全国	報告なし	一部について	(4つの違う弁護士団の類似訴訟をまとめた)	州の弁護士	和解	470.054	4367.27
Cox et al v. Shell et al	ポリブチレンパイプの品質が悪く、家屋への影響や取替えが必要になった	テネシー州	全国	訴訟あり			×	和解	838.000	1433.29

#### a . クラスアクションの提起

レポートでは10件のケースについて、「クラスアクション前に個人が訴訟を行ったか」「個人が弁護士に相談して始まったか（もしくは弁護士が持ちかけたか）」「弁護士がクラスアクションにしたのは以前の類似事件に相乗する意図があったか」「規制や政府関連の動きがクラスアクションの実施に影響を与えたか」の4点から比較検討し、

- ・ 苦情を持つ個人（小集団）の訴訟が、弁護士の示唆によってクラスアクションへと発展する場合
  - ・ 個人的な不満の相談を、弁護士が過去の類似事例の経験を踏まえてクラスアクションへとする場合
  - ・ 弁護士が問題を発見し、弁護士主導でクラス構成員を募って裁判を起こす場合
- というようにクラスアクションの提起に様々なパターンがあることを報告している。

また、同レポートでは、クラスアクションの実施には、被告側が、継続的に過剰な賠償を求められないように、なるべく広いクラスを設定して解決しようとする姿勢も影響を与えていることを示している。

#### b . クラス認定の事例

論点を絞り、かつ過剰実現を避けたクラスの認証

##### 事例：Bausch&Lomb（コンタクトレンズ）

クラス認定の内容

1991年1月～1994年11月の間に、「OptimaFW」もしくは「Medalist」を購入した米国に居住もしくは在住している全ての人。

クラス認定の背景

訴訟は、同一の商品を「OptimaFW」「SeeQuence2」「Medalist」の3ブランドで用途、包装などを変えることで価格を変えて販売していた問題を扱った。訴訟の初期には、価格差以外に、同一商品を異なる用途と設定することによる安全性の問題、包装・表示の不公正取引、表示に関する国の規制のあり方などが論点とされていたが、全米規模のクラスアクションを成立させるため、原告側の弁護団が訴訟の焦点を“同一のコンタクトレンズの価格差”のみに絞った。

そのため、3ブランドのうち最も安い「SeeQuence2」の購入者は経済的被害を被っていないと見なされ、同商品のみ購入していた消費者は原告から外された。

クラスの設定が提起、クラス認定、和解の各時点で変化していった事例

##### 事例：Inman v.s. Heiling Meyers（信用生命保険の掛け金値上げ）

## クラス認定の内容

### a . クラス認定時点

クラスは下記の2つのサブクラスが認定された。

- 1 . Voyage Life の信用生命保険の全ての購入者
- 2 . Heilig-Meyers の顧客で、その家具小売店と分割払い契約をした結果、信用生命保険を購入した人（信用生命保険・保険会社の種類問わず）

クラスメンバーは現在生存する者に限られ、購入者のクラスとして認定される期間は20年と設定。

### b . 和解時点でのクラス認定

1995年10月以前に、アラバマの居住者であった現在生存する人のうち、Heilig-Meyers から信用生命保険もしくは信用身体障害保険に関する、証書、契約、保険の形態を持っていたいずれかを購入した全ての人

このクラスは、b項(2)に規定された“差し止めによる救済”が行われることを目的とする opt-out が選択できない non-opt-class に設定された。

## クラス認定の背景

1994年12月、原告 Ivey は大手家具店チェーン Heilig-Meyers と生命保険会社 Voyage Life を、小売店で分割払い契約をした際に信用生命保険が自動的につくことに関して訴訟を行った。

その際、弁護士との協議により、先行事例を踏まえて、個人の原告や単独の取引で裁判を行うのではなく、州全体レベルのクラスアクションとして、会社ぐるみで信用生命保険料の過剰請求を行っているという疑義を申し立てることにした。

その結果、「Heilig-Meyers の顧客で、1993年5月に小売店の分割払い契約をし、かつ任意加入の Voyage Life による信用生命保険を購入した」Merilyn and Gary Inman を原告代表者として設定しなおし、訴状では、「Inman を原告代表とする、Heilig-Meyers の全店で、被告から信用生命保険を購入した1万人以上の分割（契約）購入者に損害賠償金の受領を可能にし、宣言または差し止めによる救済を提供できるようにするため」にb項(3)型のクラスを認定するよう法廷に働きかけた。

1994年11月29日に、この事件は、「アラバマ州民事訴訟法23条b-1,2,3に準じる」クラスアクションとして継続的に遂行されることができると判断され、上記a . のクラス認定が行われた。

裁判は、1996年4月12日に和解したが、“差し止めによる救済”による non-opt-class と設定するために、和解対象となるクラスは上記b . の内容と変更された。

クラスの設定が提起、クラス認定、和解の各時点で変化していった事例

**事例： In Re Factor or Blood (血液製剤のHIV感染)**

#### クラス認定の内容（和解時）

1978年から1985年の間に被告の製薬会社に取り掛かったもしくは配布した血液凝集剤を使用した血友病患者で、HIVに現在感染している、もしくは感染していた人  
上記に加え下記の人々もクラスに含まれる

- ・ 性行為によりウイルスに感染した血友病患者の単婚のパートナー、同様に血友病の親から感染した子供
- ・ クラスに含まれる原告の、HIVに感染していなくても、愛する人の死や病気に苦しんでいる家族（家族の喪失に対して法的に（補償の）要求をすでにしている可能性のある家族も含む）
- ・ もしクラスのメンバーが逝去した場合の遺族

#### クラス認定の背景

血液製剤の HIV 感染については、様々な個人訴訟、クラスアクションが行われてきていたが、医学的情報の判断が困難であることもあり、判決の成否はわかれていた。そこで、1993年に、その時点で裁判が終わっていない原告が統合的に訴訟を行うことにし、MDLによる裁判が行われることになった。

本裁判では、(1)製薬会社に血漿の収集と凝集剤の製造・販売に怠った点がなかったか、(2)NHF（製薬会社関連の財団）が凝集剤の販売促進において信託された義務を怠っていなかったか、の2点に絞って論じられ、クラス認定もこの2点に関連することが重要視された。

裁判が長期化していたため、被害者の HIV による死亡者数が拡大していたため、早期和解が重要視され、上記のクラスが設定された。

ただし、「現在感染している、もしくは感染していた人」という設定のため、クラス認定の時点で発症していないが、将来発症しうる患者は除外されている。

#### 比較的抽象的なクラス認定基準を認めた事例

##### 事例： Toxic Chemical Factory Litigation（工場の毒性物質による汚染）

#### クラス認定の内容

対象となる工場から3ブロック以内に不動産を所有もしくは賃貸している全ての人。ただし、クラスは“工場への距離の近さ”を元に更に3つのサブクラスに分けられ、さらに、そのサブクラスは“特定の境界内で不動産を所有もしくは賃貸していた期間”を元に再分割された。

#### クラス認定の背景

本裁判は、工場の毒性廃棄物による汚染が明確になり、州の環境保護局が撤去や土地の回復に関する指導を始めた後に、問題の深刻さに気付いた近隣住民達によって起こされた。

上記のクラス認定がされたが、被告側は、このクラスが工場からの距離や居住期間を基準に設けられ、被害の程度に多様性があると考えられることから、「クラスの申し立てに共通の特徴がない」「クラスメンバーの権利はクラスの共通基盤を十分に代表したものではない」点から、クラスアクションのクラス認定として不十分であるとして、控訴した。

しかし、裁判所は、“共通の特徴”のための要求は、“原則的に釣り合いを保つためのもの”であり、この要求を設ける目的は「クラスアクションが経済的な努力と一貫した結果という重要な利益を約束できるかを判断するためのもの」であると述べた。効率性と一貫性によって受ける便益が要求を統合する難しさに勝る場合に限って、クラスメンバー間の多様性は存在しうるという見解が示された。

#### c . クラスアクションの実施期間

Bausch & Lomb (コンタクトレンズ) Inman v.s. Heiling Meyers (信用生命保険の掛け金値上げ) の二つの事例について、告訴から和解内容の請求期間終了までのスケジュールの概略をまとめた。

##### Bausch & Lomb (コンタクトレンズ)

時期	主要事項
1994年5月	告訴
1994年9月22日	クラス認定に関する公聴会
1994年11月1日	クラス認定発令
1995年初頭	クラス認定の告知
1996年5月1日	自発的クラス離脱者(Opt-out)の締切
1996年7月25日	和解成立
1996年7月31日	承認予審
1996年7月31日	予備承認発令
1996年8月10日	仮の和解合意告知
1996年11月1日	拡大されたクラスのOpt-out締切。異議申立て締め切り
1996年11月26日	最終承認命令
1996年11月～1997年1月	最終承認命令告知。 手続き請求の告知
1997年2月1日	請求期間終了
1997年8月20日	ポッシュロムは17州において検事総長による調査を終え、異なるブランド名での同一のコンタクトレンズの販売を中止。

Inman v.s. Heiling Meyers (信用生命保険の掛け金値上げ)

時期	主要事項
1994年5月12日	告訴
1994年11月29日	クラス認定に関する公聴会
1994年11月29日	クラス認定発令
	クラス認定の告知。発令されたが認定は行われず。
	自発的クラス離脱者(Opt-out)認定削除
1996年4月12日	和解成立
1996年5月15日	承認予審 予備承認発令
1996年5月～7月	仮の和解合意とクラス認定の告知
	Opt-out 認定削除の確定
	Opt-out 認定削除が適用されず、自発的クラス離脱者(Opt-out)なしの 差止め救済を考慮した non-opt クラスに確定。
1996年9月2日	和解反対者削除
1996年9月17日	最終承認命令
1996年10月～12月	最終承認命令告知。 手続き請求の告知
1997年4月22日	請求期間終了

(3) 濫訴問題

- ・クラスアクションを含めた企業相手の訴訟が、濫訴傾向にあり、かつ大規模な賠償請求への対応が企業活動を鈍らせているという社会的批判が高まっている。
- ・(2) に記したように、企業は和解によって早期解決を望む傾向が強い。そのため、原告弁護士にとって、クラスアクションはクラス認定さえできれば、確実に収益を生むことができる。さらに、個々の被害が数百ドルの少額被害を何百万件も集めたクラスアクションのような場合、クラス構成員は数百ドルのクーポン券しか得ることができないのに弁護士は億ドル単位の収入を得ることができる。  
このため、クラスアクションは一部の弁護士が自分の利益のために行っているという批判も高まっている。
- ・このような動きに対して、2002年から2003年にかけて「クラスアクション公正法(Class Action Fairness Act)」が議論された。また、2003年改正におけるe項の実施規則の具体化、g項、h項の追加((2) 参照)によって、クラス弁護士がクラスの潜在的なニーズも深く理解し、訴訟プロセスや和解などで合理的な行動を取るよう裁判所が管理する仕組みが強化された。

(4) クラスアクションと民間団体

クラスアクションに関する相談、実施支援、情報提供は、数多くの弁護士事務所、個人弁護士によってなされている。ただ、弁護士には相談すること自体に費用がかかる例も多いことから、消費者個人が相談をしづらい場合もある。そこで、消費者個人を支援するこ

とを目的として、弁護士事務所以外の担い手からのサポートも行われている。

このようにクラスアクションが弁護士を中心に大規模化していくことによって、団体自身が訴訟を中心になって推し進める消費者団体は Public Citizen など専門性の高い一部の団体に限られている。米国の消費者団体は、消費者の権利や商品テスト情報などの情報提供業務や消費者保護に関する政府への働きかけに力を入れている。

ただし、政府への働きかけの中で、「クラスアクション公正法 (Class Action Fairness Act)」が出された時に、Consumer Union など消費者団体は連合して、内容が企業よりで消費者のクラスアクションの権利を疎外する法案だとして反対の声明や活動を行った。また、消費者団体や環境保護団体が連携して「バイオ農作物」の野外実験の規制強化を米農務省に求める集団訴訟を起こすような活動は行っている。

## 市民団体

### ・ Public Citizen

ラルフ・ネーダー設立の団体で、Litigation Group は、クラスアクションのリーダー的存在。

### < Public Citizen のクラスアクションへの関与の事例 >

#### Bowling v. Pfizer Heart Valve Settlement

##### 裁判の内容

35000 人の人工心臓利用者が、人工心臓のバルブが設計・製造の欠陥のために破損しやすい（破損時には 3 分の 2 が死に到る）ことを争点にしたクラスアクション。和解では、クラスメンバーの精神的恐怖への対価、バブルの状態の非侵襲診断手法の研究費用、危険性の高いバルブの交換費用、バブルの破損したクラスメンバーへの賠償費用に、合計 8 千万ドルを支払うことで決着した。

##### パブリック・シチズンの果たした役割

- ・ 説明、証言に参加した
- ・ 再手術のメリットなどの重要性を訴えた
- ・ 患者の配偶者への賠償の実現に貢献した
- ・ 弁護団が秘密裏に和解金のうち 3.3 千万ドルを対価として取ることに反対し、訴訟を通して減額させることに貢献した
- ・ 再手術が適切に遂行されることを監視している

## コンサルティングサービス

### **Analytics 社**

1974 年設立の最も古いクラスアクションを専門とするコンサルティングファーム。告知、クラスアクションの実施、和解などをサポートする下記のようなサービスを提供し

ている。

- ・クラス構成員への告知（データベース構築、手紙配送の支援、効果的なメディア活用）
- ・クラス構成員の交流（コールセンター、インターネットを通して、クラスメンバーの情報共有を支援）
- ・告訴の実施支援（プロジェクト構築、クラス遂行中の問題の解決、プロジェクト実施のクオリティ管理、文書管理、現状の分析・レポート作成）
- ・分配サービス（和解基金の管理、和解金の分配、クーポンなど非現金成果品の配布）

#### マッチングサービス

##### **ClassAction.com**

消費者がクラスアクションや大規模訴訟に関して弁護士に直接、質問できるサイト。

法律事務所ではなく、個人弁護士や弁護士事務所を紹介している。相談費用は無料であり、和解や判決が出て支払いを受けた場合にのみ費用を支払う。

##### **BigClassAction.com (Online Legal Service 社)**

消費者が自分の問題意識を弁護士に相談したり、待機中のクラスアクションに登録することが可能なサイト。運営は、弁護士からの広告収入によって行われている。

## 添付資料

1. 連邦民事訴訟規則 Rule23  
クラスアクションに関する条文  
UFJ 総合研究所仮訳

連邦民事訴訟規則 Rule23 クラスアクションに関する条文  
(UFJ 総合研究所 仮訳)

a 項 クラスアクションの前提

一人もしくは複数のメンバーが、全員の利益の代表団として起訴・被告となれるのは下記の要件を満たしている場合である。

- (1) 全メンバーの参加が困難なほど規模が大きいこと
- (2) クラスに共通の法律上または事実上の問題が存在すること
- (3) 代表の請求や抗弁がクラスの請求や抗弁を代表していること
- (4) 代表が公正かつ適切にクラスの利益を守ること。

b 項 クラスアクションの遂行に関する a 項への追加規定

- (1) クラスの個々のメンバーによる個別の起訴が、次のようなりスクを生じる場合。
  - (A) クラスの個別メンバーに一貫性がない、もしくは多様な判決がでる
  - (B) 実質的に他のメンバーの利益に反したり、利益を守れなくなる判決がでるまた、
- (2) クラスに対する集団が、クラス全般に当てはまる行動をし、もしくは行動を拒んできており、それゆえ、クラス全体に関わる適切な最終的な差し止め命令や勧告による救済を行うことができること また、
- (3) 裁判所が、個々のメンバーのみに影響するいかなる疑義よりも、クラスのメンバー共通の法的もしくは事実の疑義が優位を占め、論争の公平かつ効果的な判決を得るためにクラスアクションが他の手法よりも優れていると判断すること。その優位は以下の点が考慮される
  - (A) 別行動の訴訟や弁護を個別に扱った場合のクラスメンバーの利益。
  - (B) クラスのメンバーが既に関わっている議論に関する訴訟の規模や性質
  - (C) 特定の法廷に訴訟を集約させることの望ましさの有無
  - (D) クラスアクションの運営において遭遇するであろう困難さ

c 項 クラスアクション遂行に関わる決定、告知・判決・部分的実施のクラスアクション

- (1) (A) 個人がクラスの代表者として訴える、もしくは訴えられる時、裁判所は、初期の実施段階において、訴訟をクラスアクションとして認定するかどうかの命令を決定しなければならない。
  - (B) クラスアクションを認定する命令は、クラスとクラスの要求、論点もしくは被告を明確に定義しなければならず、かつ、g 項の下でクラス弁護士を指定

しなければならない。

(C) C項(1)の下での命令は最終判決の前に変更や修正できる。

(2) (A) b項(1)もしくは(2)の下で認定されたいかなるクラスに対しても、裁判所はクラスに対する適切な告知を指示することができる。

(B) b項(3)の下で認定されたいかなるクラスに対して、裁判所はクラスメンバーに対して現状で最も実践的な告知を行うよう指示しなければならない。

告知には、合理的な努力を通して特定できる全てのクラス構成員に対する個別の告知を含む。告知は平易で理解しやすい言葉で簡潔かつ明確に、次のことを述べなければならない。

- ・ 訴訟の性質
- ・ 認定されたクラスの定義
- ・ クラスの要求、論点、被告
- ・ クラス構成員はもし強く望むなら弁護士を通して出廷ができること
- ・ 裁判所は除外を望むいかなるメンバーも除外するであろうこと、そして、メンバーが除外さえるためにいつ、どうすればいいかという説明、
- ・ C項(3)の下で、クラス構成員にかかるクラス判決に拘束される影響

(3) (b)(1)もしくは(2)の下でクラスアクションとして遂行される訴訟における判決は、クラスに好ましいかどうかに関わらず、裁判所がクラスの構成員であると裁定した人たちを含みかつ対象とする。(b)(3)の下でクラスアクションとして遂行される訴訟における判決は、クラスに好ましいかどうかに関わらず、(c)(2)項による告知が指定し、除外されることを望まず、かつ裁判所がクラスの構成員であると裁定した人たちを含みかつ特定し、対象とする。

(4) 適切に(A)特定の論点に関してクラスアクションとして訴訟が遂行されている場合、もしくは(B)クラスが個々のサブクラスを一つのクラスとして扱えるようなサブクラスに分割される場合に本項の条項は状況に応じて構成され、適用される。

#### d 項 訴訟行為に関する命令

本規則が適用される訴訟に対して裁判所は、下記の適切な命令を出すことができる。(1) 証拠または主張の提出における不当な重複または煩雑さを回避するための手段を実行または対処する方法を決めること (2) クラス構成員の保護のため、または公正な訴訟行為のために、請求または弁護を阻止または提示し、もしくは訴訟を始めるために、判決の提示された範囲、メンバーが代表者が公正かつ十分であるか意思表明する機会に関して、訴訟の各段階の構成員の一部または全員に裁判所が指示を出すのと同様の方法で通知を出すよう求めること (3) 代表団または訴訟参加者に条件を課すこと (4) 不在者の代表に関する申し立てを除くよう訴

答を修正し、訴訟が適切に行われるようにすること (5)類似の手續事項を処理すること。

命令は、FRCP16条<sup>注1</sup>の命令とともに出すことができ、時宜に応じて変更補正することができる。

#### e 項 和解、自主的な取下げ、示談

- (1) (A) 裁判所は、認定クラスの申立て、議題、抗弁のあらゆる和解、自主的な取下げ、示談を承認しなければならない。  
(B) 裁判所は、提案された和解、自主的な取下げ、示談に関わる全てのクラスメンバーに、合理的な方法で通知するよう指示しなければならない。  
(C) 裁判所は、聞き取りをした後、和解、自主的な取下げ、示談が公正で、合理的で、適切だと判断した時のみ、クラスメンバーを拘束する和解、自主的な取下げ、示談を承諾することができる。
- (2) e 項(1)の下で和解、自主的な取下げ、示談の承認を得ようとする当事者は、提案された和解、自主的な取下げ、示談に関係するあらゆる合意を明確にする声明文をまとめなければならない。
- (3) b 項(3)に基づいてクラスアクションと認定されている場合、裁判所は、開始時に除外を申請する機会があったがしなかったクラスメンバーの中の個人に除外を申請する新しい機会を認めていない限り、合意の承認を拒否することができる。
- (4) (A) あらゆるクラスメンバーは、裁判所に e 項(1)(A)の下での承認を求めて提案された和解、自主的な取下げ、示談に反対することができる。  
(B) e 項(4)(A)の下での反対は、裁判所の承認がある場合のみ破棄されうる。

#### f 項 控訴

控訴裁は、本規則によるクラスアクションの認証の認容または拒否についての地裁の命令に対する控訴を、裁量により受理することができる。ただし命令の登録後、10日以内に控訴されることを要する。地裁判事または控訴裁が命じない限り、控訴により地裁における手続きが停止することはない。

#### g 項 クラス弁護士

##### (1) クラス弁護士の指名

- (A) 法令が他の方法を定めない限り、クラスを認定した裁判所はクラス弁護士を指名しなければならない。
- (B) クラス弁護士として指名された弁護士は公正かつ適切にクラスの利益を代表しなければならない。
- (C) クラス弁護士の指名にあたって、裁判所は

- ( ) 下記のことを考慮しなければならない。
  - ・ 訴訟において潜在的な訴求内容を明確にし、調査してきた点について、弁護士が行ってきた仕事
  - ・ クラスアクションや他の複雑な訴訟、訴訟で主張すべき訴求内容についての弁護士の経験
  - ・ 弁護士の適用法の知識、そして
  - ・ クラスの代表に深く携わることへの資質
- ( ) クラスの利益を公正かつ適切に代表する弁護士の能力に必要なその他のことを考慮できる
- ( ) クラス弁護士の候補に、指名に必要と考えられる情報を提供し、弁護士費用と非課税経費に対する考え方を提案するよう指示できる
- ( ) 指名に深く関連する上記以上の指令を出すことができる

## (2) 指名の手続き

- (A) 裁判所は、クラスアクションとして認定されるか決定される前の推定クラスのために活動する暫定的な弁護士を指定できる。
- (B) クラス弁護士としての指名への志願者が一人いる時、裁判所はその志願者を、g 項(1)(B)と(C)の下で適切な場合にのみ指名できる。クラス弁護士への志願者が一名よりも多くいる場合、裁判所はクラスの利益を最も適切に代表できる志願者を指名しなければならない。
- (C) クラス弁護士を指名する命令には、h 項の下で弁護士費用と非課税経費の裁定についての条項を含めることができる。

## h 項 弁護士費用裁定

クラスアクションとして認定された訴訟において、裁判所は法で定められた、もしくは下記のように当事者間で合意された合理的な弁護士費用と非課税経費を裁定することができる。

### (1) 弁護士費用の裁定への申立て

弁護士費用と非課税経費に対する要求は、54 条 d 項(2)<sup>注2</sup>の下での申立てによって、この項で定める条項について、裁判所によって定められた時に、行われなければならない。

### (2) 申立てへの反対

クラスメンバー、もしくは支払いを求められる当事者は、申立てに反対できる。

### (3) 聴取と裁定

裁判所は聴取を行うことができ、事実を裁定し、52 条 a 項<sup>注3</sup>の下で申立てに対する法の結論を表明しなければならない。

### (4) 特別裁判所主事もしくは下級判事への委託

裁判所は、54条d項(2)(D)において示されるように、特別裁判所主事もしくは下級判事に裁定額に関する問題を委託することができる。

注1) 連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)16条

「事前審理の会議・予定・管理」

あらゆる裁判において、法廷は裁判を効果的、効率的に遂行するために必要な命令を出したり、和解を促したりできることを規定している。関係者が命令に従わない場合、法廷はサンクションを果たすことができる。

注2) 54条「判決；経費」(d)項(2)「弁護士費用」

弁護士費用と関連する非課税経費は申立てによって要求されること、申立ては判決後14日以内に行うことなどを定めている。(d)(2)(D)項は、地域ルールで広範囲な証拠聴取を行わずに解決する手続きを定めていいこと、特別裁判所主事もしくは下級判事への委託を行っていいことを規定している。

注3) 52条「裁判所による裁定；部分裁定についての判決」a項「効果」

陪審員のいない、もしくは諮問陪審員がいる場合、事実に基づく全ての訴訟で、法廷は事実を裁定するものとしている。